

# 小松島市一般廃棄物処理基本計画 (改訂版)

令和 2年 3月

小 松 島 市

# 目 次

## 第1章 一般廃棄物処理基本計画の概要

第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画期間及び目標年度	1
第3節 計画の位置付け	2
第4節 国・県の動向及び本市の取り組み	
1. 国の動向	3
2. 県の動向	4
3. 本市における取り組み	4

## 第2章 地域の概要

第1節 自然環境の特性	
1. 地理的、地形的特性	7
2. 気候的特性	8
第2節 社会環境の特性	
1. 人口動態	9
2. 産業構造	11
第3節 生活環境の特性	
1. 土地利用状況	12
2. 都市計画	13
3. 将来計画	13

## 第3章 ごみ処理の現況

第1節 ごみの排出量の実績及びその性状	
1. ごみ処理の流れ	14
2. ごみ排出量等の実績	16
第2節 ごみ減量化・資源化の実績	
1. ごみ減量化の実績	20
2. ごみ資源化の実績	20
3. 集団回収の実績	22
4. 生ごみ処理機等の購入補助実績	23

第3節	ごみ処理の実績	
1.	ごみ焼却施設	24
2.	資源化施設	25
3.	最終処分場	26
第4節	ごみ処理の体制	
1.	収集・運搬	27
2.	処理・処分の形態	27
3.	現有施設の概要	28
4.	ごみ処理経費の状況	29
第5節	ごみ処理の施策の現状	
1.	ごみ排出抑制の施策	30
2.	分別排出の施策	31
3.	収集運搬の施策	32
4.	中間処理の施策	32
5.	最終処分の施策	32
第6節	一般廃棄物処理システムの評価	
1.	評価について	33
2.	類似都市の選定	33
3.	支援ツールによる分析結果	34
4.	分析結果の評価	36
第7節	課題整理	
1.	本市における課題	37

## 第4章 ごみ処理基本計画

第1節	基本的事項	
1.	基本理念	39
2.	基本方針	41
第2節	将来人口の推計	42
第3節	ごみ排出量の予測	
1.	予測手法	43
2.	予測式の概要	44
3.	ごみ排出量の推計値 ※1人1日あたりの排出量（現状傾向で推移）	45
4.	ごみ排出量の将来推計値（現状の傾向で推移）	46

第4節	減量化及び資源化目標	
1.	目標設定にあたって	47
2.	目標達成に向けた排出抑制及び資源化の設定	48
3.	目標値の設定	51
4.	施策の指標の設定	51
5.	ごみ排出量の将来推計値 ※1人1日あたりの排出量（目標設定値）	52
6.	ごみ排出量の将来推計値 ※排出量ベース（目標設定値）	53
第5節	施策の展開	
1.	施策の体系図	55
2.	施策の取り組み内容	56
3.	施策の区分及び主体	65
第6節	収集・運搬計画	
1.	収集・運搬に関する今後の取り組み	68
2.	収集・運搬の主体	68
3.	分別の種類・区分及び分別の方法等	68
4.	計画ごみ収集量	69
第7節	中間処理計画	
1.	中間処理に関する今後の取り組み	70
2.	中間処理の方法及び量	70
第8節	最終処分計画	
1.	最終処分に関する今後の取り組み	72
2.	最終処分の主体	72
3.	計画処分量	72
第9節	その他	
1.	適正処理困難物対策	73
2.	災害廃棄物処理計画	74
3.	進行管理計画	76

## 第5章 生活排水処理基本計画

第1節	生活排水処理の現況	
1.	し尿処理	77
2.	生活雑排水処理	77
3.	汚泥処理	77

4. し渣及び脱水（乾燥）汚泥処理	77
第2節 処理形態別人口の把握	79
第3節 生活排水処理施設の整備状況	
1. 公共下水道	81
2. 浄化槽	81
3. し尿処理施設	81
第4節 収集・運搬状況	82
第5節 収集及び処理実績	
1. し尿・浄化槽汚泥収集量の実績	82
2. 処理実績の推移	84
第6節 運営・管理体制及び処理主体	
1. 運営・維持管理体制	85
2. 生活排水の処理主体	85
第7節 生活排水処理の施策の現状	
1. 発生・排出抑制	86
2. 浄化槽の整備促進	86
3. 公共下水道事業の整備	86
第8節 生活排水処理の現況評価と課題の整理	
1. 公共下水道の施設整備	87
2. 浄化槽の整備推進	87
3. 浄化槽及びみなし浄化槽の維持管理	87
4. 収集・運搬	87
5. 中間処理	87
第9節 生活排水の処理計画	
1. 基本理念	88
2. 基本方針	88
3. 生活排水の処理主体	89
4. 生活排水の処理目標及び将来推計	89
5. し尿及び浄化槽汚泥の発生原単位の設定	92
6. し尿及び浄化槽汚泥の収集量の見込み	92
7. し尿処理施設における処理の見込み	94

## 第10節 処理方針

1. 公共下水道の整備…………… 95
2. 浄化槽の普及…………… 95
3. し尿処理施設の維持管理…………… 95
4. 浄化槽及びみなし浄化槽の適正な維持管理…………… 95

## 第11節 排出抑制対策等への取り組み

1. 排出抑制…………… 96
2. 収集・運搬…………… 97
3. 中間処理…………… 97
4. 最終処分…………… 97
5. その他…………… 97

## 資 料 編

第1節	市民及び事業所アンケート調査結果（市民）	
Ⅰ	調査概要	100
Ⅱ	調査結果	105
第2節	市民及び事業所アンケート調査結果（事業所）	
Ⅰ	調査概要	120
Ⅱ	調査結果	125
第3節	ごみ排出量の予測	
1.	1人1日当たりのごみ排出量の予測	138
2.	目標年度におけるごみの排出原単位	155
第4節	生活排水処理形態別人口の将来推計	
1.	生活排水処理形態別人口の予測	156
第5節	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）	160
第6節	用語の説明	161
第7節	審議経過	167
第8節	小松島市一般廃棄物処理基本計画策定会議設置要綱	168



## 第1章 一般廃棄物処理基本計画の概要

### 第1節 計画策定の趣旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定により、市町村はその区域内の一般廃棄物処理に関する計画を定めることが義務付けられています。

小松島市一般廃棄物処理基本計画は、本市の一般廃棄物の処理に関し、長期的かつ総合的な視点から、基本の方針等を定めるものであり、ごみの減量化や資源化、生活排水の適正処理に向けた取り組みを位置づけています。

一方で、近年の廃棄物処理を取り巻く環境は、地球温暖化防止に向けた温室効果ガスの削減やプラスチックごみによる海洋汚染の影響など、著しく変化しており、環境負荷低減に向け、更なるごみの減量化・再資源化への取り組みにより、持続可能な循環型社会の構築が求められています。

このため、廃棄物処理に関する社会情勢を背景に、平成26年3月には一般廃棄物処理を推進するための基本方針・施策を位置づけた「小松島市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、平成28年4月には一部改訂を実施しています。

本計画は、将来における本市のまちづくり計画としての「小松島市第6次総合計画」等との整合性を図りつつ、今日の人口減少社会においても安心して暮らしやすい社会の実現のため、国や県の計画等の動向や社会状況の変化も踏まえつつ、本年度に改訂を行うものです。

### 第2節 計画期間及び目標年度

計画期間は、国の指針において10年から15年先を目標年度とし、概ね5年ごとに改定することとされていることから、計画期間は、直近の実績年度である平成30（2018）年度を基準年度に、令和2（2020）年度から目標年度となる令和15（2033）年度とします。なお、計画期間中において、本市を取り巻く社会情勢や新たな環境問題等、大きな変化が生じた場合には、随時見直しを行うこととします。

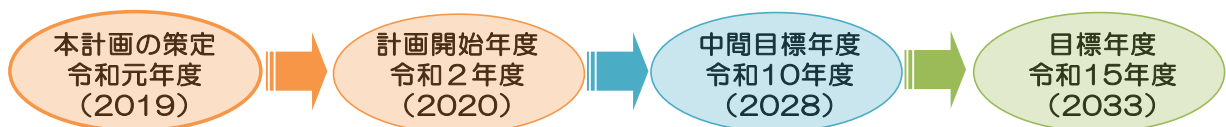


図1-1 計画のスケジュール

※前回計画は、平成26（2014）年度から令和10（2028）年度までの15年間を計画期間としており、本計画は、環境省策定の「ごみ処理基本計画策定指針」において、概ね5年ごとに見直すこととしていることから、計画の改訂を行いました。

### 第3節 計画の位置付け

本計画は、ごみ処理に係る最上位計画として位置づけられており、上位計画には、「小松島市第6次総合計画」があります。

本計画と関係法令、諸計画との関係は次のとおりです。

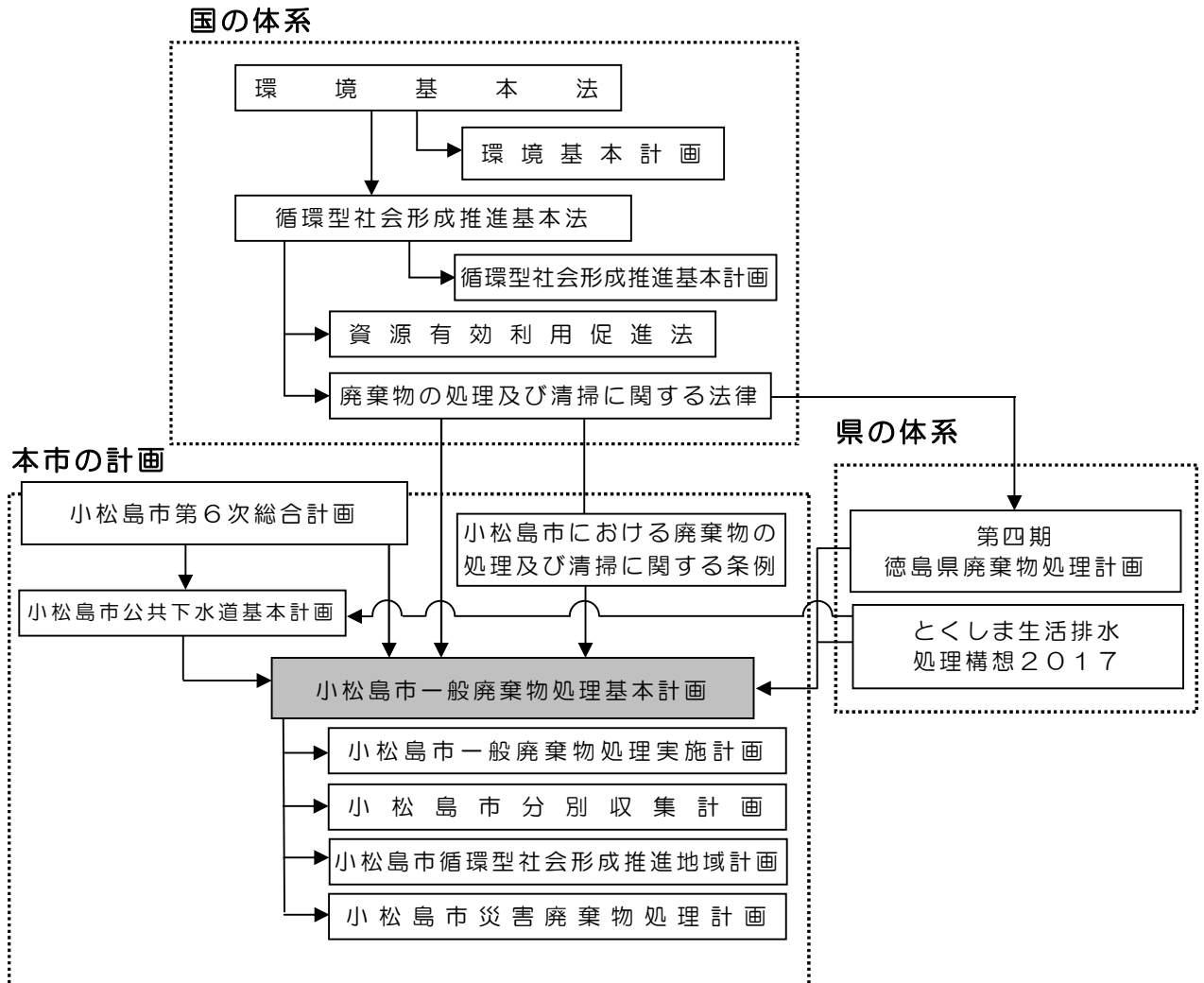


図1-2 本計画の位置付け

## 第4節 国・県の動向及び本市の取り組み

### 1. 国の動向

国では、平成30年4月に第五次環境基本計画を閣議決定し、分野横断的な「重点戦略」（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）の展開にあたり、関係者との連携により、自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う「地域資源共生圏」の創造をめざすとしています。

同年6月には循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、第四次循環型社会形成推進基本計画を閣議決定し、環境的側面、経済的側面および社会的側面の向上を掲げた上で、重要な方向性として、地域循環共生圏による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理のさらなる推進と環境再生などを掲げています。

また、廃棄物処理についての情勢の変化を勘案し、平成28年9月には「ごみ処理基本計画策定指針」を改訂し、食品ロスを含めた食品廃棄物対策など、ごみの減量・再資源化等の取り組みを推進しています。

廃棄物政策の優先順位、廃棄物・リサイクル関連法体系を次に示します。

表1-1 廃棄物政策の優先順位

①	必要なものを長期に使用することで「発生抑制」【Reduce】
②	繰り返し使うことができるものは、できるだけ「再使用」【Reuse】
③	再使用できないものは「再生利用」【Recycle】
④	原料リサイクルができないものは「熱回収」のための燃料として利用
⑤	どうしても廃棄物として処理しなければならないものだけを「適正処分」

\*上から順に優先順位が高くなっています。

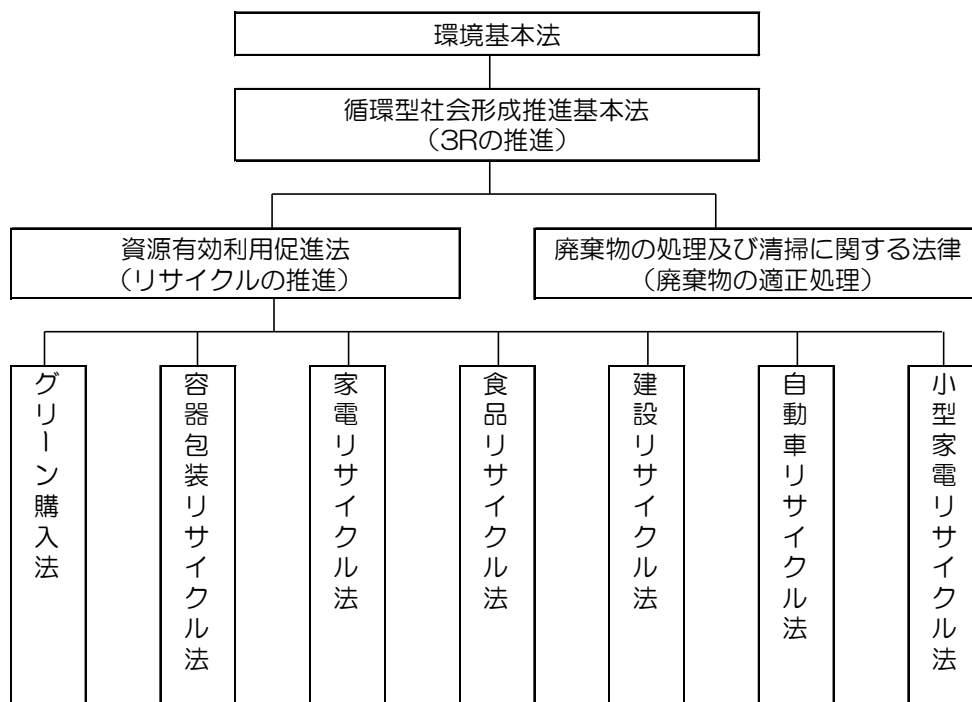


図1-3 廃棄物・リサイクル関連法体系

## 2. 県の動向

県では、国の法整備に対応し、適正な廃棄物処理や環境保全を図る観点から、循環型社会の構築を目指した取り組みを推進するため、平成23年3月に策定した第三期徳島県廃棄物処理計画により、廃棄物の発生抑制や循環的利用を促進しています。また、平成28年3月に策定した第四期徳島県廃棄物処理計画においては、ごみの減量化、適正処理、処理施設の高度化および強靱化、循環型社会構築、非常災害時における廃棄物処理を主な基本施策としています。

## 3. 本市における取り組み

本市では、最上位計画として、平成29年度からの10年間を計画期間とする「小松島市第6次総合計画」を策定し、本市がめざすべき都市像を『未来へ輝く希望と信頼のまち こまつしま』とし、この「キャッチフレーズ・テーマ」に沿って、小松島で住みたい、働きたい、また、安心して子育てができるまちづくりの推進を念頭に、あらゆる世代誰もが「未来への輝き」を実感し、将来への「希望」をいただくことができるよう、市民の皆様方との協働による「信頼」が得られる「こまつしま」の実現に向けたまちづくりを展開しています。

以下、目標とする都市像「未来へ輝く希望と信頼のまち こまつしま」の実現に向け、まちづくりの根幹となる政策分野ごとに基本目標を掲げています。

表1-2 4つの政策分類と8つの基本目標

■ 政策分類	■ 基本目標
①安全・安心で快適に暮らせるまちづくり ②ひとりひとりが輝けるまちづくり ③未来への活力を育むまちづくり ④みんなで創るまちづくり	①「安全・安心なまちづくり」 ②「快適な暮らしづくり」 ③「自然と共生するまちづくり」 ④「子育てがしやすいまちづくり」 ⑤「健やかな暮らしづくり」 ⑥「心豊かなひとづくり」 ⑥ 活気あふれるまちづくり ⑧「市民参画・協働のまちづくり」

一般廃棄物に関する主な取り組みについては、この計画の政策分類①【安全・安心で快適に暮らせるまちづくり】の基本目標②「快適な暮らしづくり」に係る基本方針「生活関連施設の整備」の取り組み「ごみ処理・し尿処理など生活関連施設の整備」並びに基本方針「上下水道の整備」の取り組み「公共下水道、合併処理浄化槽などの整備による汚水処理率の向上」をはじめ、基本目標③「自然と共生するまちづくり」に係る基本方針「自然環境・景観の保全」の取り組み「自然環境と共生した魅力あるまちづくり」及び、基本方針「循環型社会の実現」における取り組み「環境への負荷の少ない循環型都市の構築」に記されています。

以下、基本方針ごとに主な取り組みを示します。

表1-3 基本目標における主な取り組み

政策①安全・安心で快適に暮らせるまちづくり	基本目標②快適な暮らしづくり	【基本方針】 生活関連施設の整備	ホームページや広報などを通じて、ごみ処理費用の抑制の関心を高め、ごみの減量・リサイクルに関する意識啓発を行います。
			環境衛生センターの適正な運転管理が行えるよう、毎年度の点検・整備により、安全な施設稼働に努めます。
			事業主体の徳島市をはじめとする関係自治体との協議を進め、広域による施設整備に取り組みます。
			最終処分場の水処理施設を安定して稼働させるため、計画的に施設の点検整備等を推進するとともに、最終処分場搬入までの過程で、資源回収や不燃残渣前の資源の抜き取りなど、埋立処分量の削減を努めることで、環境負荷の少ない適切な施設の維持管理を行います。
	【基本方針】 上下水道の整備	し尿処理施設の適切な運転管理業務の推進を図りつつ、運転管理・計画修繕・薬品調達業務を単年度一括業務委託することにより、経費の削減を図るとともに、今後のし尿処理の管理業務については、長期的な包括業務委託及び効果の検証などを実施し、更なる効率的な運営をめざします。	
		汚水処理の10年概成に向けた取り組みとして、公共下水道事業による施設整備を促進するとともに、浄化槽設置整備事業についても、平成28年度よりみなし浄化槽の撤去補助費を増額しております。引き続き、みなし浄化槽や汲み取り槽の転換・撤去に係る補助金の見直しの検討を行うなど、より一層の転換促進を図るとともに、ホームページや広報等による転換促進に向けた啓発活動を強化します。	
基本目標③自然と共生するまちづくり	基本目標③ 自然環境・景観の保全	【基本方針】 自然環境・景観の保全	<p>広報や啓発活動による環境美化意識の向上を図るとともに、海岸や河川などを定期的にパトロールし、不法投棄の防止を図ります。</p> <p>小松島市衛生組合連合会等をはじめとする地域ぐるみによる取り組みを推進し、ごみ処理が効果的、かつ、効率的になるよう啓発を図ります。</p> <p>地域や関係機関と連携した環境教育の推進を図るとともに、生活排水による環境への負荷の軽減を目的に、浄化設備の設置推進による水質保全に向け、海や川など公共用水域の水質保全と良好な水環境の創造に努めます。</p>
		【基本方針】 循環型社会の実現	<p>市民・事業者・行政が一体となって、ごみ減量化・リサイクル・ごみ問題等に取り組み、次世代にも自然を継承できる循環型社会をめざします。</p> <p>ごみの分別やリサイクルについては、ホームページや広報等を利用して啓発・推進を図り、地球環境にやさしいまちづくりをめざします。</p> <p>不法投棄防止の看板、ボランティア用ごみ袋の提供や美化・資源回収運動など環境に関する地域活動や市民団体活動への支援を行います。</p> <p>特に学校においては、児童・生徒・教職員が一体となった環境保全活動として、節電・ごみ分別・リサイクル活動等に継続的に取り組んでいます。その活動を地域に広げ、環境学習の成果を家庭・地域に波及させることを目的とした「新 学校版環境ISO」の認証取得を市内各小学校において計画的に推進しています。</p>

## 第2章 地域の概要

### 第1節 自然環境の特性

#### 1. 地理的、地形的特性

本市は徳島県の東部、瀬戸内海に面し、市域は東西9.1km、南北8.5km、面積は45.37km<sup>2</sup>です。

中心部は、勝浦川の沖積による小松島平野と、那賀川の沖積による立江・坂野平野が広がり、これらを取り囲むように、北には日峰山があり、北西部にかけて県都徳島市と接しています。一方、西部は四国山系東端の丘陵地帯で勝浦町と接し、南部は勝浦町境の稜線からの丘陵が東南の肥沃な平野部に向かって広がり、阿南市と接しています。

本市の位置は次のとおりです。



図2-1 本市の位置

## 2. 気候的特性

本市は瀬戸内海式気候に属し、年間の平均気温は概ね16.4～17.6℃と温暖であり、日照時間も長く、総降水量は1,496～2,562mmです。また、夏季と秋季は多雨であり、冬季は降水量や降雪量が少なくなっています。

過去10年間における本市の気象及び平成30年の月別平均気温、月別降水量及び日照時間は次のとおりです。

表2-1 過去10年間の気象

項目	年	平成21年 (2009)	平成22年 (2010)	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)
平均気温*1	(℃)	16.9	17.0	16.7	16.4	16.8	16.4	17.0	17.6	16.7	17.1
最高気温*2	(℃)	21.0	20.9	20.7	20.4	21.1	20.4	20.9	21.6	20.7	21.2
最低気温*3	(℃)	13.4	13.5	13.2	13.0	13.0	12.8	13.5	14.0	13.1	13.6
最高の極値*4	(℃)	35.1	36.0	35.5	36.1	38.2	35.1	35.9	37.2	36.2	37.3
最低の極値*5	(℃)	-2.0	-1.2	-2.3	-1.7	-1.1	-1.7	-0.4	-4.1	-0.7	-3.3
総降水量	(mm)	1,600.5	1,506.0	2,562.5	1,639.0	1,949.0	2,534.0	1,985.5	1,715.0	1,496.0	1,760.0
日最大降水量	(mm)	182.0	113.5	429.5	151.5	319.5	314.0	135.0	250.5	226.5	128.5
日照時間	(時間)	2,062.9	2,121.0	2,124.3	1,995.6	2,326.8	2,098.0	2,065.1	2,098.8	2,259.0	2,289.9

\*出典 徳島地方気象台 観測データ

- \*1 年間の平均値
- \*2 年間の最高気温の平均値
- \*3 年間の最低気温の平均値
- \*4 年間の最高気温
- \*5 年間の最低気温

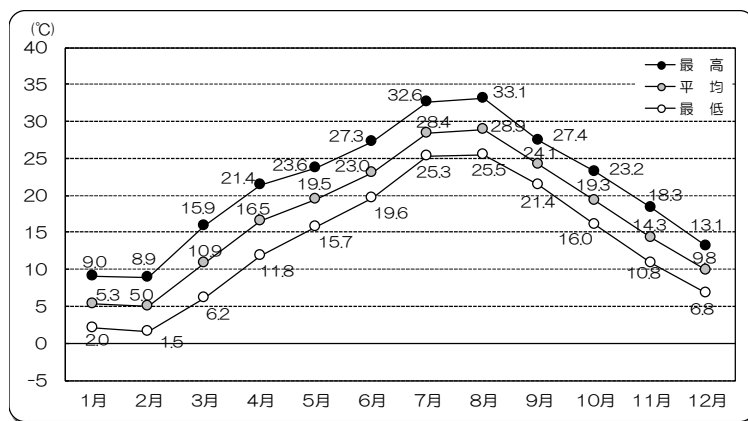


図2-2 月別平均気温 (平成30年)

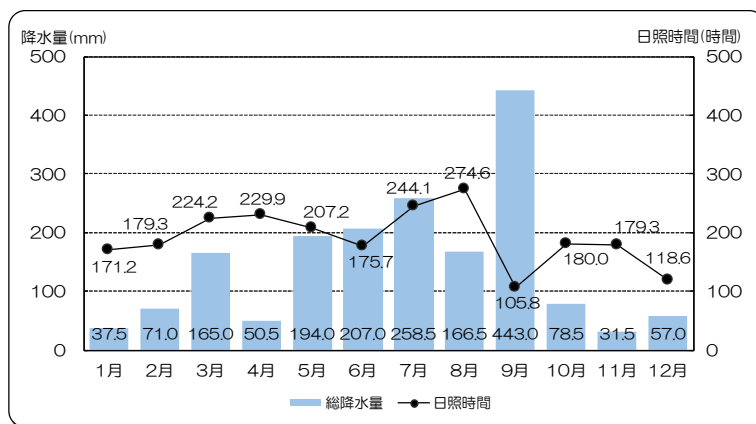


図2-3 月別降水量及び日照時間 (平成30年)

第2節 社会環境の特性

1. 人口動態

本市における人口は、この10年間に8.7%減少した一方、世帯数は1.9%増加しています。その間の一世帯あたりの人口は、2.48人/世帯から2.22人/世帯へと減少しています。

5歳階級別人口における階級構成は、男女いずれも65～69歳階級が最も多く、65歳以上人口は33.6%となる一方で、年少人口は全体の10.4%となり、少子高齢化が進んでいます。

本市における人口及び世帯数の推移、5歳階級別人口は次のとおりです。

表2-2 人口及び世帯数の推移

年 度	人 口			人口増減率 (前年度比) (%)	世帯数 (世帯)	世帯当り 人口 (人/世帯)
	(人)	男 (人)	女 (人)			
平成21年度 (2009)	41,720	20,046	21,674	-	16,809	2.48
平成22年度 (2010)	41,527	19,989	21,538	-0.46	16,866	2.46
平成23年度 (2011)	41,146	19,830	21,316	-0.93	16,862	2.44
平成24年度 (2012)	41,051	19,839	21,212	-0.23	17,131	2.40
平成25年度 (2013)	40,661	19,662	20,999	-0.96	17,106	2.38
平成26年度 (2014)	40,178	19,460	20,718	-1.20	17,096	2.35
平成27年度 (2015)	39,676	19,203	20,473	-1.27	17,123	2.32
平成28年度 (2016)	39,193	19,011	20,182	-1.23	17,170	2.28
平成29年度 (2017)	38,611	18,764	19,847	-1.51	17,139	2.25
平成30年度 (2018)	38,102	18,540	19,562	-1.34	17,135	2.22
10年間	-3,618	-1,506	-2,112	-8.67	326	-0.26

\* 出典 住民基本台帳、各年10月1日時点市人口

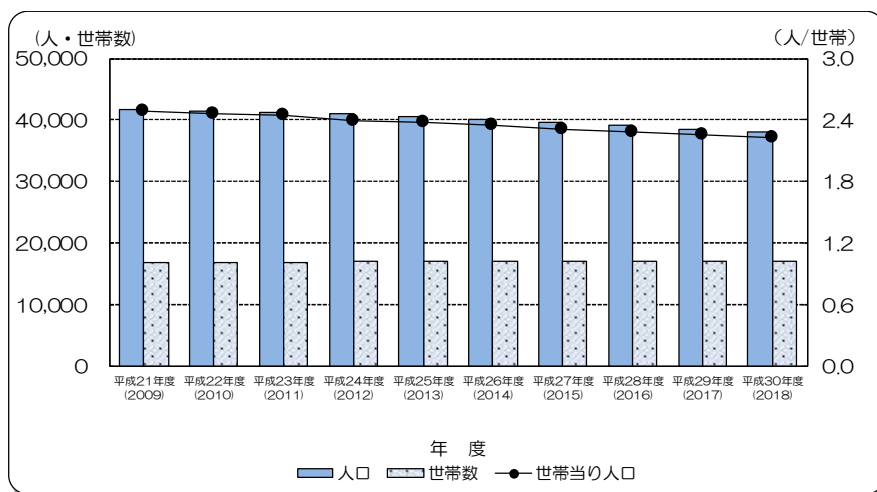


図2-4 人口及び世帯数の推移

表2-3 5歳階級別人口

区分	年齢 (歳)	男		女			
		(人)	(割合)	(人)	(割合)		
年少 人口	0~4	591	2,051	11.2%	514	1,864	9.6%
	5~9	699			597		
	10~14	761			753		
生産 年齢 人口	15~19	885	10,767	58.6%	792	10,405	53.5%
	20~24	882			816		
	25~29	819			768		
	30~34	946			814		
	35~39	1,062			985		
	40~44	1,204			1,152		
	45~49	1,399			1,335		
	50~54	1,115			1,129		
	55~59	1,155			1,259		
	60~64	1,300			1,355		
老年 人口	65~69	1,608	5,538	30.2%	1,666	7,170	36.9%
	70~74	1,468			1,609		
	75~79	1,036			1,257		
	80~84	779			1,103		
	85~89	463			899		
	90~94	163			472		
	95~99	21			140		
	100~	0			24		
総数		18,356	100.0%	19,439	100.0%		
		37,795					

\* 出典 住民基本台帳（平成31年3月31日現在）

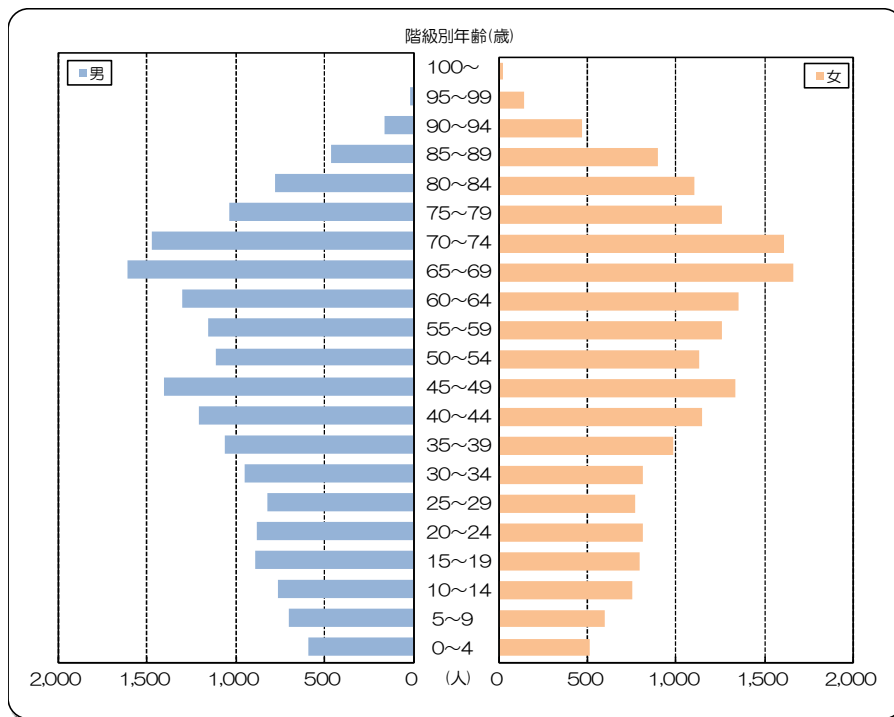


図2-5 5歳階級別人口（平成30年度）

## 2. 産業構造

本市における産業別の就業人口総数は、平成7年以降は減少傾向にあり、農業や漁業等の第1次産業人口、製造業等の第2次産業人口ともに減少しています。

本市における産業別就業人口の推移は次のとおりです。

表2-4 産業別就業人口の推移

項目	年	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)
	第1次産業	(人)	2,373	2,073	1,748	1,699	1,438
第2次産業	(人)	6,018	6,160	5,573	4,963	4,151	4,127
第3次産業	(人)	11,864	12,738	12,421	12,450	11,981	11,961
総数	(人)	20,255	20,971	19,742	19,112	17,570	17,549

\* 出典：市ホームページ（国勢調査）。分類不能の産業を除く。

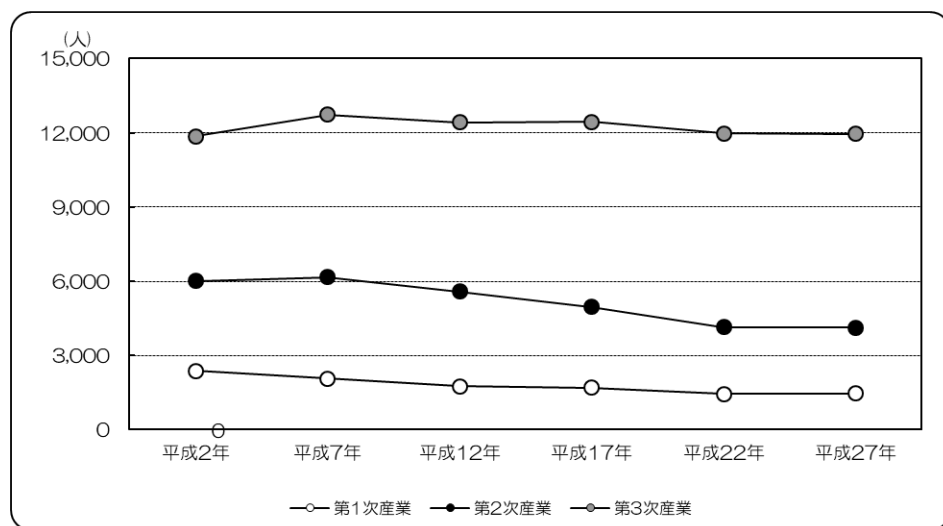


図2-6 産業別就業人口の推移

第3節 生活環境の特性

1. 土地利用状況

本市の地目別土地面積は田が最も多く、次いで宅地、山林の順となっています。

また、田、畑で約50%を占めており、宅地が占める割合は19%であり、土地利用面積の傾向に大きな変化はみられません。

本市における地目別土地面積の推移及びその割合は次のとおりです。

表2-5 地目別土地面積の推移

項目	年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	全体に 占める割合
		(2013)	(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	
田	(千㎡)	16,132	16,104	16,063	16,018	15,977	15,960	40.1%
畑	(千㎡)	3,958	4,003	4,002	4,000	4,028	4,029	10.1%
宅地	(千㎡)	7,541	7,455	7,505	7,482	7,536	7,567	19.0%
池沼	(千㎡)	142	142	144	144	144	144	0.4%
山林	(千㎡)	6,149	6,180	6,188	6,191	6,216	6,213	15.7%
原野	(千㎡)	164	164	149	152	152	152	0.4%
雑種地	(千㎡)	5,438	5,573	5,624	5,698	5,691	5,694	14.3%
総数	(千㎡)	39,524	39,621	39,675	39,685	39,744	39,759	100.0%

\* 市資料。非課税分の土地を除く。

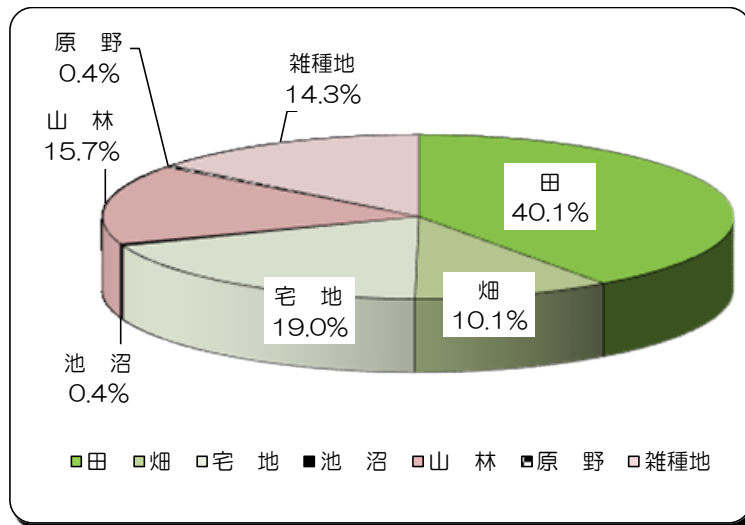


図2-7 地目別土地面積の割合（平成30年）

## 2. 都市計画

本市は、徳島県内5市3町で構成される「徳島東部都市計画」に属し、市域面積全域の4,537haが都市計画区域です。

「都市計画区域面積」のうち、市の面積の約20%にあたる897haが「市街化区域」、約80%にあたる3,640haが「市街化調整区域」です。

本市の都市計画区域面積は次のとおりです。

表2-6 都市計画区域面積

項目	面積	割合
	(ha)	(%)
行政区域面積	4,537	100.0
都市計画区域面積	4,537	100.0
市街化区域	897	19.8
市街化調整区域	3,640	80.2

\* 出典 徳島県の都市計画（平成31年3月）

## 3. 将来計画

本市のまちづくりの将来展望としては、人口減少及び少子高齢化社会を背景に、「小松島市第6次総合計画」のキャッチフレーズ・テーマに沿って、本市で住みたい、働きたい、また、安心して子育てができ、あらゆる世代の誰もが「未来への輝き」を実感し、将来への「希望」をもてるまちづくりを実現するため、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題です。

こうした状況下において、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地した、都市全体の構造を見直し、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」を検討していくため、平成26年3月に策定した「小松島市都市計画マスタープラン」の将来目標の実現に向け、都市再生特別措置法の改正により創設された「立地適正化計画」の策定への取り組みなどを通じ、市民の方々が安全、安心で快適に暮らせるまちづくりの推進をめざします。

第3章 ごみ処理の現況

第1節 ごみの排出量の実績及びその性状

1. ごみ処理の流れ

(1) ごみの分別

本市のごみは“燃やせるごみ”、“燃やせないごみ（廃プラスチック類、ペットボトル、金属・空き缶類、びん・ガラス類）”、“資源ごみ（新聞・雑誌・段ボール、その他の紙類）”及び“粗大ごみ・多量のごみ”に分類して収集をしています。

なお、紙、金属、びん・ガラスについては、集団回収への排出を推進しています。

本市におけるごみの分別は次のとおりです。

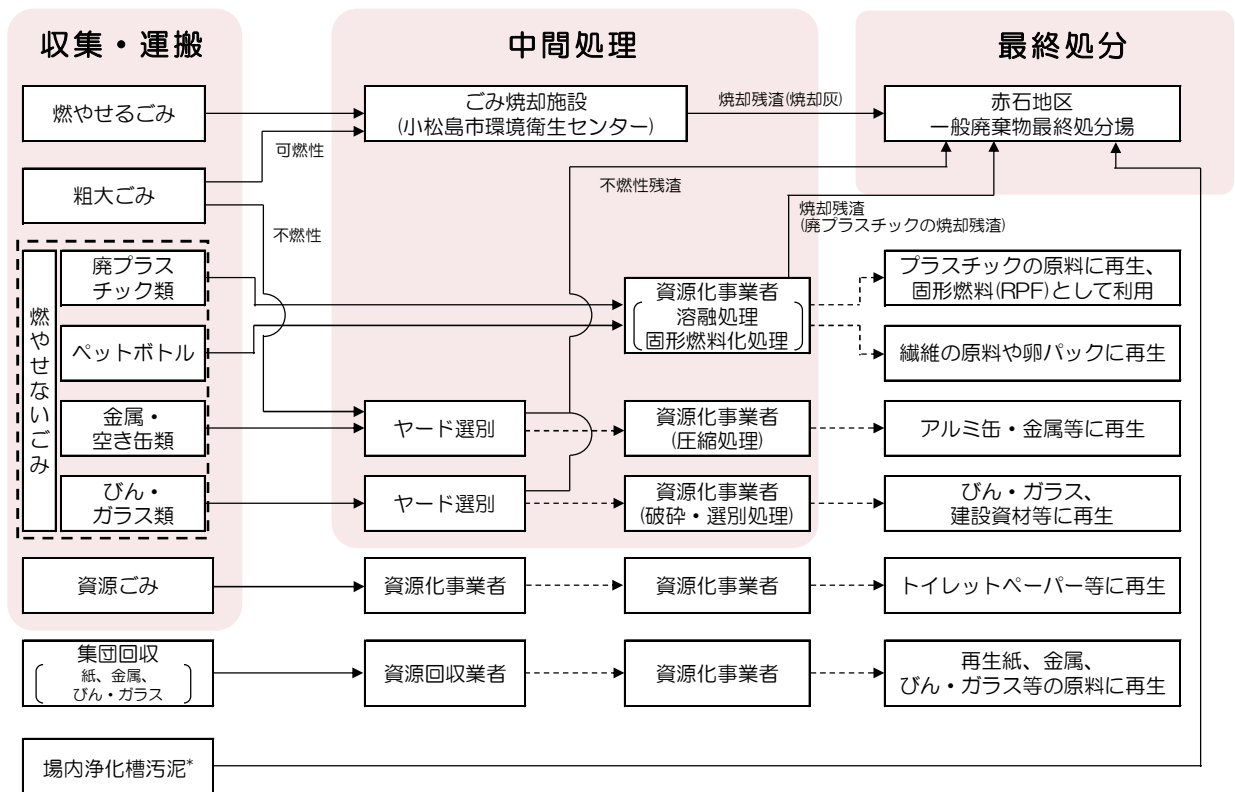
表3-1 ごみの分別

分別区分	収集回数	排出方法	出せる物
燃やせるごみ	週2回 定期収集	燃えるごみ 専用指定袋	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生ごみ</li> <li>■紙くず</li> <li>■紙おむつ</li> <li>■衣類・布製品</li> <li>■木・竹製品</li> <li>■草・木の枝、枯れ葉</li> <li>■靴</li> <li>■革製品</li> </ul>
燃やせないごみ	月2~3回 定期収集	プラス チック類 専用指定袋	プラスチック製の容器類 <ul style="list-style-type: none"> <li>■カップめん・プリン・ヨーグルトなどの容器</li> <li>■お菓子・パン・インスタント食品・冷凍食品などの外袋・内袋</li> <li>■マヨネーズなどのチューブ</li> <li>■卵パック・豆腐のパック</li> <li>■プラスチック製のふた（ペットボトル・ビン・プリンのふた）</li> <li>■持ち帰り用寿司皿・コンビニ弁当などの容器</li> <li>■マーガリンの容器</li> <li>■果物や野菜のネット</li> <li>■洗剤・シャンプー・リンス・ハンドクリームなどの容器</li> <li>■歯ブラシなどのパック</li> <li>■薬・化粧品・日用品などのケース</li> <li>■詰め替え用洗剤・シャンプーなどの袋</li> <li>■薬・化粧品などの容器</li> <li>■衣料品などの袋</li> <li>■ラップ</li> <li>■レジ袋・ビニール袋</li> </ul>
			発砲スチロール <ul style="list-style-type: none"> <li>■生鮮食品・刺身用トレイ</li> <li>■惣菜・和菓子用トレイ</li> <li>■果物の緩衝材</li> <li>■発砲スチロール</li> </ul>
			その他プラスチック製品 <ul style="list-style-type: none"> <li>■プラスチック製のおもちゃ</li> <li>■プラスチック製のバケツ</li> <li>■歯ブラシ</li> <li>■三角コーナ等</li> </ul>
			ゴム類 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ゴムホース</li> <li>■ゴム長靴</li> </ul>
ペット ボトル	隔週 定期収集	プラス チック類 専用指定袋	ペットボトル （キャップ・ラベルは 廃プラスチック） <ul style="list-style-type: none"> <li>■飲料用のペットボトル</li> <li>■しょうゆ・酒類（酒・焼酎・みりん）のペットボトル</li> <li>■ソース・食用油・ドレッシング・乳酸飲料・つゆなどのボトル</li> </ul>
			飲料缶（アルミ・スチール）、 缶詰の空き缶・ふた <ul style="list-style-type: none"> <li>■ジュース・コーヒーなどの缶</li> <li>■缶詰の空き缶</li> </ul>
			カセットガス缶、スプレー缶 <ul style="list-style-type: none"> <li>■スプレー缶</li> <li>■カセット式ガスボンベ</li> </ul>
金属・ 空き缶類	隔週 定期収集	金属・ 空き缶類 専用指定袋	鍋、フライパン、 その他金属製の調理器具 <ul style="list-style-type: none"> <li>■金属鍋</li> <li>■包丁</li> </ul>
			その他金属類のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>■中身が食品以外の缶</li> <li>■アルミホイル・アルミ製品</li> <li>■金属製のふた</li> </ul>
びん・ ガラス類	月2~3回 定期収集	びん・ ガラス類 専用指定袋	飲料、食品のびん <ul style="list-style-type: none"> <li>■ジュースなどのびん</li> <li>■一升びん</li> <li>■ドリンク類のびん</li> <li>■食品以外のびん</li> <li>■コーヒー・ジャムなどのびん</li> </ul>
			その他ガラス製のびん <ul style="list-style-type: none"> <li>■ガラスコップ</li> <li>■ガラス皿</li> </ul>
			ガラス製食器 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ガラスコップ</li> <li>■ガラス皿</li> </ul>
			陶磁器類 <ul style="list-style-type: none"> <li>■鉢</li> <li>■茶わん</li> </ul>
新聞・雑誌・ 段ボール	定期収集	紐で十字に 縛る	新聞（折り込み広告含む） 雑誌類（雑誌・本・菓子箱など） 段ボール（断面が波形になっているもの）
			資源ごみ <ul style="list-style-type: none"> <li>■ワイシャツなどの台紙</li> <li>■小売店の紙袋など</li> <li>■化粧品の箱</li> <li>■3個組プリン・ヨーグルトなどの紙製トレイ</li> <li>■割りばしの袋</li> <li>■ティッシュの外箱（取り出し口のビニールは取る）</li> <li>■歯ブラシなどの台紙</li> <li>■アイスクリーム・ヨーグルトなどの紙カップ</li> <li>■スナック菓子などの空き箱</li> <li>■レトルト食品の外箱</li> <li>■アイスクリーム・カップめん・牛乳などの紙のふた</li> <li>■酒・ジュース・スープなどの紙パック（内側が銀色のもの）</li> <li>■アイスクリーム・ヨーグルトなどの紙カップ</li> </ul>
粗大ごみ・ 多量のごみ	随時	環境衛生 センターに 持ち込むか、 許可業者に 依頼 （有料）	粗大ごみ （エアコン、テレビ、電気冷 蔵庫、電気洗濯機、衣類乾 燥機、パソコンは除く） <ul style="list-style-type: none"> <li>■家電製品</li> <li>■タンス</li> <li>■ソファ・ベッドなどの家具類</li> <li>■自転車</li> <li>■布団</li> <li>■カーペット</li> </ul>
			多量のごみ（引っ越し、庭木の剪定などで一時的に出たもの）
粗大ごみ 戸別回収	隔月	専用ハガキで 申し込み （無料）	粗大ごみ （エアコン、テレビ、電気冷 蔵庫、電気洗濯機、衣類乾 燥機、パソコンは除く） <ul style="list-style-type: none"> <li>■家電製品</li> <li>■タンス</li> <li>■ソファ・ベッドなどの家具類</li> <li>■自転車</li> <li>■布団</li> <li>■カーペット</li> <li>■その他</li> </ul>

(2) ごみ処理フロー

燃やせるごみ、粗大ごみ（可燃性）については、小松島市環境衛生センターにおいて焼却処理を行い、粗大ごみ（不燃性）、燃やせないごみ及び資源ごみについては、ヤード選別の後、資源化事業者による資源化処理を行っています。その後、最終処分は赤石地区一般廃棄物最終処分場において行っています。

本市におけるごみ処理フローは次のとおりです。



※ 側溝汚泥土砂については平成26年度まで、平成27年度からは場内浄化槽汚泥のみとなっています。

図3-1 ごみ処理フロー（令和元年度）

\*最終処分とは、埋立処分を示します。

\*側溝汚泥土砂とは、市内の側溝を浚渫（蓄積された土砂などを取り除く作業）した際に集められた土砂のことであり、図中の破線矢印は、事業者による処理の流れを示しています。

## 2. ごみ排出量等の実績

### (1) ごみ排出量

本市におけるごみ排出量については、生活系ごみ、事業系ごみともに平成25年度と比較して、減少傾向にあります。生活系ごみは、計画期間中において、インターネットの普及や、新聞、雑誌などの紙媒体の消費減少やペーパーレス化などに伴い減少傾向にありましたが、平成30年度より粗大ごみの戸別回収の回数を拡充したことなどにより、前年度と比較して増加しています。

本市におけるごみ排出量の推移は次のとおりです。

表3-2 ごみ排出量の推移

年度		平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
人	(人)	40,333	39,866	39,358	38,817	38,156	37,795
生活系ごみ	(t/年)	11,475	11,539	11,332	10,996	10,879	11,013
燃やせるごみ	(t/年)	8,934	9,071	8,902	8,608	8,290	8,285
燃やせないごみ	(t/年)	1,666	1,650	1,678	1,632	1,641	1,731
びん・ガラス類	(t/年)	508	483	487	441	428	415
金属・空き缶類	(t/年)	272	283	300	315	334	415
廃プラスチック類	(t/年)	793	800	804	790	782	804
ペットボトル	(t/年)	93	84	87	86	97	97
資源ごみ	紙類 (t/年)	742	678	657	671	664	652
粗大ごみ	(t/年)	133	140	95	85	284	345
事業系ごみ	(t/年)	3,505	3,615	3,440	3,330	3,274	3,388
燃やせるごみ	(t/年)	3,460	3,585	3,405	3,302	3,250	3,366
燃やせないごみ	(t/年)	45	30	35	28	24	22
びん・ガラス類	(t/年)	25	18	16	14	17	16
金属・空き缶類	(t/年)	20	12	19	14	7	6
集団回収	(t/年)	363	327	304	258	251	271
側溝汚泥土砂	(t/年)	161	165	20	18	39	22
合計	(t/年)	15,504	15,646	15,096	14,602	14,443	14,694

\* 側溝汚泥土砂は、平成26年度までの処理、以降は場内浄化槽汚泥のみの処理です。

表3-3 分類別のごみ排出量の推移

年度		平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
燃やせるごみ	(t/年)	12,394	12,656	12,307	11,910	11,540	11,651
燃やせないごみ	(t/年)	1,711	1,680	1,713	1,660	1,665	1,753
資源ごみ	(t/年)	742	678	657	671	664	652
粗大ごみ	(t/年)	133	140	95	85	284	345
集団回収	(t/年)	363	327	304	258	251	271
側溝汚泥土砂	(t/年)	161	165	20	18	39	22
合計	(t/年)	15,504	15,646	15,096	14,602	14,443	14,694

## (2) 1人1日あたりのごみ排出量

本市における1人1日あたりのごみ排出量は、平成30年度で1,065.2g/人・日であり、1人あたりのごみ排出量は、平成23年度で1089.9g/人・日と比較して減となっていますが、全国平均の920.1g/人・日（平成29年度）、徳島県の946.2g/人・日（平成29年度）を上回っています。このようにごみ排出量が多いのは、生活系ごみ（燃やせるごみ）の排出量が多いことが影響しています。

生活系ごみ、事業系ごみは、計画期間中において、増減を繰り返していますが、集団回収については減少傾向を示しています。

本市における1人1日あたりのごみ排出量の推移は次のとおりです。

\* 出典：県および国の数値は『一般廃棄物処理実態調査結果』（平成29年度）

表3-4 1人1日あたりのごみ排出量の推移

年 度		平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
人	口 (人)	40,333	39,866	39,358	38,817	38,156	37,795
生 活 系 ご み	(g/人・日)	779.5	793.0	786.7	776.1	781.1	798.3
燃やせるごみ	(g/人・日)	606.9	623.4	618.0	607.6	595.2	600.6
燃やせないごみ	(g/人・日)	113.2	113.4	116.5	115.2	117.8	125.5
びん・ガラス類	(g/人・日)	34.5	33.2	33.8	31.1	30.7	30.1
金属・空き缶類	(g/人・日)	18.5	19.4	20.8	22.2	24.0	30.1
廃プラスチック類	(g/人・日)	53.9	55.0	55.8	55.8	56.2	58.3
ペットボトル	(g/人・日)	6.3	5.8	6.0	6.1	7.0	7.0
資源ごみ	紙類 (g/人・日)	50.4	46.6	45.6	47.4	47.7	47.3
粗 大 ご み	(g/人・日)	9.0	9.6	6.6	6.0	20.4	25.0
事 業 系 ご み	(g/人・日)	238.1	248.4	238.8	235.0	235.1	245.6
燃やせるごみ	(g/人・日)	235.0	246.4	236.4	233.1	233.4	244.0
燃やせないごみ	(g/人・日)	3.1	2.1	2.4	2.0	1.7	1.6
びん・ガラス類	(g/人・日)	1.7	1.2	1.1	1.0	1.2	1.2
金属・空き缶類	(g/人・日)	1.4	0.8	1.3	1.0	0.5	0.4
集 団 回 収	(g/人・日)	24.7	22.5	21.1	18.2	18.0	19.6
側 溝 汚 泥 土 砂	(g/人・日)	10.9	11.3	1.4	1.3	2.8	1.6
合 計	(g/人・日)	1,053.2	1,075.2	1,048.0	1,030.6	1,037.1	1,065.2

\* 四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

1人1日あたりのごみ排出量＝ごみ排出量÷365日÷人口

平成27年度においては、年間日数を366日とします。

第3章 ごみ処理の現況

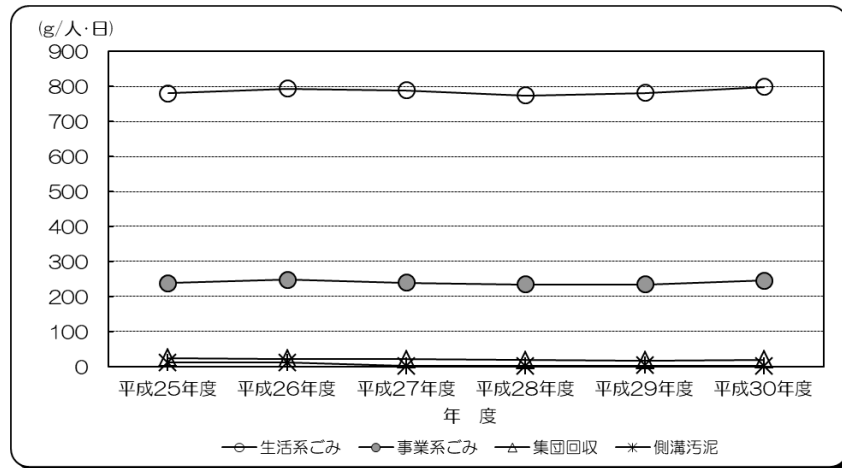


図3-2 1人1日あたりのごみ排出量の推移

表3-5 1人1日あたりのごみ排出量の比較

項目		年度		平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
		人口 (人)	(人)	ごみ排出量 (t/年)	ごみ排出量 (t/年)	ごみ排出量 (t/年)	ごみ排出量 (t/年)	ごみ排出量 (t/年)	ごみ排出量 (t/年)
本市	人口	(人)		40,333	39,866	39,358	38,817	38,156	37,795
	ごみ排出量	(t/年)		15,504	15,646	15,096	14,602	14,443	14,694
	1人1日あたりのごみ排出量	(g/人・日)		1,053.2	1,075.2	1,048.0	1,030.6	1,037.1	1,065.2
徳島県	人口	(人)		783,118	777,551	770,633	765,401	758,218	—
	ごみ排出量	(t/年)		274,147	274,702	269,984	264,003	261,858	—
	1人1日あたりのごみ排出量	(g/人・日)		959.1	967.9	957.2	945.0	946.2	—
国	1人1日あたりのごみ排出量	(g/人・日)		957.5	947.2	938.5	924.6	920.1	—

\* 出典 県、国の値については環境省ホームページ参照。ただし、平成30年度の県・国の数値は本計画策定時において公表されていません。

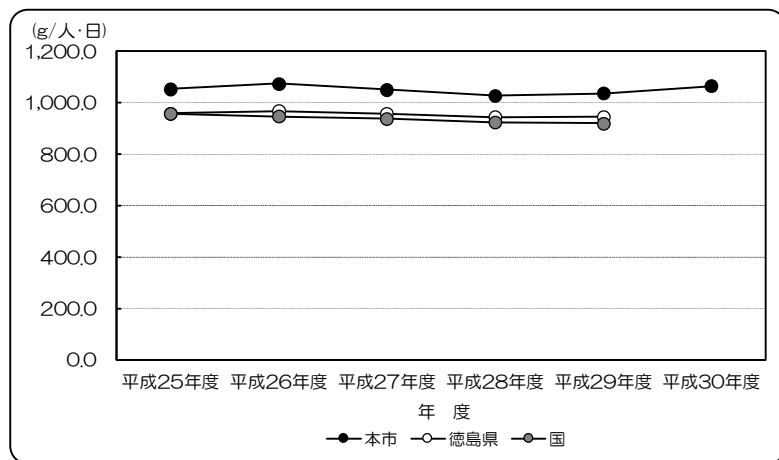


図3-3 1人1日あたりのごみ排出量の比較

(3) ごみの性状(燃やせるごみ)

本市では年4回、燃やせるごみの性状調査を行っており、調査内容はごみの種類組成、単位容積重量、三成分及び低位発熱量です。

ごみの種類組成は、「紙・布類」、「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」の順に高い割合となっており、三成分(水分・可燃分・灰分)については、水分が概ね半分を占めています。

計画期間における燃やせるごみの性状(乾ベース重量比)及び平均値は次のとおりです。

表3-6 燃やせるごみの性状(乾ベース重量比)

項目		測定年	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平均
ごみの種類組成	紙・布類	(%)	63.3	63.1	51.4	54.8	58.5	51.0	57.02
	ビニール、合成樹脂、 ゴム、皮革類	(%)	18.5	22.7	33.2	28.5	25.7	24.5	25.52
	木、竹、わら類	(%)	10.2	3.4	2.9	7.5	4.2	11.0	6.53
	ちゅう芥類	(%)	6.1	7.3	8.6	7.0	7.2	8.8	7.50
	不燃物類	(%)	0.9	1.1	1.5	0.2	2.0	1.8	1.25
	その他	(%)	0.8	2.2	2.3	1.9	2.4	2.8	2.07
	単位容積重量	(kg/m <sup>3</sup> )	147	215	211	150	209	176	185
三成分	水分	(%)	53.9	41.4	43.2	53.7	48.5	42.3	47.17
	可燃分	(%)	40.3	52.9	51.2	42.1	46.9	54.4	47.97
	灰分	(%)	5.8	5.7	5.7	4.1	4.7	3.4	4.90
低位発熱量	(計測値)	(kJ/kg)	6,235	—	—	6,593	—	—	6,414
	(実測値)	(kJ/kg)	7,253	10,435	10,715	7,755	9,198	9,538	9,149

\*ごみの種類組成は乾ベース重量比であり、四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

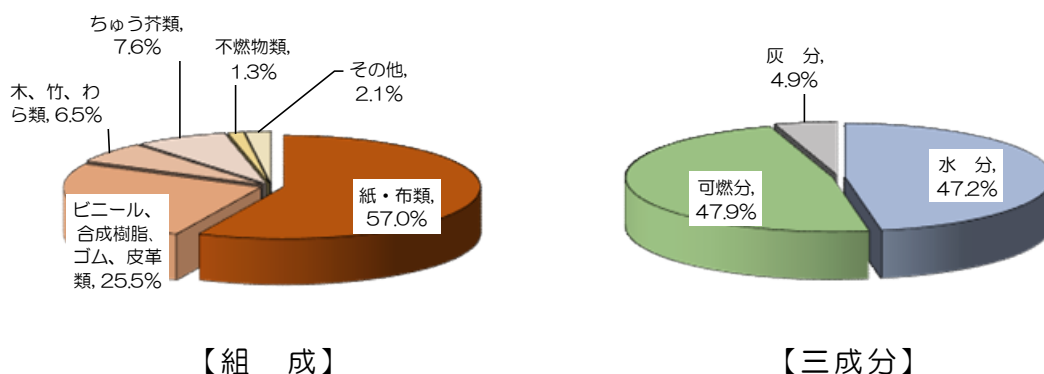


図3-4 燃やせるごみの性状(乾ベース重量比)

## 第2節 ごみ減量化・資源化の実績

### 1. ごみ減量化の実績

平成25年度を100とした減量化指数は、平成30年度において生活系ごみが95.3、事業系ごみが96.7となっています。

ごみの減量化の推移は次のとおりです。

表3-7 ごみの減量化の推移

年度		平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
生活系ごみ(集団回収含む)	(t/年)	11,838	11,866	11,636	11,254	11,130	11,284
事業系ごみ	(t/年)	3,505	3,615	3,440	3,330	3,274	3,388
側溝汚泥土砂	(t/年)	161	165	20	18	39	22
合計	(t/年)	15,504	15,646	15,096	14,602	14,443	14,694
生活系ごみ減量化指数*	-	100.0	100.2	98.3	95.1	94.0	95.3
事業系ごみ減量化指数*	-	100.0	103.1	98.1	95.0	93.4	96.7

\*減量化指数は平成25年度を100としています。

### 2. ごみ資源化の実績

ごみの資源化については、紙媒体の消費の減少やペットボトル等の容器の軽量化、店舗回収の拡充などの社会情勢の変化もあり、結果的には、平成30年度のリサイクル率は平成25年度と同程度となっています。

ごみの資源化の推移は次のとおりです。

表3-8 ごみの資源化の推移

年度		平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
資源化処理 ガラス類 資源化事業者	無色ガラス	(t/年) 140	139	150	149	143	133
	茶色ガラス	(t/年) 171	166	177	176	165	157
	その他ガラス	(t/年) 29	31	36	35	38	36
	廃蛍光管	(t/年) -	1	3	2	2	2
	小計	(t/年) 340	337	366	362	348	328
資源化処理 金属類 資源化事業者	スチール	(t/年) 137	111	76	95	103	84
	アルミ	(t/年) 44	37	55	40	39	37
	その他金属	(t/年) 57	51	147	15	88	155
	小計	(t/年) 238	199	278	150	230	276
資源化処理 プラスチック類 資源化事業者	ペットボトル	(t/年) 81	74	74	71	86	86
	プラスチック原料	(t/年) 33	30	28	25	25	24
	RPF(固形燃料)	(t/年) 281	289	304	284	291	329
	小計	(t/年) 395	393	406	380	402	439
直接資源化 (資源化事業者)	新聞	(t/年) 277	252	239	260	265	264
	雑誌	(t/年) 267	232	236	228	226	207
	段ボール	(t/年) 198	194	182	183	173	181
	小計	(t/年) 742	678	657	671	664	652
集団回収	(t/年)	363	327	304	258	251	271
資源化量合計	(t/年)	2,078	1,934	2,011	1,821	1,895	1,966
ごみ処理量	(t/年)	15,504	15,646	15,096	14,602	14,443	14,694
リサイクル率*	(%)	13.4	12.4	13.3	12.5	13.1	13.4

\*リサイクル率は資源化量合計をごみ処理量で割って算出しています。

\*ごみ処理量は直接焼却量、直接最終処分量、直接資源化量、焼却以外の中間処理量及び集団回収量の合計となっています。

\*廃蛍光管の資源化は平成26年度から行っています。

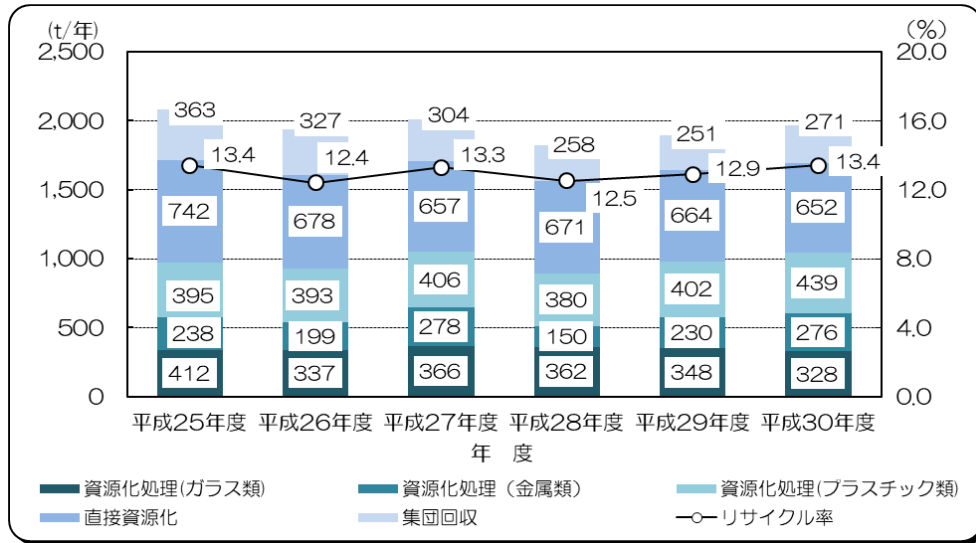


図3-5 ごみの資源化の推移

表3-9 リサイクル率の推移

年度		平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
本市	(%)	13.4	12.4	13.3	12.5	13.1	13.4
徳島県	(%)	16.8	16.9	16.6	16.7	16.8	
国	(%)	20.6	20.6	20.4	20.3	20.2	

\* 平成30年度の県、国の数値は本計画策定時において公表されていません。

\* 出典 国 『一般廃棄物の排出および処理状況等(平成29年度)について』  
 県 『環境省廃棄物処理技術情報』

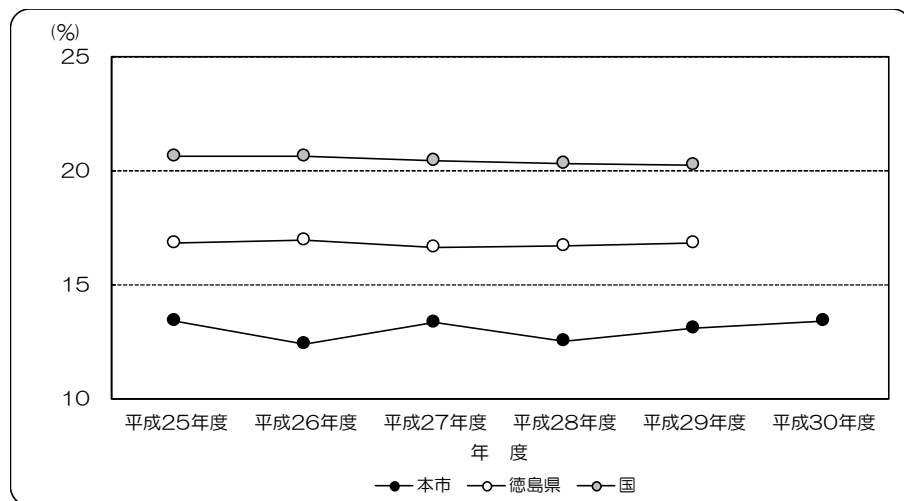


図3-6 リサイクル率の推移

### 3. 集団回収の実績

本市における集団回収量は、団体数ともに、年々減少傾向にあります。

なお、集団回収については古紙類（段ボール、新聞、本雑誌、牛乳パック）、金属類（スチール缶、アルミ缶、その他金属）及びびん類（一升びん、ビールびん）を対象品目とし、1kgにつき紙類：8円、金属類：5円、びん類：3円の報奨金を交付しています。

集団回収量及び団体数の推移は次のとおりです。

表3-10 集団回収量及び団体数の推移

項目	年度		平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
		(t/年)						
古紙類	(t/年)	345	311	289	244	242	260	
金属類	(t/年)	17	15	14	13	9	11	
びん類	(t/年)	1	1	1	1	0	0	
合計	(t/年)	363	327	304	258	251	271	
団体数 <sup>*1</sup>	(団体)	54	54	54	49	43	42	

\* 団体数については、年間平均の値としています。

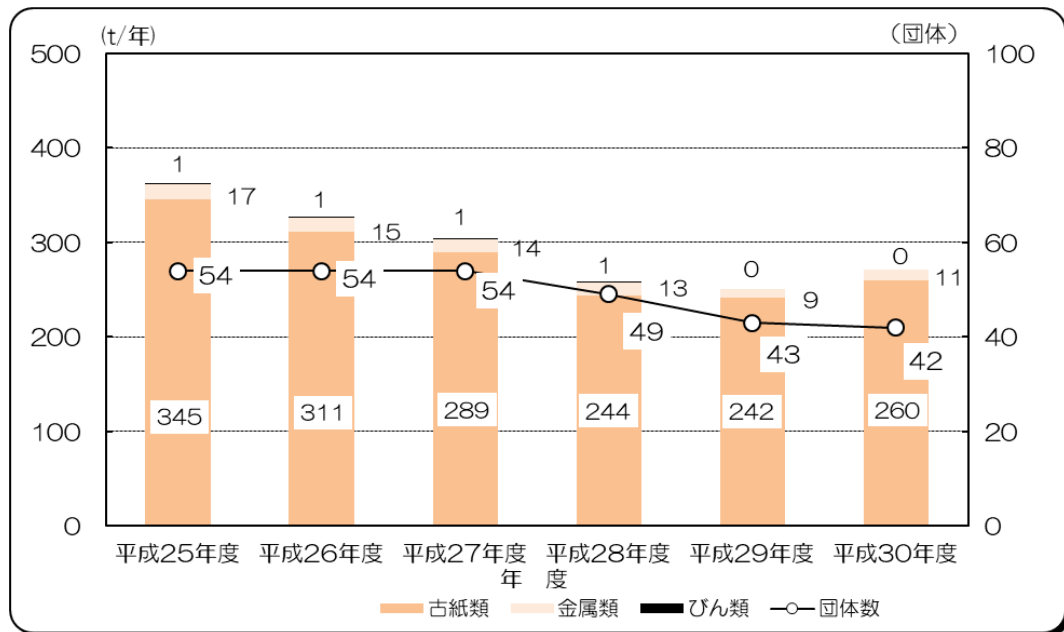


図3-7 集団回収量及び団体数の推移

#### 4. 生ごみ処理機等の購入補助実績

本市における計画期間中における生ごみ処理機（コンポスター）等の購入補助実績は、年度によって差異があります。

なお、本市では、電気式生ごみ処理機は上限2万円、生ごみ処理機（コンポスター）は半額の購入補助を実施しています。

生ごみ処理機等の購入補助の推移は次のとおりです。

表3-11 生ごみ処理機等の購入補助の推移

年 度	生ごみ処理機購入補助		
	合計 (台)	電気式 生ごみ処理機 (台)	生ごみ処理機 (コンポスター) (台)
平成25年度 (2013)	23	4	19
平成26年度 (2014)	31	4	27
平成27年度 (2015)	12	1	11
平成28年度 (2016)	4	0	4
平成29年度 (2017)	20	2	18
平成30年度 (2018)	23	0	23
6年間	113	11	102

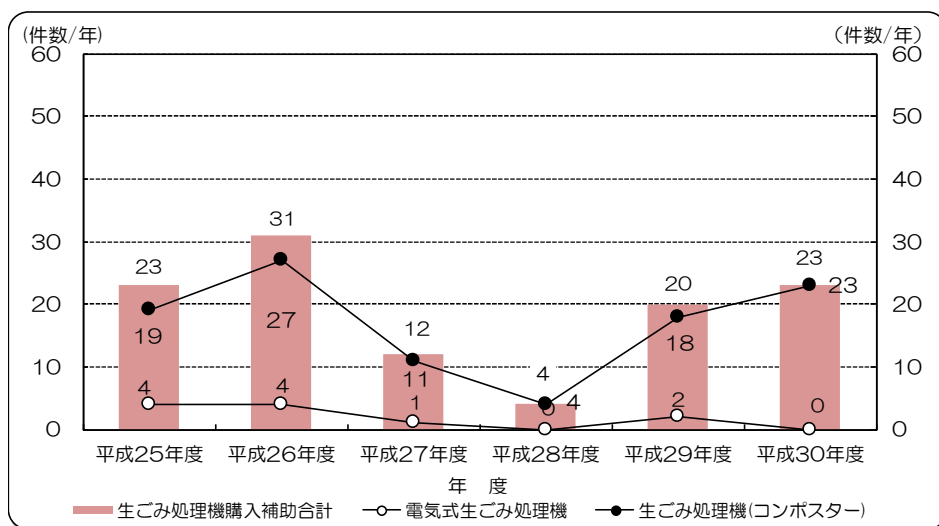


図3-8 生ごみ処理機等の購入補助の推移

### 第3節 ごみ処理の実績

#### 1. ごみ焼却施設

本市では、ごみ焼却施設（小松島市環境衛生センター）において、燃やせるごみ、粗大ごみ（可燃性）の焼却処理を行っています。

焼却処理量は、平成30年度からの粗大ごみ収集回数の拡充を受け、増加傾向に転じていますが、総じて減少傾向にあります。

また、焼却残渣量（焼却灰）についても、減少傾向にあります。

ごみ焼却施設における焼却処理量の推移は次のとおりです。

表3-12 焼却処理量の推移

項目		年度					
		平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
焼却処理量	(t/年)	12,493	12,760	12,402	11,995	11,824	11,996
燃やせるごみ（生活系）	(t/年)	8,934	9,071	8,902	8,608	8,290	8,285
燃やせるごみ（事業系）	(t/年)	3,460	3,585	3,405	3,302	3,250	3,366
粗大ごみ（可燃性）	(t/年)	99	104	95	85	284	345
焼却残渣量（焼却灰）	(t/年)	1,405	1,344	1,493	1,300	1,221	1,395

\* 本市では勝浦町から燃やせるごみ（生活系）の受け入れを行い、焼却処理を行っています。  
（本計画における焼却処理量については、勝浦町からの受け入れ分を含んでいません。）

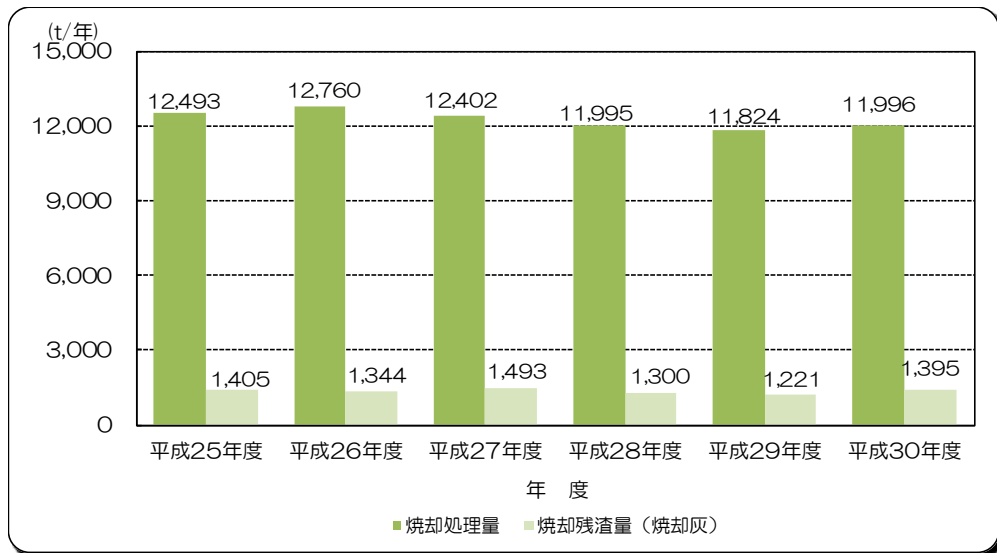


図3-9 焼却処理量の推移

## 2. 資源化施設

本市では、小松島市環境衛生センター（ヤード）において、燃やせないごみ（びん・ガラス類、金属・空き缶類）及び粗大ごみ（不燃性）の選別処理を行っています。選別処理量については、増減を繰り返しています。

資源化施設における選別処理量及び資源化事業者による資源化量の推移は次のとおりです。

表3-13 選別処理量及び資源化事業者による資源化量の推移

項目		年度	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
選別処理量(ヤード選別)		(t/年)	859	832	822	784	786	852
生活系	燃やせないごみ(びん・ガラス類)	(t/年)	508	483	487	441	428	415
	燃やせないごみ(金属・空き缶類)	(t/年)	272	283	300	315	334	415
	粗大ごみ(不燃性)	(t/年)	34	36	0	0	0	0
事業系	燃やせないごみ(びん・ガラス類)	(t/年)	25	18	16	14	17	16
	燃やせないごみ(金属・空き缶類)	(t/年)	20	12	19	14	7	6
資源化処理量(溶融処理・固形燃料化処理)		(t/年)	886	884	891	876	879	901
生活系	燃やせないごみ(廃プラスチック類)	(t/年)	793	800	804	790	782	804
	燃やせないごみ(ペットボトル)	(t/年)	93	84	87	86	97	97
資源化事業者による資源化量①		(t/年)	973	929	1,050	892	980	1,043
ガラス類		(t/年)	340	337	366	362	348	328
金属類		(t/年)	238	199	278	150	230	276
ペットボトル・固形燃料(RPF)等		(t/年)	395	393	406	380	402	439
直接資源化量②		(t/年)	742	678	657	671	664	652
資源化量合計(①+②)		(t/年)	1,715	1,607	1,707	1,563	1,644	1,695
資源化処理残渣量		(t/年)	297	310	214	323	323	291
廃プラスチック焼却残渣(埋立処理)		(t/年)	49	49	48	49	49	43
不燃性残渣(埋立処理)		(t/年)	248	261	166	274	274	248

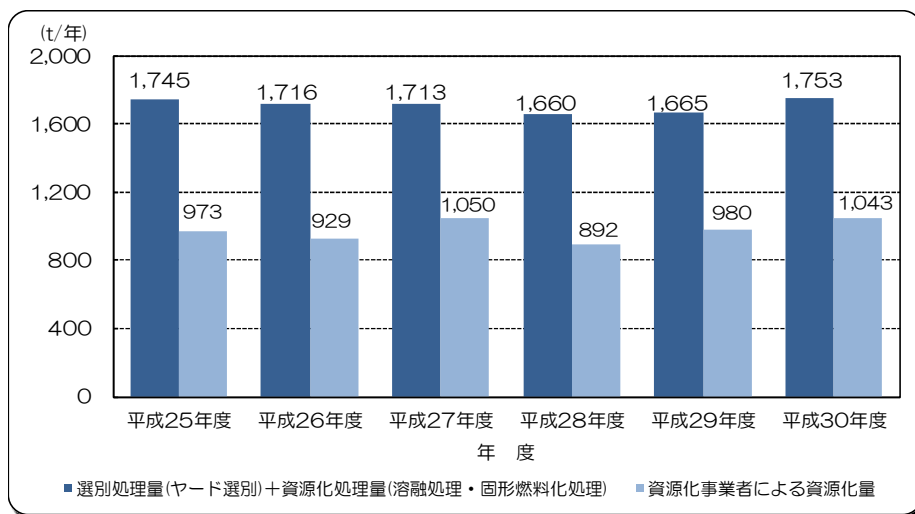


図3-10 選別処理量及び資源化事業者による資源化量の推移

### 3. 最終処分場

本市の最終処分は赤石地区一般廃棄物最終処分場において、焼却灰、資源化事業者における廃プラスチックの焼却残渣、ヤード選別後の選別残渣（不燃性残渣）及び側溝汚泥土砂の最終処分を行っています。最終処分量については、総じて減少傾向にあります。

最終処分量の推移は次のとおりです。

表3-14 最終処分量の推移

項目	年度		平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
		(t/年)						
焼却灰	(t/年)		1,405	1,344	1,493	1,300	1,221	1,395
廃プラスチックの焼却残渣 (資源化事業者における資源化処理後)	(t/年)		49	49	48	49	48	43
不燃性残渣 (ヤード選別後)	(t/年)		248	261	166	274	212	248
側溝汚泥土砂	(t/年)		161	165	20	18	39	22
最終処分量合計	(t/年)		1,863	1,819	1,727	1,641	1,520	1,708

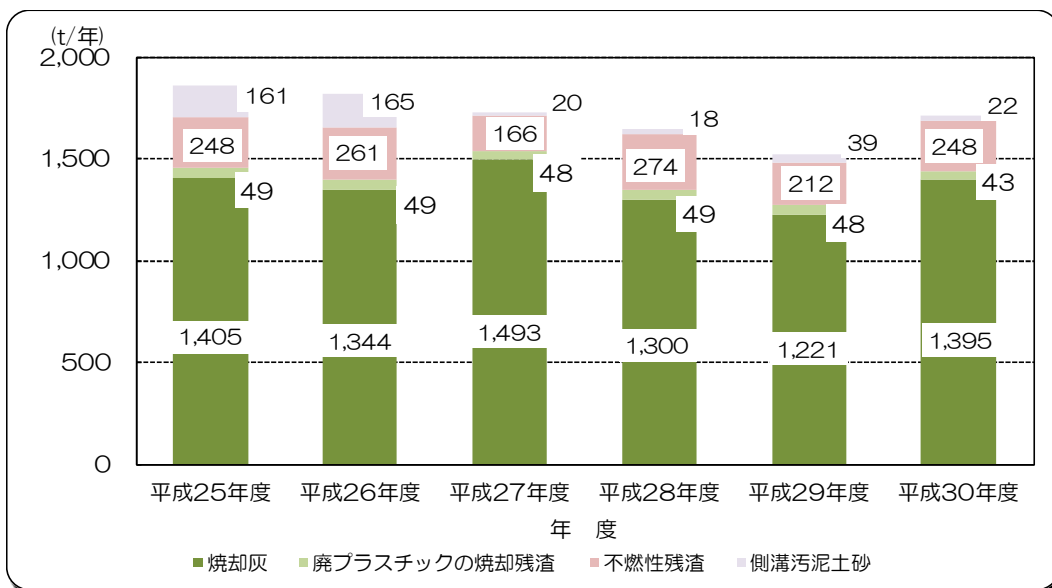


図3-11 最終処分量の推移

第4節 ごみ処理の体制

1. 収集・運搬

(1) 収集範囲

本市の収集範囲は、市全域を対象としています。

(2) 収集・運搬体制

本市におけるごみの収集・運搬車両状況は次のとおりです。

表3-15 ごみの収集・運搬車両状況

	直 営		委託業者		許可業者		合 計	
	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量
	(台)	(t)	(台)	(t)	(台)	(t)	(台)	(t)
収集車	14	30	3	10	11	22	28	62
運搬車 (収集運搬部門)	8	14	8	26	14	45	30	85
合 計	22	44	11	36	25	67	58	147

\* 出典：一般廃棄物処理事業実態調査処理状況調査票

2. 処理・処分の形態

本市におけるごみの処理・処分形態は次のとおりです。

表 3-16 ごみの処理・処分形態

種類及び区分		収集方式	収集・運搬	中間処理	処 分
燃やせるごみ	生活系	ステーション 戸別	直営	市	市
	事業系	戸別	許可業者	市	
燃やせないごみ	生活系	ステーション 戸別	直営、委託業者	市 民間	市
	事業系	戸別	許可業者	市 民間	
資源ごみ		ステーション 戸別	直営、委託業者	民間	市
粗大ごみ	可燃性	戸別	直営（申込制） 許可業者 自己搬入	市 民間	市
	不燃性				

### 3. 現有施設の概要

#### (1) 中間処理施設

本市が管理する中間処理施設の概要は次のとおりです。

表3-17 中間処理施設の概要

施設名	小松島市環境衛生センター ごみ焼却施設
所在地	小松島市芝生町字花谷3番地
敷地面積	9,712.31m <sup>2</sup>
処理能力	70t/日 (35t/日×2炉)
処理方法	准連続燃焼式焼却炉
竣工	昭和58年(1983)3月
排ガス基準等	熱しゃく減量 5%以下 ばいじん 0.02/m <sup>3</sup> (NTP)以下 塩化水素 200ppm以下 硫黄酸化物 100ppm以下 窒素酸化物 250ppm以下 ダイオキシン類 5ng-TEQ/m <sup>3</sup> (NTP)以下
備考	平成11・12年の2カ年事業として、排ガス高度処理施設整備事業を実施 ( 着工 平成11年6月11日 ) ( 竣工 平成13年3月31日 )

#### (2) 最終処分場

本市が管理する最終処分場の概要は次のとおりです。

表3-18 最終処分場の概要

施設名	赤石地区一般廃棄物最終処分場
所在地	小松島市和田島町字松田新田地先
埋立地面積	約17,000m <sup>2</sup>
埋立容量	約87,000m <sup>3</sup>
埋立対象物	一般廃棄物(焼却灰及び資源化処理残渣等)
埋立方法	片押方式
竣工	平成10年4月

#### 4. ごみ処理経費の状況

1人当たりの年間処理経費は、約12,000円となっています。  
 ごみ処理経費の推移は次のとおりです。

表3-19 ごみ処理経費の推移

年度		平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	
人	口	40,333	39,866	39,358	38,817	38,156	37,795	
	(人)							
工事費(中間処理施設)	(千円/年)	90,069	186,417	183,404	180,059	159,236	203,684	
処理及び維持管理費	(千円/年)	483,749	524,485	480,413	467,171	480,029	475,018	
人件費	(千円/年)	209,851	210,538	202,565	188,618	195,093	198,782	
処理費	収集運搬費	(千円/年)	20,464	22,083	17,032	14,498	14,362	15,144
	中間処理費	(千円/年)	50,804	56,266	49,880	49,743	57,239	57,907
	最終処分費	(千円/年)	4,806	47,476	4,715	4,531	4,453	4,617
	小計	(千円/年)	76,074	125,825	71,627	68,772	76,054	77,668
車両等購入費	(千円/年)	10,722	5,369	5,455	5,239	5,730	5,996	
委託費	収集運搬費	(千円/年)			13,885	15,396	15,396	13,014
	中間処理費	(千円/年)	165,738	158,082	156,756	151,699	150,773	150,697
	最終処分費	(千円/年)	21,216	24,671	30,125	37,447	36,983	28,861
	その他	(千円/年)	148	0	0	0	0	0
	小計	(千円/年)	187,102	182,753	200,766	204,542	203,152	192,572
その他	(千円/年)	9,284	8,930	8,685	11,513	11,304	12,607	
合計	(千円/年)	583,102	719,832	672,502	658,743	650,569	691,309	
1人当たりの* 年間処理経費	(円/人・年)	11,728	13,022	12,068	11,900	12,431	12,410	

\*1人あたりの年間処理経費は、年度によって差異が生じる工事費、車両購入費、その他経費を除いています。

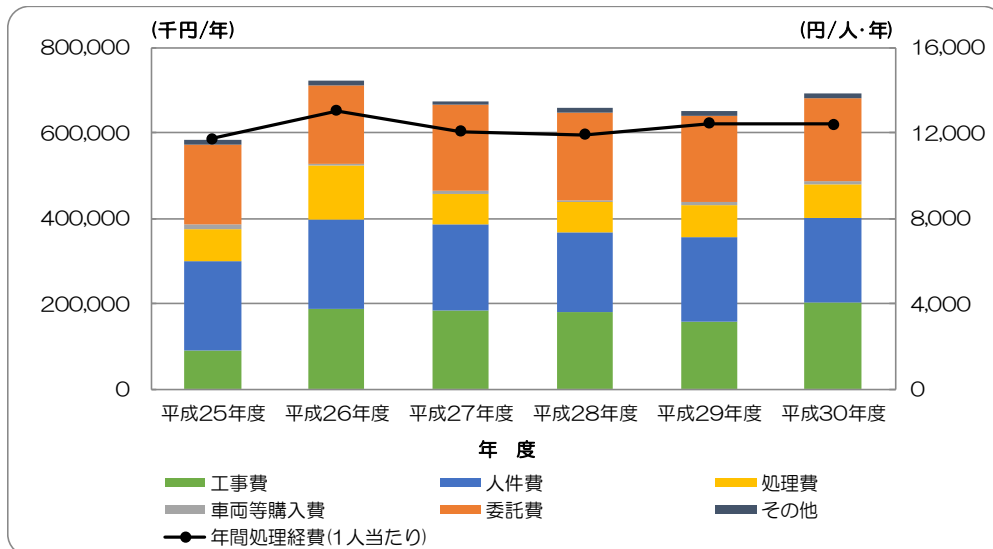


図3-12 ごみ処理経費の推移

## 第5節 ごみ処理の施策の現状

### 1. ごみ排出抑制の施策

#### (1) ごみ対策検討委員会における検討

本市においては、学識経験者、事業者団体、消費者団体その他各種団体の代表者及び行政で構成される「小松島市ごみ対策検討委員会」の設置規程を定めており、必要に応じ、ごみ排出抑制及び減量化、ごみの適正処理等に関する事項について検討することとしています。

#### (2) 資源ごみ回収（集団回収）事業補助制度

再生利用が可能な資源ごみを回収した市民団体に対し、報奨金（1kgにつき紙類：8円、金属類：5円、びん類：3円）を交付することにより、資源ごみの回収運動を推進するとともに、ごみの減量化を図っています。

#### (3) 教育・啓発活動

環境教育の一環として、学校や地域団体のごみ処理施設見学会や学習会の実施に協力することで、ごみの正しい分別や出し方や排出状況など、ごみ問題の現状について理解、認識を深めてもらうよう努めています。

また、見学者や一般家庭にはごみの分け方・出し方（冊子）・家庭ごみ収集日程・地区割表（ごみ収集カレンダー）の配布により、資源回収への排出を啓発し、資源物の燃やせるごみ及び燃やせないごみへの混入について抑制を図っています。

#### (4) 生ごみ処理容器購入補助

台所から出るごみを堆肥化させる容器（コンポスター）の購入に対する補助（購入費用の半額を補助）を行い、燃やせるごみに含まれるちゅう芥類の排出について抑制を図っています。

#### (5) 電気式生ごみ処理機購入補助

家庭の台所において、調理の結果、生じる食物残渣等（ちゅう芥類）を微生物、又は、電気の力を利用して分解、若しくは乾燥させ、生ごみの減量化が図れる電気式生ごみ処理機の購入に対する補助（上限2万円までを補助）を実施しています。

#### (6) エコショップ認定制度の活用

店頭で資源ごみの回収や簡易包装の推進等を実施している店舗数の拡大や再生資源を原材料として使用した製品の利用促進に向けた啓発を推進します。

#### (7) 過剰包装の抑制

県主導によるレジ袋無償配布廃止による加盟店舗拡大に向けた動きや関係団体

との連携した取り組みの啓発をはじめ、エシカル消費の観点からも買い物の際におけるエコバッグの持参を推奨することで、過剰包装の抑制を図ります。

#### **(8) 指定ごみ袋の手数料化（平成28年7月）**

市指定ごみ袋の販売収入を手数料として位置付け、廃棄物関連施策の財源に充てることで、循環型社会の構築に向けた一般廃棄物に係る施策の充実を図ります。

## **2. 分別排出の施策**

### **(1) 容器包装廃棄物**

容器包装廃棄物は、分別の区分と基準に基づき、適正に排出されるよう地区衛生組合等と連携、協力した啓発を図ります。

### **(2) 資源ごみ回収（集団回収）**

資源ごみ回収（集団回収）実施団体（自治会・市民団体等）に対し、支援を継続するとともに、資源物に係る市内の状況等を踏まえ、民間リサイクル業者等とも連携し、資源ごみ回収を積極的に推進します。

### **(3) びん・ガラス**

びん・ガラス類の分別収集を実施するにあたり、繰り返し使用できる（リターナブル）容器の再利用を促します。また、市域全体で週4回、指定袋により収集を実施しています。

### **(4) 白色発泡スチロール製容器包装**

白色発泡スチロール製容器包装（食品トレイ等）の分別収集について、実施に向けた検討を行うこととします。

### **(5) ペットボトル**

平成18年1月から指定袋による収集を実施しており、キャップ、およびラベルは廃プラスチック、本体はペットボトルとして分別を徹底しています。

### **(6) 市指定ごみ袋**

市指定ごみ袋による排出を実施することで、分別収集を徹底し、ごみの減量化及び資源化を図っています。

### **(7) 紙パック、段ボール、新聞、雑誌等**

紙パック、段ボール、新聞、雑誌等については、平成15年1月から分別収集を

実施しており、引き続き、分別収集の充実強化により、資源化を推進します。

### 3. 収集運搬の施策

収集運搬については、ごみ処理経費の削減を図るため、前述（第3章 第4節）に示した内容（委託業者の活用）で収集運搬を実施しています。

### 4. 中間処理の施策

本市では、施設の延命化を図るため、ごみ減量化のための様々な取り組みについて、情報提供しています。

また、ごみ処理施設については、適切な維持補修による運用に努めるとともに、施設の更新に関しては、事業主体の徳島市をはじめとした近隣自治体との広域処理に向けた協議を行っています。

### 5. 最終処分の施策

本市では、近年における最終処分場に係る埋立残量の減少を踏まえ、ごみ排出量削減による減量化に向けた様々な取り組みを進めています。

また、最終処分量を減らすため、資源ごみ及び燃やせないごみ（廃プラスチック類、ペットボトル、金属・空き缶類、びん・ガラス類）の資源化を推進しています。

## 第6節 一般廃棄物処理システムの評価

### 1. 評価について

環境省策定の「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月）において、市町村は、分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムについて、環境負荷面、経済面等から客観的な評価を行い、住民や事業者に対して説明するよう努めることとされています。

このため、本指針に基づき、本市の一般廃棄物処理システムについて、類似都市との比較分析を行いました。なお、システム分析に当たっては、（財）日本環境衛生センター作成の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール 平成29年度実績版」（以下「支援ツール」という。）を用いて実施しました。

### 2. 類似都市の選定

類似都市の選定については支援ツールを用いて実施しました。なお、選定にあたっては、全国で人口形態、人口区分、産業構造の全ての項目において本市と同様の形態を示していることを条件としました。

表3-20 類似都市の概要

人口形態	都市
人口区分	35,000人以上～55,000人未満
産業構造	二次・三次人口比85%以上95%未満、 三次人口比55%以上

### 3. 支援ツールによる分析結果

支援ツールを用い実施したシステムの分析結果は次のとおりです。

表3-21 システムの分析結果

標準的な指標	1人1日 当たり ごみ総排出量	廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント原 料化等除く)	廃棄物のうち 最終処分 される割合	1人当たり 年間処理経費	最終処分減量に 要する費用
	(kg/人・日)	(t/t)	(t/t)	(円/人・年)	(円/t)
平均	0.918	0.177	0.090	12,998	40,379
最大	1.334	0.521	0.514	63,463	227,819
最小	0.600	0.074	0.000	5,796	17,016
本市	1.025	0.131	0.087	12,284	32,589

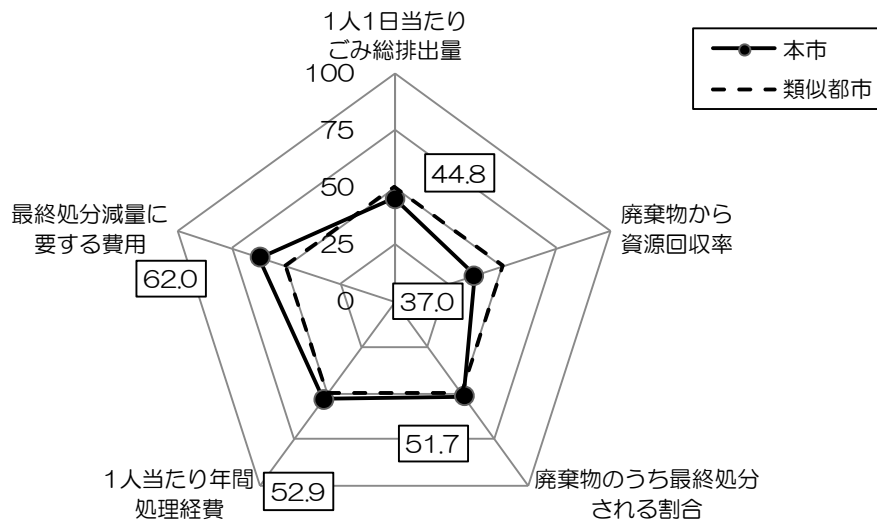
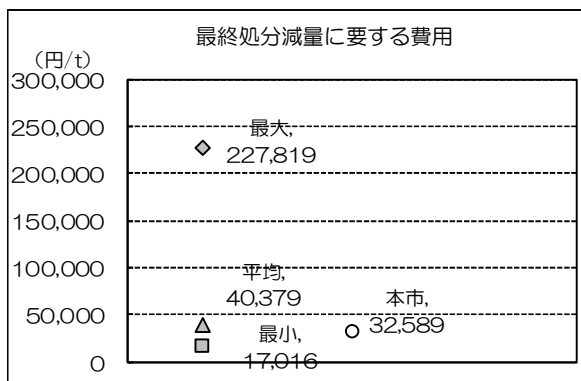
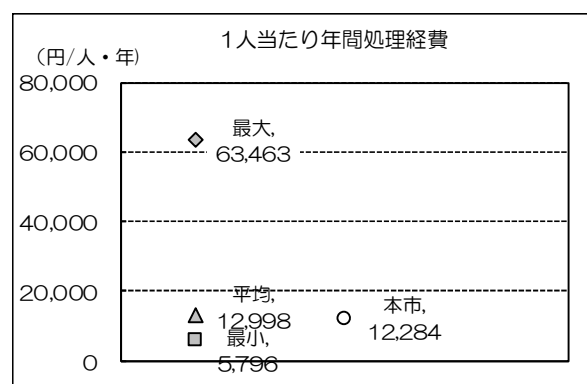
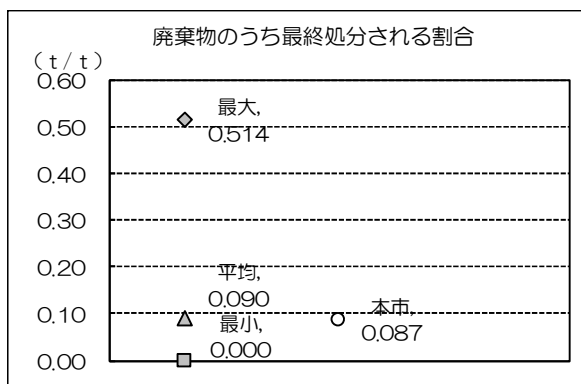
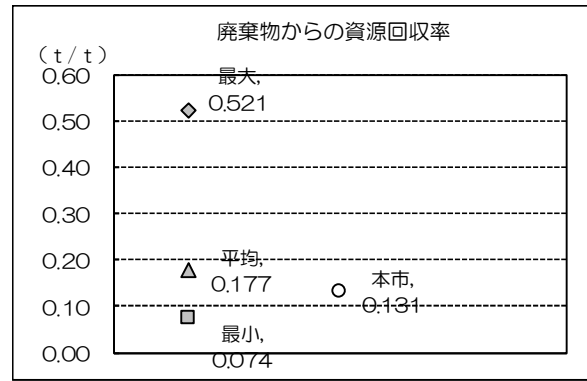
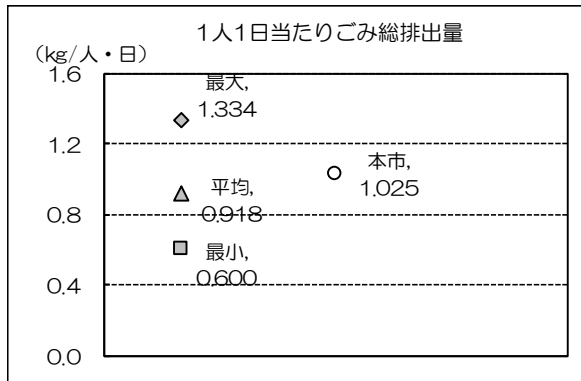


図3-13 システムの分析結果(偏差値指数)

\* 図中において実線は本市実績、点線は類似都市の平均的な値(50.0)です。

指標に対する評価を行い、平均値が示す正五角形より、面積が大きく整った図形が形成されるほど、優れたごみ処理が行われていることを示しています。

1人1日当たりごみ総排出量及び1人当たりの処理経費は、徳島県公表の人口推計値を用いた算出となっているため、第3章1節、4節の年度人口と異なります。



#### 4. 分析結果の評価

分析結果についての評価は次のとおりです。

類似都市の平均と比較すると、「最終処分減量に要する費用」は少なく、「1人あたり年間処理経費」及び「廃棄物のうち最終処分される割合」はおおむね平均値となっていますが、「1人1日あたりごみ排出量」は多く（高く）、「廃棄物からの資源回収率」は低くなっています。

そのため、類似都市との比較から「1人1日あたりごみ排出量」や「廃棄物からの資源回収率」への対策を講じる必要があると考えられます。

表3-22 分析結果についての評価

	<b>1人1日あたりごみ総排出量</b>	算出式：ごみ総排出量÷365÷計画収集人口×10 <sup>3</sup>
①	1人1日あたりごみ総排出量については、類似都市の平均0.918kg/人・日に対し、本市は1.025kg/人・日と類似都市との比較では、多い状況にあります。	
	<b>廃棄物からの資源回収率</b>	算出式：資源化量÷ごみ総排出量
②	廃棄物からの資源回収率については、類似都市の平均0.177 t / t に対し、本市は0.131 t / t と類似都市との比較では、低い状況にあります。	
	<b>廃棄物のうち最終処分される割合</b>	算出式：最終処分量÷ごみ総排出量
③	廃棄物のうち最終処分される割合については、類似都市の平均0.090 t / t に対し、本市は0.087 t / t と類似都市との比較では、概ね平均値です。	
	<b>1人1日あたり年間処理経費</b>	算出式：処理及び維持管理費÷計画収集人口
④	1人あたり年間処理経費については、類似都市の平均12,998円/人・年に対し、本市は12,284円/人・年と概ね平均値です。	
	<b>最終処分減量に要する費用</b>	算出式：（処理及び維持管理費－最終処分費－調査研究費－車両等購入費）÷（ごみ総排出量－最終処分量）
⑤	最終処分減量に要する費用（最終処分工程に至るまでに、収集運搬や中間処理等に要した経費）は、類似都市の平均40,379円/t に対し、本市は32,589円/t と類似都市との比較では、低い状況にあります。	

## 第7節 課題整理

### 1 本市における課題

本市における課題を以下に示します。

#### (1) ごみの減量化に関する課題

##### 1) 燃やせるごみ

本市における1人1日あたりのごみ排出量は平成30年度 1,065.2g/人・日（平成23年度1,089.9g/人・日）であり、全国平均の平成29年度 920g/人・日（平成23年度 975.3g/人・日）、県の平成29年度 946g/人・日（平成23年度 967.8g/人・日）と比較しても、高い状況となっています。

本市で排出されるごみの約80%は焼却処理を行っていますが、その内の約70%は約50%の水分を含んだ燃やせるごみ（生活系ごみ）であり、紙・布類、ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類及びちゅう芥類の順に多く含まれています。

また、燃やせるごみ（生活系ごみ）は、近隣の他市町と比べ、排出量が約100g/人・日高い状況にあります。

今後、紙類、ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類及びちゅう芥類の削減を効果的に進めるには、ごみの減量化や分別収集の徹底とともに、水切りや堆肥化、集団回収の推進等に積極的に取り組む必要があります。

##### 2) 燃やせるごみに含まれる手付かず食品

環境省発行の環境白書（平成30年版）においては、一般廃棄物として廃棄された食品を「食品ロス」として問題提起しており、平成28年度には、食品関連事業者や家庭から643万tの食品が廃棄され、約半分は一般家庭からとされています。

このような状況は本市においても例外ではなく、家庭や事業所での食べ残しや廃棄の削減に取り組む必要があります。

#### (2) ごみの資源化に関する課題

本市のリサイクル率は、13.4%（平成30年度）であり、国の20.2%（平成29年度）、徳島県の16.8%（平成29年度）と比較すると低く、資源化率（リサイクル率）を高める余地があると考えられます。

また、焼却処理を行っている燃やせるごみから、再生利用が可能なものを資源ごみとした回収を進めるためにも、分別方法や回収方法等について検討を行い、資源化に対する市民意識の高揚を図ることで、適正回収及び分別排出の徹底を図って行く必要があります。

#### (3) 広域ごみ処理

本市では、事業主体の徳島市をはじめ、本市を含めた2市4町（松茂町・北島町・石井町・勝浦町）における広域での取り組みにより、一般廃棄物中間処理施設整備に向けた協議を行っており、引き続き、事業進捗に応じた理解に努めます。

#### (4) 最終処分に関する課題

本市における最終処分は、赤石地区一般廃棄物最終処分場において行っていますが、近年、埋立残容量が減少しています。今後、本市が進めるごみ減量化および再資源化に向けた市民、事業所の方々へのご理解やご協力により、最終処分量のさらなる削減に努めていく必要があります。

#### (5) プラスチックごみの排出抑制

国は、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進する戦略である「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。また、プラスチック製レジ袋の有料化を義務づける方針であり、今後においてもレジ袋やペットボトルの使用量削減などの意識啓発を図る必要があります。

## 第4章 ごみ処理基本計画

### 第1節 基本的事項

#### 1. 基本理念

国では、これまでの大量生産・大量消費型の経済社会活動により形成されていた大量廃棄型の社会から環境負荷が少ない「循環型社会」を形成することをめざしています。

このため、循環型社会形成推進基本法（平成12年6月）に基づき、循環型社会形成推進基本計画を策定し、関連施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

平成30年6月19日に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、循環型社会形成に向けた取り組みについて、以下に掲げる中長期的な方向性を示しています。

- ①持続可能な社会づくりとの総合的な取り組み
- ②多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化
- ③ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ④適正処理の更なる推進と環境再生
- ⑤万全な災害廃棄物処理体制の構築
- ⑥適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進
- ⑦循環分野における基盤整備

また、県では、平成14年3月に「第一期徳島県廃棄物処理計画」を策定して以来、平成28年3月に策定された「第四期徳島県廃棄物処理計画」に基づき、県民・事業者・市町村及び県が一体となり、循環型社会構築をめざした取り組みを推進しており、現在、廃棄物の減量化目標の達成や適正処理の推進をめざし、以下に掲げる基本施策を実施しています。

- ①減量化目標のための取り組み
- ②適正処理のための取り組み
- ③処理施設の高度化及び強靱化
- ④循環型社会構築のための取り組み
- ⑤非常災害時における廃棄物処理

一方、本市では、平成29年度からの10年間を計画期間とする『小松島市第6次総合計画』において、まちづくりの目標とすべき都市像として、【未来へ輝く 希望と信頼のまち こまつしま】をキャッチフレーズ・テーマに、4つのまちづくりに係る政策のひとつに「安全・安心で快適に暮らせるまちづくり」を掲げ、この政策の下、位置づけた「生活関連施設の整備」、「自然環境・景観の保全」、「循環型社会の実現」、「上下水道の整備」等の各基本方針に沿った取り組みを進めています。

こうした市上位計画等との整合性も踏まえ、本計画の基本理念を「安全・安心で快適に暮らせる資源循環型社会の構築 ～みんなで取り組む3R\*～」と定めます。

本計画の基本的な考え方としては、行政、住民、事業者、関係団体等の相互協力を前提に、各々が主体的に3Rへの取り組みを進めるとともに、こうしたネットワークや協力体制を構築して

いくことで、市民生活の快適な暮らしに繋がる施策を推進します。

具体的には、循環型社会形成推進基本法で定められている優先順位（①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分）に従って対策を進めることとし、住民、事業者及び行政間でごみ（廃棄物）に関する正しい知識や情報の共有化を図り、徹底した廃棄物の発生抑制を講じます。

そのうえで、不要なものについては、再使用及び再生利用を促し、最終的に再使用や再生利用ができなくなったものを、熱回収をはじめ、適正に処理することにより、安全・安心で快適に暮らせる資源循環型社会の構築をめざします。

\*3Rとは、環境用語の一つで、Reduce（リデュース=発生抑制）、Reuse（リユース=再使用）、Recycle（リサイクル=再生利用）の3つのRの総称

## 基本理念

安全・安心で快適に暮らせる資源循環型社会の構築

～みんなで取り組む3R～

## 2. 基本方針

本市におけるごみ処理基本計画の基本方針は次のとおりです。

### 基本方針1 ごみの排出抑制に向けた取り組みの推進【発生段階】

大量生産・大量消費型かつワンウェイ型のライフスタイルから、循環を基調とした生活の豊かさと環境の保全を両立させたライフスタイルへの転換を図ることで、持続可能な資源循環型社会の構築をめざします。

また、可能な限り、地域での資源循環を推進するとともに、海洋汚染や生態系への影響など、環境保全も踏まえた3Rの推進を図ります。

### 基本方針2 再利用・再資源化の推進【排出段階】

行政・住民・事業者・関係団体等がそれぞれの役割を果たすとともに、相互協力による関係性を構築していくことでそれぞれが持つ知識や経験を最大限に共有・活用し、さらなる資源循環が広がるよう努めます。

### 基本方針3 ごみの適正処理及び再資源化の推進

ごみの適正処理及び再資源化を将来にわたり安定して推進していくため、廃棄物処理施設の適正な維持管理に努めます。

また現在、事業主体の徳島市をはじめ、本市を含めた2市4町における広域での取り組みにより、一般廃棄物中間処理施設整備に向けた協議を行っており、引き続き、事業進捗に応じた市民の方々への事業理解に努めます。

### 基本方針4 不法投棄対策及び災害廃棄物対策

不法投棄の未然防止により、まちの美化を図るため、定期的な巡回活動や関係機関との連携強化及び看板設置等による啓発活動を実施します。

また、大規模災害発生時に備えた取り組みとして、平成29年3月に策定した小松島市災害廃棄物処理計画の取り組み方針などに沿って、平時から災害時における適正処理実施への備えを推進します。

第2節 将来人口の推計

将来人口の推計については、「国立社会保障・人口問題研究所」が算出する推計を用いました。なお、平成27年度の実績において、直近の国勢調査による数値と453人\*の差があるため、将来人口の推計値に補正(+453人)を行ったものを本市における将来人口の推計としました。

本市における将来人口の推計は次のとおりです。

\*「国立社会保障・人口問題研究所」が算出する平成27年度人口は38,905人です。

表4-1 将来人口の推計

年 度		人 口 (人)	
実 績	平成25年度(2013)	40,333	
	平成26年度(2014)	39,866	
	平成27年度(2015)	39,358	
	平成28年度(2016)	38,817	
	平成29年度(2017)	38,156	
	平成30年度(2018)	37,795	
予 測	令和元年度(2019)	37,682	
	令和2年度(2020)	37,568	
	令和3年度(2021)	37,174	
	令和4年度(2022)	36,780	
	令和5年度(2023)	36,386	
	令和6年度(2024)	35,992	
	令和7年度(2025)	35,599	
	令和8年度(2026)	35,186	
	令和9年度(2027)	34,773	
	令和10年度(2028)	34,360	中間目標年度
	令和11年度(2029)	33,947	
	令和12年度(2030)	33,534	
	令和13年度(2031)	33,105	
	令和14年度(2032)	32,676	
	令和15年度(2033)	32,247	目標年度
令和16年度(2034)	31,818		

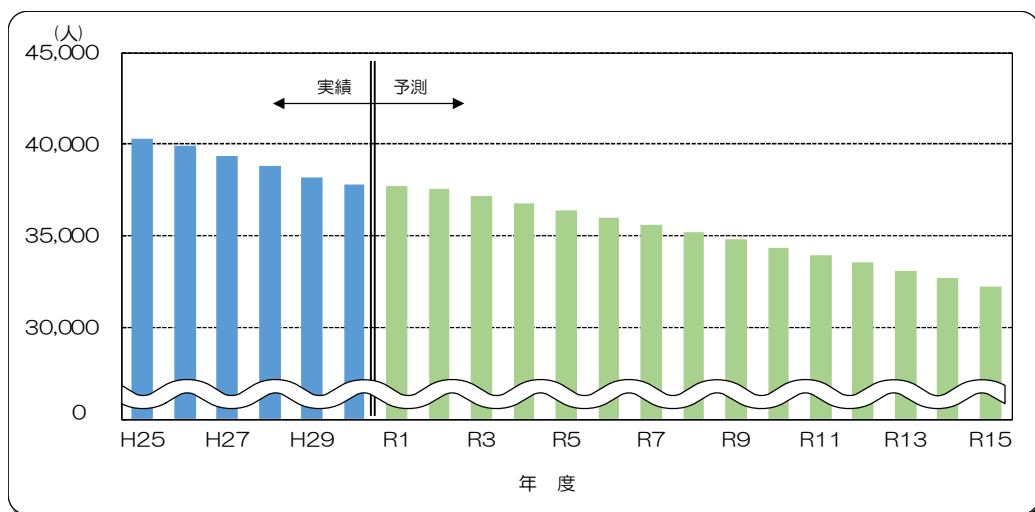


図4-1 将来人口の推計

### 第3節 ごみ排出量の予測

#### 1. 予測手法

過去5年間に於ける1人1日当たりのごみ排出量の実績値をごみ種類別に予測式（トレンド法）\*に当てはめ、求めた1人1日当たりのごみ排出量の推計値に将来人口の推計値を乗じること  
で、将来に於けるごみ排出量の推計値をごみ種類ごとに算出しました。

また、将来の資源化量及び最終処分量については、過去5年間、もしくは、近年の実績値を踏  
まえた算出を行いました。

将来のごみ排出量及び処理・処分量の予測手法は次のとおりです。

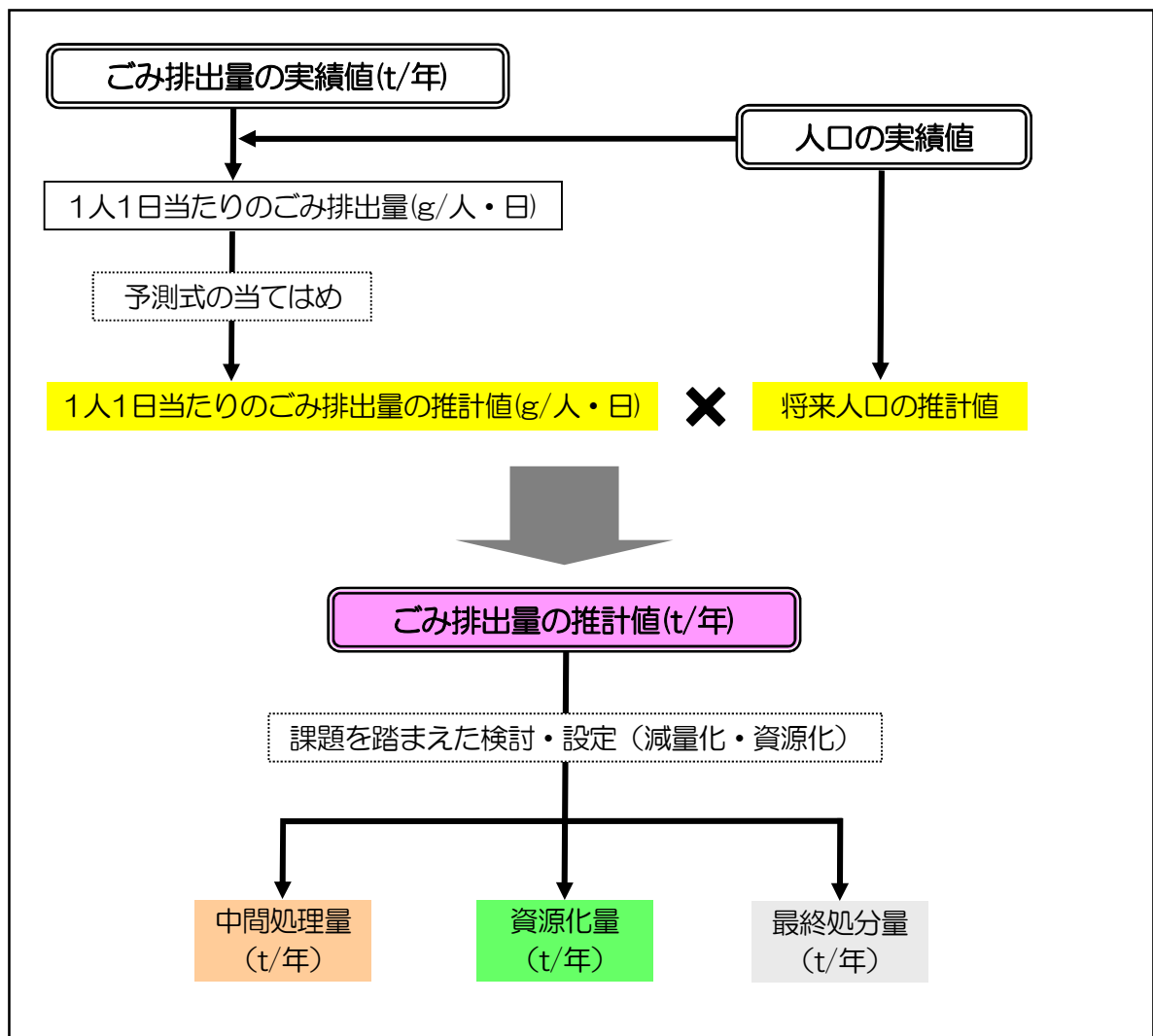


図4-2 将来のごみ排出量及び処理・処分量の予測手法

\*トレンド法

トレンド法とは、過去の実績値の増減の傾向を基に、最小二乗法、等差級数法、等比級数法、対数回帰法等で推計するものです。なお、推計値が他の事例や過去の実績等と比較し、過大・過小とならないよう、適切な方法を選択します。

## 2. 予測式の概要

トレンド法によるごみ排出量の推計方法については、「ごみ処理施設構造指針解説」((社)全国都市清掃会議)に示される方法を参考にを行いました。

ここでは、基本的には3つのトレンド法(最小二乗法, 等差級数法, 等比級数法)を用い、最適な方法を採用するものとししました。

予測については、過大・過小な推計を防ぐために、目標年次である令和15(2033)年度において、3方法のうちの中位を示す推計式を採用するものとししました。ただし、3方法の中位を採用することが適当でないとは判断される場合は、対数回帰法や平均および指定年を用いるものとししました。推計式の考え方を下表に示します。

表4-2 予測式の概要

推計方法	考え方
3方法の中位 (最小二乗法 等差級数法 等比級数法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 増加や減少が安定した傾向を示し、推計対象物の性格や他事例から今後もこの傾向が続くと判断できると考えられる場合に採用。</li> <li>○ 過大, 過小とならないように、3方法で推計した結果が計画目標年次において中位を示す推計式を採用。(家庭系燃やせるごみなど)</li> </ul>
対数回帰法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 増加や減少傾向が徐々に緩和される傾向を示し、今後もこの傾向が続くと判断できる場合に採用。(家庭系燃やせないごみ(びん・ガラス類、金属・空き缶類)など)</li> </ul>
平均	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 横ばい傾向を示すが、増減を繰り返しているような傾向を示し、3方法の中位等では実績値を反映して推計できないと判断できる場合に採用。</li> </ul>
指定年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過去の実績値がない、あるいは将来的な推計において参考とならない場合に採用。(家庭系燃やせないごみ(びん・ガラス類、金属・空き缶類)など)</li> </ul>
修正式	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過去の推移が近年に急変した場合に採用。</li> <li>○ 過去の推移を反映する推計式を採用し、最新年の実績値で修正。(家庭系燃やせないごみ(びん・ガラス類、金属・空き缶類)など)</li> </ul>

### 3. ごみ排出量の推計値 ※1人1日あたりの排出量（現状の傾向で推移）

生活系ごみの燃やせるごみ、燃やせないごみ（びん・ガラス類）、資源ごみ、事業系ごみの燃やせるごみは緩やかな減少傾向、生活系ごみの燃やせないごみ（金属・空き缶類、廃プラスチック類、ペットボトル）、粗大ごみ、集団回収は緩やかな増加傾向、事業系ごみの燃やせないごみ（びん・ガラス類、金属・空き缶類）は横ばいとした予測値の採用をしました。

なお、1人1日あたりのごみ排出量の予測結果は次のとおりです。

表4-3 予測結果

年度	1人1日当たりのごみ排出量の合計															
	生活系ごみ								事業系ごみ				集団回収	側溝汚泥土砂		
	燃やせるごみ	燃やせないごみ			資源ごみ	粗大ごみ	燃やせるごみ	燃やせないごみ								
(g/人・日)	(g/人・日)	(g/人・日)	びん・ガラス類	金属・空き缶類	廃プラスチック類	ペットボトル	(g/人・日)	(g/人・日)	びん・ガラス類	金属・空き缶類	(g/人・日)	(g/人・日)				
実績	平成26年度(2014)	1,075.2	793.0	623.4	332	194	55.0	5.8	466	96	248.4	246.4	1.2	0.8	22.5	11.3
	平成27年度(2015)	1,048.0	786.7	618.0	338	208	55.8	6.0	456	66	238.8	236.4	1.1	1.3	21.1	1.4
	平成28年度(2016)	1,030.6	776.1	607.6	31.1	222	55.8	6.1	474	60	235.0	233.1	1.0	1.0	18.2	1.3
	平成29年度(2017)	1,037.1	781.1	595.2	30.7	240	56.2	7.0	477	204	235.1	233.4	1.2	0.5	18.0	2.8
	平成30年度(2018)	1,065.2	798.3	600.6	30.1	30.1	58.3	7.0	47.3	25.0	245.6	244.0	1.2	0.4	19.6	1.6
予測	令和元年度(2019)	1,067.8	800.8	599.3	29.7	30.9	59.1	7.4	46.7	27.7	245.1	243.4	1.2	0.4	20.3	1.6
	令和2年度(2020)	1,069.2	802.3	598.1	29.3	31.6	59.9	7.7	46.1	29.6	244.3	242.8	1.2	0.4	21.0	1.6
	令和3年度(2021)	1,070.5	803.5	596.8	29.0	32.2	60.8	8.1	45.5	31.1	243.7	242.2	1.2	0.4	21.7	1.6
	令和4年度(2022)	1,071.7	804.6	595.6	28.8	32.8	61.6	8.4	45.0	32.3	243.1	241.6	1.2	0.4	22.4	1.6
	令和5年度(2023)	1,072.3	805.0	594.3	28.5	33.3	62.4	8.7	44.4	33.3	242.6	241.0	1.2	0.4	23.1	1.6
	令和6年度(2024)	1,072.5	805.1	593.0	28.3	33.7	63.2	9.0	43.8	34.2	242.0	240.4	1.2	0.4	23.8	1.6
	令和7年度(2025)	1,073.4	805.9	591.8	28.1	34.2	64.0	9.4	43.3	35.0	241.4	239.8	1.2	0.4	24.5	1.6
	令和8年度(2026)	1,073.7	806.1	590.5	28.0	34.6	64.9	9.7	42.7	35.7	240.8	239.2	1.2	0.4	25.2	1.6
	令和9年度(2027)	1,073.9	806.2	589.3	27.8	34.9	65.7	10.0	42.2	36.3	240.1	238.6	1.2	0.4	25.9	1.6
	令和10年度(2028)	1,074.2	806.4	588.0	27.6	35.3	66.5	10.4	41.7	36.9	239.6	238.0	1.2	0.4	26.6	1.6
	令和11年度(2029)	1,074.3	806.3	586.7	27.5	35.6	67.3	10.7	41.1	37.4	239.1	237.4	1.2	0.4	27.3	1.6
	令和12年度(2030)	1,074.4	806.4	585.5	27.4	35.9	68.1	11.0	40.6	37.9	238.4	236.8	1.2	0.4	28.0	1.6
	令和13年度(2031)	1,074.6	806.6	584.2	27.2	36.2	69.0	11.4	40.1	38.4	237.8	236.2	1.2	0.4	28.7	1.6
	令和14年度(2032)	1,074.6	806.3	583.0	27.1	36.4	69.8	11.7	39.6	38.8	237.2	235.6	1.2	0.4	29.4	1.6
	令和15年度(2033)	1,074.6	806.3	581.7	27.0	36.7	70.6	12.0	39.1	39.2	236.6	235.0	1.2	0.4	30.1	1.6

中間  
目標年度  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
目標年度

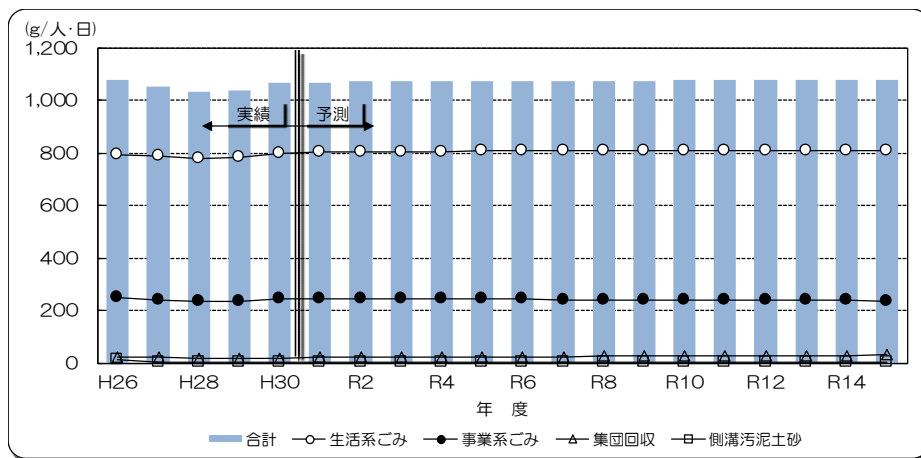


図4-3 推計値

4. ごみ排出量の将来推計値（現状の傾向で推移）

本市におけるごみ排出量の将来推計値（現状の傾向で推移）は次のとおりです。

表4-4 予測結果

年度	ごみ排出量の合計															
	生活系ごみ								事業系ごみ				集団回収	側溝汚泥土砂		
	燃やせるごみ	燃やせないごみ					資源ごみ	粗大ごみ	燃やせるごみ	燃やせないごみ						
		びん・ガラス類	金属・空き缶類	プラスチック類	ペットボトル	びん・ガラス類				金属・空き缶類						
(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)		
実績	平成26年度(2014)	15,646	11,539	9,071	483	283	800	84	678	140	3,615	3,585	18	12	327	165
	平成27年度(2015)	15,096	11,332	8,902	487	300	804	87	657	95	3,440	3,405	16	19	304	20
	平成28年度(2016)	14,602	10,996	8,608	441	315	790	86	671	85	3,330	3,302	14	14	258	18
	平成29年度(2017)	14,443	10,879	8,290	428	334	782	97	664	284	3,274	3,250	17	7	251	39
	平成30年度(2018)	14,694	11,013	8,285	415	415	804	97	652	345	3,388	3,366	16	6	271	22
予測	令和元年度(2019)	14,686	11,014	8,243	408	425	813	102	642	381	3,371	3,348	17	6	279	22
	令和2年度(2020)	14,661	11,001	8,201	402	433	821	106	632	406	3,350	3,329	16	5	288	22
	令和3年度(2021)	14,525	10,902	8,098	393	437	825	110	617	422	3,307	3,286	16	5	294	22
	令和4年度(2022)	14,387	10,801	7,996	387	440	827	113	604	434	3,264	3,243	16	5	301	21
	令和5年度(2023)	14,241	10,691	7,893	379	442	829	116	590	442	3,222	3,201	16	5	307	21
	令和6年度(2024)	14,090	10,577	7,790	372	443	830	118	575	449	3,179	3,158	16	5	313	21
	令和7年度(2025)	13,947	10,471	7,690	365	444	832	122	563	455	3,137	3,116	16	5	318	21
	令和8年度(2026)	13,790	10,353	7,584	360	444	834	125	548	458	3,092	3,072	15	5	324	21
	令和9年度(2027)	13,630	10,233	7,479	353	443	834	127	536	461	3,048	3,028	15	5	329	20
	令和10年度(2028)	13,472	10,113	7,374	346	443	834	130	523	463	3,005	2,985	15	5	334	20
	令和11年度(2029)	13,311	9,991	7,270	341	441	834	133	509	463	2,962	2,942	15	5	338	20
	令和12年度(2030)	13,151	9,870	7,166	335	439	834	135	497	464	2,918	2,898	15	5	343	20
	令和13年度(2031)	12,985	9,746	7,059	329	437	834	138	485	464	2,873	2,854	14	5	347	19
	令和14年度(2032)	12,816	9,617	6,953	323	434	832	140	472	463	2,829	2,810	14	5	351	19
	令和15年度(2033)	12,648	9,490	6,847	318	432	831	141	460	461	2,785	2,766	14	5	354	19

中間  
目標年度  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
目標年度

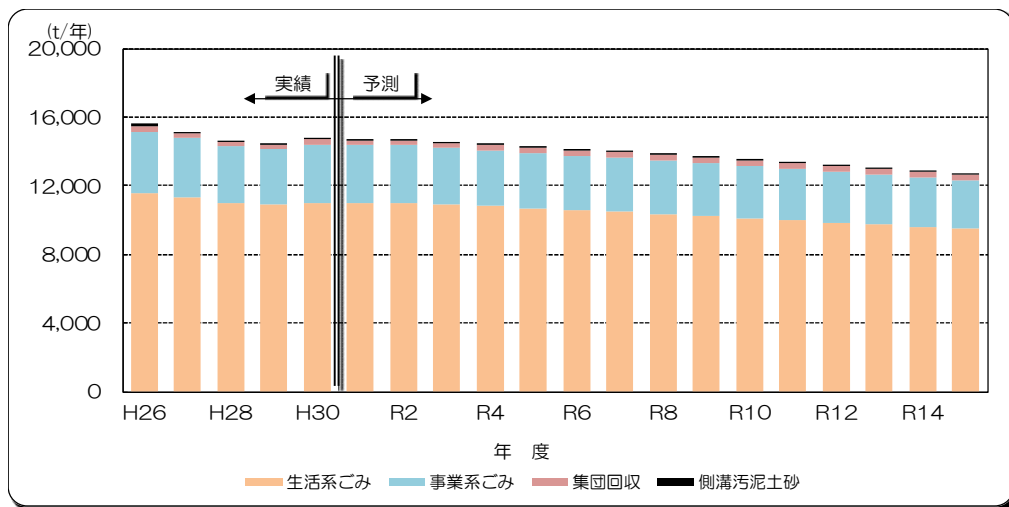


図4-4 推計値

## 第4節 減量化及び資源化目標

### 1. 目標設定にあたって

目標値については、近年における本市のごみ処理実績を基本に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく国の基本方針や県の廃棄物処理計画等、関連計画をはじめ、現在、2市4町で進めている広域ごみ処理協議での目標値を参考に、今回実施した市民、事業所のアンケート調査結果なども踏まえつつ、設定することとします。

関連する計画等の目標値を次に示します。

表4-5 関連計画における目標値

	基準年度	目標年度	一般廃棄物 排出量	資源化率 (リサイクル率)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく国の基本方針	平成24年度 (2012)	令和2年度 (2020)	約27%削減	25%
徳島県廃棄物処理計画 (第4期)	平成25年度 (2013)	令和2年度 (2020)	231千t (約16%削減)	28%
			224千t (約20%削減)	31%

\*徳島県廃棄物処理計画における上段は基本目標、下段は先進目標です。

本市の推計結果によると、1人1日あたりのごみ排出量は微増傾向と見込まれるため、人口減少によって、ごみ排出量や最終処分量が減少傾向を示す一方で、資源化率（リサイクル率）は、現状と同程度にとどまることが推測されます。このことは、目標達成に向けては、発生・排出段階における抑制対策及び分別等によって、資源物の回収量の向上を図る対策が不可欠であることを意味しています。

前計画において目標値として掲げた項目は、一般廃棄物排出量、資源化率（リサイクル率）、焼却処理量、最終処分量となっていましたが、一般廃棄物排出量と焼却処理量及び最終処分量は、人口減により減少することから、減量化指標としては、人口に影響しない1人1日あたりのごみ排出量を目標値とすることが適切と考えられます。

したがって、本計画において主要な目標値として掲げる2つの項目は、1人1日あたりのごみ排出量及び3R推進を踏まえた資源化率（リサイクル率）とします。

本計画では、優先的にごみの排出抑制に努め、再利用・再資源化を推進することで、1人1日あたりごみの排出量の削減を図り、環境負荷の低減に根ざした循環型社会構築の観点から、以下の主要な2つの目標値を設定しました。

## 目 標

### 【1人1日あたりのごみ排出量】

目標年度（令和15（2033）年度）における1人1日あたりのごみ排出量を「950g/人・日」とする。

### 【資源化率（リサイクル率）】

目標年度（令和15（2033）年度）における資源化率（リサイクル率）を「24.5%」とする。

## 2. 目標達成に向けた排出抑制及び資源化の設定

目標を達成するために必要な取り組みについて、以下に示します。

### 減量化のための目標値設定

生活系燃やせるごみ（600.6g/人・日（平成30年度））の1人1日あたりの排出量を目標年度（令和15（2033）年度）において約521g/人・日（平成30年度の約13%削減）とする。

生活系燃やせないごみ（廃プラスチック類）（58.3g/人・日（平成30年度））の1人1日あたりの排出量を目標年度（令和15（2033）年度）において約50g/人・日（平成30年度の約14%削減）とする。

粗大ごみの1人1日あたりの排出量（25.0g/人・日（平成30年度））を目標年度（令和15（2033）年度）において10g/人・日（平成30年度の60%削減）とする。

事業系燃やせるごみの1人1日あたりの排出量（244.0g/人・日（平成30年度））を目標年度（令和15（2033）年度）において180g/人・日（平成30年度の約26%削減）とする。

### 資源化率（リサイクル率）向上のための目標値設定

生活系資源ごみ（紙類）の1人1日あたりの排出量（47.3g/人・日（平成30年度））を目標年度（令和15（2033）年度）において約80g/人・日（平成30年度の69%増加）とする。（※事業系燃やせるごみの中からから生活系資源ごみに促す。）

前ページの目標値設定の詳細は、下記の表 4-6「減量化・資源化（リサイクル化）向上のための目標値設定」（試算）においてお示しします。

表4-6-1 減量化の目標値設定（試算）

ごみ種類	取り組み	削減効果（想定）	算出根拠
生活系 燃やせるごみ	食品ロスの削減、 手付かず食品・食 べ残しの縮減の推 進	16.2g/人・日	600.6g/人・日×6%（組成[想定]）×45%（協力度 <sup>※1</sup> ）
	生ごみの水切りの 徹底	15.0g/人・日	600.6g/人・日×50%（組成[想定]）×20%（水分）×25%（協力度 <sup>※1</sup> ）
	簡易包装の推進	27.0g/人・日	600.6g/人・日×10%（組成[想定]）×45%（協力度 <sup>※1</sup> ）
	紙ごみの集団回収 等への排出推進	21.6g/人・日	600.6g/人・日×6%（組成[想定]）×60%（協力度 <sup>※1</sup> ）
		79.8g/人・日	（平成30年度実績からの想定削減量 <sup>※2</sup> ）
生活系 燃やせないごみ  （廃プラ類）	エコバッグ運動の 実施	2.3g/人・日	58.3g/人・日×20%（組成[想定]）×20%（協力度 <sup>※1</sup> ）
	店頭回収の推進	2.3g/人・日	58.3g/人・日×10%（組成[想定]）×40%（協力度 <sup>※1</sup> ）
	簡易包装の推進	3.9g/人・日	58.3g/人・日×15%（組成[想定]）×45%（協力度 <sup>※1</sup> ）
		8.5g/人・日	（平成30年度実績からの想定削減量 <sup>※2</sup> ）
生活系 粗大ごみ	耐久消費財等の長 期使用の実施	15.0g/人・日	25.0g/人・日×60%（協力度 <sup>※1</sup> ）
		15.0g/人・日	（平成30年度実績からの想定削減量 <sup>※2</sup> ）
事業系 燃やせるごみ	食品ロスの削減、 手付かず食品・食 べ残しの縮減の推 進	23.2g/人・日	244.0g/人・日×19%（組成[想定]）×50%（協力度 <sup>※1</sup> ）
	簡易包装の推進	7.8g/人・日	244.0g/人・日×8%（組成[想定]）×40%（協力度 <sup>※1</sup> ）
	紙類の分別収集の 推進（→生活系資 源ごみに移行） <sup>※3</sup>	33.0g/人・日	244.0g/人・日×30%（組成[想定]）×45%（協力度 <sup>※1</sup> ）
		64.0g/人・日	（平成30年度実績からの想定削減量 <sup>※2</sup> ）

（備考）算出根拠の1人1日あたりの排出量は、平成30年度実績である。

※1 「協力度」は、アンケート調査結果より設定した。

【市民及び事業所アンケート調査の各問16の集計結果に基づき「協力度」を設定した。なお、「協力度」は「機会があれば、したいと考えている」と回答した割合とした。】

※2 各ごみ種類の削減効果はあくまで目安であるが、本計画の目標数値の効果として活用した。

※3 「紙類の分別収集の推進」では、事業系燃やせるごみ中の紙類を分別して、生活系資源ごみ（紙類）に移行することにより資源化を推進する。（47.3g/人・日（平成30年度実績）→80.0g/人・日（令和15（2033）年度）

表4-6-2 資源化の目標値設定（試算）

ごみ種類	取り組み	増加効果（想定）	算出根拠
事業系燃やせるごみ ↓ 生活系資源ごみ（紙類）	紙類の分別収集の推進 <sup>※3</sup>	33.0g/人・日	244.0g/人・日×30%（組成[想定]）×45%（協力度 <sup>※1</sup> ）
		33.0g/人・日	（平成30年度実績からの想定増加量 <sup>※2</sup> ）

（備考）算出根拠の1人1日あたりの排出量は、平成30年度実績である。

※1「協力度」は、アンケート調査結果より設定した。

【市民及び事業所アンケート調査の各問16の集計結果に基づき「協力度」を設定した。なお、「協力度」は「機会があれば、したいと考えている」回答した割合とした。】

※2 各ごみ種類の削減効果はあくまで目安であるが、本計画の目標数値の効果として活用した。

※3「紙類の分別収集の推進」では、事業系燃やせるごみ中の紙類を分別して、生活系資源ごみ（紙類）に移行することにより資源化を推進する。（47.3g/人・日（平成30年度実績）→80.0g/人・日（令和15（2033）年度）

表4-6-3 減量化による目標年度の目標値（まとめ）

ごみ種類	H30実績値 (g/人・日)	R15目標値 (g/人・日)	算出根拠 (H30実績値－削減効果)
生活系燃やせるごみ	600.6	520.9	600.6－79.8＝520.8→ <b>521.0</b>
生活系燃やせないごみ（廃プラ類）	58.3	50.0	58.3－8.5＝49.8→ <b>50.0</b>
生活系粗大ごみ	25.0	10.0	25.0－15.0＝ <b>10.0</b>
事業系燃やせるごみ	244.0	180.0	244.0－64.0＝ <b>180.0</b>

表4-6-4 資源化による目標年度の目標値（まとめ）

ごみ種類	H30実績値 (g/人・日)	R15目標値 (g/人・日)	算出根拠 (H30実績値＋増加効果)
生活系資源ごみ	47.3	80.0	47.3＋330.＝80.3→ <b>80.0</b>

### 3. 目標値の設定

本計画において主要な目標値として掲げる項目は、1人1日あたりの排出量及び資源化率（リサイクル率）とします。

表4-7 目標値の設定

	基準年度 平成30年度 (2018)	中間目標年度 令和10年度 (2028)	増減比較		目標年度 令和15年度 (2033)	増減比較	
	①	②	③	(①-②)	④	⑤	(①-④)
	実績値	実績値	増減		実績値	増減	
1人1日あたりのごみ排出量	1,065.2g /人・日	988.8g /人・日	76.4g /人・日減少		950g /人・日	115.2g /人・日減少	
資源化率 (リサイクル率)	13.4%	22.5%	10.1ポイント 増加		24.5%	11.1ポイント 増加	

### 4. 施策の指標の設定

本計画における各施策についての指標を次に示します。

表4-8-1 ごみの排出抑制に向けた取り組みの推進【発生段階】の指標

項目	現状 (平成30年度)	中間目標値 (令和10年度)	目標値 (令和15年度)
① ごみ総排出量 (t/年)	14,694	12,401	11,182

表4-8-2 再利用・再資源化の推進【排出段階】の指標

指標			
項目	現状 (平成30年度)	中間目標値 (令和10年度)	目標値 (令和15年度)
① 資源化量	1,966	2,786	2,740
② ごみの減量化や資源化に取り組んでいる市民の割合*1 (各施策の単純平均値*2)	40%	60%	80%
③ ごみの減量化や資源化に取り組んでいる事業所の割合*1	57%	70%	90%

\*1 令和元年度市民及び事業所アンケート調査による

\*2 食品ロスの解消、簡易包装等の推進、生ごみの水切りの徹底など

表4-8-3 ごみの適正処理及び再資源化の推進の指標

項目	現状 (平成30年度)	中間目標値 (令和10年度)	目標値 (令和15年度)
① 焼却処理量	11,996	9,579	8,368
② 埋立処分量	1,708	909	812

表4-8-4 不法投棄対策及び災害廃棄物対策の指標

指標			
項目	現状 (平成30年度)	中間目標値 (令和10年度)	目標値 (令和15年度)
① 不法投棄に対する監視活動の強化に取り組んでいる市民・事業者の割合*	30%	40%	50%

\* 令和元年度市民及び事業所アンケート調査による

5. ごみ排出量の将来推計値 ※1人1日あたりの排出量（目標設定値）

目標値として設定した、1人1日あたりのごみ排出量の予測結果は次のとおりです。

表4-9 予測結果

年度	1人1日当たりのごみ排出量の合計																
	生活系ごみ									事業系ごみ				集団回収	側溝汚泥土砂		
	燃やせるごみ	燃やせないごみ				資源ごみ	粗大ごみ	燃やせるごみ	燃やせないごみ								
(g/人・日)	(g/人・日)	(g/人・日)	びん・ガラス類	金属・空き缶類	廃プラスチック類	ペットボトル	(g/人・日)	(g/人・日)	(g/人・日)	(g/人・日)	(g/人・日)	びん・ガラス類	金属・空き缶類	(g/人・日)	(g/人・日)		
実績	平成26年度(2014)	1,075.2	793.0	623.4	332	194	55.0	5.8	46.6	9.6	248.4	246.4	1.2	0.8	22.5	11.3	
	平成27年度(2015)	1,048.0	786.7	618.0	338	208	55.8	6.0	45.6	6.6	238.8	236.4	1.1	1.3	21.1	1.4	
	平成28年度(2016)	1,030.6	776.1	607.6	31.1	222	55.8	6.1	47.4	6.0	235.0	233.1	1.0	1.0	18.2	1.3	
	平成29年度(2017)	1,037.1	781.1	595.2	30.7	24.0	56.2	7.0	47.7	20.4	235.1	233.4	1.2	0.5	18.0	2.8	
	平成30年度(2018)	1,065.2	798.3	600.6	30.1	30.1	58.3	7.0	47.3	25.0	245.6	244.0	1.2	0.4	19.6	1.6	
予測	令和元年度(2019)	1,057.8	794.5	595.3	29.7	30.9	57.8	7.4	49.5	24.0	241.4	239.7	1.2	0.4	20.3	1.6	
	令和2年度(2020)	1,050.0	790.4	590.0	29.3	31.6	57.2	7.7	51.7	23.0	237.0	235.5	1.2	0.4	21.0	1.6	
	令和3年度(2021)	1,042.6	786.5	584.7	29.0	32.2	56.7	8.1	53.8	22.0	232.7	231.2	1.2	0.4	21.7	1.6	
	令和4年度(2022)	1,035.0	782.5	579.4	28.8	32.8	56.1	8.4	56.0	21.0	228.5	226.9	1.2	0.4	22.4	1.6	
	令和5年度(2023)	1,027.3	778.4	574.1	28.5	33.3	55.6	8.7	58.2	20.0	224.2	222.7	1.2	0.4	23.1	1.6	
	令和6年度(2024)	1,019.6	774.2	568.7	28.3	33.7	55.0	9.0	60.4	19.0	220.0	218.4	1.2	0.4	23.8	1.6	
	令和7年度(2025)	1,012.0	770.1	563.4	28.1	34.2	54.5	9.4	62.6	18.0	215.7	214.1	1.2	0.4	24.5	1.6	
	令和8年度(2026)	1,004.3	766.0	558.1	28.0	34.6	53.9	9.7	64.7	17.0	211.4	209.8	1.2	0.4	25.2	1.6	
	令和9年度(2027)	996.4	761.7	552.8	27.8	34.9	53.4	10.0	66.9	16.0	207.1	205.6	1.2	0.4	25.9	1.6	
	中間目標年度	令和10年度(2028)	988.8	757.7	547.5	27.6	35.3	52.8	10.4	69.1	15.0	202.9	201.3	1.2	0.4	26.6	1.6
		令和11年度(2029)	981.0	753.5	542.2	27.5	35.6	52.3	10.7	71.3	14.0	198.6	197.0	1.2	0.4	27.3	1.6
		令和12年度(2030)	973.3	749.3	536.9	27.4	35.9	51.7	11.0	73.5	13.0	194.4	192.8	1.2	0.4	28.0	1.6
		令和13年度(2031)	965.5	745.2	531.6	27.2	36.2	51.2	11.4	75.6	12.0	190.1	188.5	1.2	0.4	28.7	1.6
		令和14年度(2032)	957.7	740.9	526.3	27.1	36.4	50.6	11.7	77.8	11.0	185.8	184.2	1.2	0.4	29.4	1.6
	目標年度	令和15年度(2033)	950.0	736.7	520.9	27.0	36.7	50.0	12.0	80.0	10.0	181.6	180.0	1.2	0.4	30.1	1.6

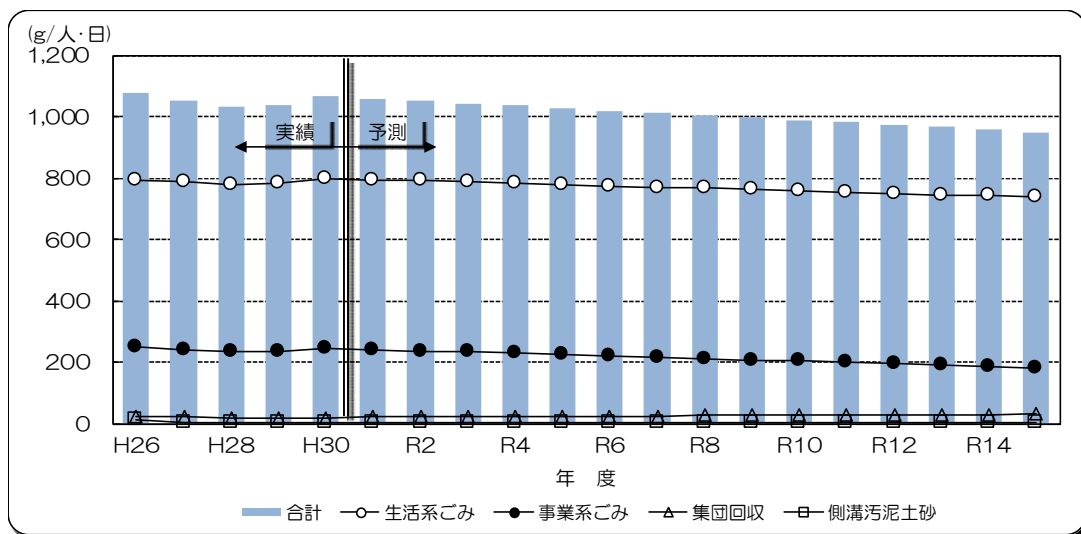


図4-5 推計値

6. ごみ排出量の将来推計値 ※排出量ベース（目標設定値）

目標値として設定した、本市におけるごみ排出量の予測結果は次のとおりです。

表4-10 予測結果

年度	ごみ排出量の合計															
	生活系ごみ									事業系ごみ				集団回収	側溝汚泥土砂	
	(t/年)	燃やせるごみ	燃やせないごみ					資源ごみ	粗大ごみ	燃やせるごみ	燃やせないごみ					
びん・ガラス類			金属・空き缶類	廃プラスチック類	ペットボトル	びん・ガラス類	金属・空き缶類									
実績	平成26年度(2014)	15,646	11,539	9,071	483	283	800	84	678	140	3,615	3,585	18	12	327	165
	平成27年度(2015)	15,096	11,332	8,902	487	300	804	87	657	95	3,440	3,405	16	19	304	20
	平成28年度(2016)	14,602	10,996	8,608	441	315	790	86	671	85	3,330	3,302	14	14	258	18
	平成29年度(2017)	14,443	10,879	8,290	428	334	782	97	664	284	3,274	3,250	17	7	251	39
	平成30年度(2018)	14,694	11,013	8,285	415	415	804	97	652	345	3,388	3,366	16	6	271	22
予測	令和元年度(2019)	14,549	10,928	8,188	408	425	794	102	681	330	3,320	3,297	17	6	279	22
	令和2年度(2020)	14,398	10,838	8,090	402	433	784	106	708	315	3,250	3,229	16	5	288	22
	令和3年度(2021)	14,146	10,672	7,933	393	437	769	110	731	299	3,158	3,137	16	5	294	22
	令和4年度(2022)	13,894	10,505	7,778	387	440	753	113	752	282	3,067	3,046	16	5	301	21
	令和5年度(2023)	13,644	10,338	7,624	379	442	738	116	773	266	2,978	2,957	16	5	307	21
	令和6年度(2024)	13,395	10,171	7,472	372	443	723	118	793	250	2,890	2,869	16	5	313	21
	令和7年度(2025)	13,149	10,007	7,321	365	444	708	122	813	234	2,803	2,782	16	5	318	21
	令和8年度(2026)	12,898	9,838	7,168	360	444	692	125	831	218	2,715	2,695	15	5	324	21
	令和9年度(2027)	12,646	9,668	7,016	353	443	677	127	849	203	2,629	2,609	15	5	329	20
	令和10年度(2028)	12,401	9,502	6,866	346	443	662	130	867	188	2,545	2,525	15	5	334	20
	令和11年度(2029)	12,155	9,336	6,718	341	441	647	133	883	173	2,461	2,441	15	5	338	20
	令和12年度(2030)	11,913	9,171	6,571	335	439	633	135	899	159	2,379	2,359	15	5	343	20
	令和13年度(2031)	11,667	9,004	6,423	329	437	618	138	914	145	2,297	2,278	14	5	347	19
	令和14年度(2032)	11,422	8,836	6,277	323	434	603	140	928	131	2,216	2,197	14	5	351	19
	令和15年度(2033)	11,182	8,671	6,131	318	432	589	141	942	118	2,138	2,119	14	5	354	19

中間  
目標年度

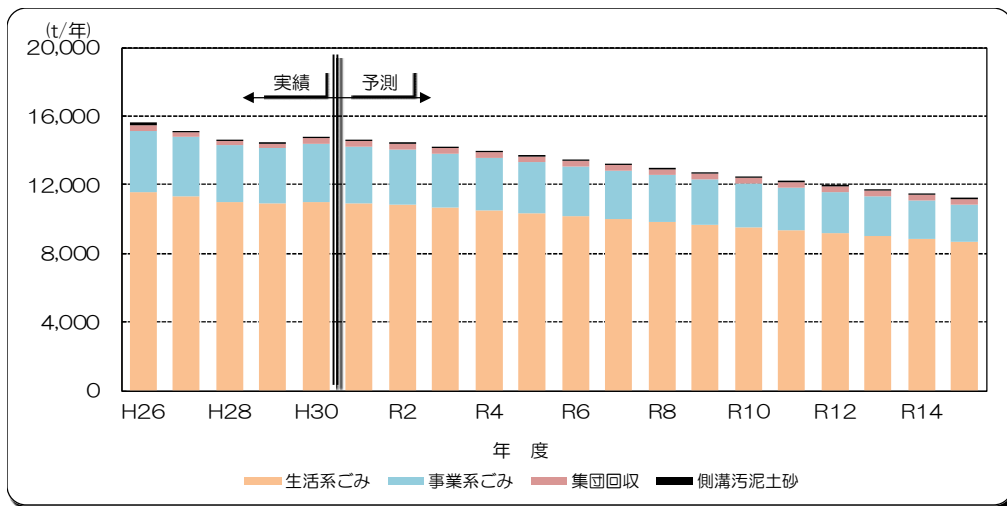


図4-6 推計値

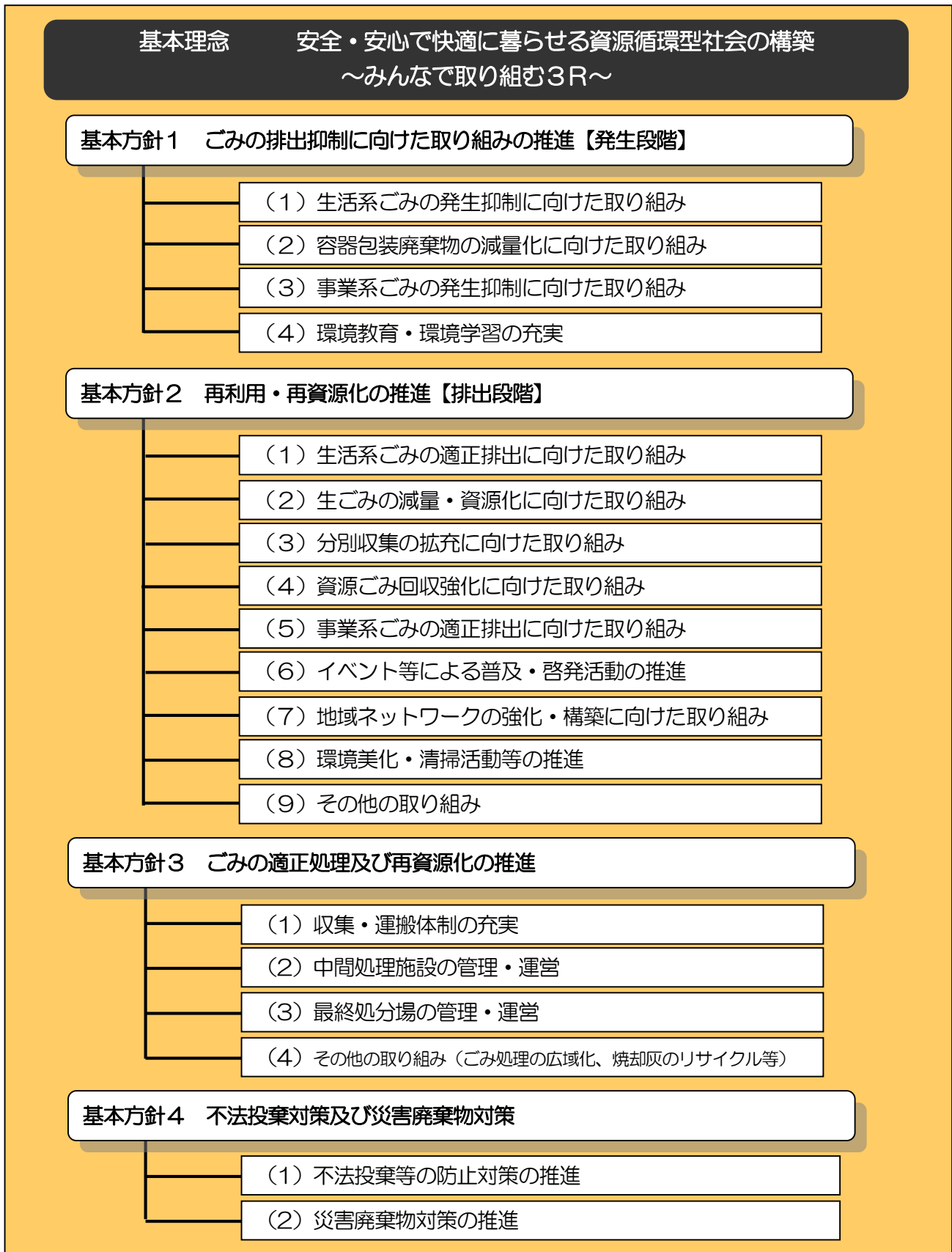
表4-11 ごみ排出量及びリサイクル率の推移（目標達成時）

		単位	平成30年度 (2018) 実績値	令和5年度 (2023) (推計)	令和10年度 (2028) (中間目標)	令和15年度 (2033) (目標)
行政区域内人口		(人)	37,795	36,386	34,360	32,247
生活系 ごみ	燃やせるごみ	(t/年)	8,285	7,624	6,866	6,131
	燃やせないごみ	(t/年)	126	126	126	126
	びん・ガラス類	(t/年)	415	379	346	318
	金属・空き缶類	(t/年)	30	33	35	37
	廃プラスチック類	(t/年)	804	738	662	589
	ペットボトル	(t/年)	7	9	10	12
	資源ごみ（紙類）	(t/年)	652	773	867	942
	粗大ごみ	(t/年)	25	20	15	10
	計	(t/年)	11,013	10,338	9,502	8,671
事業系 ごみ	燃やせるごみ	(t/年)	244	223	201	180
	燃やせないごみ	(t/年)	22	21	20	19
	びん・ガラス類	(t/年)	1	1	1	1
	金属・空き缶類	(t/年)	6	5	5	5
	計	(t/年)	246	224	203	182
集団回収	(t/年)	271	307	334	354	
側溝汚泥土砂	(t/年)	2	2	2	2	
ごみ総排出量	(t/年)	14,694	13,644	12,401	11,182	
資源化 量	焼却残渣	(t/年)	0	0	632	552
	中間処理後の資源物	(t/年)	1,043	1,009	953	892
	資源ごみ【紙類】	(t/年)	652	773	867	942
	集団回収	(t/年)	271	307	334	354
	計	(t/年)	1,966	2,089	2,786	2,740
リサイクル率	(%)	13.4%	15.3%	22.5%	24.5%	

第5節 施策の展開

1. 施策の体系図

本市における施策の体系図は次のとおりです。



## 2. 施策の取り組み内容

本市における施策の取り組み内容は次のとおりです。

### (1) ごみの排出抑制に向けた取り組みの推進【発生段階】

#### 1) 生活系ごみの発生抑制に向けた取り組み

##### ① 広報など、既存の広報媒体を用いた啓発・情報提供【行政】

- ・パネル展示や環境に関するイベント、広報及びホームページ等を活用し、生活系ごみの発生抑制に向けた啓発・情報提供を行います。

##### ② 食品ロス（手付かず食品・食べ残し等）の解消【住民】【事業者】【行政】

- ・「もったいない」を意識した行動に取り組むことで、家庭や事業所等における食品ロス（消費期限が切れた手付かず食品や食品の食べ残し等の廃棄）を減らすとともに、量販店における取り組みについての情報提供に努めます。
- ・手つかず食品等の提供可能な商品は、イベント開催等を通じたフードバンク等の取り組みを検討します。**新規**

##### ③ 耐久消費財等の長期使用の実施【住民】【事業者】

- ・電化製品や家具、自動車等の耐久消費財は、出来る限り長期使用に努めます。
- ・耐久性が高く、修理や再生が可能であり、長期にわたり使用ができる製品の製造、販売に努めます。

##### ④ 環境に配慮した行動の推進【住民】

- ・必要なものを必要量だけ購入し、繰り返し使用できる（リターナブル）製品等を優先して選択します。
- ・エコバッグを持参し、レジでは不必要な物（レジ袋、使い捨ての割り箸・スプーン等）をもらわないように努めます。

##### ⑤ リサイクルショップ等の活用【住民】

- ・使用頻度が少ないものについては、できるだけレンタル品を使用します。
- ・廃棄する前に、リサイクルショップやフリーマーケット等が活用できないか検討します。
- ・店頭で資源ごみの回収や簡易包装の推進を実施しているエコショップ等の活用に努めます。

##### ⑥ 家庭ごみ処理手数料制度の円滑な運用【行政】【住民】

- ・家庭ごみ処理手数料は、家庭ごみの発生・排出抑制や資源化促進のための経費、ごみ処理に係る経費などの施策を展開するための財源として活用します。

##### ⑦ ごみ減量推進員の検討【住民】【行政】

- ・一般廃棄物の分別、減量化を図るため、ごみ減量推進員を選任し、減量及び適正な処理による地域の生活環境維持を図ることを検討します。**新規**

## 2) 容器包装廃棄物の減量化に向けた取り組み

### ①エコバッグ運動の推進による過剰包装の抑制【住民】【行政】

- ・県においても店舗や関係団体との連携により、国に先行してレジ袋削減の取り組みを進めています。本市においてもエコバッグ持参を推進し、過剰包装の抑制を図ります。

### ②簡易包装等の推進【住民】【事業者】

- ・環境配慮型の販売店の選択やレジ袋等を断ることで、環境にやさしい製品の製造や包装の簡素化等を促します。
- ・詰め替え商品や量り売り商品等を取り扱うことで、環境にやさしい買い物を薦めます。

### ③繰り返し使用できる（リターナブル）製品等の積極的な購入【住民】

- ・使い捨て製品の購入を見直し、繰り返し使用できる容器や再生資源を原材料として使用した製品を積極的に購入します。

## 3) 事業系ごみの発生抑制に向けた取り組み

### ①事業系ごみについての指導等【事業者】【行政】

- ・事業系ごみの家庭系ごみへの混入禁止や適正処理について指導等を実施するため、手引きやリーフレットの作成を検討し、減量化・再資源化も含めた情報提供・啓発を行います。**新規**
- ・資源物の混入が多い事業者に対しては、適正処理の指導等を実施します。

### ②事業系ごみの排出実態の把握【事業者】【行政】

- ・多量排出事業者からのごみ排出の実態把握とごみの減量及びリサイクル等に関する指導等を実施します。

### ③事業所での生ごみの発生抑制・減量の推進【住民】【事業者】【行政】

- ・食品の製造・加工・販売業者、収集・運搬業者、栽培農家及び消費者等において、生ごみの発生抑制・減量を推進します。

### ④食品ロス削減の推進【事業者】【行政】

- ・飲食店による「3010（さんまるいちまる）運動」の推進により、生ごみの発生抑制に向けた啓発など、関係者の理解を得つつ、食品ロス削減に向けた取り組みを推進します。**新規**

### ⑤エコ事業所認定制度の創設【事業者】【行政】

- ・事業所における環境に配慮した自主的な取り組みなどを支援するエコ事業所認定制度の創設を検討します。**新規**

## 4) 環境教育・環境学習の充実

### ①ごみ処理施設見学会や学習会等の実施【住民】【行政】

- ・学校や地域団体のごみ処理施設見学会や学習会の実施を通して、ごみの正しい分別や出し方、

排出状況等に関するごみ問題の現状について理解、認識を深めてもらうよう努めます。

- ・幼稚園・保育所等における就学前の環境学習・教育の充実を図るため、幼稚園・保育所等からの要望に応じた情報提供を行います。
- ・団体等に対し、要望に応じた施設見学会を開催し、ごみの減量化やリサイクルに関する情報提供を行います。

②環境教育の推進【行政】

- ・映像や副読本等の活用などにより、環境教育の推進に取り組みます。

③新学校版環境ISOの推進【住民】【行政】

- ・新学校版環境ISOへの申請を推進し、エコスクール活動（節電・ごみ分別・リサイクル活動）と環境・エネルギー教育により、環境保全に対する意識啓発や郷土を愛するモラルの高い児童生徒の育成に取り組みます。

④出前講座の開催【住民】【事業者】【行政】

- ・住民や教育現場からの要望に応じ、県とも連携した、ごみや食品ロス等に関する出前講座の開催などの検討を行います。

**(2) 再利用・再資源化の推進【排出段階】**

**1) 生活系ごみの適正排出に向けた取り組み**

①環境関連情報の発信による意識啓発【住民】【事業者】【行政】

- ・広報及びホームページを活用し、ごみ分別などの情報提供により、3R推進の意識啓発に努めます。

②パンフレット（ごみの分け方・出し方）の作成（見直し）【行政】

- ・ごみの分け方・出し方の周知徹底を図るため、必要に応じた見直しを行います。
- ・コラムの活用や文字の大きさに配慮した、高齢者等に優しいパンフレット（ごみの分け方・出し方）の作成に努めます。

③不動産業者等を通じたパンフレット等の配布【事業者】【行政】

- ・集合住宅への入居者に対し、ごみの分け方・出し方の周知を図るため、不動産業者や管理会社を通じたパンフレット等の配布を検討します。

**2) 生ごみの減量・資源化に向けた取り組み**

①生ごみ水切りの推進【住民】【事業者】【行政】

- ・広報及びホームページ等による生ごみの水切りに関する情報提供により、ごみの減量化を進めます。

②手付かず食品・食べ残しの縮減の推進【住民】【事業者】【行政】

- ・食品ロスの削減に向け、必要量の購入や食べ残しをしないよう努めます。
- ・広報及びホームページ等を活用した食品ロスに関する情報提供を行います。

③エコクッキングの推進【住民】【事業者】【行政】

- ・環境に配慮した「買い物（食材調達）」、「料理」及び「片づけ」を行うエコクッキングに努めます。
- ・家庭や事業所における取り組みが進むよう、県と連携した広報及びホームページ等を活用したエコクッキングに関する情報提供を行います。

④生ごみの堆肥化の促進及び生ごみ処理機等の普及【住民】【事業者】【行政】

- ・生ごみ（ちゅう芥類）の堆肥化や減容化が図れる生ごみ処理機等により、生ごみの減容化に努めます。
- ・家庭から排出される生ごみ（ちゅう芥類）の減量化を図るため、「小松島市電気式生ごみ処理機購入補助金」及び「生ごみ処理容器頒布補助金（コンポスター）」を継続します。
- ・家庭や事業所において取り組みが進むよう、広報及びホームページ等を活用した生ごみの堆肥化に関する情報提供を行います。

3) 分別収集の拡充に向けた取り組み

①ごみの分別の徹底【住民】【事業者】【行政】

- ・ごみの減量・資源化を図るため、廃プラスチック類及び紙類等の適正な分別排出に努めます。
- ・容器包装廃棄物が、分別の区分と分別の基準にしたがって適正に排出されるように、地区衛生組合等と協力して啓発に取り組みます。
- ・家庭や事業所での取り組みが進むよう、広報及びホームページ等を活用したごみの分別に関する情報提供を行います。
- ・分別等のルールが守られていないごみの張り紙（お願い）により、適正な分別指導を推進します。

②分別品目の拡大についての検討【行政】

- ・リサイクル関連法の制定等にあわせ、調査・計画を行うことで、本市の地域特性に適合する分別品目を検討します。

③地域におけるごみ分別の取り組み【住民】【事業者】【行政】

- ・地域のコミュニティやネットワークの活用により、地域における集団回収の充実、拡充を図ります。
- ・「資源ごみリサイクル業務委託」を継続することで、分別によるごみの減量化やリサイクルに向けた地域の取り組みについて支援を行います。

④廃棄物処理施設における監視・指導の実施【行政】

- ・ごみの減量化やリサイクルを推進するため、廃棄物処理施設における監視・指導を実施します。

4) 資源ごみ回収強化に向けた取り組み

①店頭回収の拡充【住民】【事業者】【行政】

- ・県のエコショップ認定制度の活用により、店頭で資源ごみの回収や簡易包装の推進を実施している店舗の拡大を図ります。
- ・量販店等が中心となり、食品トレイや牛乳パック等の店頭回収に積極的に取り組みます。
- ・住民、事業者等の参画が進むよう、店頭回収を行っている量販店等に関する情報提供を行います。

②自治会・市民団体等による集団回収の拡大【住民】【行政】

- ・地域のコミュニティやネットワークの強化により、資源ごみの集団回収を推進します。
- ・自治会・市民団体等の参加や排出機会の拡大を図るため、「資源ごみリサイクル業務委託」を継続します。

③資源ごみ回収品目の拡大についての検討【事業者】【行政】

- ・本市における、資源循環を推進するため、資源ごみとして回収する品目の拡大について検討します。

④市内事業所でのリサイクル促進【事業者】【行政】

- ・市内事業所にとって紙類などの資源物は、資源を分別する手間、排出量が少ない、処理する業者がない、処理料金が高いなどの理由から、資源化しにくい状況となっているため、事業所等の理解を得ながら、複数の事業所が協力して資源物の回収を行うような新たな回収システムの構築について検討します。**新規**

5) 事業系ごみの適正排出に向けた取り組み

①事業所等への助言・指導の実施【事業者】【行政】

- ・ごみの適正排出に向けた事業所等への助言・指導を実施します。

②廃棄物処理施設における監視・指導の実施【事業者】【行政】

- ・事業所等においてごみの適正排出が徹底されるよう、廃棄物処理施設搬入時の監視・指導を実施します。

③廃棄物処理手数料の適正化【行政】

- ・事業所等の動機付けとなるよう、近隣自治体等の状況等を勘案した廃棄物処理手数料の適正化に努めます。

6) イベント等による普及・啓発活動の推進

①各種イベントにおける啓発【住民】【事業者】【行政】

- ・各種イベントや人が集まる場などにおいて、住民や観光客への啓発によりごみの分別処理を徹底します。
- ・ごみ清掃ボランティア活動の参加者や本市で開催するイベントにおいて、エコバッグの配布により、環境およびごみ減量の動機づけを行います。

- ・食べきり運動による3R、食品ロス削減等を目的として設立したネットワークである、「全国おいしい食べきり運動ネットワーク」を通じた、食品ロス削減等の情報共有を図り、実践につなげます。**新規**

#### ②エコバッグ運動の実施【行政】

- ・ごみ減量・リサイクル推進週間（5月30日～6月5日）や環境月間（6月）、3R推進月間（10月）において、エコバッグ運動の啓発を実施します。

### 7) 地域ネットワークの強化・構築に向けた取り組み

#### ①小松島市衛生組合連合会との連携【住民】【事業者】【行政】

- ・小松島市衛生組合連合会の資源ごみ回収実施要綱に基づく、資源ごみ回収運動の拡大発展に取り組めます。

#### ②地域における集団回収への支援【行政】

- ・資源ごみの集団回収団体（自治会・市民団体等）の紹介や活動状況等をホームページや広報等で紹介します。

### 8) 環境美化・清掃活動等の推進

#### ①環境美化運動の推進【住民】【事業者】【行政】

- ・花いっぱい運動や海岸や河川・道路の清掃活動などを通じて環境美化教育に取り組めます。

#### ②美化運動等への支援【行政】

- ・ボランティア用のごみ袋の作成提供や美化運動、資源回収運動を行っている小松島市衛生組合連合会など、環境に関する地域活動や市民団体活動について積極的に支援します。

### 9) その他の取り組み

#### ①エコマーク商品（グリーン）購入の推進【住民】【事業者】【行政】

- ・家庭や事業所等において、製品を購入する際、環境への負荷が少ないものの購入を検討します。
- ・住民や事業者等に対する率先行動として、市ではエコマークを目安としたグリーン購入（調達）に努めます。

#### ②エコグッズ等の使用拡大【住民】【事業者】【行政】

- ・繰り返し使用可能な商品（エコバッグ、マイボトル、マイ箸等）の使用に努めます。

#### ③処理困難物の適正処理の推進【事業者】【行政】

- ・処理困難物（本市で処理できない一般廃棄物）は、引き取りができる製造元や販売店等を紹介
  - ・斡旋することで、適正処理を推進します。

※処理困難物とは医療系廃棄物、産業廃棄物、家電リサイクル法対象機器、パソコン及びその他のものです。

④ごみ対策検討委員会における検討【住民】【事業者】【行政】

- ・学識経験者、事業者団体、消費者団体その他各種団体の代表者及び行政により組織されるごみ対策検討委員会において、必要に応じてごみの排出抑制及び減量化、適正処理等に関する事項について検討を行います。

⑤ごみの減量化や資源化の取り組みの情報提供について【行政】

- ・ごみの減量化や資源化、取り組み等の状況について、広報やホームページによる情報提供に努めます。**新規**

### (3) ごみの適正処理及び再資源化の推進

#### 1) 収集・運搬体制の充実

①委託業者（民間）による生活系ごみの収集・運搬の継続【行政】

- ・生活系ごみの収集・運搬において、効率性及び経済性を確保するため、一部、委託業者による収集・運搬を継続します。

②生活弱者に配慮した収集制度の構築【住民】【事業者】【行政】

- ・粗大ごみや多量排出ごみ等に関して、地域、自治会及び福祉・医療機関等と連携を図ることで、生活弱者に配慮した収集制度の構築に努めます。

③効率的な収集体制等の確立【行政】

- ・効率的な収集体制、収集ルート等の確立により、安定した生活系ごみの収集に努めます。
- ・社会情勢やリサイクル関係法令及び広域ごみ処理協議の動向を踏まえつつ、分別品目の見直しや地域に適した収集システムの構築に努めます。

④白色発泡スチロール製容器包装（白色トレイ等）の分別収集の検討【行政】

- ・生活系ごみの資源化を推進するため、白色発泡スチロール製容器包装（白色トレイ等）の分別収集を検討します。

#### 2) 中間処理施設の管理・運営

①中間処理（ヤード選別）における資源回収の推進【行政】

- ・環境衛生センターに搬入された燃やせないごみ（びん・ガラス類、金属・空き缶類）や粗大ごみ（不燃性）について、適切な選別により、リサイクル率の向上に努めます。

②廃棄物処理施設の適切な運用の推進【行政】

- ・廃棄物処理施設については、適切な維持補修を行い、施設の長寿命化に努めます。
- ・維持管理情報の公表により、住民の安心確保に努めます。

③資源化事業者（民間）の活用【事業者】【行政】

- ・資源化事業者（民間）の活用により、処理体制の充実を図ります。

④事業系ごみ（一般廃棄物）に関する適正処理の推進【事業者】【行政】

- ・事業系一般廃棄物と産業廃棄物の的確な区分に努め、事業系一般廃棄物については、適正処理を促します。

### 3) 最終処分場の管理・運営

#### ①最終処分場の適正な運営【行政】

- ・最終処分場の運営に当たっては、民間委託により、施設の適正な運営と人件費を含めた経費の削減に努めます。
- ・焼却灰については、広域ごみ処理協議の状況を踏まえ、民間のリサイクル施設でのリサイクル（エコセメント）を検討します。

### 4) その他の取り組み（ごみ処理の広域化、小型家電製品・焼却灰のリサイクル等）

#### ①ごみ処理の広域化についての検討【行政】

- ・将来にわたり、安定的かつ効率的なごみ処理体制を構築していくため、事業主体の徳島市をはじめ、本市を含めた2市4町（松茂町・北島町・石井町・勝浦町）との間で、広域ごみ処理施設（一般廃棄物中間処理施設）整備に向けた検討協議を実施しております。今後においても、徳島市と事業連携を図りつつ、市民の方々への事業理解に努めます。**新規**

#### ②小型家電製品の回収についての検討【行政】

- ・小型家電リサイクル法施行を受け、近隣自治体等の動向や処理ルート確保を踏まえながら、小型家電製品の回収についての検討を行います。

#### ③焼却灰のリサイクル（エコセメント化）についての検討【行政】

- ・広域ごみ処理協議の状況を踏まえ、焼却灰のリサイクル（エコセメント化）を検討します。

#### ④在宅医療廃棄物の適正処理の推進【行政】

- ・平成28年12月に作成した「ごみの分け方・出し方」の分別に基づき、在宅医療廃棄物のうち、生活系ごみとして本市で収集するものとの区分分類について、周知徹底を図ります。

#### ⑤低炭素社会実現に向けた地球温暖化防止【行政】

- ・平成31年3月策定の「小松島市地球温暖化対策実行計画」（改定版）に基づき、3Rの推進による焼却量を抑制し、ごみ処理による温室効果ガスの総排出量の削減を図り、低炭素社会の構築をめざします。**新規**

#### ⑥資源物の持ち去り禁止【行政】

- ・新聞紙などの資源ごみの持ち去りを防止し、広報等による啓発に努めます。**新規**

### (4) 不法投棄対策及び災害廃棄物対策

#### 1) 不法投棄等の防止対策の推進

##### ①不法投棄に対する監視活動の強化【住民】【事業者】【行政】

- ・関係機関への周知徹底により、事業者や住民からの通報体制の整備を図ります。
- ・不法投棄防止看板設置や警察等との連携を図り、巡回パトロールの実施により、不法投棄防止に努めます。

②不法投棄に対する関係機関との連携強化【事業者】【行政】

- ・不法投棄防止対策を推進するため、関係機関(保健所・警察署等)との連携強化を図ります。

③不法投棄防止のための啓発活動の推進【行政】

- ・広報等を通して、不法投棄禁止の意識啓発や情報提供を行います。

④不法投棄物の適正処理の推進【行政】

- ・不法投棄物に対し、迅速な対応及び処置を実施することで地下水汚染等の2次被害の未然防止に努めます。

## 2) 災害廃棄物対策の推進

①災害廃棄物処理計画の活用【行政】

- ・平成29年3月策定の小松島市災害廃棄物処理計画に基づき、南海トラフ巨大地震や近年大型化の傾向にある台風、多発する集中豪雨等の災害に対し、県とも連携しつつ、庁内関係各課との連携により、活用に向けた検討を加えていきます。**新規**

### 3. 施策の区分及び主体

具体的な施策における区分及び主体を次に示します。

表4-12-1 ごみの排出抑制に向けた取り組みの推進【発生段階】

具体的な施策	優先順位	施策における主体		
		住民	事業者	行政
<b>(1) 生活系ごみの発生抑制に向けた取り組み</b>				
① 広報など、既存の広報媒体を用いた啓発・情報提供	高			市
② 食品ロス（手付かず食品・食べ残し等）の解消	高	家庭	事業者	市
③ 耐久消費財等の長期使用の実施		家庭	事業者	
④ 環境に配慮した行動の推進	高	買い物客		
⑤ リサイクルショップ等の活用		家庭		
⑥ 家庭ごみ処理手数料制度の円滑な運用		家庭		市
⑦ ごみ処理推進員の検討		住民		市
<b>(2) 容器包装廃棄物の減量化に向けた取り組み</b>				
① エコバッグ運動の推進による過剰包装の抑制	高	買い物客		市
② 簡易包装等の推進	高	買い物客	事業者	
③ 繰り返し使用できる（リターナブル）製品等の積極的な購入		買い物客		
<b>(3) 事業系ごみの発生抑制に向けた取り組み</b>				
① 事業系ごみについての指導等	高		事業者	市
② 事業系ごみの排出実態の把握	高		事業者	市
③ 事業者での生ごみの発生抑制・減量の推進	高	住民	食品の製造・加工・販売業者、 収集・運搬業者、 栽培農家	市
④ 食品ロス削減の推進	高		飲食店	市
⑤ エコ事業所認定制度の創設			事業者	市
<b>(4) 環境教育・環境学習の充実</b>				
① ごみ処理施設見学会や学習会等の実施	高	市民団体		市/ 教育機関
② 環境教育の推進	高			市
③ 新学校版環境ISOの推進		学校		市
④ 出前講座の開催		住民	事業者	市

表4-12-2 再利用・再資源化の推進【排出段階】

具体的な施策	優先順位	施策における主体		
		住民	事業者	行政
<b>(1) 生活系ごみの適正排出に向けた取り組み</b>				
① 環境関連情報の発信による意識啓発	高	住民	事業者	市
② パンフレット（ごみの分け方・出し方）の作成（見直し）	高			市
③ 不動産業者等を通じたパンフレット等の配布			不動産業者/ 管理会社	市
<b>(2) 生ごみの減量・資源化に向けた取り組み</b>				
① 生ごみ水切りの推進	高	家庭	事業者	市
② 手付かず食品・食べ残しの縮減の推進	高	家庭	事業者	市
③ エコクッキングの推進		家庭	事業者	市
④ 生ごみの堆肥化の促進及び生ごみ処理機の普及		家庭	事業者	市
<b>(3) 分別収集の拡充に向けた取り組み</b>				
① ごみの分別の徹底	高	家庭	事業者	市
② 分別品目の拡大についての検討				市
③ 地域におけるごみ分別の取り組み	高	住民	事業者	市
④ 廃棄物処理施設における監視・指導の実施				市
<b>(4) 資源ごみ回収強化に向けた取り組み</b>				
① 店頭回収の拡充	高	買い物客	事業者	市
② 自治会・市民団体等による集団回収の拡大	高	自治会/市民団体		市
③ 資源ごみ回収品目の拡大についての検討				市
④ 市内事業所でのリサイクル促進	高		事業者	市
<b>(5) 事業系ごみの適正排出に向けた取り組み</b>				
① 事業所等への助言・指導の実施			事業者	市
② 廃棄物処理施設における監視・指導の実施	高		事業者/許可業者	市
③ 廃棄物処理手数料の適正化				市
<b>(6) イベント等による普及・啓発活動の推進</b>				
① 各種イベントにおける啓発	高	住民	事業者	市
② エコバッグ運動の実施	高			市
<b>(7) 地域ネットワークの強化・構築に向けた取り組み</b>				
① 小松島市衛生組合連合会との連携	高	小松島市衛生組合連合会	事業者	市
② 地域における集団回収への支援	高			市
<b>(8) 環境美化・清掃活動等の推進</b>				
① 環境美化運動の推進	高	住民	事業者	市
② 美化運動等への支援				市
<b>(9) その他の取り組み</b>				
① エコマーク商品（グリーン）購入の推進		住民	事業者	市
② エコグッズ等の使用拡大	高	住民	事業者	市
③ 処理困難物の適正処理の推進			事業者	市
④ ごみ対策検討委員会における検討		住民	事業者	市
⑤ ごみの減量化や資源化の取り組みの情報提供について				市

表4-12-3 ごみの適正処理及び再資源化の推進

具体的な施策	優先順位	施策における主体		
		住民	事業者	行政
<b>(1) 収集・運搬体制の充実</b>				
① 委託業者（民間）による生活系ごみの収集・運搬の継続	高			市
② 生活弱者に配慮した収集制度の構築		自治会	福祉・医療機関	市
③ 効率的な収集体制等の確立	高			市
④ 白色発泡スチロール製容器包装（白色トレイ等）の分別収集の検討				市
<b>(2) 中間処理施設の管理・運営</b>				
① 中間処理（ヤード選別）における資源回収の推進	高			市
② 廃棄物処理施設の適切な運用の推進	高			市
③ 資源化事業者（民間）の活用	高		資源化事業者(民間)	市
④ 事業系ごみ（一般廃棄物）に関する適正処理の推進	高		事業者	市
<b>(3) 最終処分場の管理・運営</b>				
① 最終処分場の適正な運営	高			市
<b>(4) その他の取り組み（ごみ処理の広域化、小型家電製品・焼却灰のリサイクル等）</b>				
① ごみ処理の広域化についての検討	高			市
② 小型家電製品の回収についての検討				市
③ 焼却灰のリサイクル（エコセメント化）についての検討				市
④ 在宅医療廃棄物の適正処理の推進				市
⑤ 低炭素社会実現に向けた地球温暖化防止				市
⑥ 資源物の持ち去り禁止				市

表4-12-4 不法投棄対策及び災害廃棄物対策

具体的な施策	優先順位	施策における主体		
		住民	事業者	行政
<b>(1) 不法投棄等の防止対策の推進</b>				
① 不法投棄に対する監視活動の強化	高	住民/監視員	事業者	市
② 不法投棄に対する関係機関との連携強化	高		事業者	保健所/警察署
③ 不法投棄防止のための啓発活動の推進	高			市
④ 不法投棄物の適正処理の推進				市
<b>(2) 災害廃棄物対策の推進</b>				
① 災害廃棄物処理計画の運用	高			市

## 第6節 収集・運搬計画

### 1. 収集・運搬に関する今後の取り組み

ごみの収集・運搬は、ごみを迅速かつ効率的に収集し、生活環境に支障のないよう安全に運搬しています。

本市では、ごみの発生段階におけるごみの減量化を図るとともに、排出段階における減量化及び分別の徹底を図り、資源化が可能なものは、再生利用の推進を図ります。

また、住民への協力・要請により、処理・処分の形態に即した分別排出の徹底を図ることで本市における適正処理を推進します。

これらを踏まえた、本市における収集・運搬に関する今後の取り組みは次のとおりです。

#### 今後の取り組み

- ① 委託業者（民間）による生活系ごみの収集・運搬の継続
- ② 生活弱者に配慮した収集制度の構築
- ③ 効率的な収集体制等の確立
- ④ 白色発泡スチロール製容器包装（白色トレイ等）の分別収集の検討

### 2. 収集・運搬の主体

生活系ごみの収集・運搬については、直営及び民間への委託を基本としています。また、事業系ごみの収集・運搬については、本市の許可する収集・運搬業者が行っています。

### 3. 分別の種類・区分及び分別の方法等

#### （1）計画収集区域

計画収集区域については、現在と同様として市内全域を対象とします。

#### （2）収集方法

現在、本市における生活系ごみはステーション方式及び戸別回収で行っており、今後も現体制を維持します。

#### （3）分別収集体制

収集品目については、当面は現在の収集品目を維持しますが、将来におけるごみの分別品目等の変更が生じた際には、適時、見直しを図ります。

将来の分別収集体制は次のとおりです。

表4-13 将来の分別収集体制

種類及び区分		収集方式	排出方法	収集頻度	収集・運搬
燃やせるごみ		ステーション戸別	指定袋	週2回	直営、委託業者
燃やせないごみ	廃プラスチック類	ステーション戸別	指定袋	月2～3回	直営、委託業者
	ペットボトル			月1～2回	
	金属・空き缶類			月1～2回	
	びん・ガラス類			月2～3回	
資源ごみ	新聞・雑誌・段ボール（その他の紙類）	ステーション戸別	紐で十字に縛る	定期収集	直営、委託業者
粗大ごみ	可燃性	戸別	専用はがきでの申込及び環境衛生センターに持ち込み、または許可業者に依頼（有料）	隔月 随時	直営 許可業者 自己搬入
	不燃性				

#### 4. 計画ごみ収集量

ごみ収集量は目標年度（令和15年度）において生活系ごみが8,671 t/年、事業系ごみが2,138 t/年と見込まれます。

本市におけるごみ収集量の見込みは次のとおりです。

表4-14 ごみ収集量の見込み

項目	年度	基準年度	中間目標年度	目標年度
		平成30年度 (2018)	令和10年度 (2028)	令和15年度 (2033)
ごみ収集量	(t/年)	14,694	12,401	11,182
生活系ごみ	(t/年)	11,013	9,502	8,671
燃やせるごみ	(t/年)	8,285	6,866	6,131
燃やせないごみ	(t/年)	1,731	1,581	1,480
びん・ガラス類	(t/年)	415	346	318
金属・空き缶類	(t/年)	415	443	432
廃プラスチック類	(t/年)	804	662	589
ペットボトル	(t/年)	97	130	141
資源ごみ	(t/年)	652	867	942
粗大ごみ	(t/年)	345	188	118
事業系ごみ	(t/年)	3,388	2,545	2,138
燃やせるごみ	(t/年)	3,366	2,525	2,119
燃やせないごみ	(t/年)	22	20	19
びん・ガラス類	(t/年)	16	15	14
金属・空き缶類	(t/年)	6	5	5
集団回収	(t/年)	271	334	354
側溝汚泥土砂	(t/年)	22	20	19

## 第7節 中間処理計画

### 1. 中間処理に関する今後の取り組み

ごみの中間処理は、ごみの減容化・資源化により、最終処分場への搬入量を減らし、資源化が可能なものは、適切な選別の実施により有価物を回収し、資源化に努めます。

さらに、ごみ焼却施設においては、衛生的で安全・安定に配慮した効率的な焼却処理を実施し、可能な限りごみの減容化に努めることで、最終処分場の適切な管理運営に努めます。

また、ごみ焼却施設においては、適切に維持補修を行った運用を推進することで、施設の長寿命化に努めます。

本市における中間処理に関する今後の取り組みは次のとおりです。

#### 今後の取り組み

- ① 中間処理（ヤード選別）における資源回収の推進
- ② 廃棄物処理施設の適切な運用の推進
- ③ 資源化事業者（民間）の活用
- ④ 焼却灰のリサイクル（エコセメント化）の検討
- ⑤ 事業系ごみ（一般廃棄物）に関する適正処理の推進

### 2. 中間処理の方法及び量

#### (1) 中間処理の方法

本市域内で収集された一般廃棄物の中間処理については、本市のごみ焼却施設、選別ヤード及び資源化事業者において中間処理を行います。

#### (2) 中間処理量

本市における中間処理量の見込みは次のとおりです。

表4-15 中間処理量の見込み

項目	年度	基準年度	中間目標年度	目標年度
		平成30年度 (2018)	令和10年度 (2028)	令和15年度 (2033)
焼却処理量	(t/年)	11,996	9,579	8,368
中間処理量（燃やせないごみ・資源ごみ）	(t/年)	1,753	1,601	1,499
直接資源化量	(t/年)	652	867	942

## (3) 資源化量

本市における資源化量の見込みは次のとおりです。

表4-16 資源化量の見込み

項目	年度	基準年度	中間目標年度	目標年度
		平成30年度 (2018)	令和10年度 (2028)	令和15年度 (2033)
資源化量合計	(t/年)	1,966	2,786	2,740
焼却残渣(セメント原料化)	(t/年)	—	632	552
中間処理後の資源物	(t/年)	1,043	953	892
直接資源化	(t/年)	652	867	942
集団回収	(t/年)	271	334	354
リサイクル率	(%)	13.4%	22.5%	24.5%

## 第8節 最終処分計画

### 1. 最終処分に関する今後の取り組み

本市では、発生したごみについて中間処理、再資源化後、公衆衛生の保全を図りながら最終処分に努めています。

本市における最終処分に関する今後の取り組みは次のとおりです。

**今後の取り組み**  
最終処分場の適正な管理・運営

### 2. 最終処分の主体

中間処理後の最終処分については、本市が管理し、民間が運営する最終処分場（赤石地区一般廃棄物最終処分場）において行っておりますが、近年における埋立残余年数の減少から、他の処理方針を検討していく必要があります。

### 3. 計画処分量

本市においては、最終処分量の減容化のため、広域ごみ処理協議等を通して、焼却灰のリサイクル（エコセメント化）等による最終処分量の削減に寄与する手法について検討を行います。

本市におけるごみ最終処分量の見込みは次のとおりです。

表4-17 最終処分量の見込み

項目	年度		基準年度 平成30年度 (2018)	中間目標年度 令和10年度 (2028)	目標年度 令和15年度 (2033)
		(t/年)			
最終処分量	(t/年)		1,708	909	812
焼却残渣	(t/年)		1,395	623	544
中間処理後の不燃残渣	(t/年)		291	266	249
側溝汚泥土砂	(t/年)		22	20	19

第9節 その他

1. 適正処理困難物対策

本市では、市で処理できないごみとして、医療系廃棄物、産業廃棄物、家電リサイクル法対象機器、パソコン及びその他のものを定め、それぞれの処理方法について指導しています。

市で処理できないごみの主なものは次のとおりです。

表4-18 市で処理できないごみ

対象物		処分の方法
医療系 廃棄物	薬びん、点滴パック、注射器、注射針等（医師から処方されたもの）	医療機関に引き取ってもらってください。
産業 廃棄物	事業活動に伴って生じたごみで、商品などの製造過程で出た燃えがら・汚泥・廃プラスチック類等	自ら処理できない場合は、産業廃棄物処理業者に依頼してください。（請負工事等で生じた建築廃材も含まれますのでご注意ください。）
その他の もの	タイヤ、ホイール、バッテリー、自動車用部品、バイク、ガスボンベ、ピアノ、スプリング入りマットレス、消火器、塗料、廃油、薬品類等	購入店で引き取ってもらうか、それぞれ取り扱っている販売店にご相談してください。（スプリング入りマットレスは、スプリングとマットの部分に分ければ引き取りが可能です。）
家電リサイクル法 対象機器	エアコン・ブラウン管テレビ・液晶テレビ・プラズマテレビ・電気冷蔵庫・電気冷凍庫・電気洗濯機及び衣料乾燥機	【不要になったとき】 購入した販売店が買い換えをする販売店で引き取ってもらってください。（リサイクル料金と収集・運搬料金が必要です。）  【購入した販売店がわからないか、廃業している場合、転居などで販売店が県外の場合】 自分で指定引き取り場所に持っていか、ごみの許可業者に依頼し引き取ってもらってください。（リサイクル料金と収集・運搬料金が必要です。）
パソコン	デスクトップパソコン（ディスプレイ一体型のものを含む）・ノートブックパソコン・ブラウン管式ディスプレイ・液晶ディスプレイ	メーカーに回収を申し込んだあと、送られてくるゆうパック伝票を使って郵便局を通じてメーカーに送ってください。（平成15年9月30日以前に購入したパソコンの場合、回収資源化料金を各メーカーが指定する方法で支払う必要があります。）

## 2. 災害廃棄物処理計画

平成29年3月に策定した「小松島市災害廃棄物処理計画」の概要を次に示します。

### (1) 目的

「小松島市災害廃棄物処理計画」は、南海トラフ巨大地震はもとより、近年大型化する傾向にある台風や、多発する集中豪雨等の災害から、速やかに復旧・復興を進めることを目的に作成しています。

防災減災対策や廃棄物処理は、継続的に見直し・改善が行われており、今後、国や県等から示される計画や資料、訓練等の検証に基づき、より実効性の高いものに更新することとします。

【記載している主な事項】	【ポイント】
災害廃棄物や津波堆積物の処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 徳島県において最大の被害を及ぼす南海トラフ巨大地震による被害を想定するとともに、台風や大雨等による被害も考慮します。</li> <li>• 徳島県、小松島市、関係事業者、市民が一体となって処理を進め、早期の復旧、復興を成し遂げます。</li> <li>• 3年以内に処理を終わらせるようにします。</li> <li>• 迅速な災害廃棄物処理により、復旧・復興を加速します。</li> <li>• リサイクルに努めます。</li> <li>• 災害復興のための土木資材などは、災害廃棄物等からの再生資材を生かします。</li> <li>• 基本的には、小松島市独自での処理を目指しますが、災害の規模によっては広域処理も見据えるものとします。</li> </ul>
災害時における一般廃棄物とし尿の処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 災害時の生活ごみや避難所ごみは、小松島市環境衛生センターで処理します。また、避難所から発生するし尿は小松島市外三町村衛生組合しらさぎ浄園で処理します。</li> </ul>
仮設トイレの設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 迅速に仮設トイレを避難所等に設置できるように努めます。</li> </ul>

(2) 災害廃棄物処理の体制等

災害廃棄物処理における体制等は以下のとおりです。

○協定・支援体制

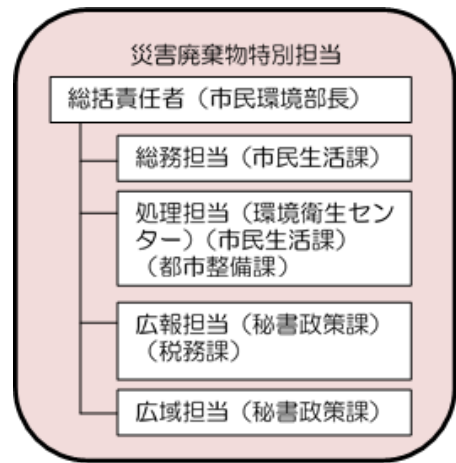
本市が被災した場合、必要な人員の派遣や民間団体に対する支援要請等を得ることができるように、協定を締結しています。

○組織体制

本市が被災した場合には、小松島市地域防災計画に基づき災害廃棄物特別担当を設け、対応を行います。

○広域的な処理・処分

小松島市だけで災害廃棄物の処理が困難となり広域的な処理・処分の必要が生じる場合に備え、予め事務手続き等について検討・準備を行います。



災害廃棄物処理にあたっての体制等は以下のとおりです。(イメージ)

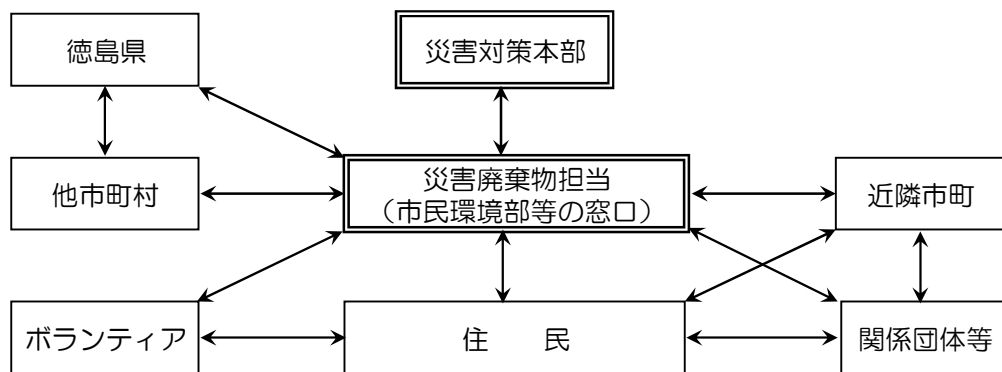


図4-7 連絡体制概要図

### 3. 進行管理計画

本計画を推進し、基本理念や基本方針を実現していくためには、ごみの排出者である住民・事業者と連携・協働を図って行くことが重要であり、本計画の目的とその進捗状況を三者が共有していくことが不可欠です。

そのため、市が本計画の施策についての周知徹底と普及・啓発を積極的に行うことで、多くの住民・事業者からごみの減量化及び資源化に対する理解と協力が得られるよう、働きかけを行います。

また、この度の計画改定を機に、新たに設定した数値目標等に係る達成状況の検証として、PDCAサイクル\*を用い、毎年度の進行管理（小さなサイクル）と、5年ごとを目処にした計画の評価・見直し（大きなサイクル）を実施し、その内容をホームページ等で広く公表していきます。

計画の進行管理のイメージを次に示します。

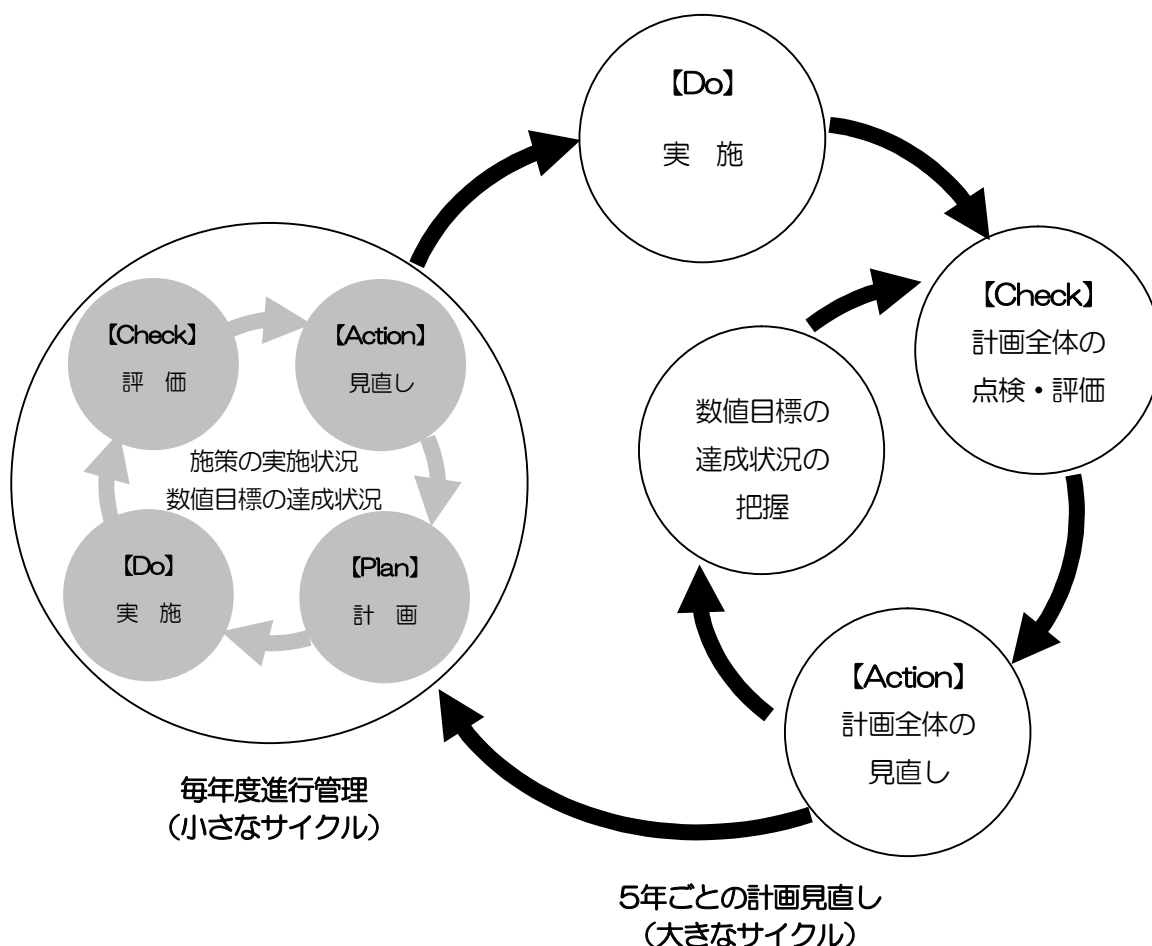


図4-8 計画の進行管理のイメージ

\* PDCAサイクルとはPlan(計画の策定)、Do(実行)、Check(評価)、Act(見直し)のサイクルにより、継続的に一般廃棄物処理計画の点検、見直し、評価を行うものであり、「策定指針」において、自治体が一般廃棄物処理計画についてPDCAサイクルでの点検・見直し・評価を行うことが求められています。

なお、「策定指針」において示されているPDCAの内容は次のとおりです。

Plan：一般廃棄物処理計画の策定、Do：施策の実行、Check：評価、Act：見直し

## 第5章 生活排水処理基本計画

### 第1節 生活排水処理の現況

本市の生活排水処理は、浄化槽及びみなし浄化槽で行い、し尿及び浄化槽汚泥の処理は、し尿処理施設において行っています。

本市では平成14年度から公共下水道事業に着手し、主に雨水対策事業を推進しており、終末処理場整備等の汚水事業は、供用開始に至っていません。

生活排水（台所・洗濯・風呂・洗面等から排出される「生活雑排水」及び「し尿」）の処理は次のとおりです。

#### 1. し尿処理

水洗化家庭では浄化槽及びみなし浄化槽でし尿処理を行っています。

一方、非水洗化家庭では汲み取り・収集運搬後、し尿処理施設において処理を行っています。

#### 2. 生活雑排水処理

浄化槽が設置されている一般家庭等は、生活雑排水の処理を行っていますが、その他においては、し尿以外は未処理のまま公共用水域（河川等）へ排出されていることから、浄化槽への転換を推進しています。

#### 3. 汚泥処理

浄化槽及びみなし浄化槽で発生した汚泥（浄化槽汚泥）は、し尿処理施設で処理を行っています。

#### 4. し渣及び脱水（乾燥）汚泥処理

し尿処理施設で発生したし渣及び脱水汚泥は、乾燥後に焼却処理し、最終処分を行っています。

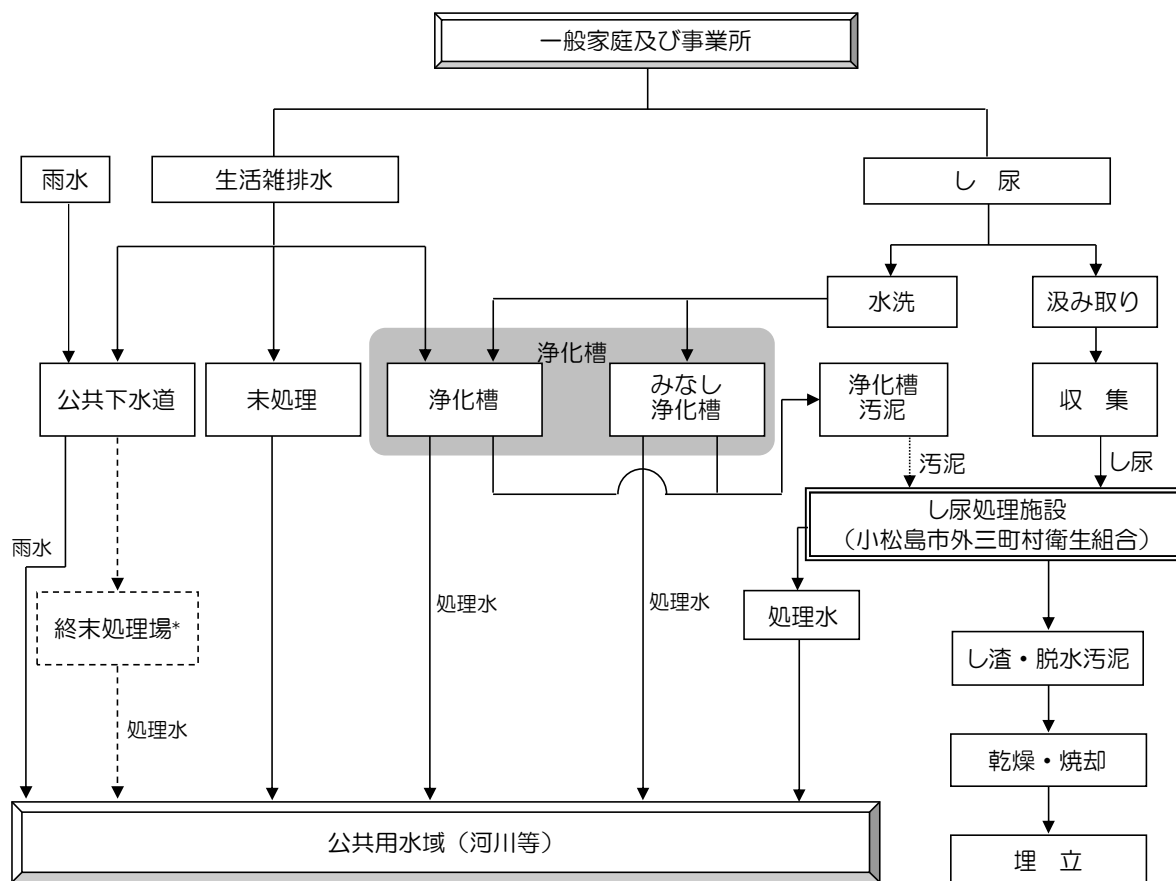


図5-1 生活排水処理経路

\* 終末処理場は未整備となっており、図中の破線矢印（公共下水道）は、供用開始に至っていません。

第2節 処理形態別人口の把握

本市における処理形態別人口をみると、水洗化・生活雑排水処理人口は、浄化槽の設置・転換の推進に伴い、計画期間中において微増しています。

なお、平成30年度における水洗化率及び生活排水処理率は、それぞれ93.6%、34.0%となっています。

本市における生活排水に係る処理形態別人口の実績は次のとおりです。

表5-1 処理形態別人口の実績

項 目	年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		(2013)	(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)
計 画 処 理 区 域 内 人 口	(人)	40,333	39,866	39,358	38,817	38,156	37,795
水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	12,060	12,205	12,253	12,459	12,581	12,848
公共下水道人口	(人)	—	—	—	—	—	—
農業集落排水施設人口	(人)	—	—	—	—	—	—
浄化槽人口	(人)	12,060	12,205	12,253	12,459	12,581	12,848
コミュニティプラント人口	(人)	—	—	—	—	—	—
水洗化・生活雑排水未処理人口 (みなし浄化槽人口)	(人)	25,130	24,652	24,465	23,891	23,150	22,546
非水洗化人口(計画収集人口)	(人)	3,143	3,009	2,640	2,467	2,425	2,401
し尿処理人口	(人)	3,107	2,973	2,605	2,432	2,391	2,367
自家処理人口	(人)	36	36	35	35	34	34
水洗化率*1	(%)	92.2	92.5	93.3	93.6	93.6	93.6
生活排水処理率*2	(%)	29.9	30.6	31.1	32.1	33.0	34.0

\*1 水洗化率＝(水洗化・生活雑排水処理人口＋水洗化・生活雑排水未処理人口)÷計画処理区域内人口×100

\*2 生活排水処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口×100

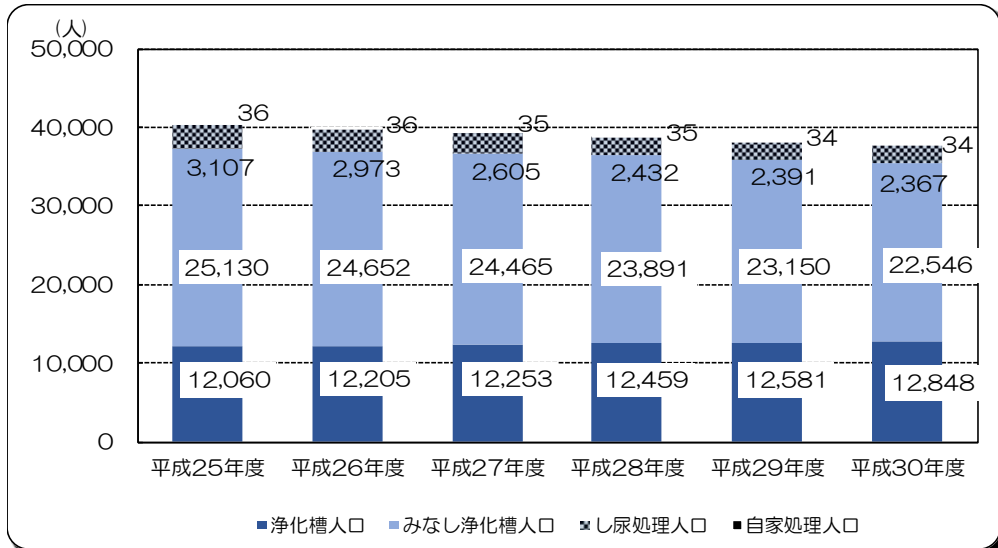


図5-2 処理形態別人口の実績

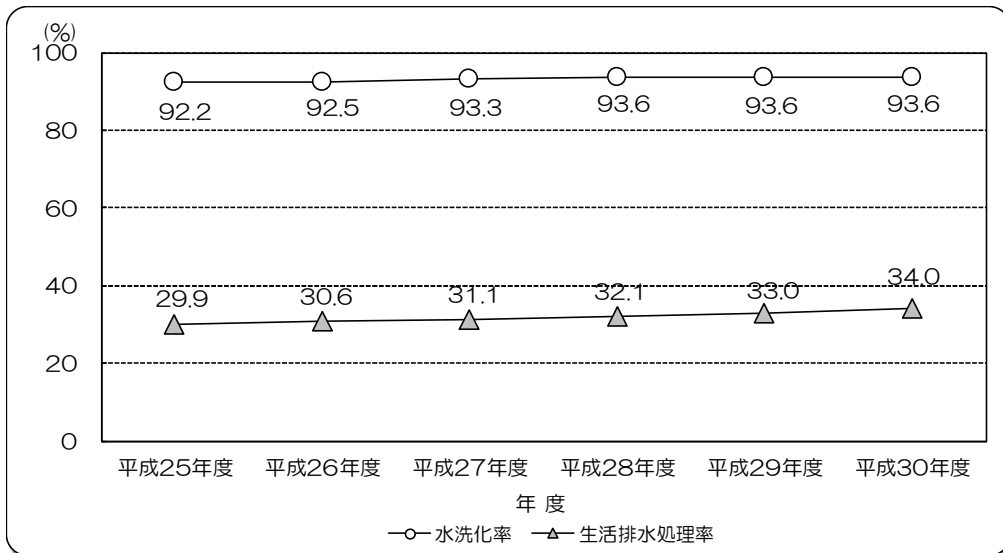


図5-3 水洗化率及び生活排水処理率の推移

### 第3節 生活排水処理施設の整備状況

本市における公共下水道及び浄化槽については、平成29年度に見直しした「とくしま生活排水処理構想2017」に基づき、効率的かつ計画的な整備を進めています。

#### 1. 公共下水道

平成14年度から公共下水道事業に着手し、主に雨水対策事業を推進しており、終末処理場整備等の汚水事業などは供用開始に至っていません。

#### 2. 浄化槽

みなし浄化槽から浄化槽への転換を促進し、公共用水域の水質保全を図っています。

#### 3. し尿処理施設

本市におけるし尿・浄化槽汚泥の中間処理は、小松島市外三町村衛生組合で行っており、し尿処理施設から発生するし渣及び脱水汚泥については乾燥後に焼却処理し、最終処分を行っています。

小松島市外三町村衛生組合におけるし尿処理施設の概要は次のとおりです。

表5-2 し尿処理施設の概要

名 称	小松島市外三町村衛生組合 しらさぎ浄園 し尿処理施設	
所 在 地	徳島県小松島市立江町字大田ノ浦67番地1	
構成市町村	小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村	
敷地面積	27,155.0㎡	
建築面積	1,729.9㎡	
延床面積	3,173.3㎡	
竣 工	平成12年	
処理方式	膜分離高負荷生物脱窒素処理方式＋高度処理	
処理能力	し尿18 kℓ/日 浄化槽汚泥69 kℓ/日	
処 理 水 水質基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>• pH : 5.8～8.6</li> <li>• BOD : 10mg/ℓ以下</li> <li>• SS : 5mg/ℓ以下</li> <li>• COD : 30mg/ℓ以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• T-N : 10mg/ℓ以下</li> <li>• T-P : 1mg/ℓ以下</li> <li>• 色度 : 30度以下</li> <li>• 大腸菌群数 : 500個/ml以下</li> </ul>

### 第4節 収集・運搬状況

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬はすべて許可業者（平成30年度実績：2社）によって行われており、一般家庭及び事業所から発生したし尿・浄化槽汚泥は吸上車（バキュームカー）で収集された後、し尿処理施設に運搬されています。

なお、市域での収集・運搬については、概ね、し尿は月1回、浄化槽汚泥は年1回の頻度で収集が実施されています。

### 第5節 収集及び処理実績

#### 1. し尿・浄化槽汚泥収集量の実績

##### (1) 収集量の推移

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥量の合計は、計画期間において、浄化槽への設置、転換に伴い、し尿処理量は減少傾向である一方、浄化槽汚泥は増減を繰り返しています。

し尿及び浄化槽汚泥収集量の推移は次のとおりです。

表5-3 し尿及び浄化槽汚泥収集量の推移

項目	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		(2013)	(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)
し尿	(kℓ/年)	1,539	1,618	1,401	1,242	1,222	1,240
浄化槽汚泥	(kℓ/年)	16,273	16,745	17,090	16,410	16,198	16,514
合計	(kℓ/年)	17,812	18,363	18,491	17,652	17,420	17,754
浄化槽汚泥処理比率	(%)	91.4	91.2	92.4	93.0	93.0	93.0
自家処理量(し尿)	(kℓ/年)	11	10	9	8	7	6

\* 浄化槽汚泥処理比率は、し尿及び浄化槽汚泥の合計に占める浄化槽汚泥の割合です。

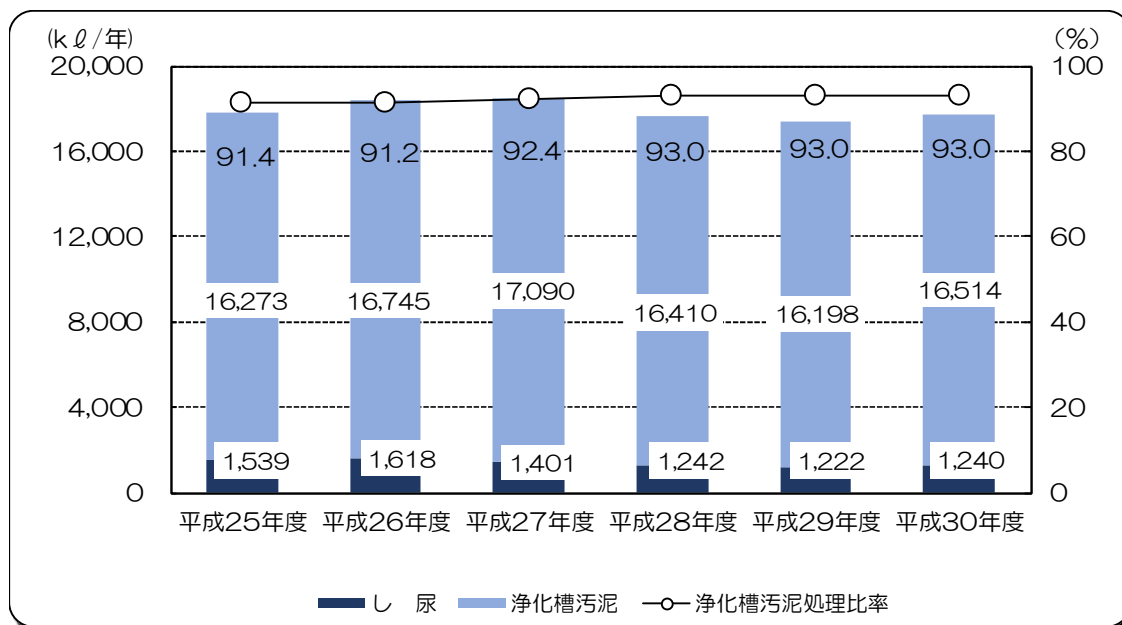


図5-4 し尿及び浄化槽汚泥収集量の推移

(2) 発生原単位の推移

し尿及び浄化槽汚泥の発生原単位（1人1日当たりの排出量）については、収集量及び処理形態別人口の実績を用いて算出を行いました。

計画期間において、し尿及び浄化槽汚泥ともに増減を繰り返しています。

し尿及び浄化槽汚泥の発生原単位の推移は次のとおりです。

表5-4 し尿及び浄化槽汚泥の発生原単位の推移

項目		年度	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
収集処理人口		(人)	40,297	39,830	39,323	38,782	38,122	37,761
し尿		(人)	3,107	2,973	2,605	2,432	2,391	2,368
浄化槽汚泥		(人)	37,190	36,857	36,718	36,350	35,731	35,393
1人平均処理量	し尿	(kℓ/人・年)	0.50	0.54	0.54	0.51	0.51	0.52
	浄化槽汚泥	(kℓ/人・年)	0.44	0.45	0.47	0.45	0.45	0.47
発生原単位 (1人1日当たりの 排出量)	し尿	(ℓ/人・日)	1.36	1.49	1.47	1.40	1.40	1.43
	浄化槽汚泥	(ℓ/人・日)	1.20	1.24	1.28	1.23	1.24	1.28

- \* 1人平均処理量＝収集量÷処理人口（浄化槽汚泥は浄化槽及びみなし浄化槽の合計）
- 発生原単位＝1人平均処理量÷365日×1,000
- 平成27年度は、うるう年のため年間日数を366日とします。

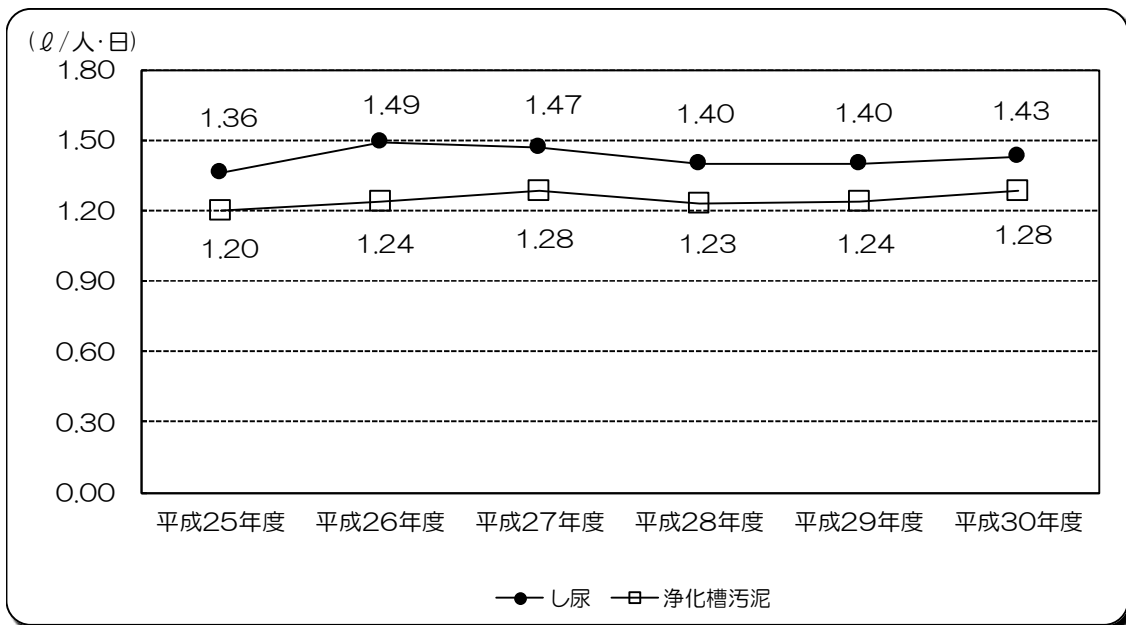


図5-5 し尿及び浄化槽汚泥の発生原単位の推移

## 2. 処理実績の推移

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設に搬入され、適正処理しています。し尿処理施設における処理対象量は、平成28年度以降、横ばいの傾向にあり、平成30年度の処理対象量は17,754kℓ/年です。

し尿処理施設における処理実績の推移は次のとおりです。

表5-5 し尿処理施設における処理実績の推移

項目	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		(2013)	(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)
処理対象量	(kℓ/年)	17,812	18,363	18,491	17,652	17,420	17,754
し尿	(kℓ/年)	1,539	1,618	1,401	1,242	1,222	1,240
浄化槽汚泥	(kℓ/年)	16,273	16,745	17,090	16,410	16,198	16,514
汚泥焼却処理後残渣量	(t/年)	51	53	49	44	39	43

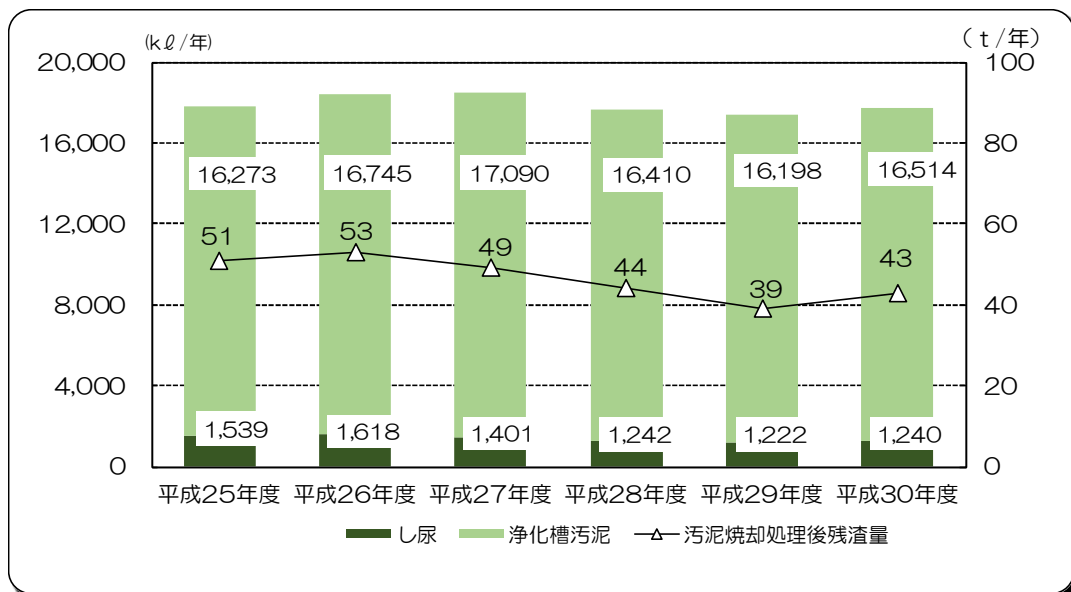


図5-6 し尿処理施設における処理実績の推移

## 第6節 運営・管理体制及び処理主体

### 1. 運営・維持管理体制

平成30年度における運営・維持管理体制は次のとおりです。

表5-6 運営・維持管理体制

項 目	管理内容	方 式	備 考
収集・運搬	汲み取り	許 可	—
	浄化槽の汚泥引抜	許 可	—
	浄化槽の保守点検	許 可	県知事の登録を受けた 浄化槽保守点検業者
中間処理	し尿、浄化槽汚泥処理	委 託	小松島市、勝浦町、上 勝町、佐那河内村で構 成

### 2. 生活排水の処理主体

平成30年度における生活排水の処理主体は次のとおりです。

表5-7 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水	処理主体
浄化槽	し尿及び生活雑排水	設置者
みなし浄化槽	し尿	設置者
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	小松島市外三町村衛生組合

## 第7節 生活排水処理の施策の現状

### 1. 発生・排出抑制

洗剤の適正使用や廃油等を流さないよう意識啓発を行うとともに、環境教育などを通じて、水質保全に関する普及啓発をしています。

また、事業者に対しては、水質汚濁防止に関する届出をはじめとした、法令遵守をするよう意識啓発を行っています。

### 2. 浄化槽の整備推進

浄化槽については、し尿の汲み取り槽及びみなし浄化槽から浄化槽への転換、撤去に対する補助により、浄化槽の整備を推進しています。

### 3. 公共下水道事業の整備

平成14年度から公共下水道事業に着手し、主に雨水対策事業を推進しており、今後も小松島市公共下水道基本計画に基づき、効率的な施設整備を図ります。

## 第8節 生活排水処理の現況評価と課題の整理

平成30年度における生活排水処理率は、34%（浄化槽のみ）であり、生活排水が未処理である約66%の世帯では、みなし浄化槽及びし尿の汲み取り等により、し尿処理を行っており、生活雑排水については未処理のまま排出されていることから、公共用水域の水質保全を図るため、浄化槽への転換を推進しています。

本市における生活排水処理率の推移は次のとおりです。

表5-8 生活排水処理率の推移

項目		年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
			(2015)	(2016)	(2017)	(2018)
生活排水 処理率	浄化槽	30.6%	31.1%	32.1%	33.0%	34.0%
	みなし浄化槽	69.4%	68.9%	67.9%	67.0%	66.0%
生活排水 未処理率	し尿汲み取り					
	自家処理					

### 1. 公共下水道の施設整備

本市では平成14年度から公共下水道事業に着手し、主に雨水対策事業を推進しており、終末処理場整備等の汚水事業は、供用開始に至っていません。

このため、公共下水道については、引き続き、小松島市公共下水道基本計画に基づき、効率的な施設整備を進める必要があります。

### 2. 浄化槽の整備推進

生活排水による河川などの水質汚濁を防止するため、し尿の汲み取り槽及びみなし浄化槽から浄化槽への転換、既設槽の撤去に対する補助を実施することで、浄化槽の整備を推進する必要があります。

### 3. 浄化槽及びみなし浄化槽の維持管理

県では、浄化槽法で定める浄化槽管理者（設置者）の維持管理上の3つの義務として保守点検、清掃及び法定検査を掲げており、本市においても浄化槽の適正な維持管理の普及啓発を推進する必要があります。

### 4. 収集・運搬

公共下水道の供用開始時は、し尿の汲み取り人口の減少が想定されることから、供用開始時におけるし尿量の減少に対応した収集・運搬体制の確立について検討を行う必要があります。

### 5. 中間処理

浄化槽の整備推進に伴い、浄化槽汚泥量が増加傾向となっており、し尿及び浄化槽汚泥について、施設の適正かつ効率的な維持管理に努める必要があります。

## 第9節 生活排水の処理計画

### 1. 基本理念

衛生的で快適に暮らせる生活環境の実現には、生活排水の適正な処理による環境保全に向けた取り組みが必要となります。

また、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築のため、自然環境と調和したまちづくりを進めることが重要です。

本計画における基本理念を次に示します。

#### 基本理念

環境への負荷の少ない循環型都市の構築  
～自然環境と共生したまちづくりをめざして～

### 2. 基本方針

本市における生活排水の適正処理に関する基本方針を次に示します。

#### 基本方針1 公共下水道の施設整備の促進

公共下水道は、地域の特性や住民生活の実態に沿って、小松島市公共下水道基本計画に基づき、効率的な施設整備を図ります。

#### 基本方針2 浄化槽への転換推進

公共用水域の水質保全を図るため、みなし浄化槽から浄化槽への転換を推進します。

#### 基本方針3 自然環境の保全及び快適な生活空間の確保

基本方針1及び2の推進により、生活排水の適正処理を図り、自然環境の保全と公衆衛生の向上による快適な生活空間を確保します。

#### 基本方針4 し尿の適正処理の促進

し尿処理施設の適切な維持管理により、し尿等の適正処理を行います。

#### 基本方針5 し尿処理体制の確保

浄化槽設置の啓発に加え、適正な維持管理を促進するための処理体制を確保します。

### 3. 生活排水の処理主体

生活排水に係る処理主体については、基本的には現行どおりとしますが、公共下水道については本市が処理主体となります。

目標年度（令和15年度）における生活排水の処理主体を次に示します。

表5-9 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	市
浄化槽	し尿及び生活雑排水	設置者
みなし浄化槽	し尿	設置者
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	小松島市外三町村衛生組合

### 4. 生活排水の処理目標及び将来推計

#### (1) 生活排水の処理目標

目標年度（令和15年度）における生活排水の処理目標を次に示します。

表5-10 生活排水処理率の目標

	現況 (平成30年度)	目標年度 (令和15年度)
行政区域内人口	37,795人	32,247人
計画処理区域内人口	37,795人	32,247人
水洗化・生活雑排水処理人口	12,848人	24,192人
生活排水処理率	34.0%	75.0%

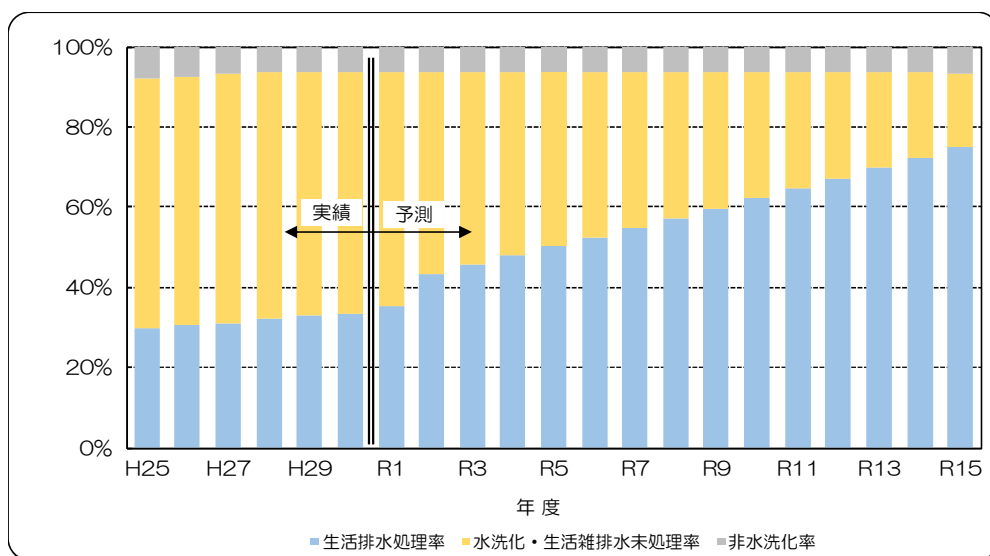


図5-7 生活排水処理率の目標

(2) 生活排水の将来推計

目標年度の処理形態別人口を次に示します。

表5-11 処理形態別人口の推移

項目	年度	実績						予測				
		平成26年度(2014)	平成27年度(2015)	平成28年度(2016)	平成29年度(2017)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	
計画処理区域内人口	(人)	40,333	39,866	39,358	38,817	38,156	37,795	37,682	37,568	37,174	36,780	36,386
水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	12,060	12,205	12,253	12,459	12,581	12,654	13,389	16,267	16,949	17,612	18,257
公共下水道人口	(人)	—	—	—	—	—	—	—	717	867	1,013	1,156
農業集落排水施設人口	(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
浄化槽人口	(人)	12,060	12,205	12,253	12,459	12,581	12,654	13,389	15,550	16,082	16,599	17,101
コミュニティプラント人口	(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水洗化・生活雑排水未処理人口(みなし浄化槽人口)	(人)	25,130	24,652	24,465	23,891	23,150	22,739	21,930	18,970	17,921	16,888	15,870
非水洗化人口(計画収集人口)	(人)	3,143	3,009	2,640	2,467	2,425	2,402	2,363	2,331	2,304	2,280	2,259
し尿処理人口	(人)	3,107	2,973	2,605	2,432	2,391	2,368	2,330	2,298	2,272	2,248	2,228
自家処理人口	(人)	36	36	35	35	34	34	33	33	32	32	31

項目	年度	予測		中間目標年度			予測			目標年度	
		令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)	令和11年度(2029)	令和12年度(2030)	令和13年度(2031)	令和14年度(2032)	令和15年度(2033)
計画処理区域内人口	(人)	35,992	35,599	35,186	34,773	34,360	33,947	33,534	33,105	32,676	32,247
水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	18,885	19,494	20,134	20,752	21,351	21,929	22,487	23,078	23,647	24,192
公共下水道人口	(人)	1,296	1,432	1,584	1,731	1,875	2,015	2,151	2,303	2,451	2,594
農業集落排水施設人口	(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
浄化槽人口	(人)	17,589	18,062	18,550	19,021	19,476	19,914	20,336	20,775	21,196	21,598
コミュニティプラント人口	(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水洗化・生活雑排水未処理人口(みなし浄化槽人口)	(人)	14,866	13,882	12,844	11,828	10,828	9,850	8,891	7,882	6,894	5,930
非水洗化人口(計画収集人口)	(人)	2,241	2,223	2,208	2,193	2,181	2,168	2,156	2,145	2,135	2,125
し尿処理人口	(人)	2,210	2,193	2,178	2,164	2,152	2,140	2,128	2,118	2,108	2,099
自家処理人口	(人)	31	30	30	29	29	28	28	27	27	26

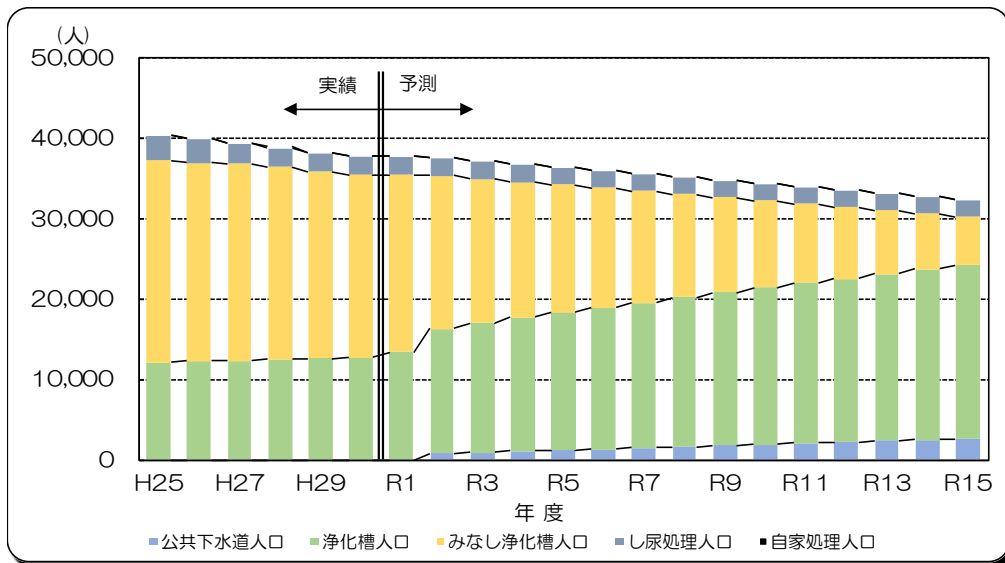


図5-8 処理形態別人口の推移

### 1) 計画処理区域内人口

将来人口の推計については、「第4章 ごみ処理基本計画」における推計値を用いました。

### 2) 公共下水道人口

「とくしま汚水処理構想2017」における将来構想に基づき、整備状況及び普及率を考慮した公共下水道人口を推計しました。

### 3) 浄化槽人口

「とくしま汚水処理構想2017」における将来構想に基づき、整備状況及び普及率を考慮した浄化槽人口を推計しました。

### 4) みなし浄化槽人口

みなし浄化槽人口は、みなし浄化槽の新規設置の禁止、浄化槽への転換及び生活排水処理施設の推進等により、減少することが推測されます。みなし浄化槽人口については、計画処理区域内人口から公共下水道人口、浄化槽人口、し尿処理人口及び自家処理人口を差し引いた値としました。

### 5) し尿処理人口

し尿処理人口は、今後、浄化槽への設置・転換に伴い、順次減少していくことが推測されます。し尿処理人口については、計画期間の実績による推計値を採用しました。

### 6) 自家処理人口

自家処理人口は、今後、浄化槽の接続・転換に伴い、順次減少していくことが推測されます。

自家処理人口については、計画期間の実績による推計値を採用しました。

### 5. し尿及び浄化槽汚泥の発生原単位の設定

し尿及び浄化槽汚泥の発生原単位については、計画期間（平成25年度から平成30年度）における実績を考慮した値を採用しました。

#### （1）し尿発生原単位

し尿発生原単位は、計画期間（平成25年度から平成30年度）における平均値1.43ℓ /人・日を採用しました。

#### （2）浄化槽汚泥発生原単位

浄化槽汚泥発生原単位は、計画期間（平成25年度から平成30年度）における平均値1.25 ℓ /人・日を採用しました。

### 6. し尿及び浄化槽汚泥の収集量の見込み

し尿及び浄化槽汚泥の収集量の見込みについては、前述に示した発生原単位を用いて算出を行いました。

し尿及び浄化槽汚泥の収集量の見込みを次に示します。

表5-12 し尿及び浄化槽汚泥の収集量の見込み

年 度	し 尿		浄化槽汚泥				汚泥量 合 計	収集量 合 計	
			浄化槽		みなし浄化槽				
	収集人口 (人)	し尿量 (kℓ/年)	処理人口 (人)	汚泥量 (kℓ/年)	処理人口 (人)	汚泥量 (kℓ/年)	(kℓ/年)	(kℓ/年)	
実 績	平成25年度 (2013)	3,107	1,539	12,060	—	25,130	—	16,273	17,812
	平成26年度 (2014)	2,973	1,618	12,205	—	24,652	—	16,745	18,363
	平成27年度 (2015)	2,605	1,401	12,253	—	24,465	—	17,090	18,491
	平成28年度 (2016)	2,432	1,242	12,459	—	23,891	—	16,410	17,652
	平成29年度 (2017)	2,391	1,222	12,581	—	23,150	—	16,198	17,420
	平成30年度 (2018)	2,368	1,240	12,654	—	22,739	—	16,514	17,754
予 測	令和元年度 (2019)	2,330	1,216	13,389	6,109	21,930	10,006	16,115	17,331
	令和2年度 (2020)	2,298	1,199	15,550	7,095	18,970	8,655	15,750	16,949
	令和3年度 (2021)	2,272	1,186	16,082	7,337	17,921	8,176	15,513	16,699
	令和4年度 (2022)	2,248	1,173	16,599	7,573	16,888	7,705	15,278	16,451
	令和5年度 (2023)	2,228	1,163	17,101	7,802	15,870	7,241	15,043	16,206
	令和6年度 (2024)	2,210	1,154	17,589	8,025	14,866	6,783	14,808	15,962
	令和7年度 (2025)	2,193	1,145	18,062	8,241	13,882	6,334	14,575	15,720
	令和8年度 (2026)	2,178	1,137	18,550	8,463	12,844	5,860	14,323	15,460
	令和9年度 (2027)	2,164	1,129	19,021	8,678	11,828	5,397	14,075	15,204
	令和10年度 (2028)	2,152	1,123	19,476	8,886	10,828	4,940	13,826	14,949
	令和11年度 (2029)	2,140	1,117	19,914	9,086	9,850	4,494	13,580	14,697
	令和12年度 (2030)	2,128	1,111	20,336	9,278	8,891	4,057	13,335	14,446
	令和13年度 (2031)	2,118	1,105	20,775	9,479	7,882	3,596	13,075	14,180
	令和14年度 (2032)	2,108	1,100	21,196	9,671	6,894	3,145	12,816	13,916
	令和15年度 (2033)	2,099	1,096	21,598	9,854	5,930	2,706	12,560	13,656

中間  
目標年度

目標年度

\* 汚泥量・し尿量＝人口×発生原単位×365日÷1,000  
 収集量合計＝浄化槽汚泥量（浄化槽＋みなし浄化槽）＋し尿量

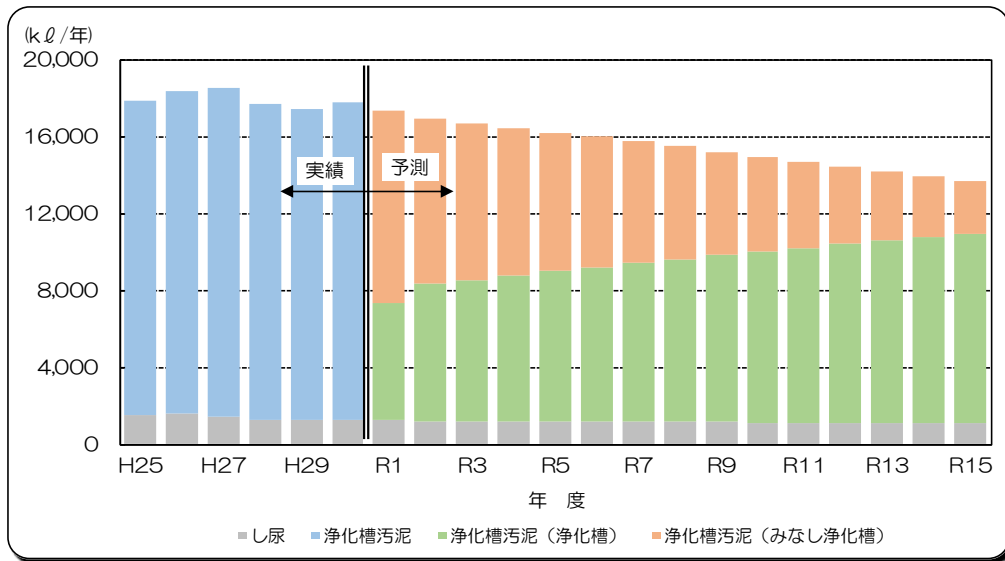


図5-9 し尿及び浄化槽汚泥の収集量の見込み

### 7. し尿処理施設における処理の見込み

し尿処理施設における処理の見込みについては、前述に示した収集量を用いて算出を行いました。

し尿処理施設における処理の見込みを次に示します。

表5-13 し尿処理施設における処理量の見込み

年度	処理対象量			汚泥焼却処理後残渣量 (t/年)
	し尿 (kℓ/年)	浄化槽汚泥 (kℓ/年)		
平成25年度(2013)	17,812	1,539	16,273	51
平成26年度(2014)	18,363	1,618	16,745	53
平成27年度(2015)	18,491	1,401	17,090	49
平成28年度(2016)	17,652	1,242	16,410	44
平成29年度(2017)	17,420	1,222	16,198	39
平成30年度(2018)	17,754	1,240	16,514	43
令和元年度(2019)	17,331	1,216	16,115	45
令和2年度(2020)	16,949	1,199	15,750	44
令和3年度(2021)	16,699	1,186	15,513	43
令和4年度(2022)	16,451	1,173	15,278	43
令和5年度(2023)	16,206	1,163	15,043	42
令和6年度(2024)	15,962	1,154	14,808	41
令和7年度(2025)	15,720	1,145	14,575	41
令和8年度(2026)	15,460	1,137	14,323	40
令和9年度(2027)	15,204	1,129	14,075	39
令和10年度(2028)	14,949	1,123	13,826	39
令和11年度(2029)	14,697	1,117	13,580	38
令和12年度(2030)	14,446	1,111	13,335	37
令和13年度(2031)	14,180	1,105	13,075	37
令和14年度(2032)	13,916	1,100	12,816	36
令和15年度(2033)	13,656	1,096	12,560	35

中間  
目標年度  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
目標年度

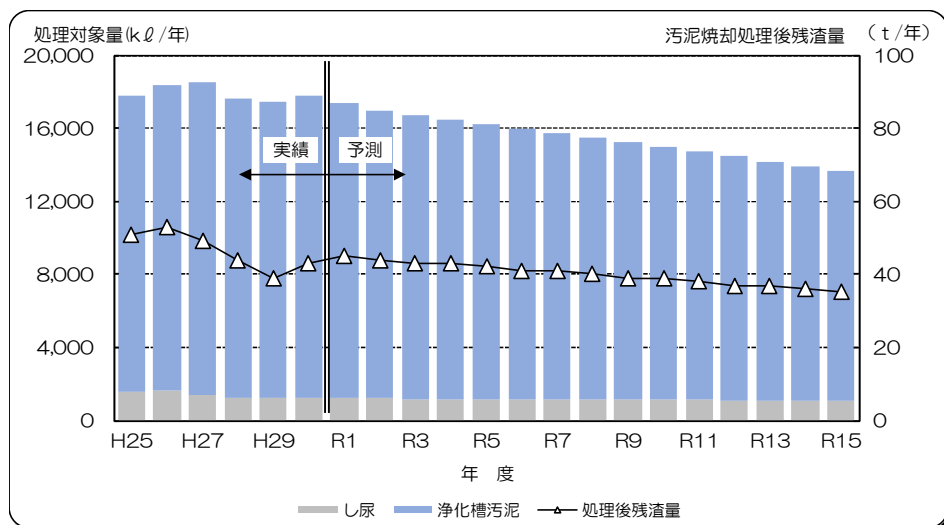


図5-10 し尿処理施設における処理量の見込み

## 第10節 処理方針

### 1. 公共下水道の整備

自然環境の保全と公衆衛生の向上による快適な生活空間を確保し、生活環境の質の向上を図って行くため、地域の特性や住民生活の実態に沿った効率的かつ計画的な下水道の整備を推進します。

### 2. 浄化槽の普及

公共用水域の水質保全を図るため、浄化槽の普及啓発活動などを通じて、転換を促進します。

### 3. し尿処理施設の維持管理

浄化槽の設置に伴う浄化槽汚泥量は減少傾向で推移する見通しですが、小松島市外三町村衛生組合及び構成市町村との連携によるし尿処理施設の適正な維持管理に努めます。

### 4. 浄化槽及びみなし浄化槽の適正な維持管理

県においては、浄化槽法で定める浄化槽管理者（設置者）の維持管理上の3つの義務として保守点検、清掃及び法定検査を掲げており、保守点検は県知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者、清掃は市の許可を受けた浄化槽清掃業者、法定検査は県の指定検査機関（公益社団法人徳島県環境技術センター）によることとしています。

このため、本市においては、県をはじめ、関係機関と連携の上、広報やホームページを活用した情報提供に努めます。

## 第11節 排出抑制対策等への取り組み

### 1. 排出抑制

生活排水の対策について検討を行い、公共用水域の水質保全及び生活排水処理施設における環境負荷低減を図ります。

#### 1) 生活排水の適正処理 【行政】

生活排水の適正処理を図るため、浄化槽転換に対する費用の一部補助を継続し、広報やホームページ等による啓発活動に努めます。

#### 2) 公共下水道への接続 【住民】・【事業者】

公共下水道の供用が開始された場合には、事業の効果を十分発揮できるよう、公共下水道への接続についての理解に努め、公共用水域の水質の保全・改善に寄与するように、速やかに接続を行います。

#### 3) 家庭等における発生源対策 【住民】・【事業者】

本計画では、調理くず、食べ残し対策（生ごみの減量・資源化に向けた取り組み）として「生ごみの堆肥化の促進及び生ごみ処理機等の普及」を取り組みの一つとしており、生活排水の対策により、浄化槽の負荷低減を図ります。

また、生活排水の対策について、具体的な行動、水環境の保全に関する情報提供及び啓発を推進します。

##### ① 調理くず、食べ残し対策

- ・水切りネットやストレーナの設置
- ・水洗い前に食器の汚れを拭き取る
- ・生ごみ処理機等による堆肥化
- ・米のとぎ汁は、水まきに使用

##### ② 食用油対策

- ・流しに捨てずに使い切る
- ・量販店の回収を利用

##### ③ 風呂対策

- ・残り湯を水まきに利用

##### ④ 浄化槽対策

- ・異物を流さない
- ・洗浄剤の適切な使用
- ・法令（浄化槽法）に定められた保守点検、清掃および法定検査

##### ⑤ その他

- ・汲み取り便槽への雨水、土砂混入防止

#### 4) 適正な生活排水管理及び処理の推進（水質汚濁防止法の遵守）【事業者】

生活排水による公共用水域への汚濁負荷低減のため、水質保全に配慮した商品開発や製造時の適切な処理を講ずるよう努めます。

## 2. 収集・運搬

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬については、現在の許可業者による収集体制を継続します。

## 3. 中間処理

し尿及び浄化槽汚泥の中間処理については、し尿処理施設において行っており、今後も現行どおり当該施設で中間処理を行います。

また、当該施設の適切な維持管理を行い、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理に努めます。

## 4. 最終処分

最終処分については、し尿処理施設における中間処理後の残渣を焼却処理し、汚泥焼却処理後残渣（焼却灰）の最終処分を行うこととします。

## 5. その他

### （1）広報・啓発

#### 1）住民及び事業者に対する広報・啓発活動等

生活排水処理の必要性、浄化槽の適正な維持管理について、住民及び事業者への情報提供に努めます。

また、公共用水域の水質保全・改善に関する情報提供や啓発活動を推進するとともに、水質浄化等に取り組む関係団体と情報共有を図り、実践活動による環境教育を通して、一人ひとりの意識向上を図ります。

#### 2）諸計画との関係

生活排水処理対策の推進については、将来における公共下水道の整備及び浄化槽の転換や既設槽撤去の補助により、生活排水処理率を上げるとともに、発生源対策の推進として各家庭で行える対策の啓発に努めます。

### （2）災害時における対応

#### 1）処理施設の状況

災害発生時には、本市に関連する処理施設の被災状況を把握し、状況に応じた修繕等の復旧作業を行い、可能な限り処理機能が早期回復するよう努めます。

一方、処理については必要に応じて徳島県、他市町村と連携を図ります。

#### 2）し尿の処理

避難所に避難した方や断水などで水洗トイレが使用できなくなった方々を対象に、県の協力を受けながら、仮設トイレを迅速に設置し、発生したし尿は、「しらさぎ浄園」で処理を行います。



# 資料編

## 第1節 市民及び事業所アンケート調査結果（市民）

### I 調査概要

#### 【1. 調査目的】

この調査は、ごみ排出量の削減等について市民及び事業者がどのように考えているかを確認した上で、「小松島市一般廃棄物処理基本計画」の改訂に向けた基礎資料とすることを目的とします。

#### 【2. 調査方法】

- |          |                      |
|----------|----------------------|
| (1) 調査区域 | 小松島市全域               |
| (2) 調査対象 | 18歳以上の市民1,900人       |
| (3) 抽出方法 | 住民基本台帳より無作為抽出        |
| (4) 調査方法 | 郵送法                  |
| (5) 調査期間 | 令和元年8月16日～9月6日（約3週間） |

#### 【3. 回収結果】

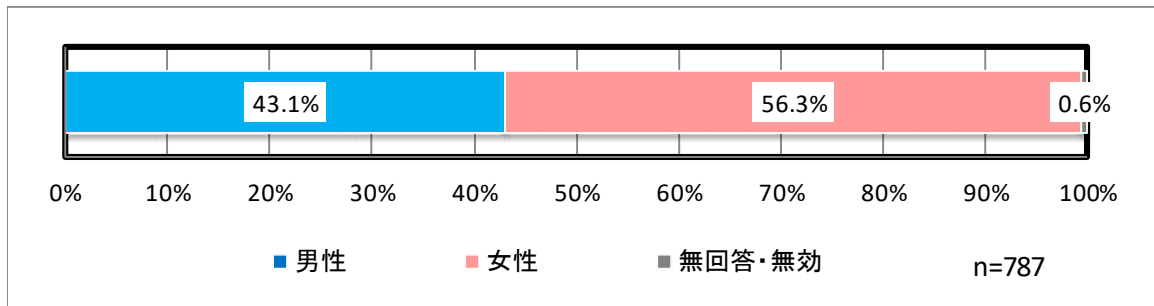
- |         |        |
|---------|--------|
| (1) 配布数 | 1,900件 |
| (2) 回収数 | 787件   |
| (3) 回収率 | 41.4%  |

調査の結果を次頁以降に示します。調査結果についての構成比は、有効回答件数に対する回答数の割合としました。

## 4. 回答者について

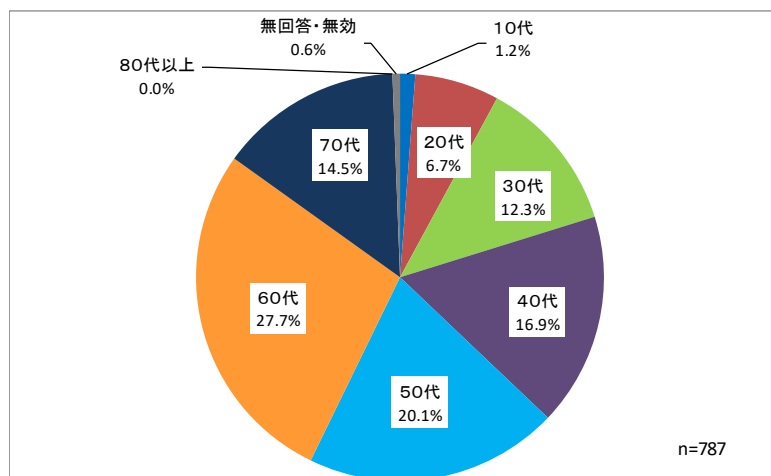
### (1) 性別 (問1)

性別は男性43.1%、女性56.3%となりました。



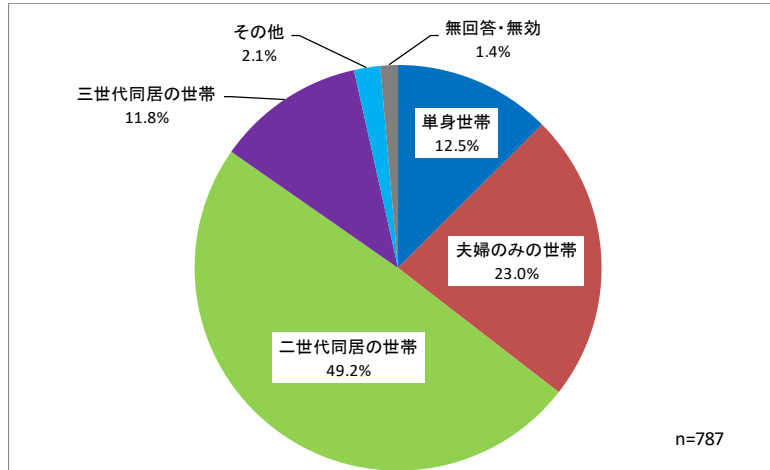
### (2) 年齢 (問2)

年齢は60代が27.7%と最も多く、次いで50代が20.1%、40代が16.9%となりました。



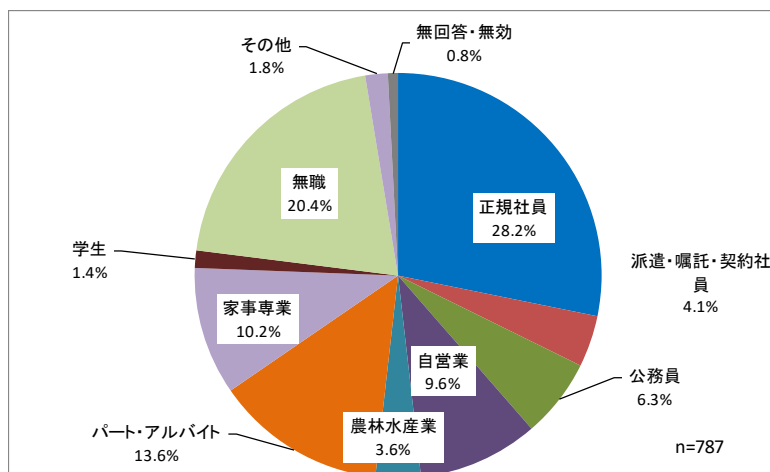
### (3) 家族構成 (問3)

家族構成は、二世帯同居が49.2%と最も多く、次いで夫婦のみが23.0%、単身が12.5%となりました。



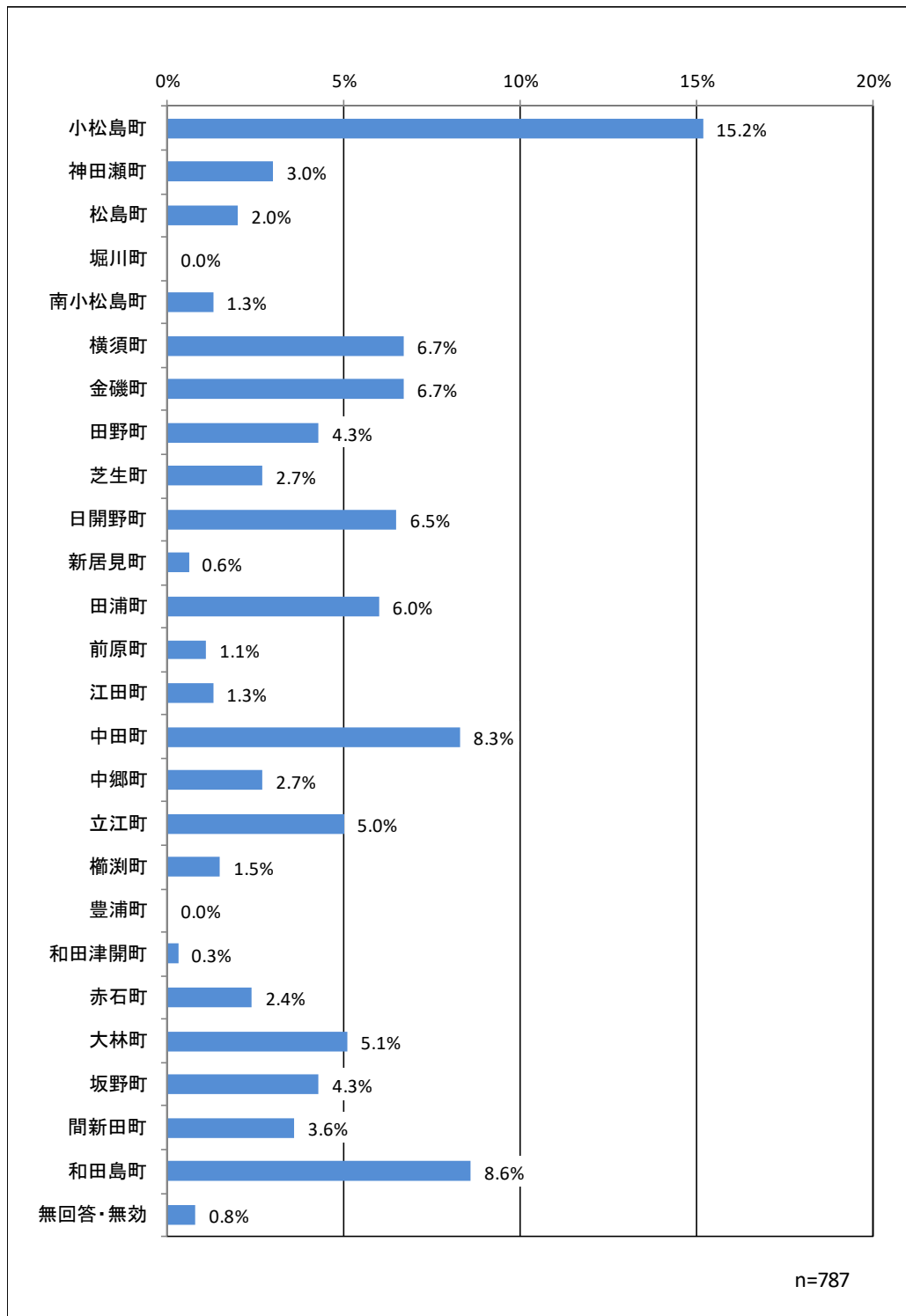
### (4) 職業等 (問4)

職業等は、正規社員が28.2%と最も多く、次いで無職が20.4%、パート・アルバイトが13.6%となりました。



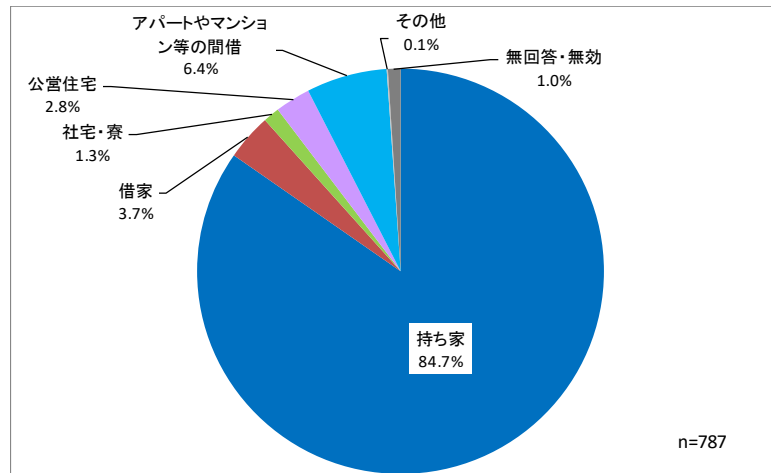
## (5) 住居地区 (問5)

住居地区は、小松島町が15.2%と最も多くなりました。



### (6) 居住形態（問6）

居住形態は、持ち家が84.7%と最も多く、次いでアパートやマンション等の間借が6.4%、借家が3.7%となりました。

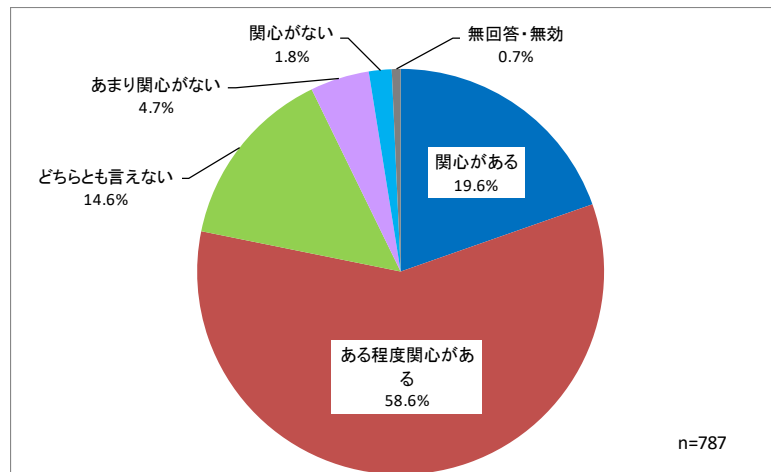


## Ⅱ 調査結果

### 1. 【ごみ減量化や資源化への関心（問7、問8）】

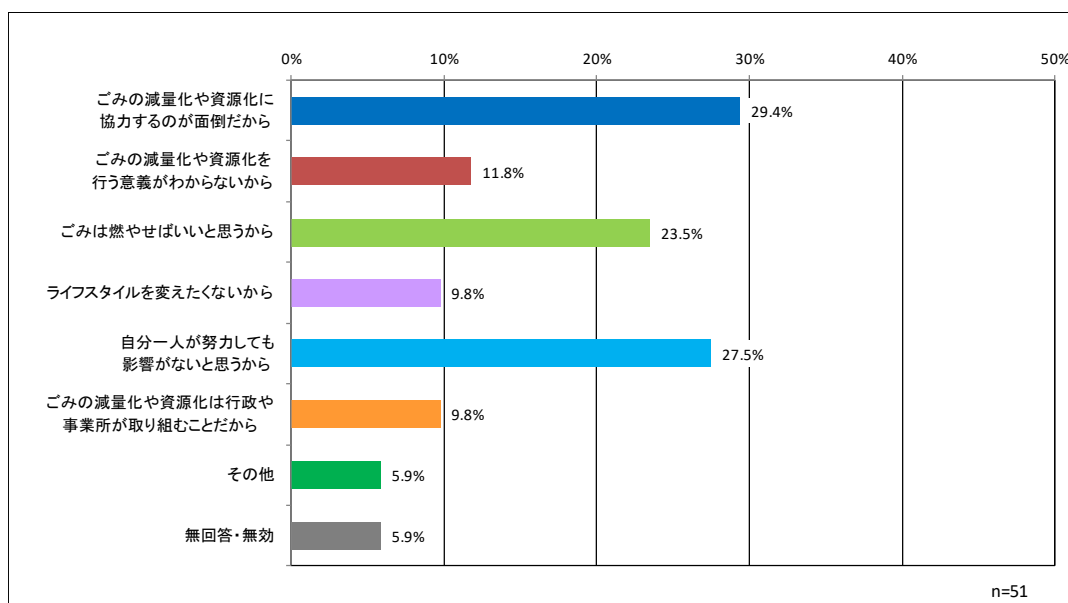
問7：あなたは、ごみの減量化や資源化について関心をお持ちですか。  
（1つに〇）

ごみ減量化や資源化への関心については、「ある程度関心がある」が58.6%と最も多く、次いで「関心がある」が19.6%となっており、回答者の約8割が関心を持っている結果となりました。



問8：問7で「4. あまり関心がない」または「5. 関心がない」を選んだ方にお伺いします。関心がないと答えた理由は次のどれですか。（2つまで〇）

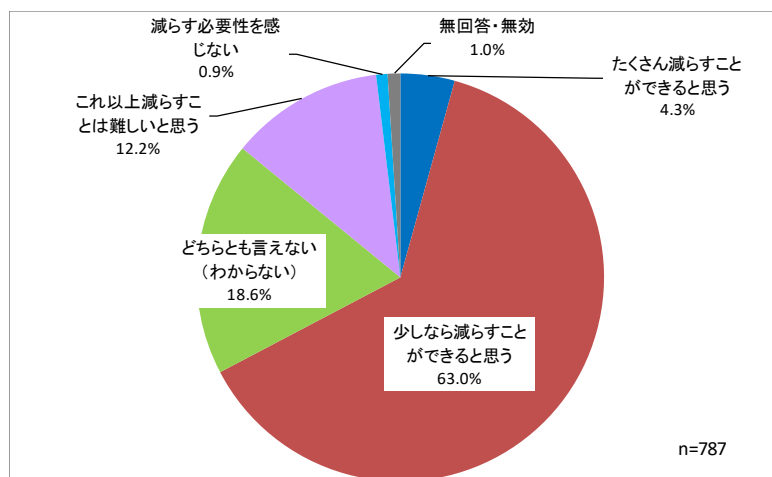
関心がない理由については、「ごみ減量化や資源化に協力するのが面倒だから」が29.4%と最も多く、次いで「自分一人が努力しても影響がないと思うから」が27.5%、「ごみは燃やせばいいと思うから」が23.5%の結果となりました。



## 2. 【ごみ減量化の可能性（問 9）】

問9：あなたのご家庭では、現在よりごみを減らすことができますか。  
（1つに○）

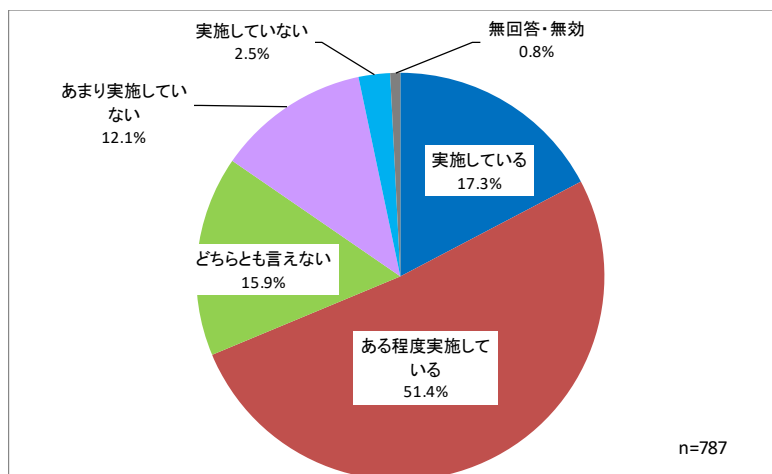
ごみ減量化の可能性については、「少しなら減らすことができると思う」が63.0%と最も多く、次いで「どちらとも言えない（わからない）」が18.6%となっています。「たくさん減らすことができると思う」と「少しなら減らすことができると思う」を合わせると約7割の方がごみ減量化への協力が得られる結果となりました。



## 3. 【ごみを少なくする配慮やリサイクルの実施（問 10）】

問10：あなたのご家庭では、ごみを少なくする配慮やリサイクルを実施していますか。（1つに○）

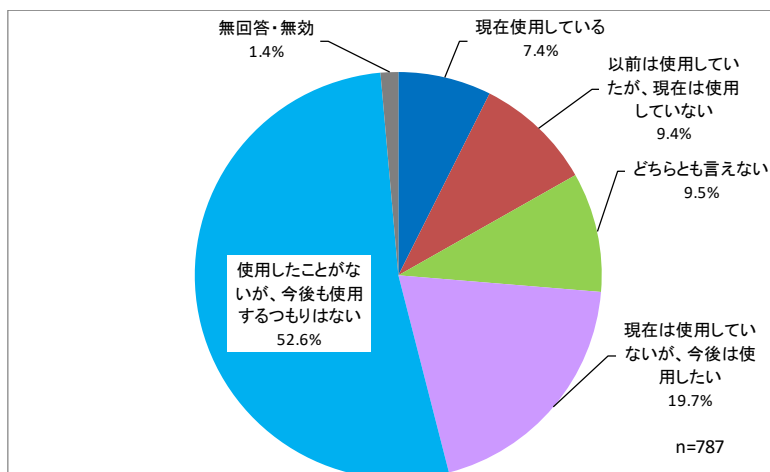
ごみを少なくする配慮やリサイクルの実施については、「ある程度実施している」が51.4%と最も多く、次いで「実施している」が17.3%となっており、これらを合わせた約7割の方が実施している結果となりました。



#### 4. 【生ごみ処理機等の使用状況（問 11）】

問11：あなたのご家庭では、電気式生ごみ処理機や生ごみ処理容器（コンポスト）を使用していますか。（1つに〇）

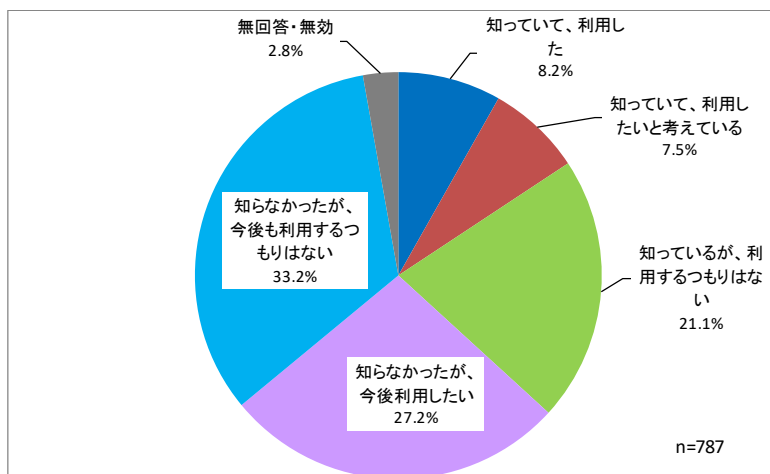
生ごみ処理機等の使用状況について、「使用したことがないが、今後も使用するつもりはない」が52.6%と最も多く、次いで「現在は使用していないが、今後は使用したい」が19.7%の結果となりました。



#### 5. 【生ごみ処理機等の購入補助制度の認識度（問 12）】

問12：あなたは、市が電気式生ごみ処理機や生ごみ処理容器（コンポスト）の購入に対し、補助を行っていることを知っていますか。（1つに〇）

生ごみ処理機等の購入補助の認識度について、「知らなかったが、今後も利用するつもりはない」が33.2%と最も多く、次いで「知らなかったが、今後利用したい」が27.2%、「知っているが、利用するつもりはない」が21.1%となっています。認識度が4割程度、「利用するつもりがない」が約5割となり、制度の情報提供のあり方も含めた検討が必要な結果となりました。



## 6. 【1回あたりのごみ排出量（問13）】

問13：あなたのご家庭における、1回あたりのごみ排出量はどれぐらいですか。

各ごみ種類の1回あたりのごみ排出量平均値は下表のとおりで、燃やせるごみが約3.6kg、廃プラスチック類が約2.1kg、ペットボトル、金属・空き缶類及びびん・ガラス類が約1.6kgとなりました。

ごみ種類	回答数	1回あたりの排出量（平均値）
燃やせるごみ	766	3.65kg
廃プラスチック類	754	2.14kg
ペットボトル	653	1.62kg
金属・空き缶類	725	1.61kg
びん・ガラス類	723	1.61kg

※袋あたりの換算値は下記のとおりに想定して試算しました。

### ◆換算値（想定）

燃やせるごみ：大（4.0kg/袋）、レジ式大（2.0kg/袋）、小（1.5kg/袋）、特小（1.0kg/袋）  
 廃プラスチック類：大（2.0kg/袋）、小（1.0kg/袋）、特小（0.5kg/袋）  
 ペットボトル：大（2.0kg/袋）、小（1.0kg/袋）、特小（0.5kg/袋）  
 金属・空き缶類：大（3.0kg/袋）、小（1.0kg/袋）、特小（0.5kg/袋）  
 びん・ガラス類：小（2.0kg/袋）、特小（1.0kg/袋）

### ①燃やせるごみ

燃やせるごみにおける1回あたりのごみ排出量は、大1袋が45.3%と最も多く、次いで小1袋が24.8%となりました。

### ②廃プラスチック類

廃プラスチック類における1回あたりのごみ排出量は、大1袋が59.7%と最も多く、次いで小1袋が17.2%となりました。

### ③ペットボトル

ペットボトルにおける1回あたりのごみ排出量は、大1袋が43.1%と最も多く、次いで小1袋が25.2%となりました。

### ④金属・空き缶類

金属・空き缶類における1回あたりのごみ排出量は、小1袋が41.7%と最も多く、次いで大1袋が28.5%となりました。

### ⑤びん・ガラス類

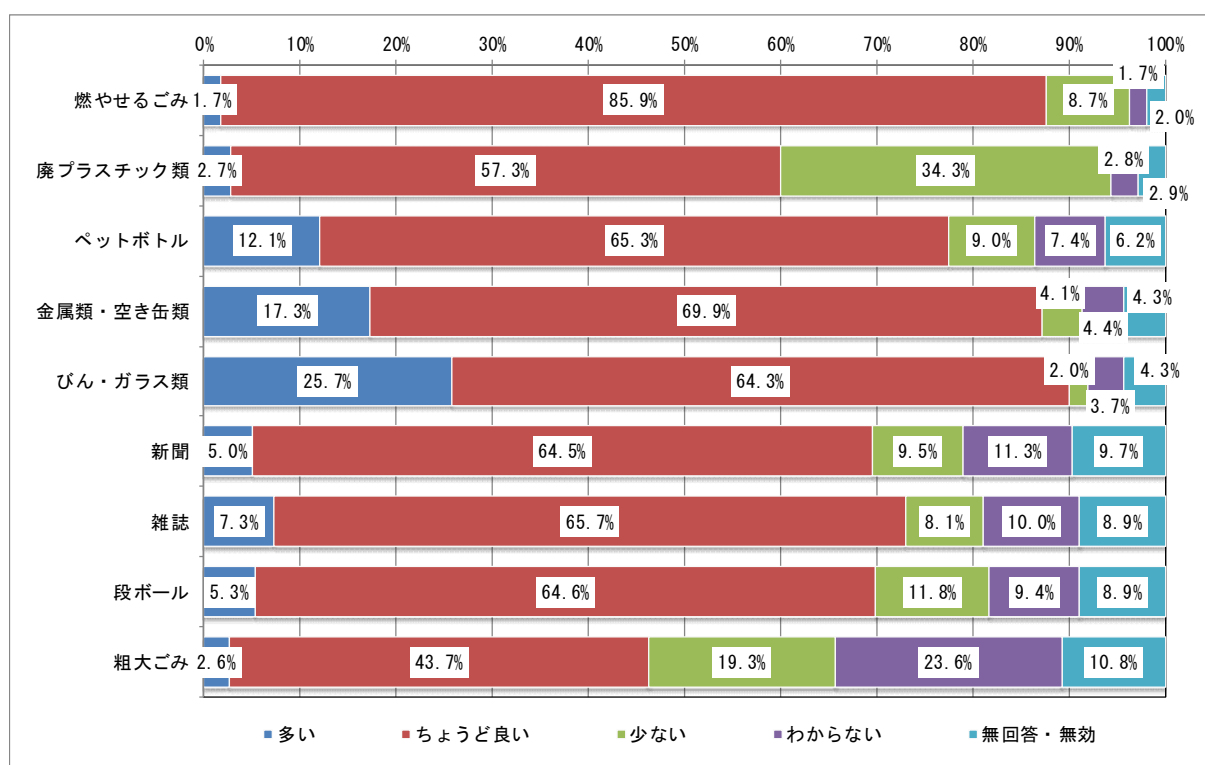
びん・ガラス類における1回あたりのごみ排出量は、小1袋が52.5%と最も多く、次いで特小1袋が38.6%となりました。

## 7.【家庭ごみの収集回数と排出頻度（問14）】

問14：あなたは、市が行っている家庭ごみの収集回数について、どのように感じていますか。また、あなたのご家庭における、ごみの排出頻度はどの程度ですか。（それぞれ最もよくあてはまる番号1つに○）

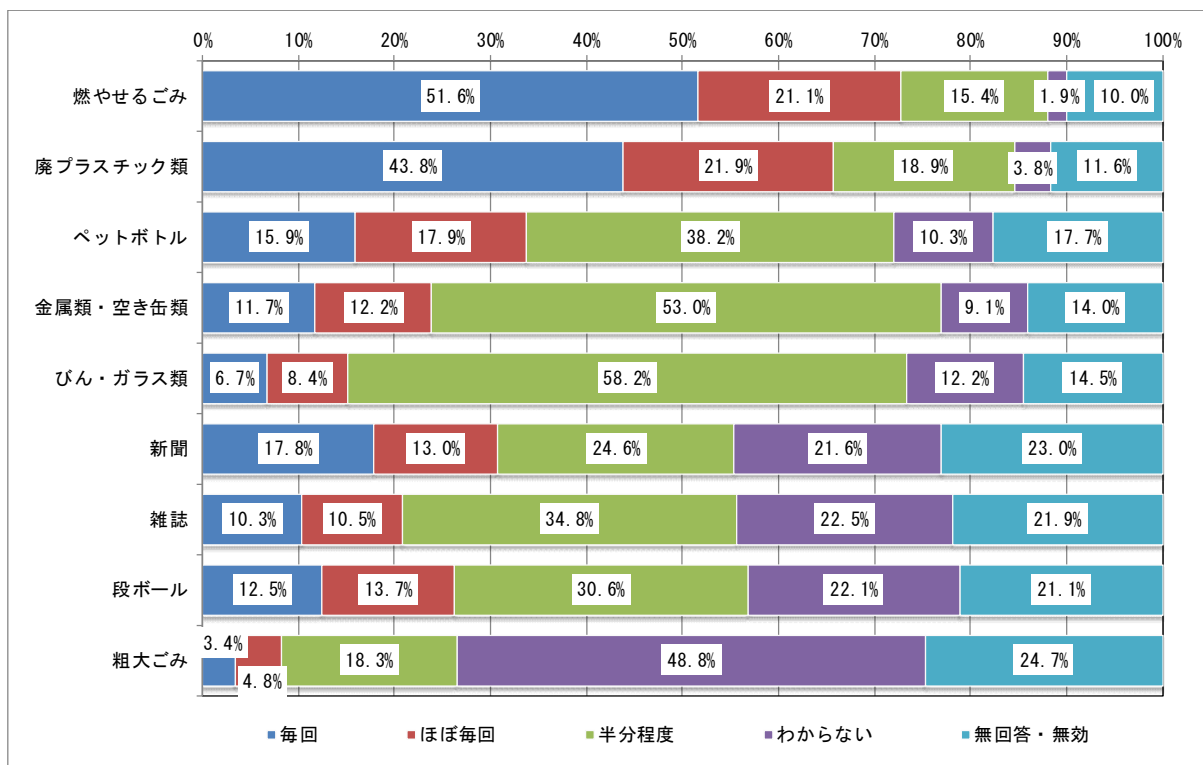
### ① 収集回数

収集回数については、すべてのごみ種類で「ちょうど良い」の割合が最も多くなっています。なお、ごみ種類によっては、廃プラスチックでは「少ない」が34.3%、びん・ガラス類では「多い」が25.7%、粗大ごみでは「わからない」が23.6%と、ともに2割程度の割合を占める結果となりました。



②排出頻度

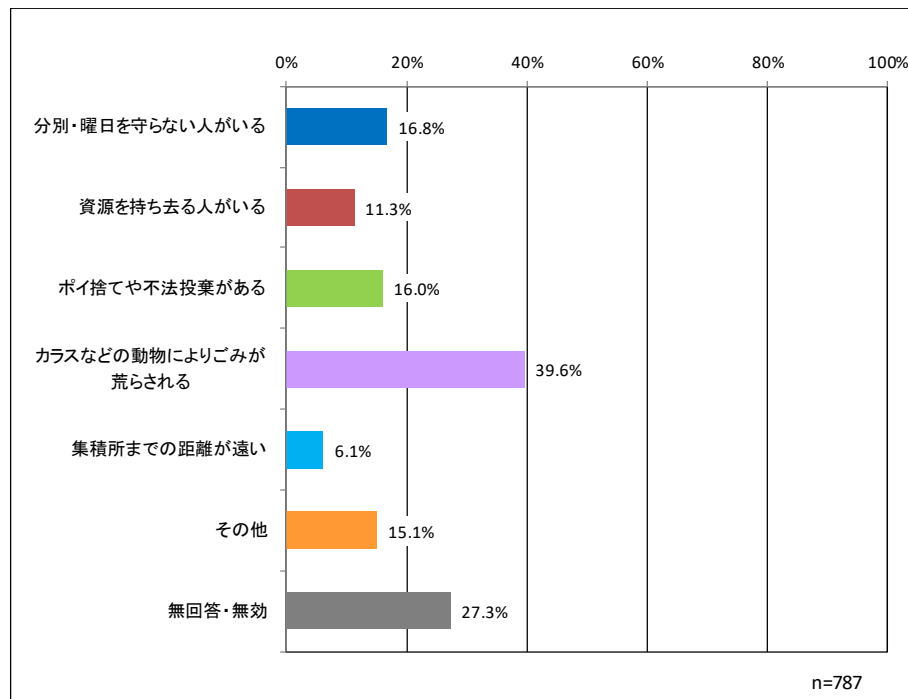
排出頻度については、燃やせるごみ及び廃プラスチック類が「毎回」、金属類・空き缶類、びん・ガラス類、が「半分程度」、粗大ごみは「わからない」の割合が最も高い結果となりました。



## 8.【集積所の問題・課題（問 15）】

問15：ごみや資源の集積所において、お困りのことはありますか。  
（あてはまる番号全てに○）

集積所の問題・課題について、「カラスなどの動物によりごみが荒らされる」が39.6%と最も多く、次いで「分別・曜日を守らない人がいる」が16.8%、「ポイ捨てや不法投棄がある」が16.0%となりました。



### 【「その他」主な意見】

- ・ 廃プラスチックとペットボトルの区別ができていない。
- ・ 粗大ごみの回収回数、回収方法を検討してほしい（手続きが面倒である）。
- ・ 足が不自由で集積所まで行くのが大変である（戸別収集にしてほしい）。
- ・ 他地域からの持ち込みがある。
- ・ マナーの守れない人が多い。
- ・ ポイ捨てが多い。

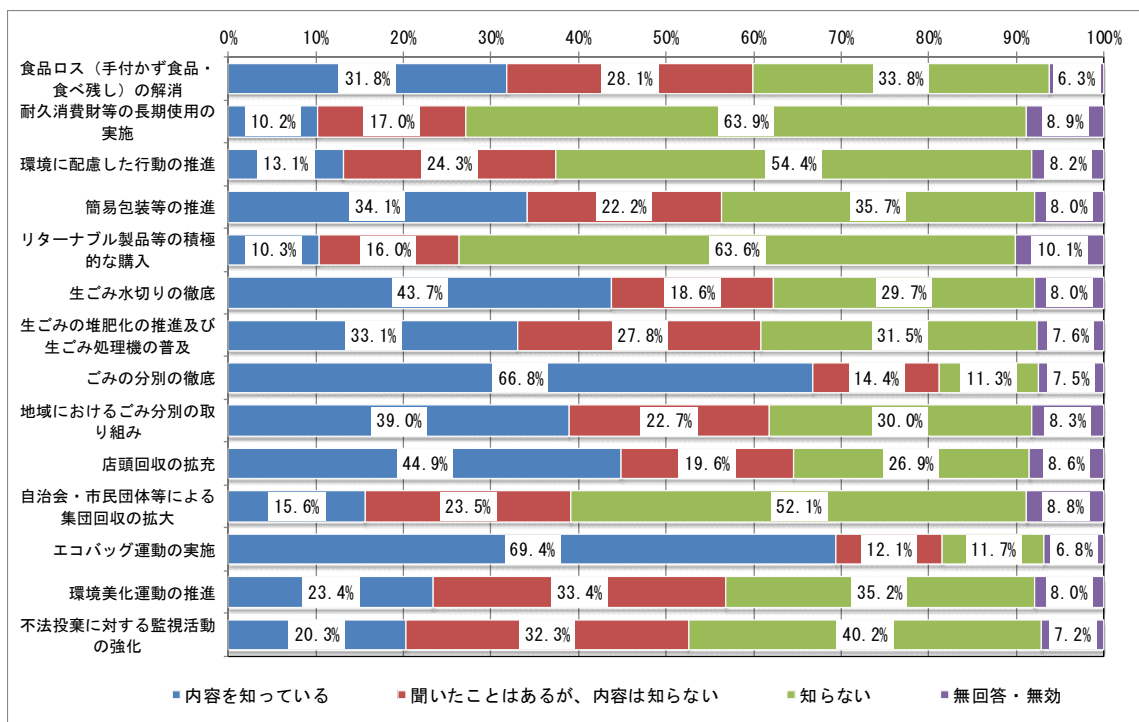
### 9. 【施策の認知度及び取り組み度合（問 16、問 17）】

問16：市では、「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、減量化及び資源化目標に向けてさまざまな施策に取り組んでいます。これらの施策について知っていますか（認知度）。また、取り組み度合についてお答えください。

（それぞれあてはまる番号1つに○）

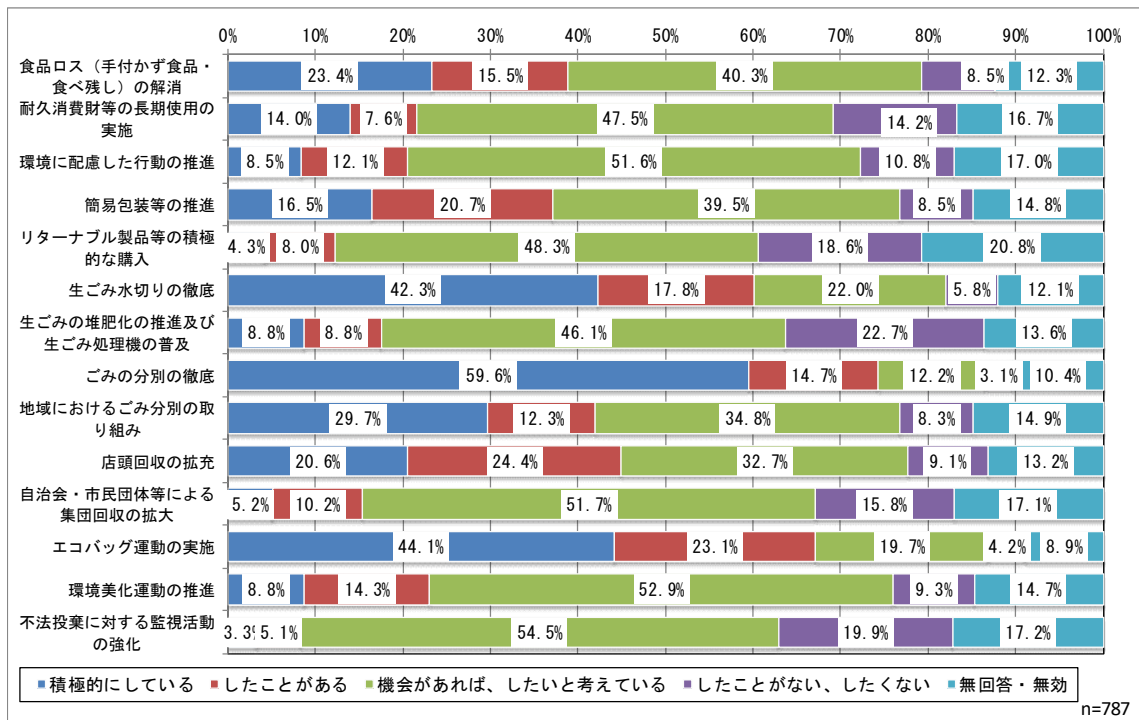
#### ① 認知度

施策の認知度については、「内容を知っている」の割合の高い順は、「エコバッグ運動の実施」（69.4%）、「ごみの分別の徹底」（66.8%）、「店頭回収の拡充」（44.9%）、「生ごみ水切りの徹底」（43.7%）となっています。一方、「知らない」の割合が高い順は、「耐久消費財等の長期使用の実施」（63.9%）、「リターナブル製品等の積極的な購入」（63.6%）、「環境に配慮した行動の推進」（54.4%）、「自治会・市民団体等による集団回収の拡大」（52.1%）の結果となりました。



## ② 取り組み度合

施策の取り組み度合については、「積極的にしている」と「したことがある」の合計割合の高い順は、「ごみの分別の徹底」(74.3%)、「エコバッグ運動の実施」(67.2%)、「生ごみ水切りの徹底」(60.1%)となっています。一方、「したことがない、したくない」の割合が高い順は、「生ごみの堆肥化の推進及び生ごみ処理機の普及」(22.7%)、「不法投棄に対する監視活動の強化」(19.9%)、「リターナブル製品等の積極的な購入」(18.6%)の結果となりました。



問17：問16で、実践度の「4. したことがない、したくない」を選択した方にお伺いします。なぜ、活用や実践をしないのですか。その理由を教えてください。（それぞれの項目に、自由に記載してください。）

アンケート調査の回答の傾向は、以下のとおりです。

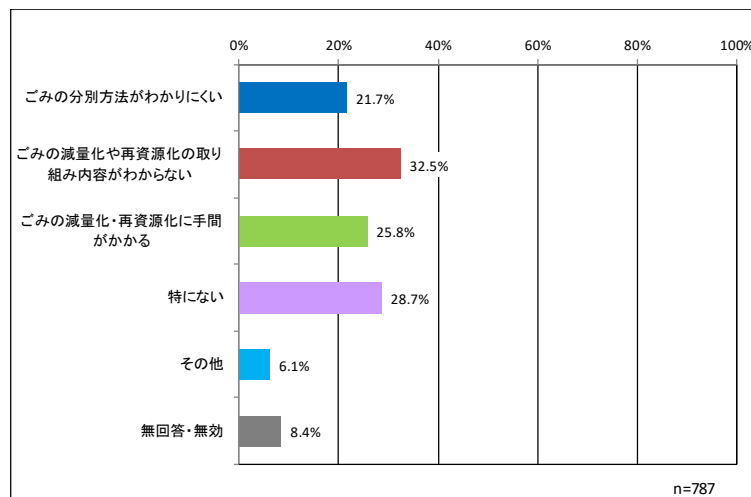
- すべての品目について、「知らない」、「わからない」、「面倒である」及び「排出されない、該当しない」の回答がありました。
- 上記以外の品目ごとの主な回答は以下のとおりです。

項目	回答一覧
① 食品ロス（手付かず食品・食べ残し）の解消	• 残すことがあまりない。
② 耐久消費財等の長期使用の実施	• 長く続かない。
③ 環境に配慮した行動の推進	• 内容ややり方がわからない。
④ 簡易包装等の推進	• ごみにならないようにする。
⑤ リターナブル製品等の積極的な購入	• 「リターナブル」の意味がわからない。
⑥ ごみ水切りの徹底	• コンポスト使用につき不要。 • 川の水が汚れる。
⑦ 生ごみの堆肥化の推進及び生ごみ処理機の普及	• 生ごみの悪臭がする。虫が湧く。 • 敷地内に場所がない。
⑧ ごみの分別の徹底	• 全部を徹底するのは大変。 • 高性能な焼却炉による焼却がコストは安い。
⑨ 地域におけるごみ分別の取り組み	• 各家庭で気をつければよい。
⑩ 店頭回収の拡充	• 店頭で回収しているのを知らなかった。 • 実施している店に買い物に行かない。
⑪ 自治会・市民団体等による集団回収の拡大	• 仕事、育児、その他の活動にて精一杯。 • 集積所が遠方になる。
⑫ エコバッグ運動の実施	• 各自が再利用など有効活用できる。 • 消費者の手間・負担が多い。 • ビニール袋の使用はなくなる。
⑬ 環境美化運動の推進	• 地域の高齢者では無理。
⑭ 不法投棄に対する監視活動の強化	• 個人が監視するにはリスクが高い。 • 個々に対する意識の向上が必要。

## 10. 【ごみの減量化や資源化の取り組みの問題点（問 18）】

問18：あなたが、ごみの減量化や資源化の取り組みにあたって感じている問題点は何ですか。（当てはまる番号全てに○）

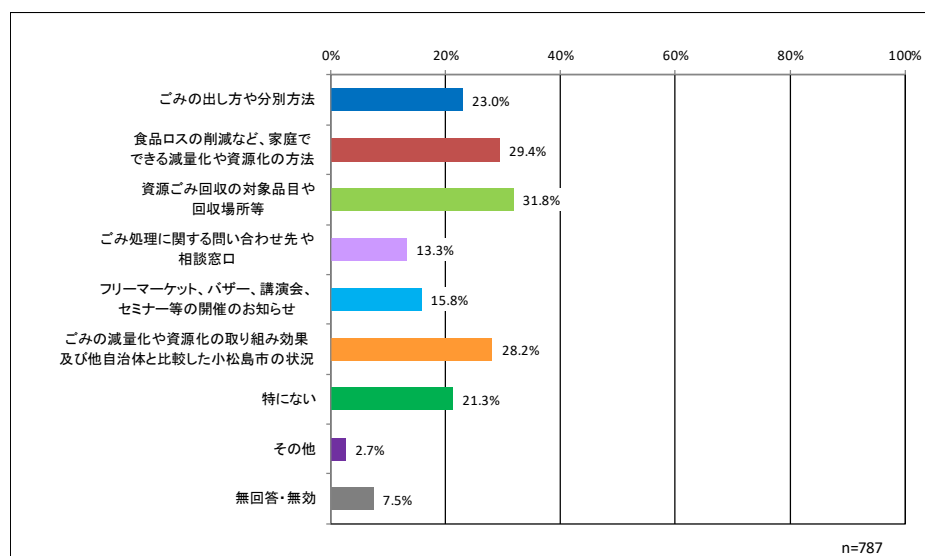
ごみの減量化や資源化の取り組みについて、「ごみの減量化や再資源化の取り組み内容がわからない」が32.5%と最も多く、次いで「特になし」が28.7%、「ごみの減量化・再資源化に手間がかかる」が25.8%の結果となりました。



## 11. 【ごみの減量化や資源化の情報提供（問 19）】

問19：あなたが、ごみの減量化や資源化に関して知りたい情報はありますか。（当てはまる番号3つまで○）

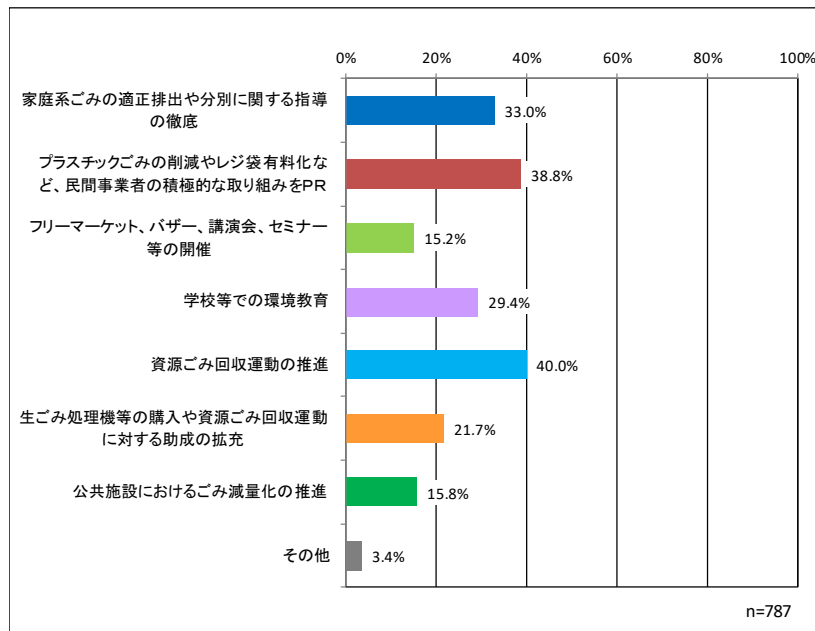
ごみの減量化や資源化の情報提供について、「資源ごみ回収の対象品目や回収場所等」が31.8%と最も多く、次いで「食品ロスの削減など、家庭でできる減量化や資源化の方法」が29.4%、「ごみの減量化や資源化の取り組み効果及び他自治体と比較した小松島市の状況」が28.2%の結果となりました。



## 12. 【ごみの減量化等を推進するための取り組み（問 20）】

問20：ごみの減量化や資源化を推進するためには、市はどのような取り組みを行うべきと思いますか。（当てはまる番号3つまで○）

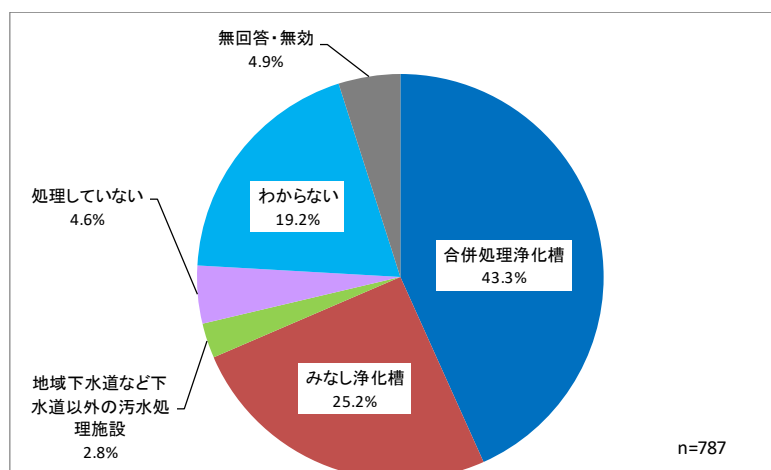
ごみの減量化等を推進するための取り組みについて、「資源ごみ回収運動の推進」が40.0%と最も多く、次いで「プラスチックごみの削減やレジ袋有料化など、民間事業者の積極的な取り組みをPR」が38.8%、「家庭系ごみの適正排出や分別に関する指導の徹底」が33.0%の結果となりました。



## 13. 【生活排水の処理方法（問 21、問 22、問 23）】

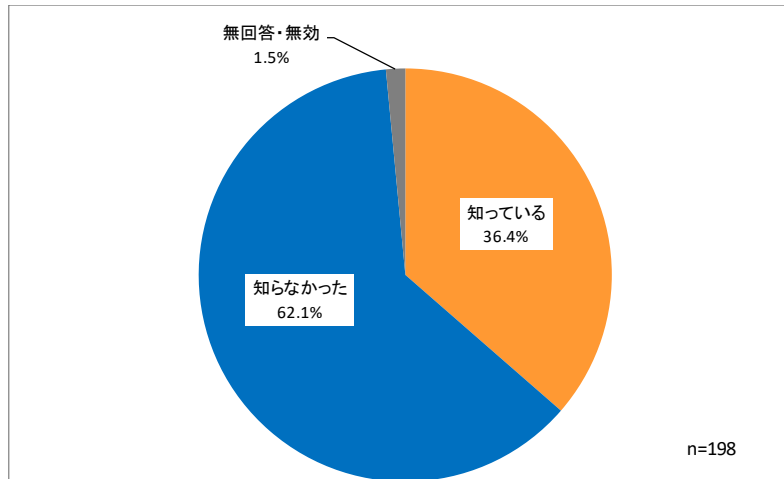
問21：あなたのご家庭の生活排水は、現在どのように処理されていますか。（1つに○）

生活排水の処理について、「合併処理浄化槽」が43.3%と最も多く、次いで「みなし浄化槽」が25.2%の結果となりました。



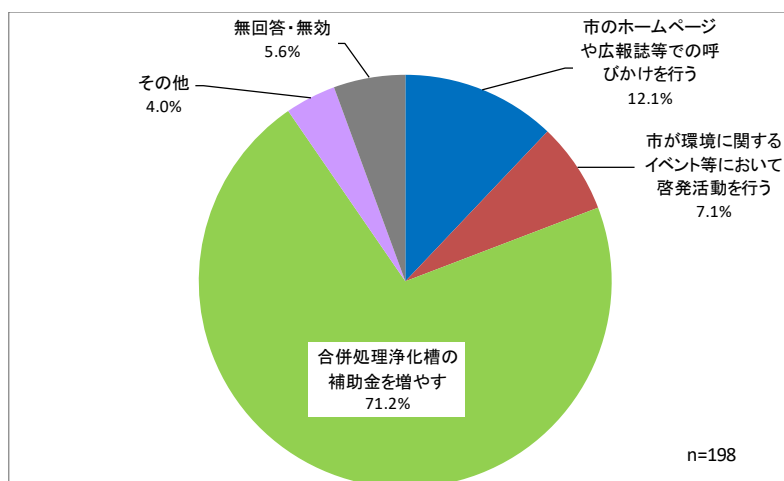
問22：問21で、「2. みなし浄化槽」を選択した方にお伺いします。合併処理浄化槽への転換を推奨していることを知っていますか。（1つに〇）

合併処理浄化槽への転換について、「知らなかった」が62.1%と多い結果となりました。



問23：問21で、「2. みなし浄化槽」を選択した方にお伺いします。合併処理浄化槽への転換を進めるために、どのような方法が有効と考えますか。（1つに〇）

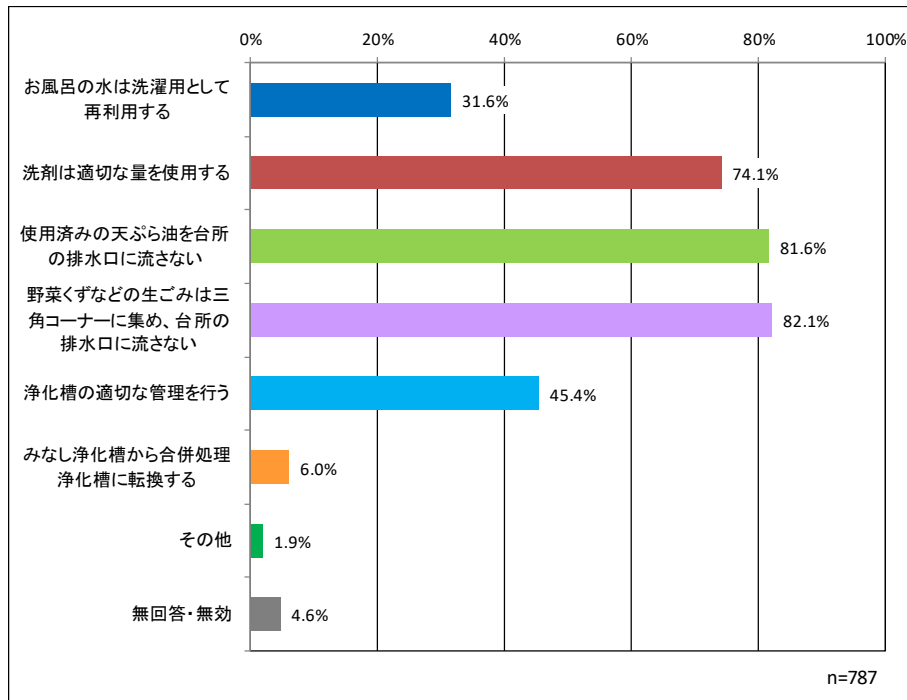
合併処理浄化槽への転換の有効な方法について、「合併処理浄化槽の補助金を増やす」が71.2%と最も多く、半数以上を占める結果となりました。



#### 14. 【公共水域保全のための取り組み（問 24）】

問24：公共の水域を保全するために、あなたのご家庭での日常生活において取り組めると思うことは何ですか。（当てはまる番号全てに○）

公共の水域を保全するために日常生活で取り組めることについて、「野菜くずなどの生ごみは三角コーナーに集め、台所の排水口には流さない」が82.1%と最も多く、次いで「使用済みの天ぷら油を台所の排水口に流さない」が81.6%、「洗剤は適切な量を使用する」が74.1%の結果となりました。



## 15. ごみの減量化や資源化、生活排水処理についての意見（自由回答）

自由回答（キーワード分類）	回答数	構成比
分別方法（廃プラの基準等がわかりづらい）	10	10.5%
排出場所	1	1.1%
指定袋（価格・形・氏名表記等について）	8	8.4%
収集頻度・収集時間（収集時間が遅い）	8	8.4%
粗大ごみ収集の希望（無料化・月1回収集等）	7	7.4%
排出方法	2	2.1%
不法投棄・ポイ捨て	4	4.2%
容器包装・買い物袋	6	6.3%
ごみ処理施設（設置場所について）	2	2.1%
リサイクル	6	6.3%
ごみ減量のPR・ごみの教育・指導	7	7.4%
明瞭な施策提示と拡散	5	5.3%
浄化槽について（費用が高い）	3	3.2%
下水道の整備希望	6	6.3%
その他	20	21.0%
回答数	95	100.0%

## 第2節 市民及び事業所アンケート調査結果（事業所）

### I 調査概要

#### 【1. 調査目的】

この調査は、ごみ排出量の削減等について市民及び事業者がどのように考えているかを確認した上で、「小松島市一般廃棄物処理基本計画」の改訂に向けた基礎資料とします。

#### 【2. 調査方法】

- |          |                      |
|----------|----------------------|
| (1) 調査区域 | 小松島市全域               |
| (2) 調査対象 | 市内の100事業所            |
| (3) 抽出方法 | 無作為抽出                |
| (4) 調査方法 | 郵送法                  |
| (5) 調査期間 | 令和元年8月16日～9月6日（約3週間） |

#### 【3. 回収結果】

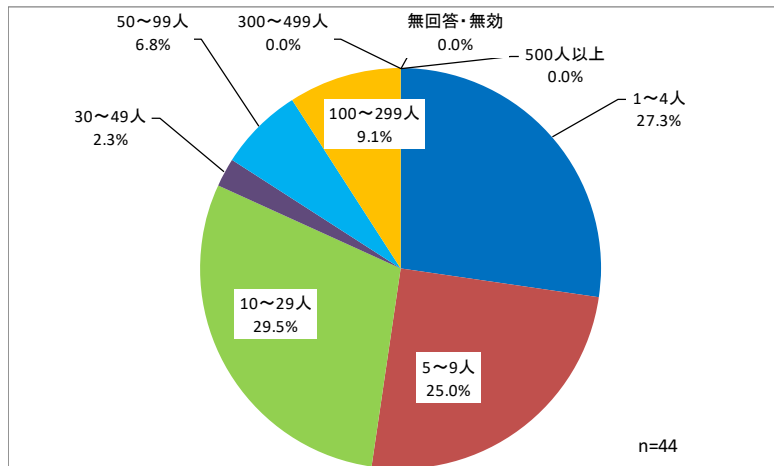
- |         |       |
|---------|-------|
| (1) 配布数 | 100件  |
| (2) 回収数 | 44件   |
| (3) 回収率 | 44.0% |

調査の結果を次頁以降に示します。調査結果についての構成比は、有効回答件数に対する回答数の割合としました。

## 【4. 事業所について】

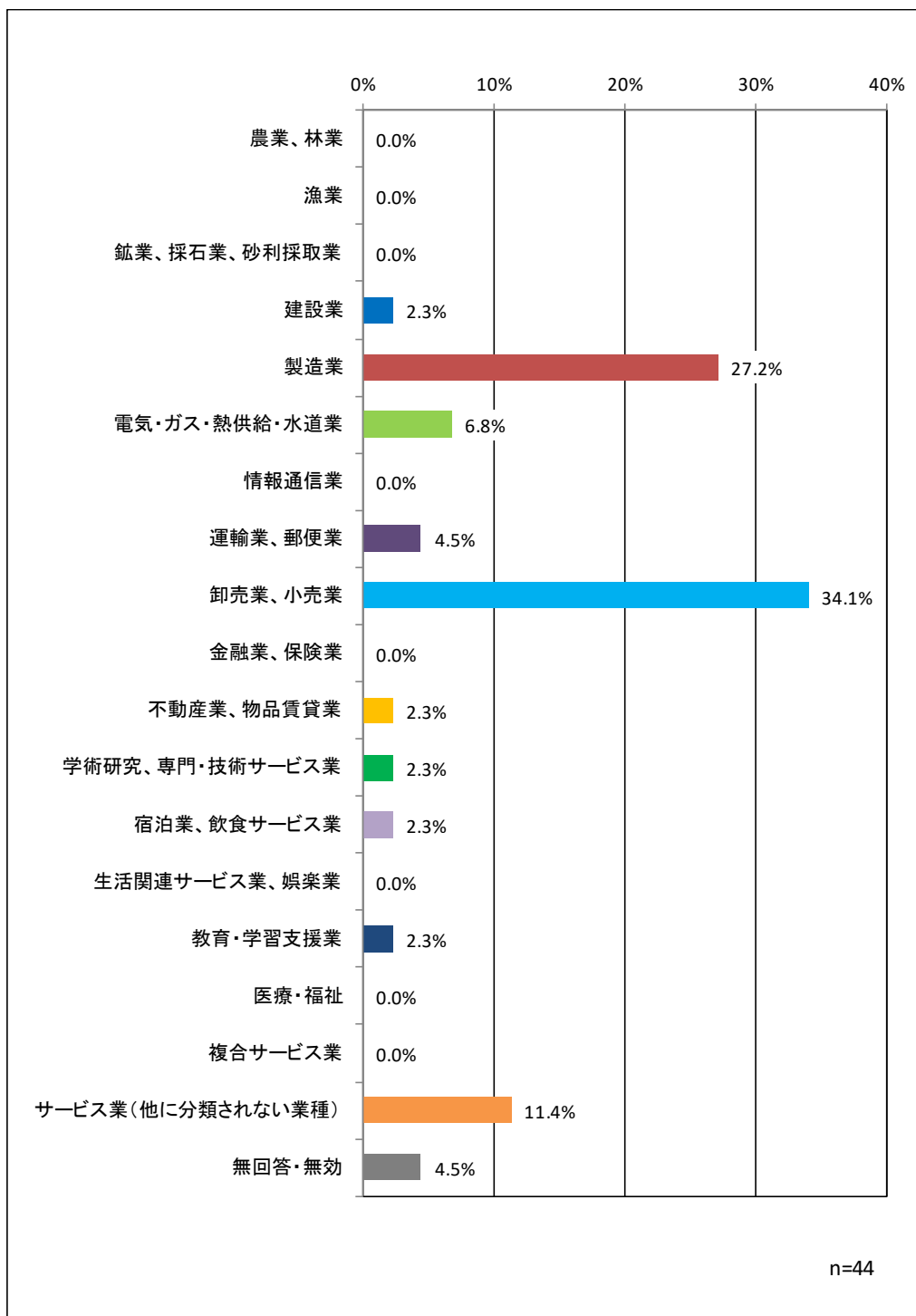
## (1) 従業員数 (問1)

事業所の従業員数は、「10～29人」が29.5%と最も多く、次いで「1～4人」が27.3%、「5～9人」が25.0%となりました。



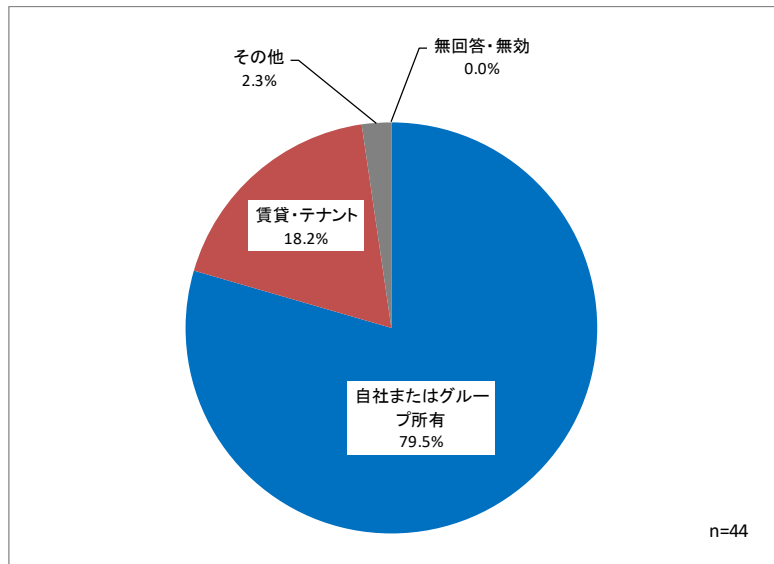
## (2) 業種 (問2)

事業所の業種は、卸売業・小売業が34.1%と最も多く、次いで製造業が27.2%、サービス業（他に分類されない業種）が11.4%となりました。



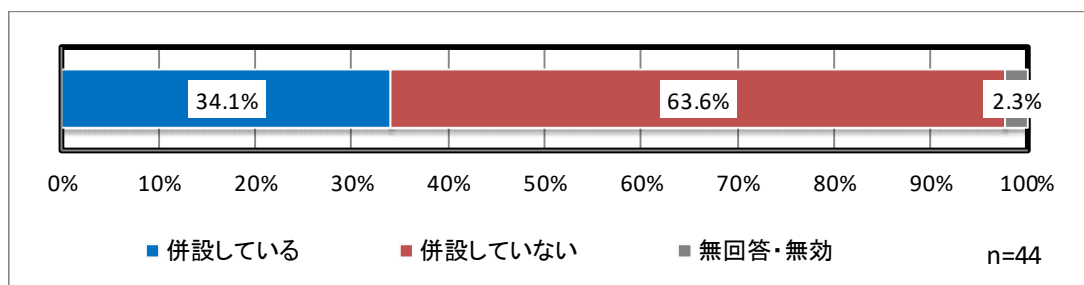
### (3) 所有形態 (問3)

事業者の所有形態は、自社またはグループ所有が79.5%、賃貸・テナントが18.2%となりました。



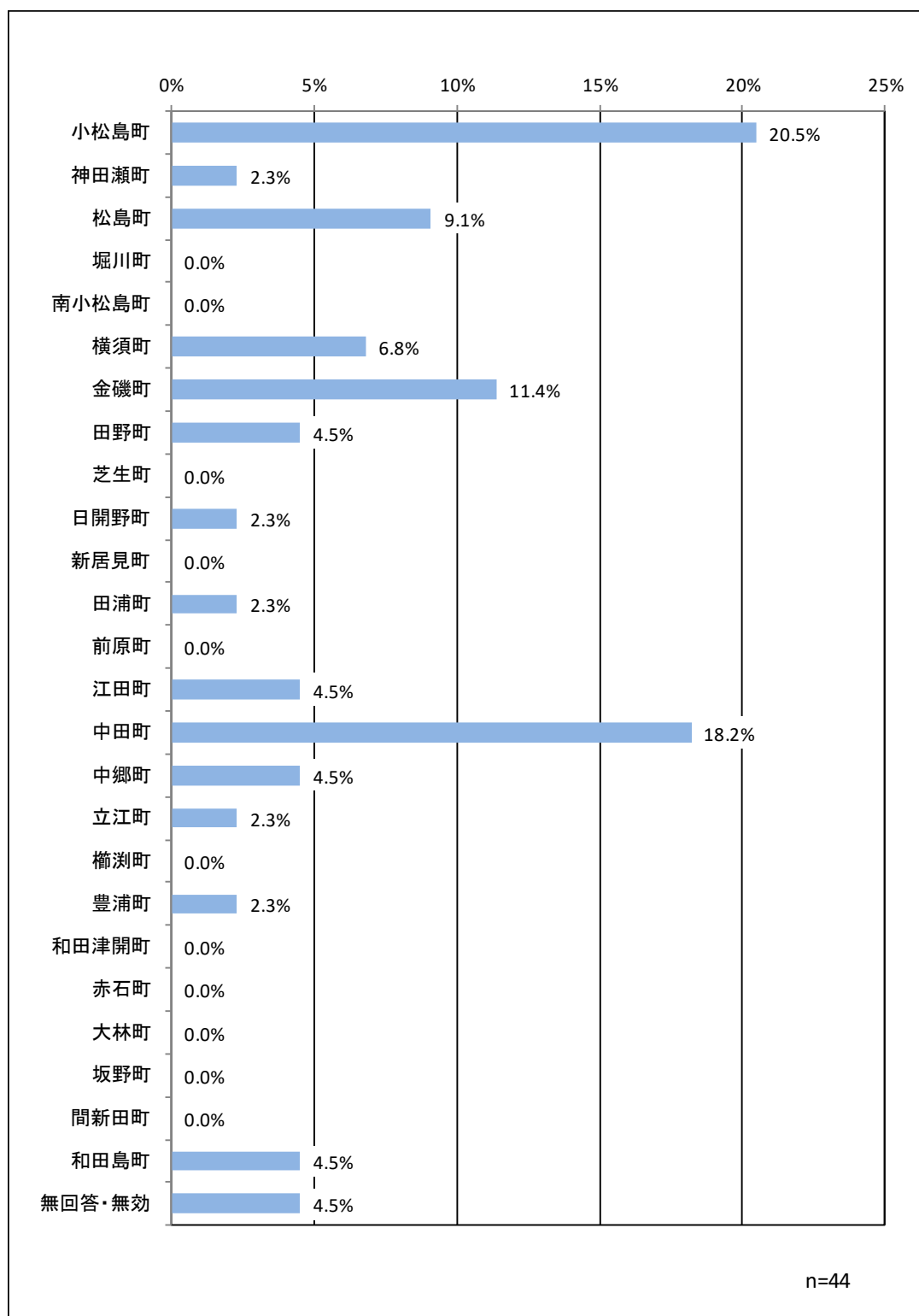
### (4) 住居併設 (問4)

事業者の住居併設は、「併設している」が34.1%、「併設していない」が63.6%となりました。



## (5) 所在地 (問5)

事業所の所在地は、小松島町が20.5%と最も多くなりました。

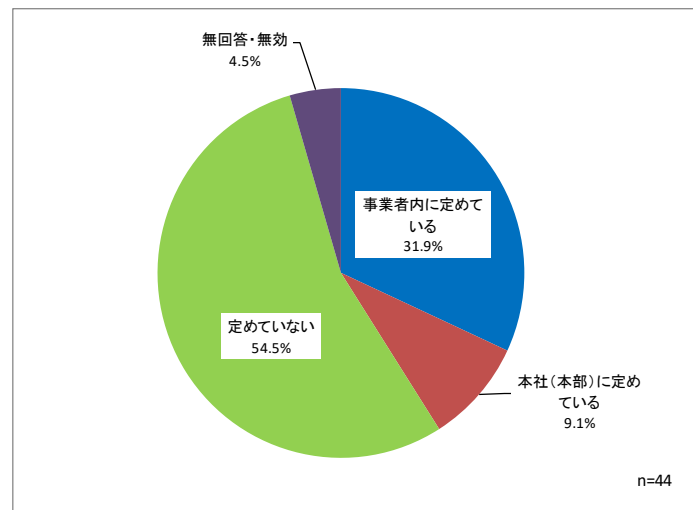


## Ⅱ 調査結果

### 1. 【廃棄物管理責任者の選定（問6）】

問6：貴事業所で、廃棄物管理責任者（あるいは廃棄物処理担当者）を定めていますか。（1つに○）

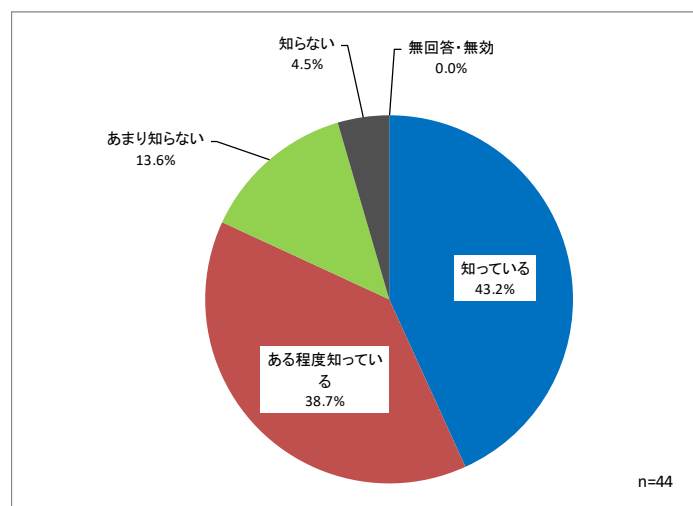
廃棄物管理責任者の選定については、「定めていない」が54.5%と最も多く、次いで「事業者内に定めている」が31.9%となっており、回答事業所の半数以上が選定していない結果となりました。



### 2. 【廃棄物の区分の違い（問7）】

問7：事業所から排出されるごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、それぞれ処理方法が異なります。事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分の違いをご存知ですか。（1つに○）

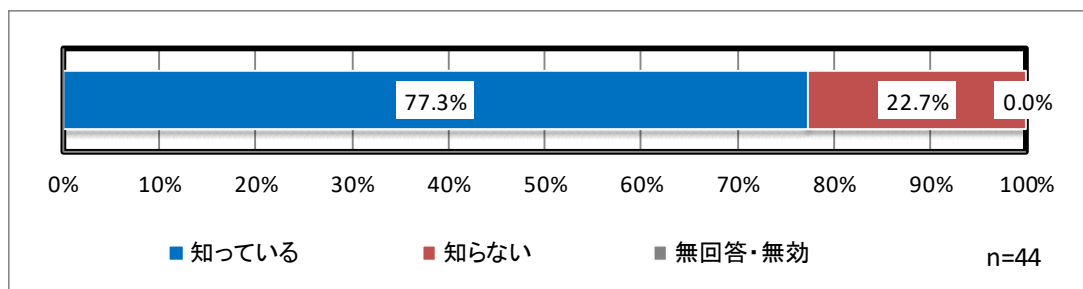
廃棄物の区分の違いについては、「知っている」が43.2%と最も多く、次いで「ある程度知っている」が38.7%となっており、8割以上の事業所が、違いがあることに認識がある結果となりました。



### 3. 【プラスチック類の産業廃棄物としての排出（問8）】

問8：事業・営業活動に伴って排出されるプラスチック類は、産業廃棄物として排出することをご存知ですか。（1つに〇）

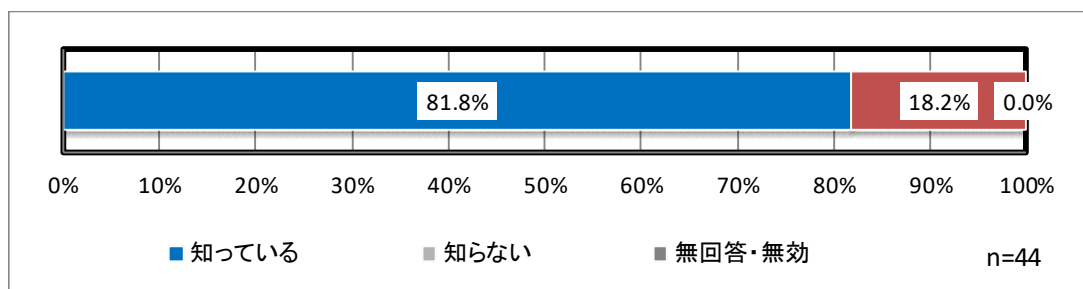
事業・営業活動に伴って排出されるプラスチック類が産業廃棄物として排出することについては、「知っている」が77.3%と、約8割の事業所が認識している結果となりました。



### 4. 【事業所自らの責任での処理の必要性（問9）】

問9：事業所から排出されるごみは、市は収集を行わず（家庭ごみの集積所には出さず）、事業所自らの責任で処理する必要があることをご存知ですか。（1つに〇）

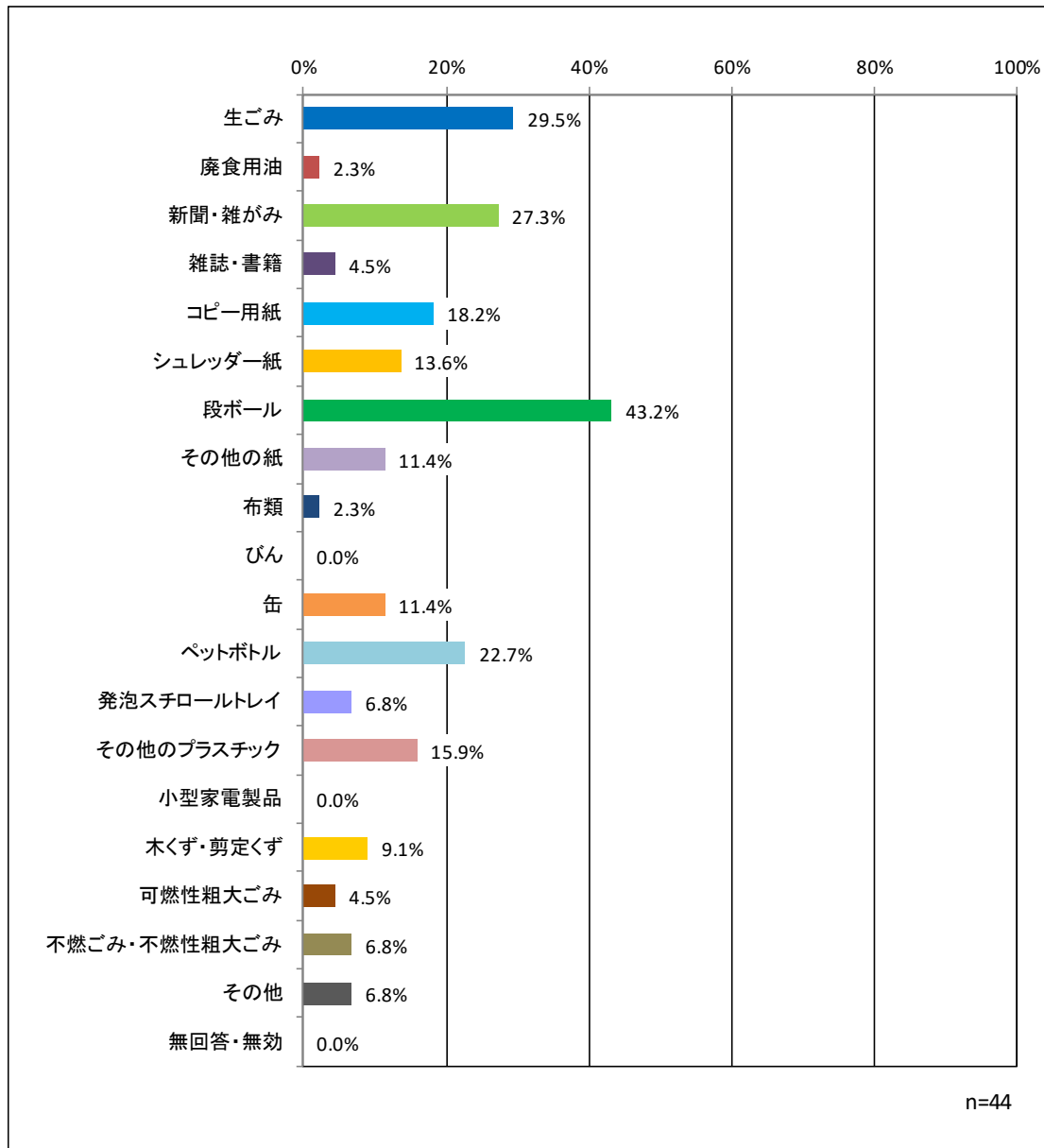
事業所自らの責任での処理については、「知っている」が81.8%と、8割以上の事業所が認識している結果となりました。



## 5. 【排出量が多いごみ種類（問 10）】

問10：貴事業所で排出量が多いごみは何ですか。（重量を把握していない場合は、推測で結構です。）（当てはまる番号3つまで○）

排出量が多いごみ種類について、「段ボール」が43.2%と最も多く、次いで「生ごみ」が29.5%、「新聞・雑がみ」が27.3%となっています。段ボールや新聞・雑紙などの紙類が多く排出されている結果となりました。



## 6.【ごみ処理方法（問11）】

問11：貴事業所のごみ処理方法について、各品目の処理方法をお答えください。  
（それぞれ最もよくあてはまる番号1つに○）

### ① 生ごみ

生ごみの処理方法は、「排出物そのものが出ない」が25.0%と最も多く、次いで「業者に手数料を払って、一般廃棄物として処理」及び「家庭ごみ集積所を利用」が13.6%の結果となりました。

### ② 廃食用油

廃食用油の処理方法は、「排出物そのものが出ない」が最も多く、次いで「業者に手数料を払って、産業廃棄物として処理」の結果となりました。

### ③ 新聞・雑がみ

新聞・雑がみの処理方法は、「業者に売却又は無償で引渡」が22.7%と最も多く、次いで「業者に手数料を払って、一般廃棄物として処理」が15.9%の結果となりました。

### ④ 雑誌・書籍

雑誌・書籍の処理方法は、「業者に売却又は無償で引渡」、「家庭ごみ集積所を利用」及び「排出物そのものが出ない」が15.9%と最も多い結果となりました。

### ⑤ コピー用紙

コピー用紙の処理方法は、「業者に手数料を払って、一般廃棄物として処理」が20.4%と最も多く、次いで「家庭ごみ集積所を利用」が15.9%の結果となりました。

### ⑥ シュレッダー紙

シュレッダー紙の処理方法は、「排出物そのものが出ない」が29.6%と最も多く、次いで「家庭ごみ集積所を利用」が18.2%の結果となりました。

### ⑦ 段ボール

段ボールの処理方法は、「業者に売却又は無償で引渡」が34.1%と最も多く、次いで「業者に手数料を払って、一般廃棄物として処理」が15.9%の結果となりました。

### ⑧ その他の紙

その他の紙の処理方法は、「業者に手数料を払って、一般廃棄物として処理」が18.2%と最も多く、次いで「業者に手数料を払って、産業廃棄物として処理」が13.6%の結果となりました。

## ⑨ 布類

布類の処理方法は、「排出物そのものが出ない」が最も多く、次いで「業者に手数料を払って、一般廃棄物として処理」の結果となりました。

## ⑩ びん

びんの処理方法は、「家庭ごみ集積所を利用」が最も多く、次いで「業者に手数料を払って、産業廃棄物として処理」の結果となりました。

## ⑪ 缶

缶の処理方法は、「家庭ごみ集積所を利用」が最も多く、次いで「業者に手数料を払って、産業廃棄物として処理」「業者に売却又は無償で引渡」及び「地域の集団回収を利用」の結果となりました。

## ⑫ ペットボトル

ペットボトルの処理方法は、「家庭ごみ集積所を利用」が最も多い結果となりました。

## ⑬ その他のプラスチック

その他のプラスチックの処理方法は、「業者に手数料を払って、産業廃棄物として処理」及び「家庭ごみ集積所を利用」が18.2%と最も多い結果となりました。

## ⑭ その他の品目

発泡スチロールトレイ、小型家電製品、木くず・剪定くず、可燃性粗大ごみ及び不燃ごみ・不燃性粗大ごみの処理方法は、「排出物そのものが出ない」が最も多く、次いで「業者に手数料を払って、産業廃棄物として処理」の結果となりました。

## 7.【リサイクルの状況（問12）】

問12：貴事業所におけるごみの資源化について、各品目の資源化状況をお答えください。（それぞれ最もよくあてはまる番号1つに○）

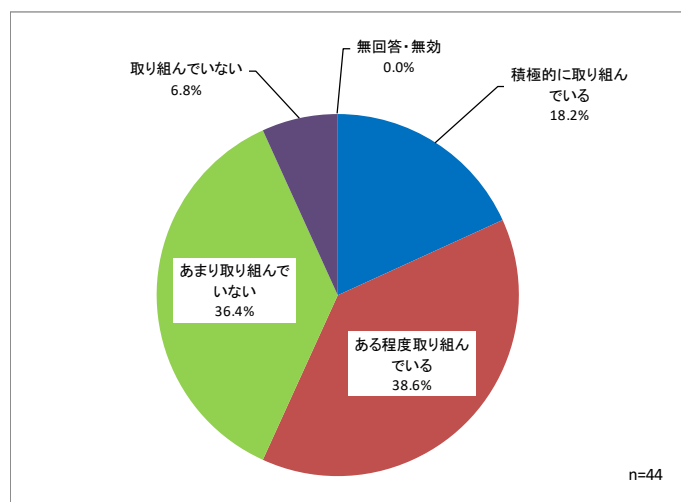
アンケート調査の回答の傾向は、以下のとおりです。

- ・「現在、リサイクルを行っている」と回答した割合が高い品目は、「段ボール」40.9%、「新聞・雑がみ」36.4%、「雑誌・書籍」31.8%です。
- ・「コピー用紙」、「その他の紙」、「びん」、「缶」、「ペットボトル」は、「現在、リサイクルする予定はない」の割合が最も高く、次いで「現在、リサイクルを行っている」との結果となりました。
- ・「生ごみ」、「シュレッダー紙」、「布類」、「発泡スチロールトレイ」、「木くず・剪定くず」「可燃性粗大ごみ」、「不燃ごみ・不燃性粗大ごみ」は、「現在、リサイクルする予定はない」の割合が最も高く、次いで「排出物そのものが出ない」との結果となりました。
- ・「廃食用油」、「小型家電製品」は、「排出物そのものが出ない」の割合が最も多く、次いで「現在、リサイクルする予定はない」との結果となりました。
- ・「びん」、「缶」、「ペットボトル」は、2割程度の事業所が「現在リサイクルを行っている」と回答したが、5割程度の事業所は「現在、リサイクルする予定はない」と回答しました。
- ・「以前、リサイクルしていたがリサイクルをやめた」及び「以前、検討したがリサイクルには至らなかった」を選んだ理由を聞いたところ、「シュレッダー紙」では「別のごみと混ざるため」、「発泡スチロールトレイ」では「洗って分別が大変」となりました。

## 8. 【減量化や資源化の取り組み度合（問 13、問 14、問 15）】

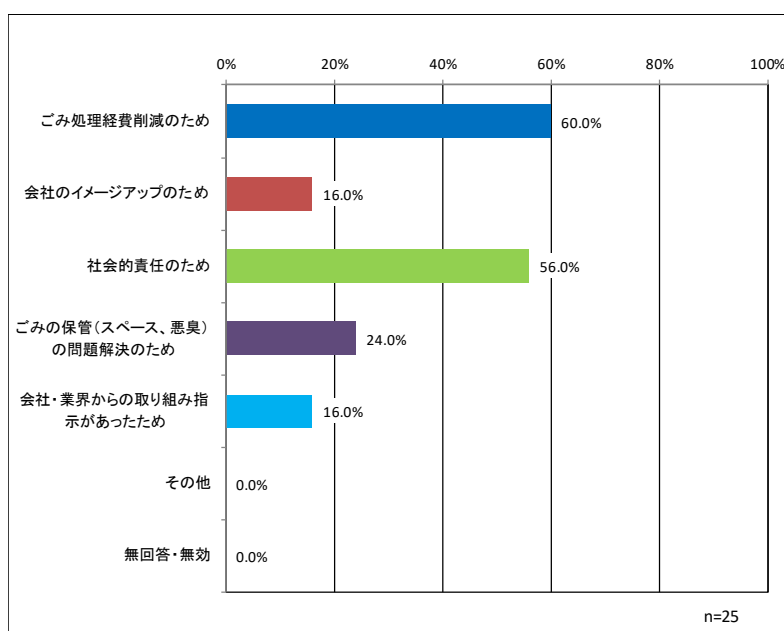
問13：貴事業所では、ごみの減量化や資源化にどの程度取り組んでいますか。  
（1つに○）

減量化や資源化の取り組み度合について、「ある程度取り組んでいる」が38.6%と最も多く、次いで「あまり取り組んでいない」が36.4%、「積極的に取り組んでいる」が18.2%となっており、半数以上の事業所が取り組みを推進している結果となりました。



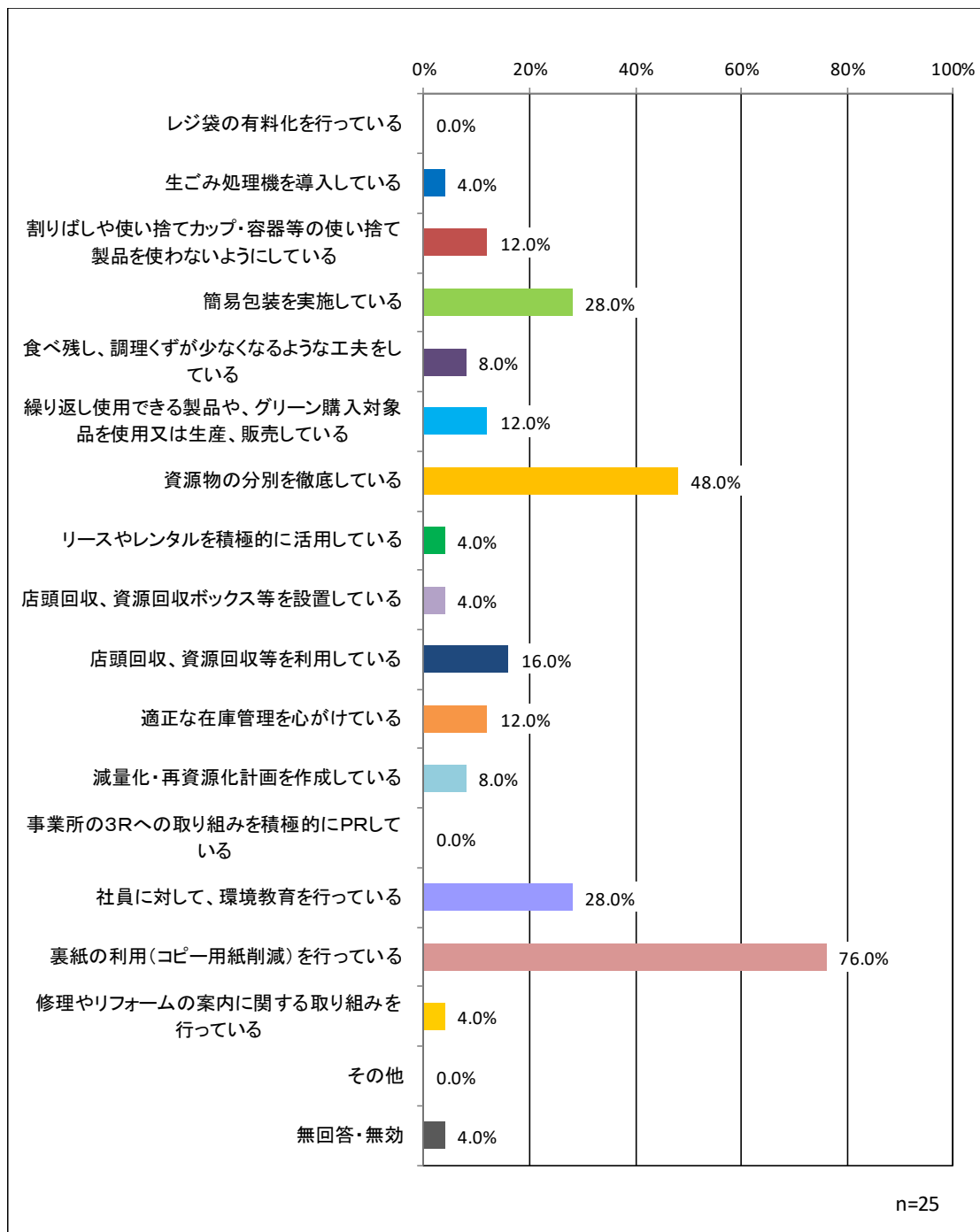
問14：問13で「1.」又は「2.」（取り組んでいる）を選んだ方にお伺いします。ごみの減量化や資源化に取り組む理由は何ですか。（2つまで○）

ごみの減量化や資源化に取り組む理由について、「ごみ処理経費削減のため」が60.0%と最も多く、次いで「社会的責任のため」が56.0%、「ごみの保管（スペース、悪臭）の問題解決のため」が24.0%の結果となりました。



問15：問13で「1.」又は「2.」（取り組んでいる）を選んだ方にお伺いします。貴事業所では、ごみの減量化や資源化に関して、どのような取り組みを行っていますか。（当てはまる番号全てに○）

ごみの減量化や資源化に関しての取り組みについて、「裏紙の利用（コピー用紙削減）を行っている」が76.0%と最も多く、次いで「資源物の分別を徹底している」が48.0%の結果となりました。

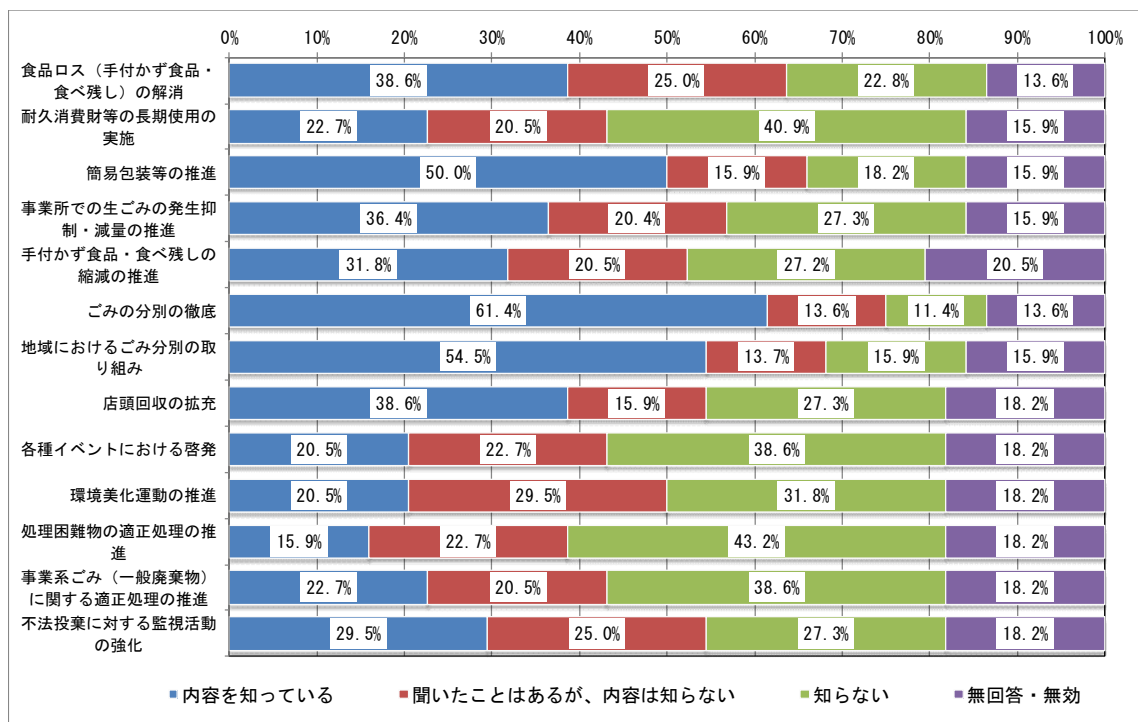


## 9. 【施策の認知度と取り組み度合（問 16）】

問16：市では、「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、減量化や資源化目標に向けてさまざまな施策を取り組んでいます。これらの施策について知っていますか（認知度）。また、取り組み度合についてお答えください。  
（それぞれあてはまる番号1つに○）

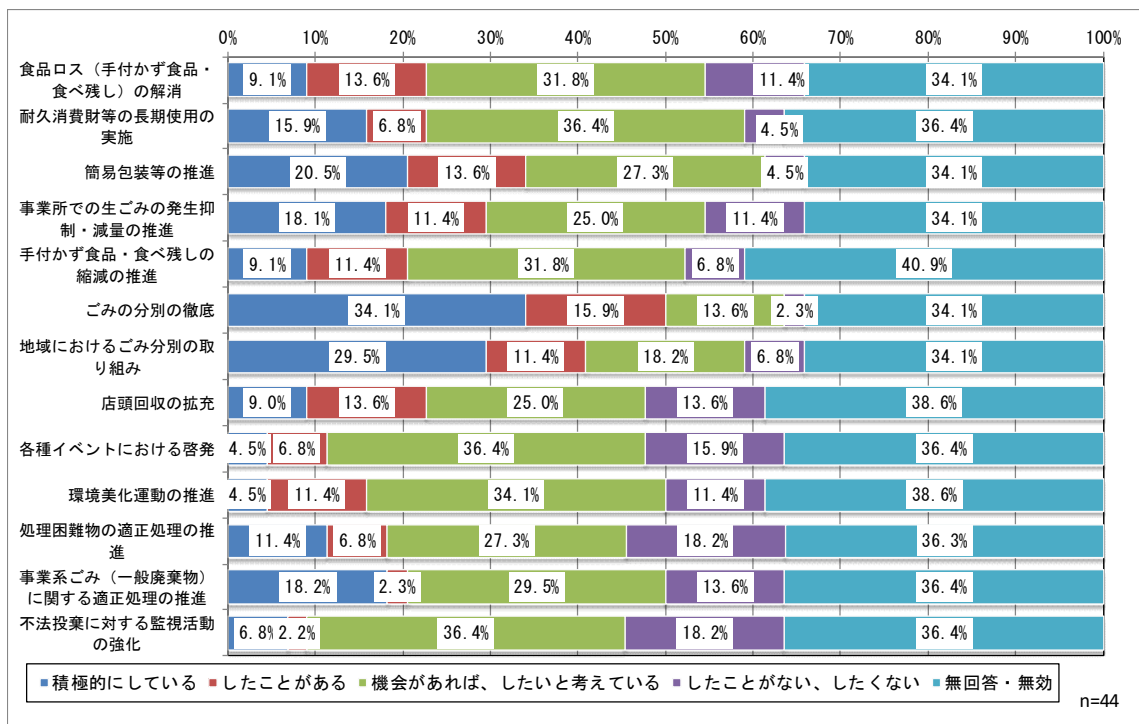
### ① 認知度

施策の認知度については、「内容を知っている」の割合の高い順は、「ごみの分別の徹底」（61.4%）、「地域におけるごみ分別の取り組み」（54.5%）、「簡易包装等の推進」（50.0%）、「店頭回収の拡充」（38.6%）となっています。一方、「知らない」の割合が高い順は、「処理困難物の適正処理の推進」（43.2%）、「耐久消費財等の長期使用の実施」（40.9%）、「各種イベントにおける啓発」と「事業系ごみ（一般廃棄物）に関する適正処理の推進」（38.6%）の結果となりました。



## ②取り組み度合

施策の取り組み度合については、「積極的にしている」と「したことがある」の合計割合の高い順は、「ごみの分別の徹底」(50.0%)、「地域におけるごみの分別の取り組み」(40.9%)、「簡易包装等の推進」(34.1%)となっています。一方、「したことがない、したくない」の割合が高い順は、「処理困難物の適正処理の推進」と「不法投棄に対する監視活動の強化」(18.2%)、「各種イベントにおける啓発」(15.9%)の結果となりました。

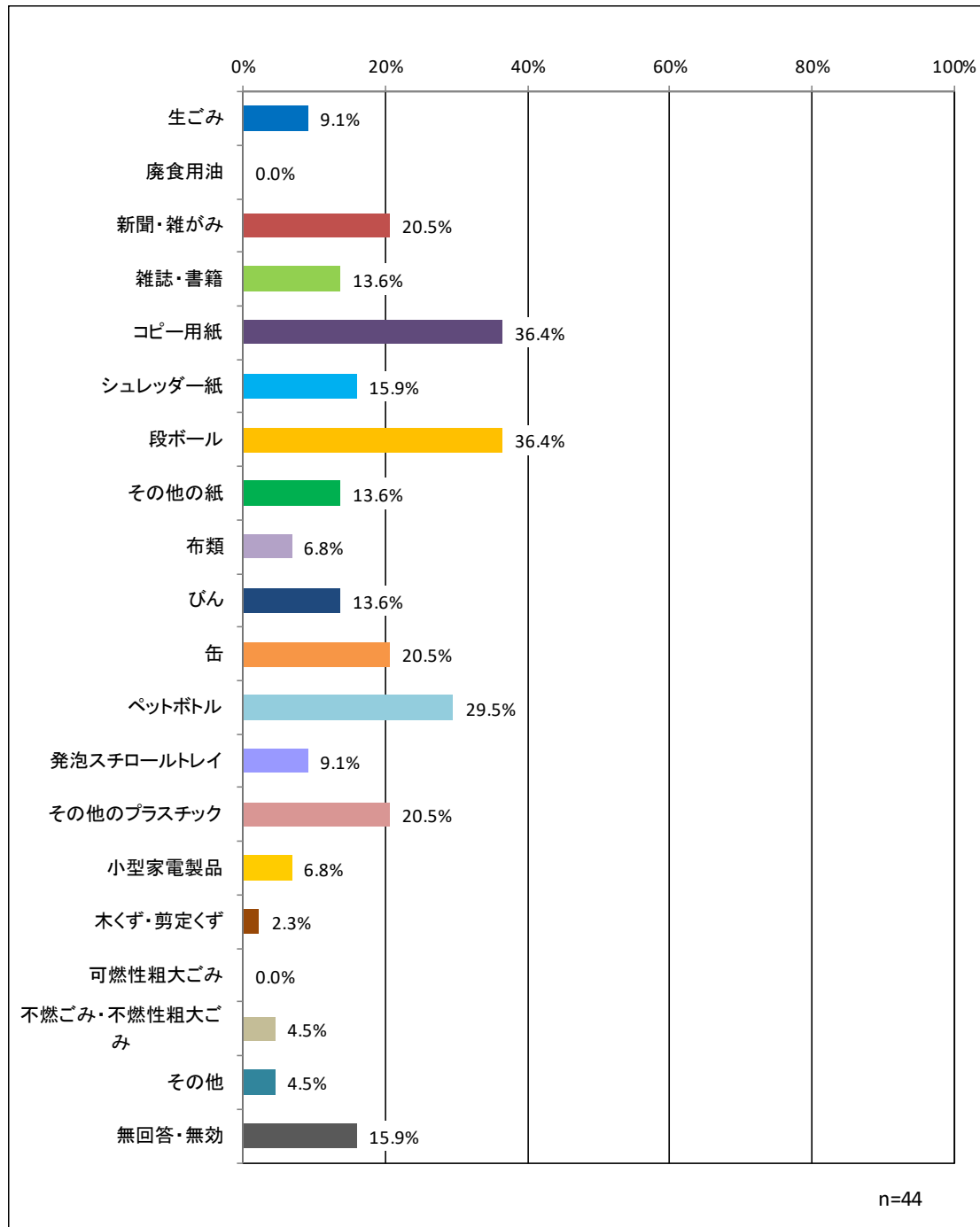


## 10. 【減量化または資源化したいごみの種類（問17）】

問17：今後、特に減量化または資源化したいと考えているごみは何ですか。

（当てはまる番号全てに○）

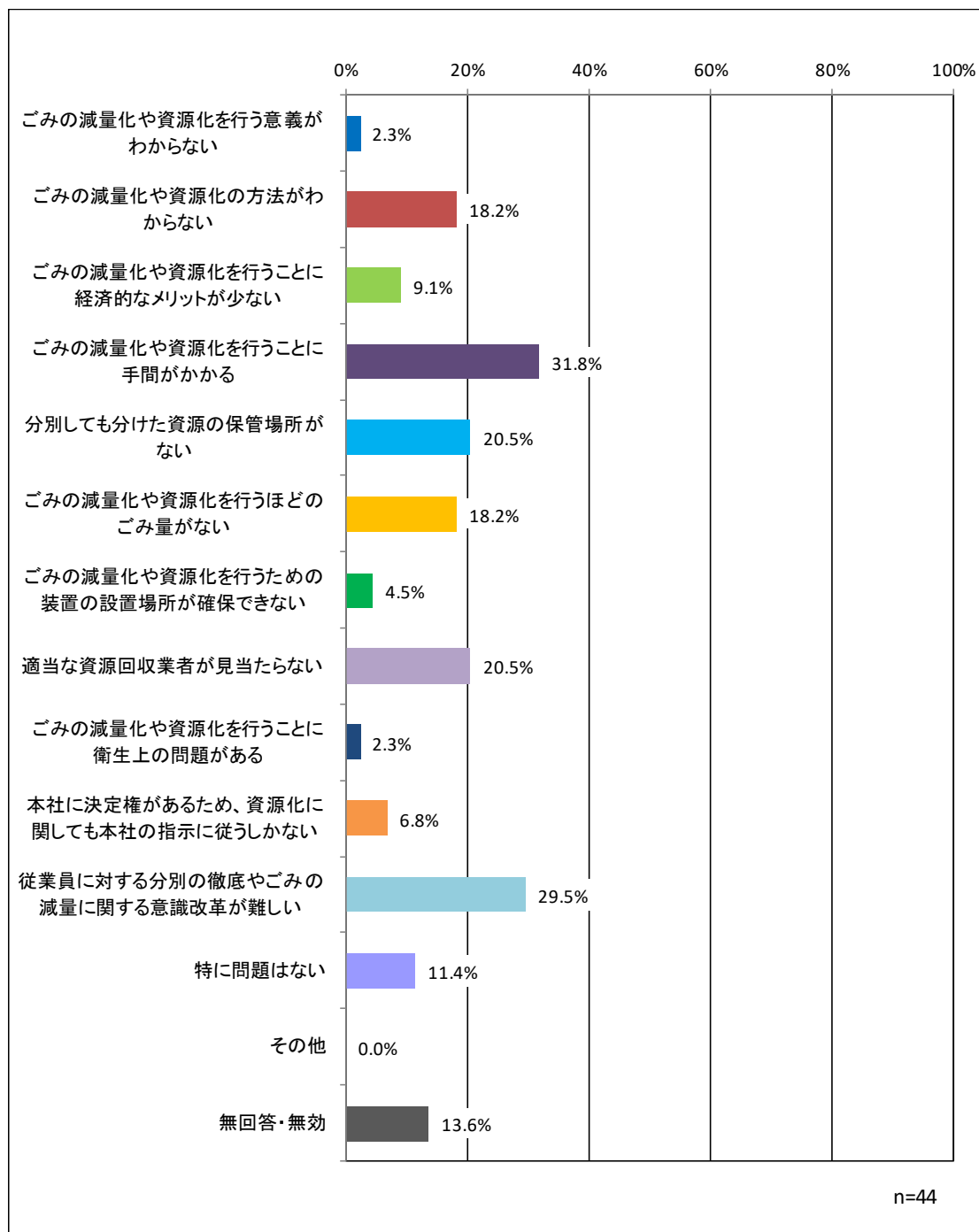
減量化または資源化したいごみ種類について、コピー用紙及び段ボールが36.4%と最も多く、次いでペットボトルが29.5%の結果となりました。



## 11. 【減量化や資源化を進めるための問題点（問18）】

問18：貴事業所で、ごみの減量化や資源化を進めていくうえでの問題点は何ですか。（当てはまる番号全てに○）

減量化や資源化を進めるための問題点について、「ごみの減量化や資源化を行うことに手間がかかる」が31.8%と最も多く、次いで「従業員に対する分別の徹底やごみの減量に関する意識改革が難しい」が29.5%、「分別しても分けた資源の保管場所がない」と「適当な資源回収業者が見当たらない」が20.5%の結果となりました。



## 12. ごみの減量化や資源化についての意見（自由回答）

自由回答（キーワード分類）	回答数 （複数回答）	構成比
1 分別方法（細かい分別方法の提示希望）	1	16.7%
2 指定袋（安価希望）	1	16.7%
3 廃プラについて	1	16.7%
4 工業ごみ、産業ごみの業者案内部署設立希望	1	16.7%
5 その他	2	33.3%
回答数	6	100.0%

第3節 ごみ排出量の予測

1. 1人1日当たりのごみ排出量の予測

(1) 生活系

1) 燃やせるごみ

生活系燃やせるごみの予測結果は次のとおりです。

実績は概ね減少にあります。よって、今後はこの傾向が継続するものと判断し、将来推計は目標年度（2033年度）において3方法の中位を示す推計式（等差級数法）を採用しました。

図1 生活系燃やせるごみの推計



現状の傾向で推移と目標達成時の生活系燃やせるごみの予測結果は、下図のとおりです。

目標達成により、目標年度で60.8g/人・日削減（581.7g/人・日【現状の傾向で推移】－520.9g/人・日【目標達成時】）となります。

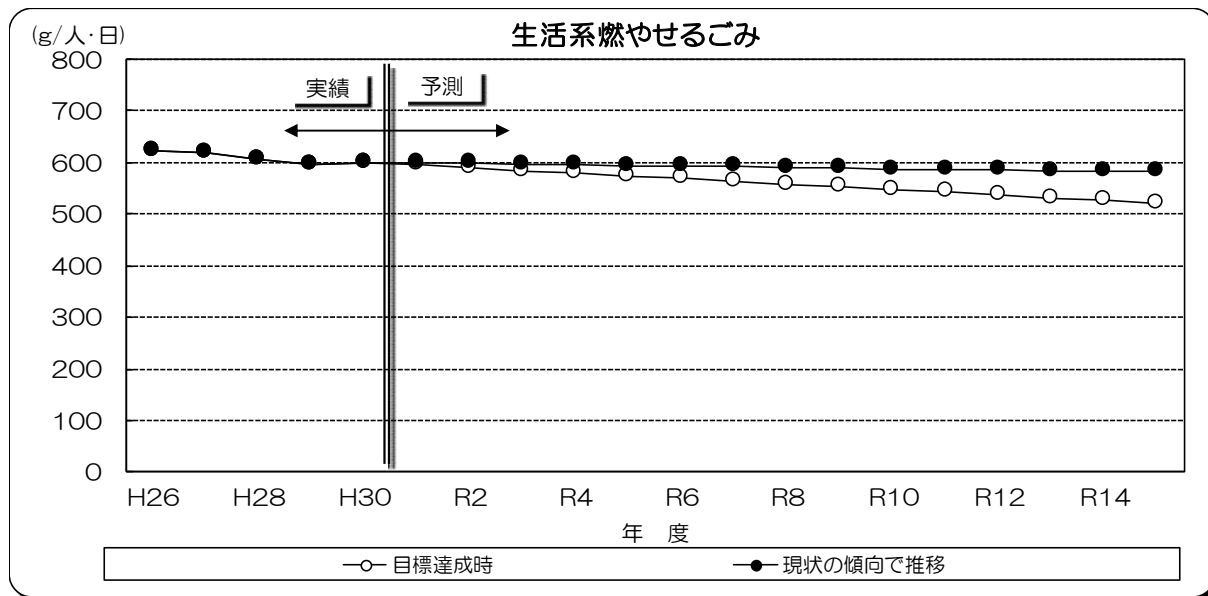


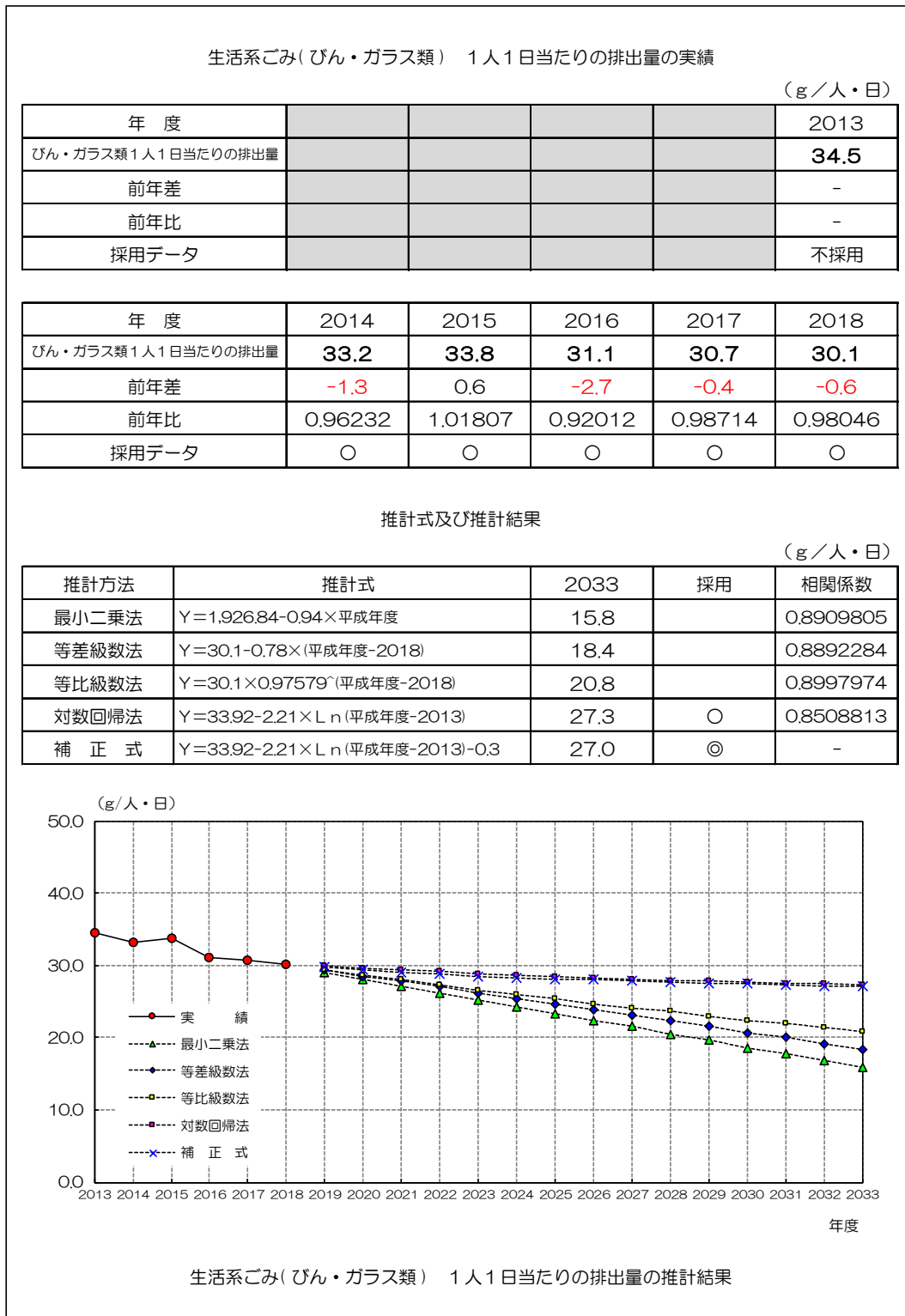
図2 生活系燃やせるごみの予測

## 2) 燃やせないごみ（びん・ガラス類）

生活系燃やせないごみ（びん・ガラス類）の予測結果は次のとおりです。

実績は年々減少しています。今後大きく減少することはないものと判断し、将来推計は緩やかに減少する推計式（対数回帰法）の勾配を求め、2018年度を始点とする推計式（補正式）を採用しました。（目標設定はなし）

図3 生活系燃やせないごみ（びん・ガラス類）の推計

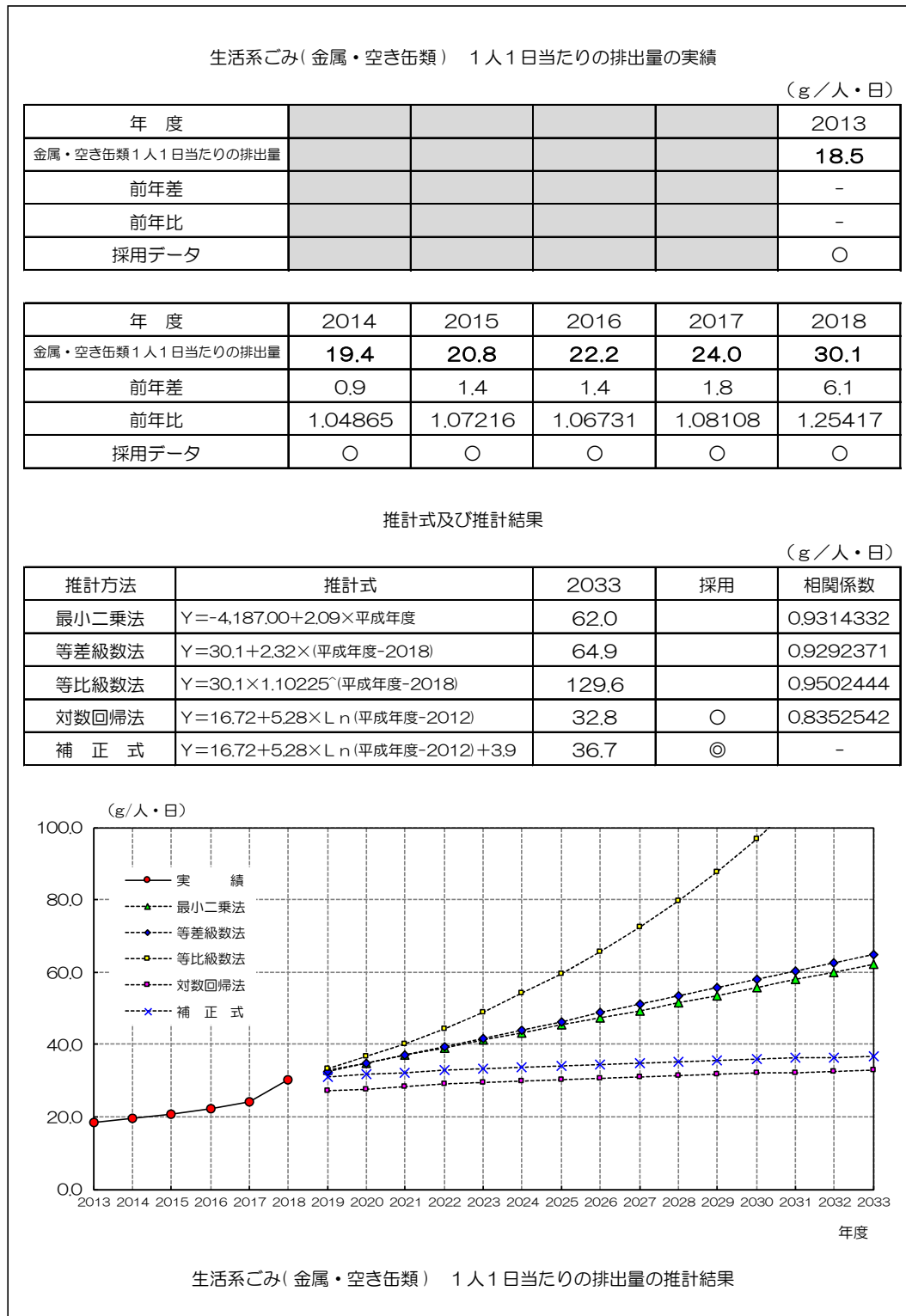


### 3) 燃やせないごみ（金属・空き缶類）

生活系燃やせないごみ（金属・空き缶類）の予測結果は次のとおりです。

実績は年々増加しています。今後大きく増加することはないものと判断し、将来推計は緩やかに増加する推計式（対数回帰法）の勾配を求め、2018年度を始点とする推計式（補正式）を採用しました。（目標設定はなし）

図4 生活系燃やせないごみ（金属・空き缶類）の推計

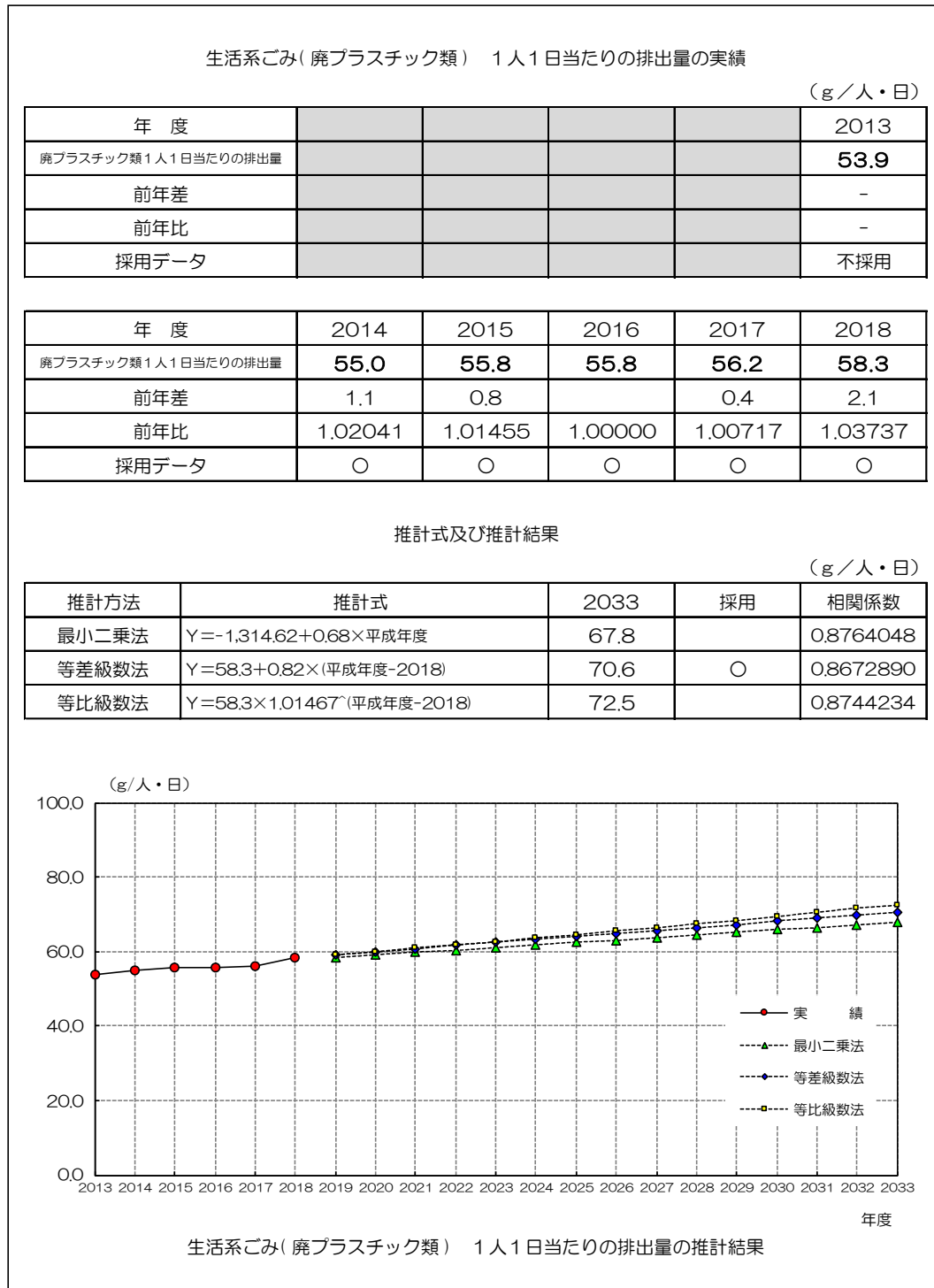


#### 4) 燃やせないごみ（廃プラスチック類）

生活系燃やせないごみ（廃プラスチック類）の予測結果は次のとおりです。

実績は年々増加しています。よって、今後はこの傾向が継続するものと判断し、将来推計は目標年度（2033年度）において3方法の中位を示す推計式（等差級数法）を採用しました。

図5 生活系燃やせないごみ（廃プラスチック類）の推計



現状の傾向で推移と目標達成時の生活系燃やせないごみ（廃プラスチック類）の予測結果は、下図のとおりです。

目標達成により、目標年度で20.6g/人・日削減（70.6g/人・日【現状の傾向で推移】－50.0g/人・日【目標達成時】）となります。

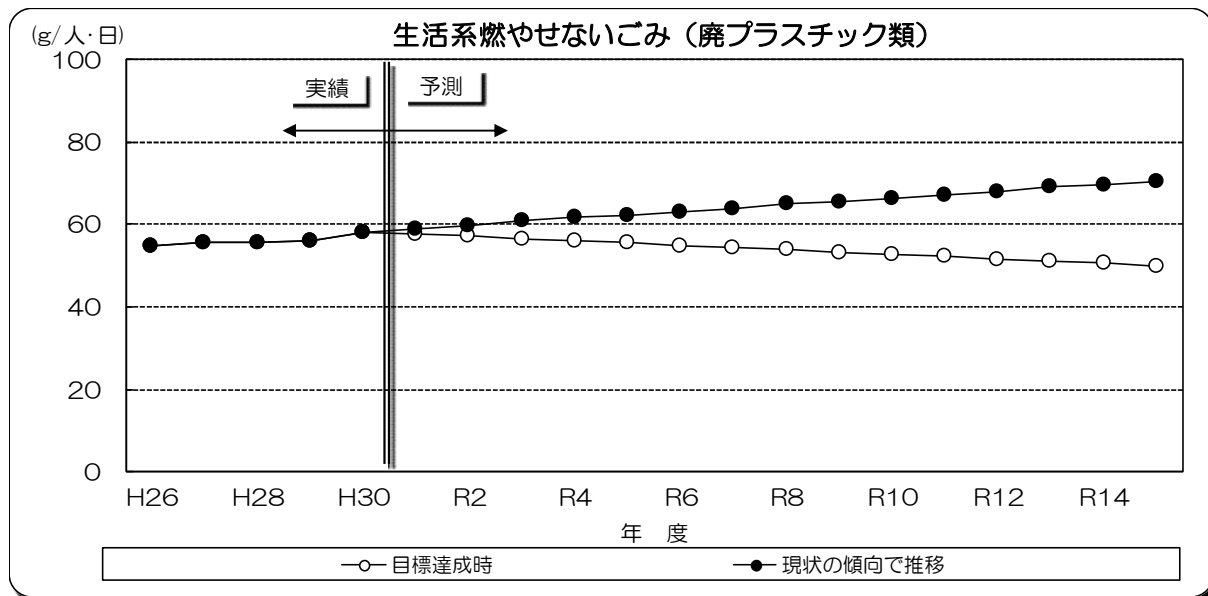


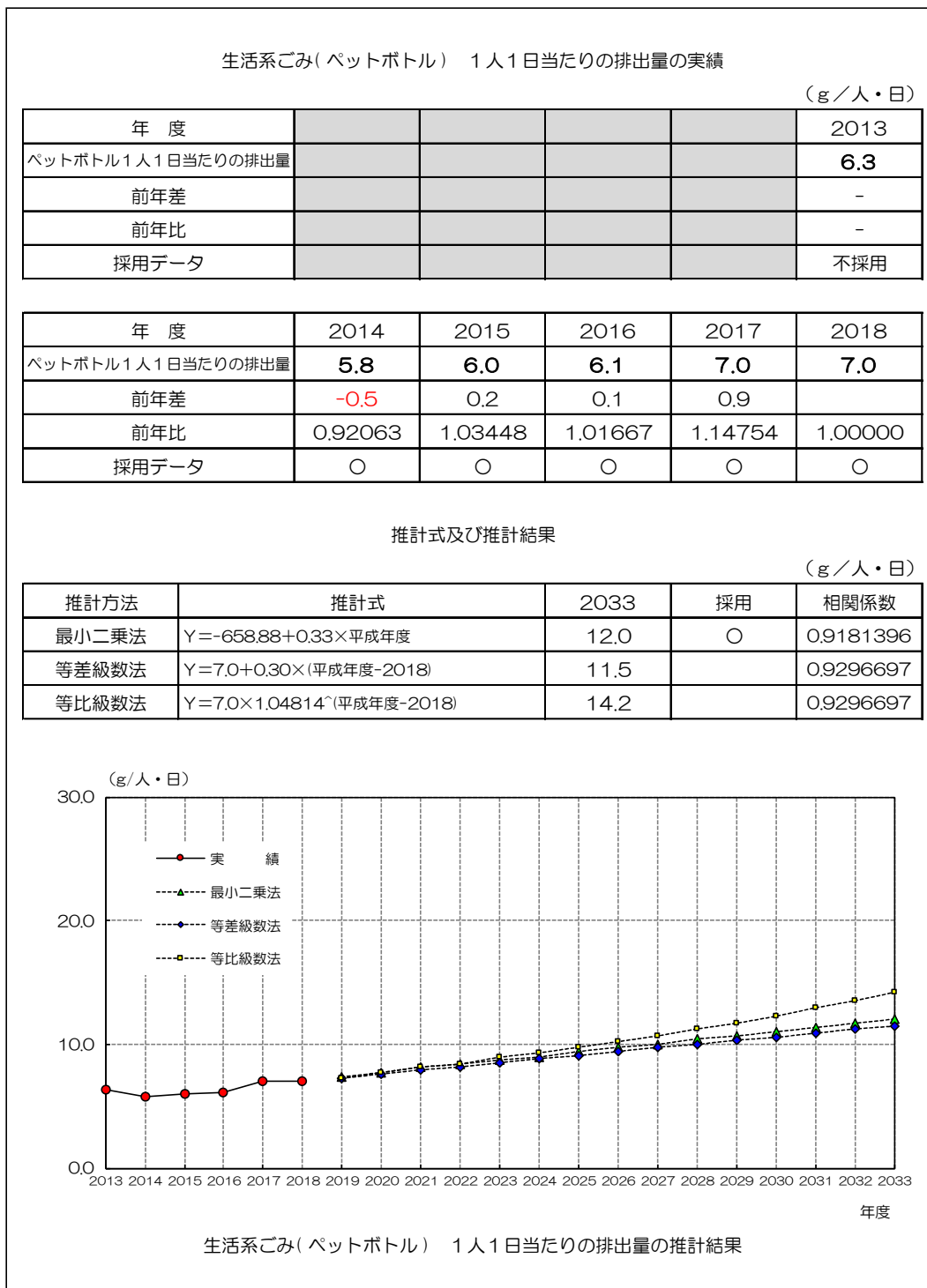
図6 生活系燃やせないごみ（廃プラスチック類）の予測

### 5) 燃やせないごみ（ペットボトル）

生活系燃やせないごみ（ペットボトル）の予測結果は次のとおりです。

実績は年々増加しています。よって、今後はこの傾向が継続するものと判断し、将来推計は目標年度（2033年度）において3方法の中位を示す推計式（最小二乗法）を採用しました。（目標設定はなし）

図7 生活系燃やせないごみ（ペットボトル）の推計

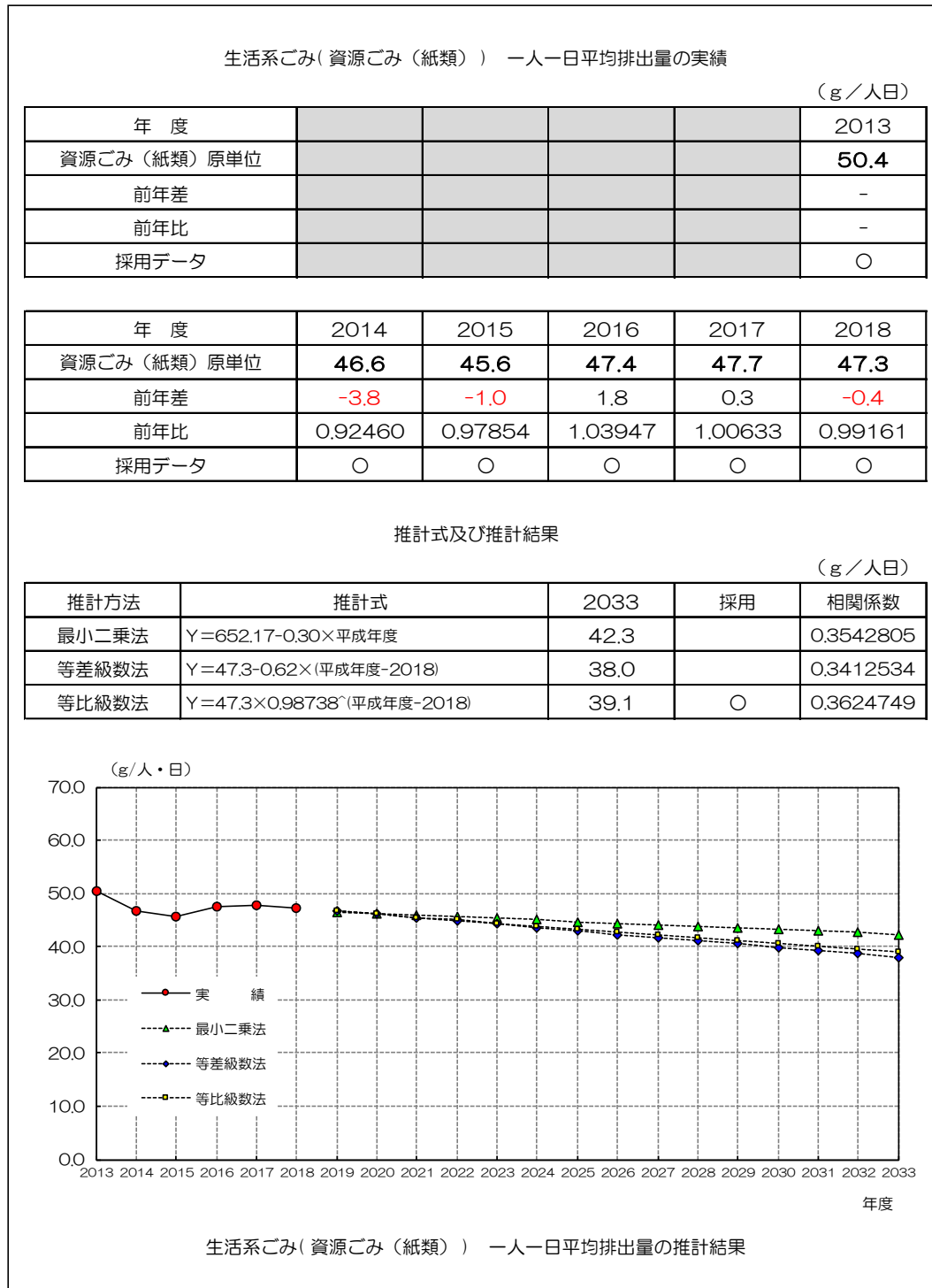


## 6) 資源ごみ

生活系資源ごみの予測結果は次のとおりです。

実績はここ近年減少しています。よって、今後はこの傾向が継続するものと判断し、将来推計は目標年度（2033年度）において3方法の中位を示す推計式（等比級数法）を採用しました。

図8 生活系資源ごみの推計



現状の傾向で推移と目標達成時の生活系資源ごみ（紙類）の予測結果は、下図のとおりです。

目標達成により、目標年度で40.9g/人・日増加（80.0g/人・日【目標達成時】－39.1g/人・日【現状の傾向で推移】）となります。

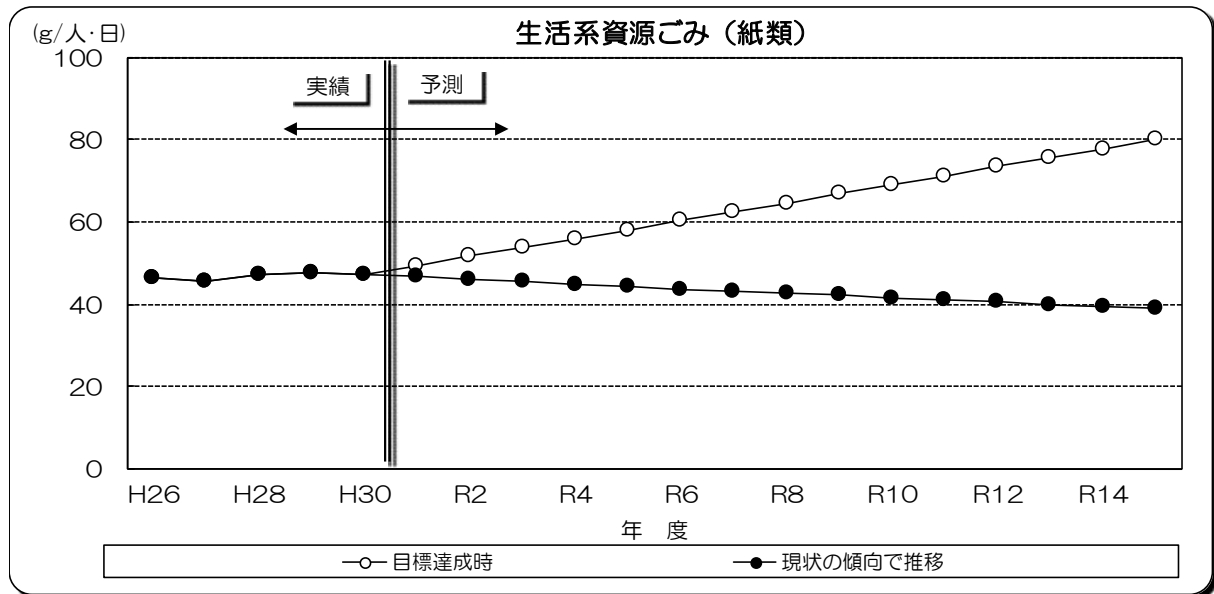


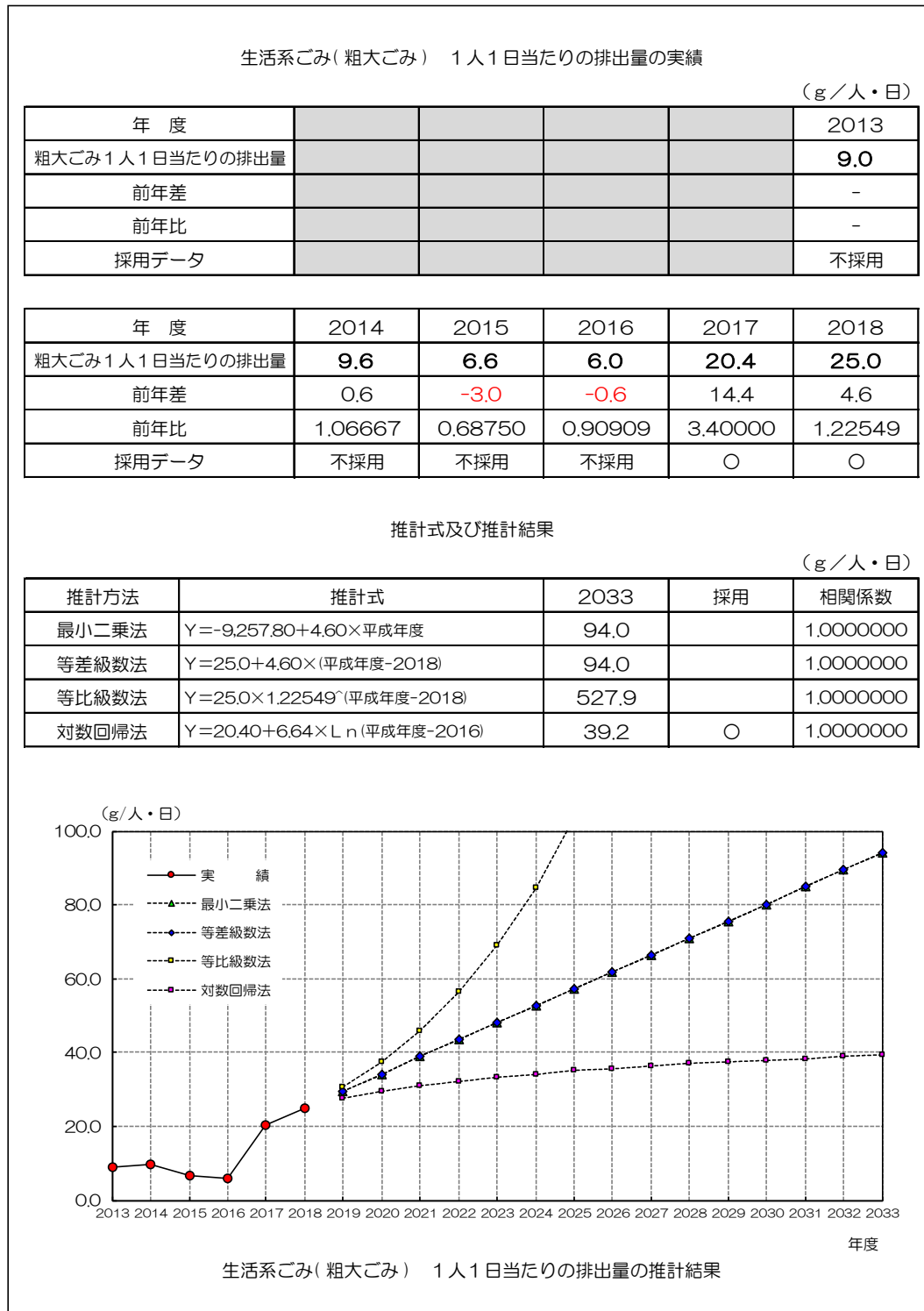
図9 生活系資源ごみの予測

## 7) 粗大ごみ

生活系粗大ごみの予測結果は次のとおりです。

実績はここ近年増加しています。今後大きく増加することはないものと判断し、将来推計は緩やかに増加する推計式（対数回帰法）を採用しました。

図10 生活系粗大ごみの推計



現状の傾向で推移と目標達成時の生活系粗大ごみの予測結果は、下図のとおりです。

目標達成により、目標年度で29.2g/人・日削減（39.2g/人・日【現状の傾向で推移】-10.0g/人・日【目標達成時】）となります。

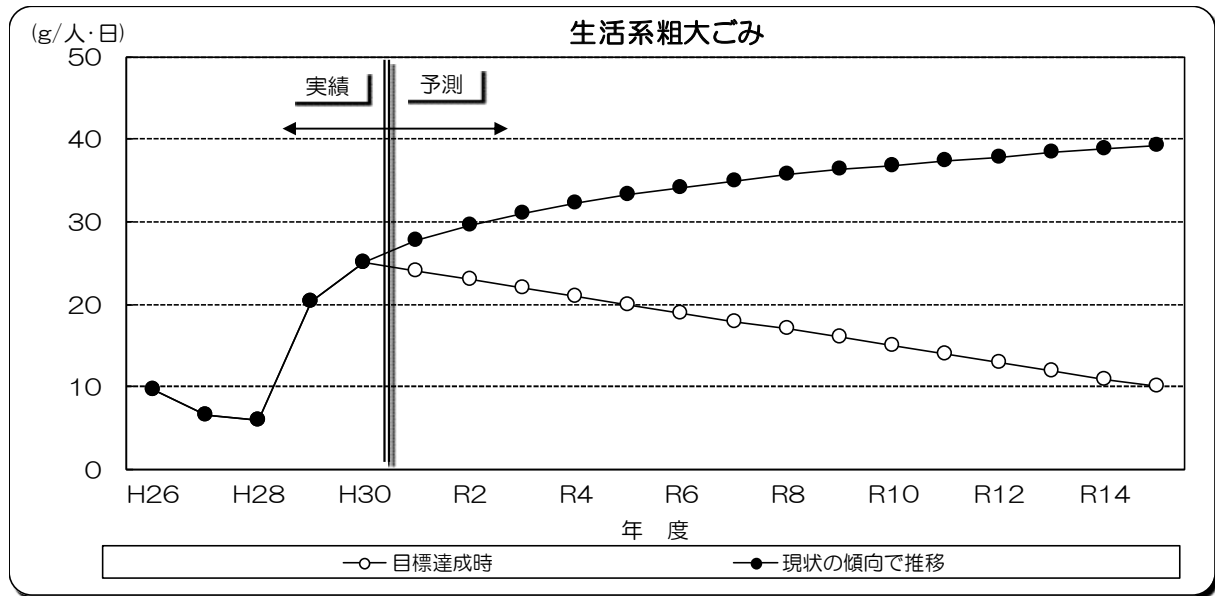


図11 生活系粗大ごみの予測

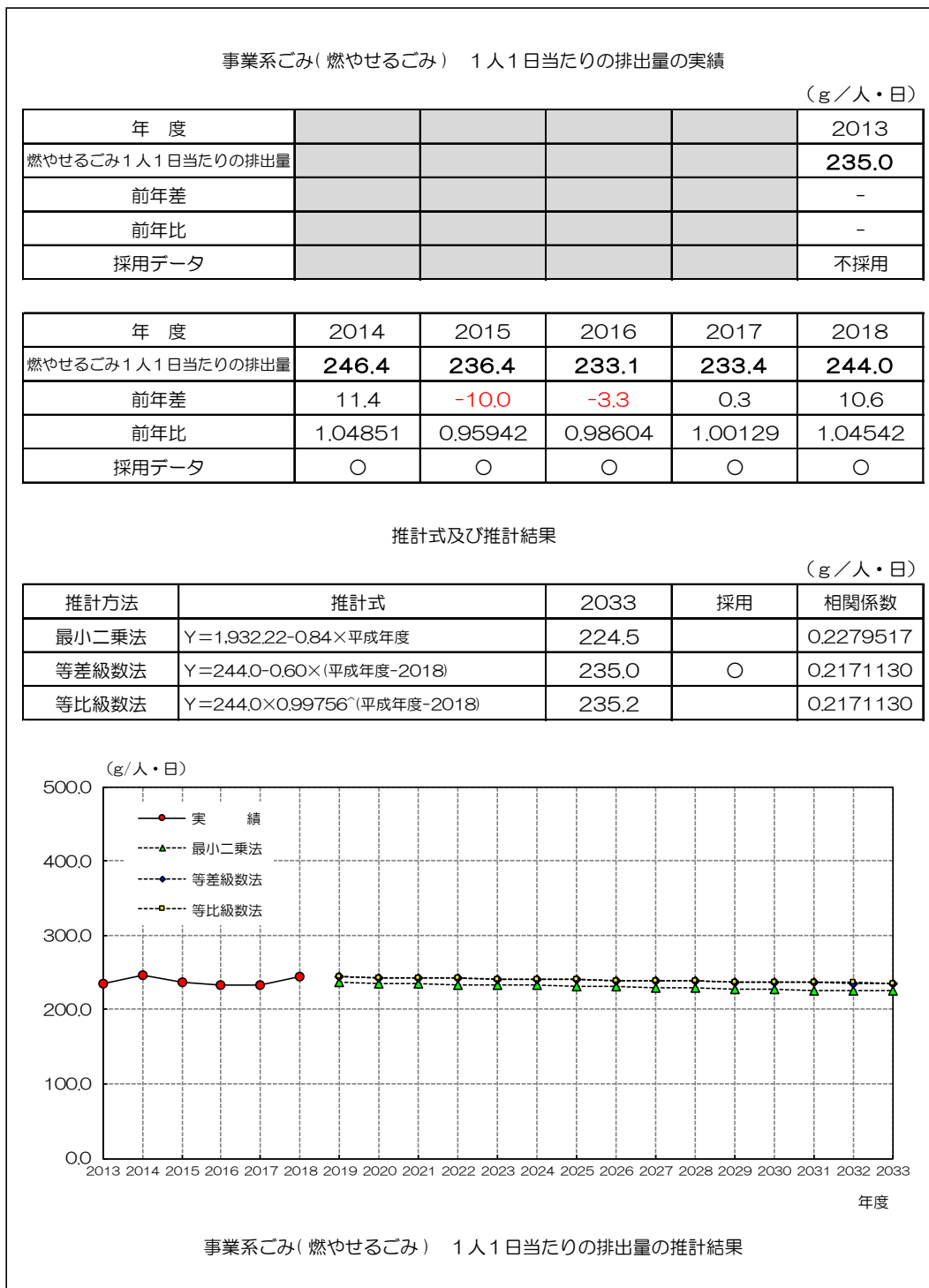
## (2) 事業系

## 1) 燃やせるごみ

事業系燃やせるごみの予測結果は次のとおりです。

実績は減少していましたが、ここ近年増加しています。よって、今後はこの傾向が継続するものと判断し、将来推計は目標年度（2033年度）において3方法の中間を示す推計式（等差級数法）を採用しました。

図12 事業系燃やせるごみの推計



現状の傾向で推移と目標達成時の事業系燃やせるごみの予測結果は、下図のとおりです。

目標達成により、目標年度で55.0g/人・日削減（235.0g/人・日【現状の傾向で推移】－180.0g/人・日【目標達成時】）となります。

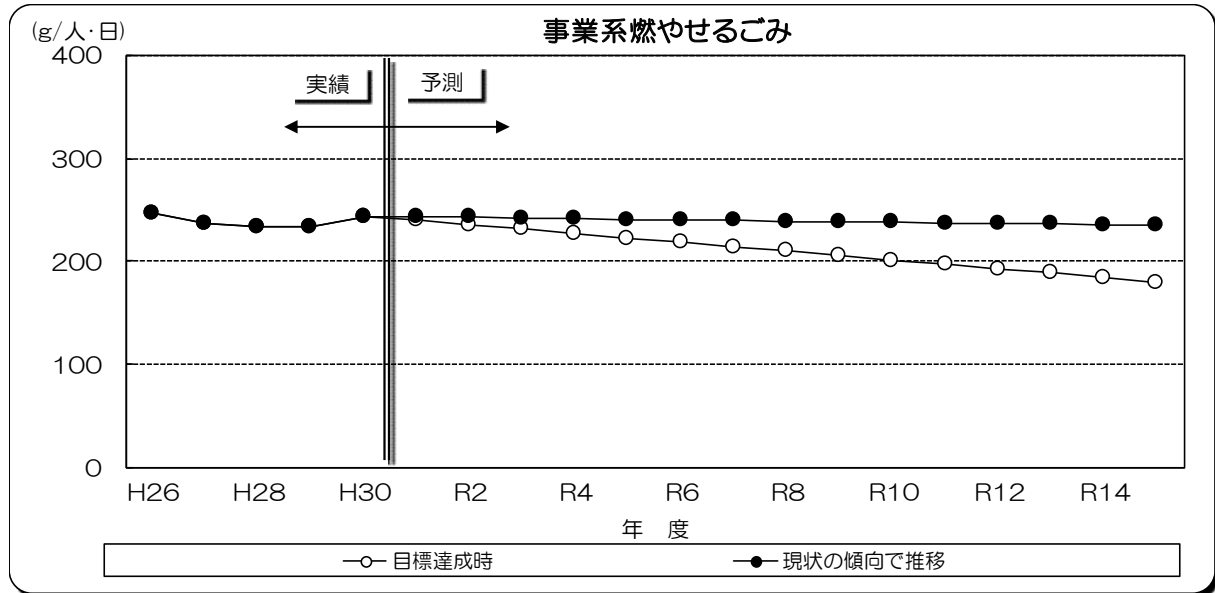


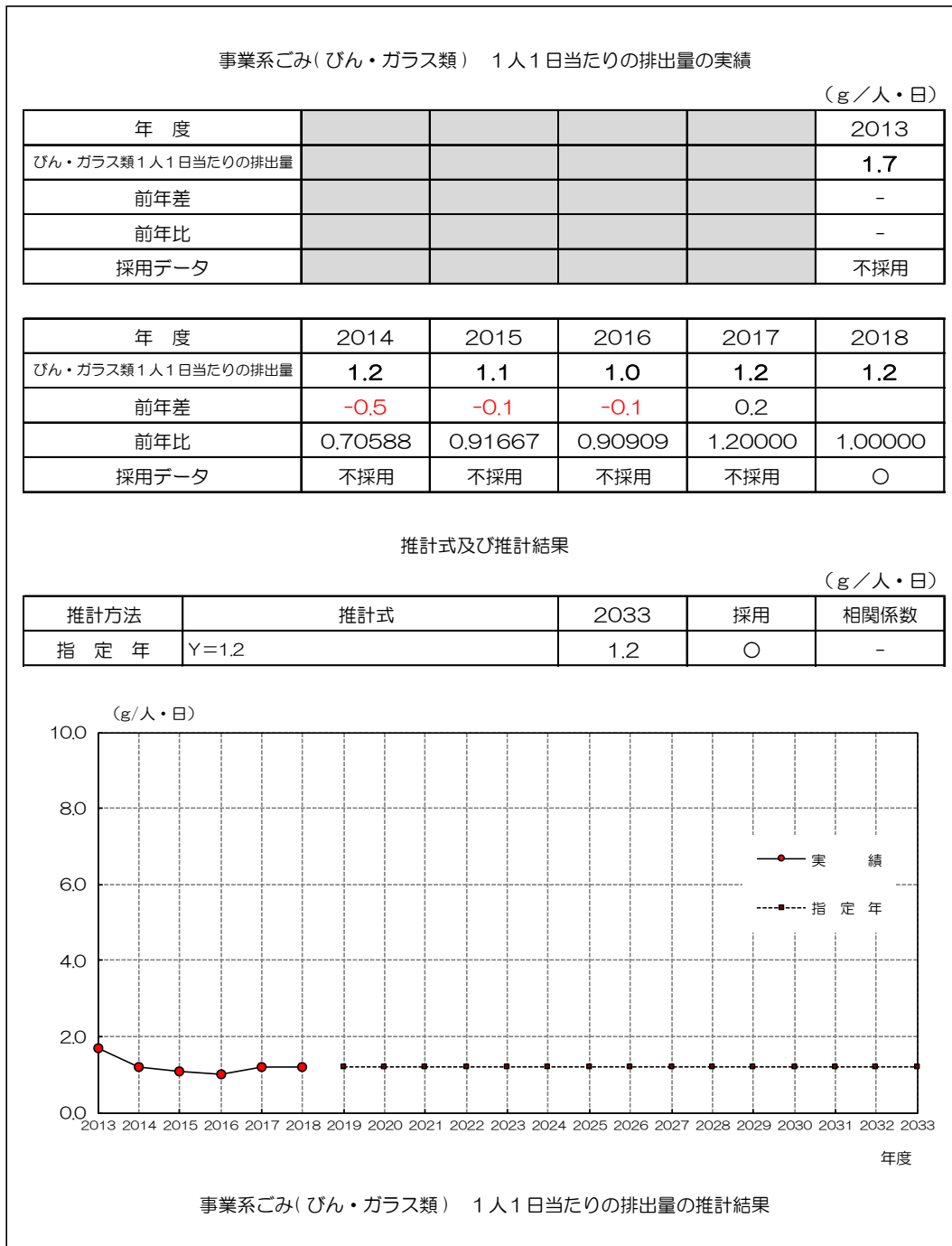
図13 事業系燃やせるごみの予測

## 2) 燃やせないごみ(びん・ガラス類)

事業系燃やせないごみ(びん・ガラス類)の予測結果は次のとおりです。

実績は概ね横ばいとなっています。よって、今後この傾向が継続するものと判断し、将来推計は2018年度の横ばい推移を採用しました。(目標設定はなし)

図14 事業系燃やせないごみ(びん・ガラス類)の推計



### 3) 燃やせないごみ（金属・空き缶類）

事業系燃やせないごみ（金属・空き缶類）の予測結果は次のとおりです。

実績は減少しています。今後大きく減少することはないものと判断し、将来推計は2018年度の横ばい推移を採用しました。（目標設定はなし）

図15 事業系燃やせないごみ（金属・空き缶類）の推計

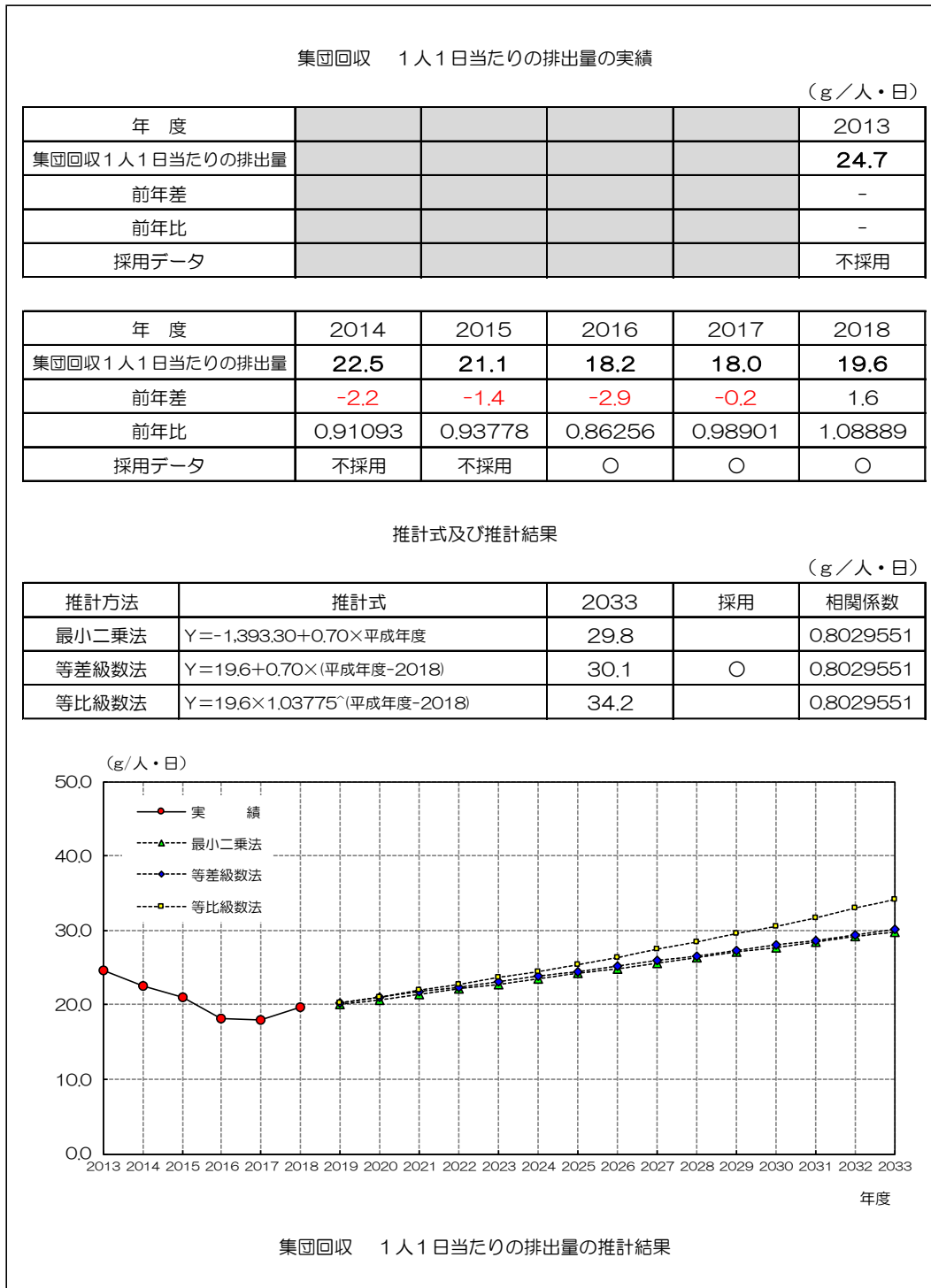


### (3) 集団回収

集団回収の予測結果は次のとおりです。

実績はここ近年増加しています。よって、今後はこの傾向が継続するものと判断し、将来推計は目標年度（2033年度）において3方法の中位を示す推計式（等差級数法）を採用しました。（目標設定はなし）

図16 集団回収の推計

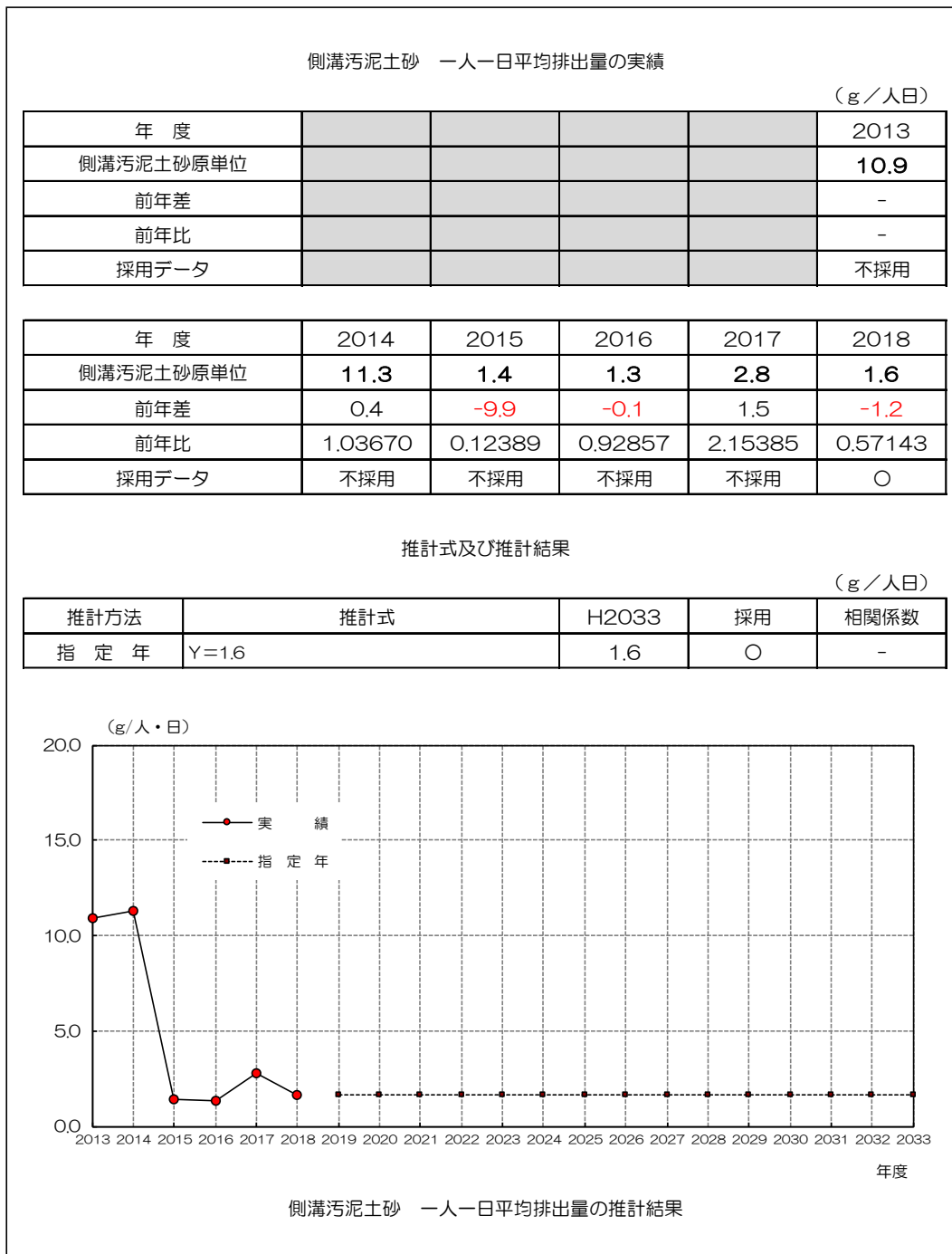


(4) 側溝汚泥土砂

側溝汚泥土砂の予測結果は次のとおりです。

実績はここ近年概ね横ばいとなっています。よって、今後この傾向が継続するものと判断し、将来推計は2018年度の横ばい推移を採用しました。(目標設定はなし)

図17 側溝汚泥土砂の推計



## 2. 目標年度におけるごみの排出原単位

本市の目標年度（令和15年度）におけるごみの排出原単位合計は次のとおりです。減量化及び資源化により、目標年度（令和15年度）における排出原単位は「950g/人・日」となります。

表1 目標年度におけるごみの排出原単位

	実績値 平成30年度 (2018年度) (g/人・日)	目標年度（令和15（2033）年度）			
		【現状の傾向で推移】 (g/人・日)	減量化 (g/人・日)	資源化 (g/人・日)	【目標達成】 (g/人・日)
生活系ごみ	798.3	806.3	-110.6	40.9	736.6
燃やせるごみ	600.6	581.7	-60.8	—	520.9
燃やせないごみ	125.5	146.3	-20.6	—	125.7
びん・ガラス類	30.1	27.0	—	—	27.0
金属・空き缶類	30.1	36.7	—	—	36.7
廃プラスチック類	58.3	70.6	-20.6	—	50.0
ペットボトル	7.0	12.0	—	—	12.0
資源ごみ（紙類）	47.3	39.1	—	40.9	80.0
粗大ごみ	25.0	39.2	-29.2	—	10.0
事業系ごみ	245.6	236.6	-14.1	-40.9	181.6
燃やせるごみ	244.0	235.0	-14.1	-40.9	180.0
燃やせないごみ	1.6	1.6	—	—	1.6
びん・ガラス類	1.2	1.2	—	—	1.2
金属・空き缶類	0.4	0.4	—	—	0.4
集団回収	19.6	30.1	—	—	30.1
側溝汚泥土砂	1.6	1.6	—	—	1.6
合計	1,065.2	1,074.6	-124.6	0.0	950.0

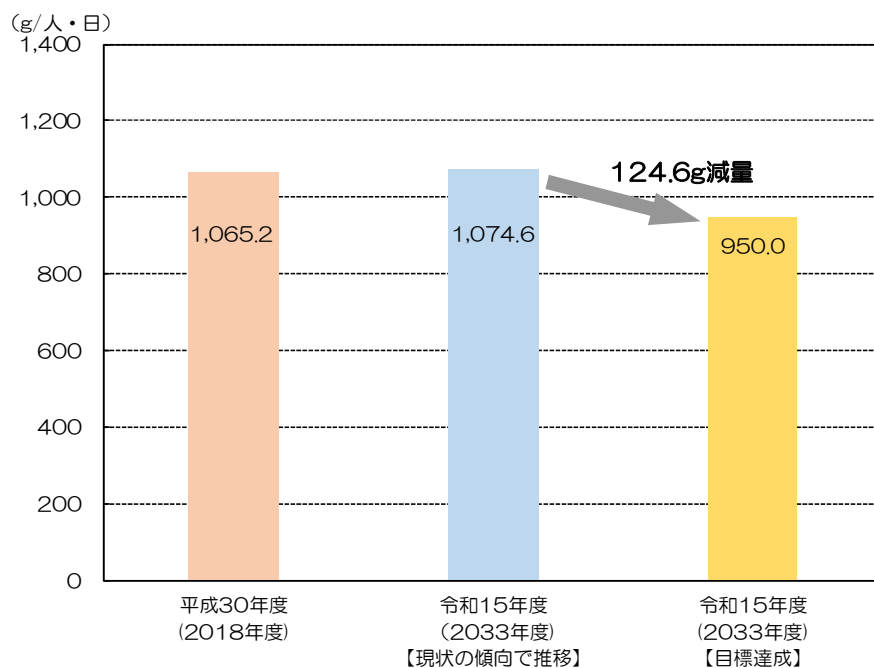


図18 目標年度におけるごみの排出原単位

第4節 生活排水処理形態別人口の将来推計

1. 生活排水処理形態別人口の予測

1) 浄化槽人口の予測

浄化槽人口の予測結果は次のとおりです。

浄化槽人口については、汚水処理構想に示された計画処理人口を用い、普及率の算出を行い、本計画の計画処理区域内人口に普及率を乗じることで本計画における計画処理人口としました。

表2 浄化槽人口の予測

年 度		実績値	推計値 (採用値：二重囲い)					
			小松島市汚水処理構想			本計画		
			計画処理区域内人口	計画処理人口	普及率	計画処理区域内人口	普及率	計画処理人口
実 績	平成26年度(2014)	12,205			—	39,866	30.62%	12,205
	平成27年度(2015)	12,253	38,900	11,854	30.47%	39,358	31.13%	12,253
	平成28年度(2016)	12,459			32.66%	38,817	32.10%	12,459
	平成29年度(2017)	12,581			34.84%	38,156	32.97%	12,581
	平成30年度(2018)	12,654			37.02%	37,795	33.48%	12,654
予 測	令和元年度(2019)		37,100	15,356	39.21%	37,682	35.53%	13,389
	令和2年度(2020)				41.39%	37,568	41.39%	15,550
	令和3年度(2021)				43.26%	37,174	43.26%	16,082
	令和4年度(2022)				45.13%	36,780	45.13%	16,599
	令和5年度(2023)				47.00%	36,386	47.00%	17,101
	令和6年度(2024)				48.87%	35,992	48.87%	17,589
	令和7年度(2025)		35,200	17,860	50.74%	35,599	50.74%	18,062
	令和8年度(2026)				52.72%	35,186	52.72%	18,550
	令和9年度(2027)				54.70%	34,773	54.70%	19,021
	令和10年度(2028)	中間目標年度			56.68%	34,360	56.68%	19,476
	令和11年度(2029)				58.66%	33,947	58.66%	19,914
令和12年度(2030)		33,100	20,073	60.64%	33,534	60.64%	20,336	
令和13年度(2031)				62.75%	33,105	62.75%	20,775	
令和14年度(2032)				64.87%	32,676	64.87%	21,196	
令和15年度(2033)	目標年度			66.98%	32,247	66.98%	21,598	

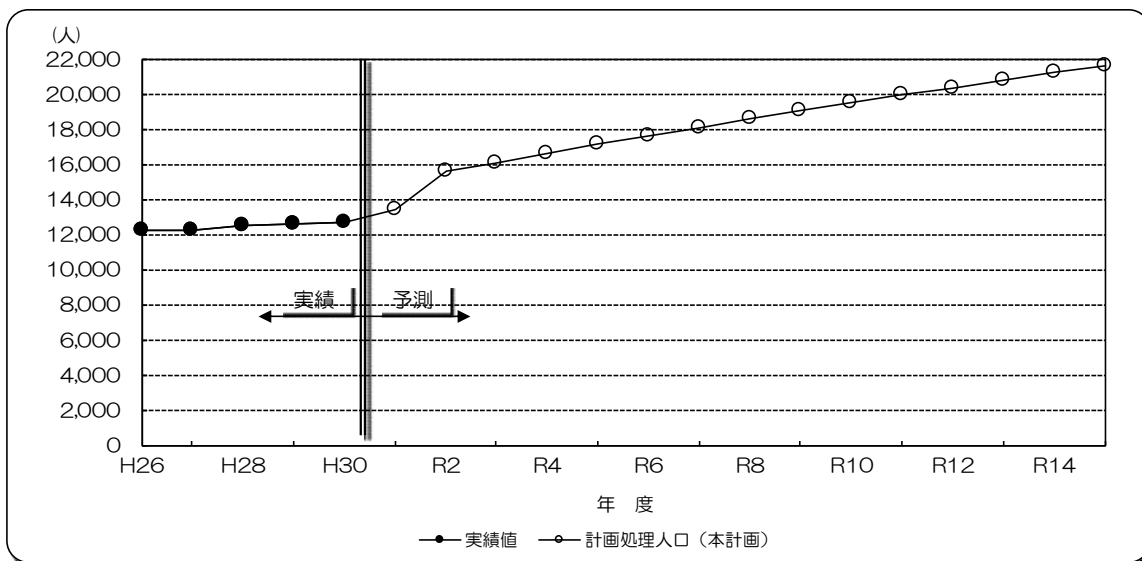


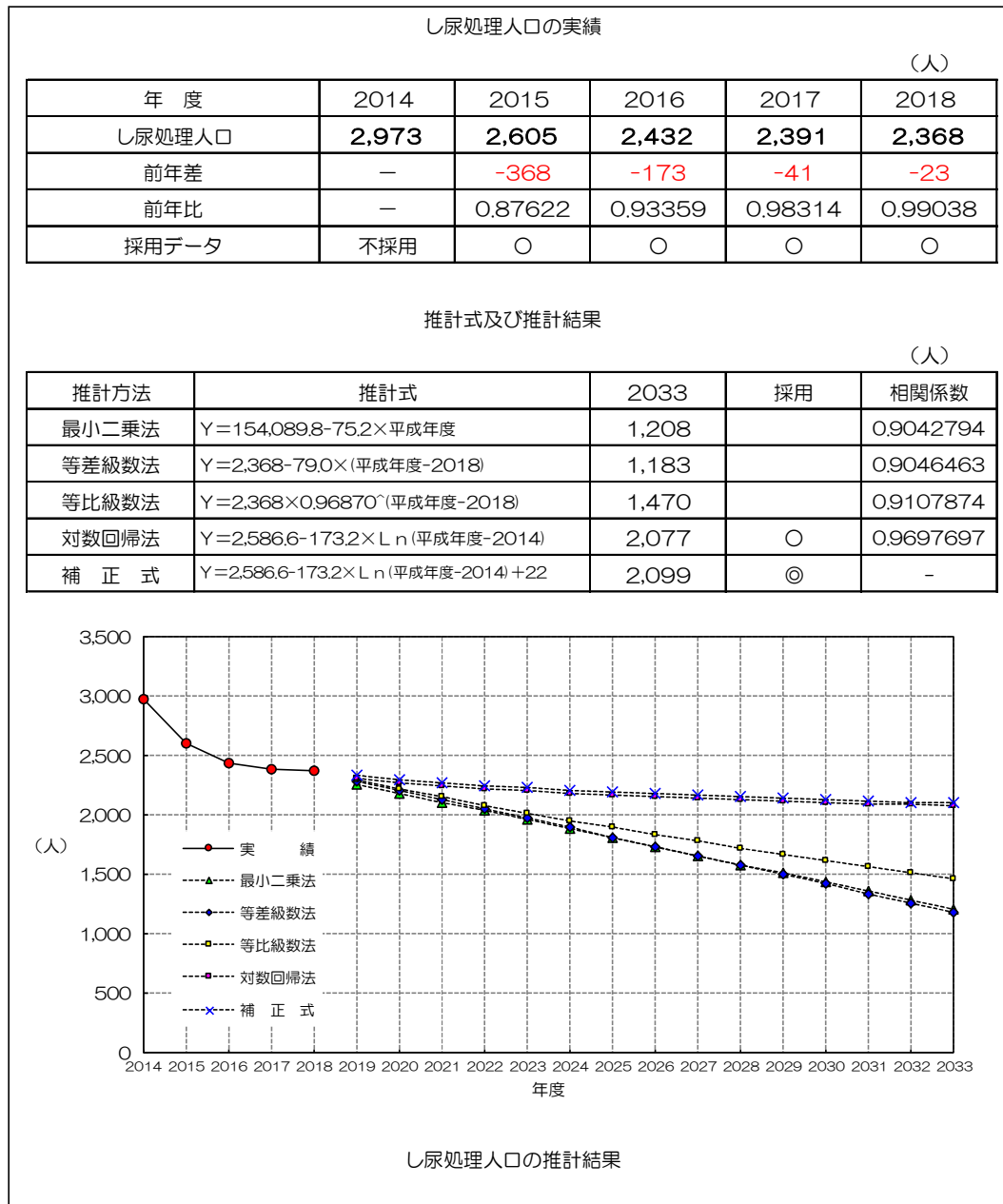
図19 浄化槽人口の予測

## 2) し尿処理人口の予測

し尿処理人口の予測結果は次のとおりです。

実績は年々減少しています。今後大きく減少することはないものと判断し、将来推計は緩やかに減少する推計式（対数回帰法）の勾配を求め、2018年度を始点とする推計式（補正式）を採用しました。

図20 し尿処理人口の予測

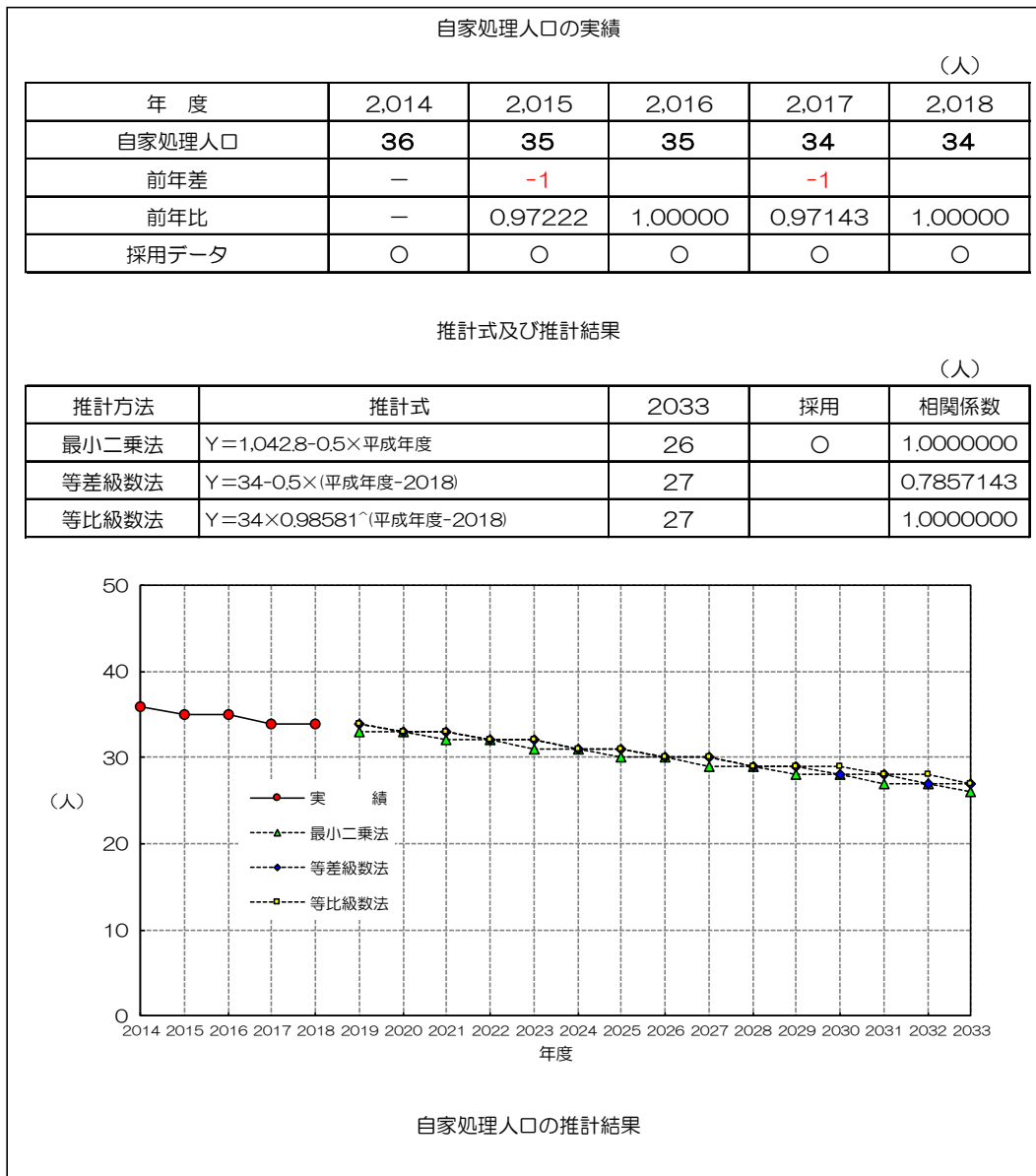


### 3) 自家処理人口の予測

自家処理人口の予測結果は次のとおりです。

実績は減少しています。よって、今後はこの傾向が継続するものと判断し、将来推計は目標年度（2033年度）において3方法の中位を示す推計式（最小二乗法）を採用しました。

図21 自家処理人口の予測



## 4) 公共下水道人口の予測

公共下水道人口の予測結果は次のとおりです。

公共下水道人口については、汚水処理構想に示された計画処理人口を用い、普及率の算出を行い、本計画の計画処理区域内人口に普及率を乗じることで本計画における計画処理人口としました。

表3 公共下水道人口の予測

年 度		実績値	推計値 (採用値：二重囲い)						
			小松島市汚水処理構想			本計画			
			計画処理区域内人口	計画処理人口	普及率	計画処理区域内人口	普及率	計画処理人口	
実 績	平成26年度(2014)	0				39,866		0	
	平成27年度(2015)	0	38,900			39,358		0	
	平成28年度(2016)	0				38,817		0	
	平成29年度(2017)	0				38,156		0	
	平成30年度(2018)	0				37,795		0	
予 測	令和元年度(2019)					37,682		0	
	令和2年度(2020)		37,100	708	1.91%	37,568	1.91%	717	
	令和3年度(2021)				2.33%	37,174	2.33%	867	
	令和4年度(2022)				2.75%	36,780	2.75%	1,013	
	令和5年度(2023)				3.18%	36,386	3.18%	1,156	
	令和6年度(2024)				3.60%	35,992	3.60%	1,296	
	令和7年度(2025)		35,200	1,416	4.02%	35,599	4.02%	1,432	
	令和8年度(2026)				4.50%	35,186	4.50%	1,584	
	令和9年度(2027)				4.98%	34,773	4.98%	1,731	
	令和10年度(2028)	中間目標年度				5.46%	34,360	5.46%	1,875
	令和11年度(2029)				5.94%	33,947	5.94%	2,015	
令和12年度(2030)		33,100	2,123	6.41%	33,534	6.41%	2,151		
令和13年度(2031)				6.96%	33,105	6.96%	2,303		
令和14年度(2032)				7.50%	32,676	7.50%	2,451		
令和15年度(2033)	目標年度			8.04%	32,247	8.04%	2,594		

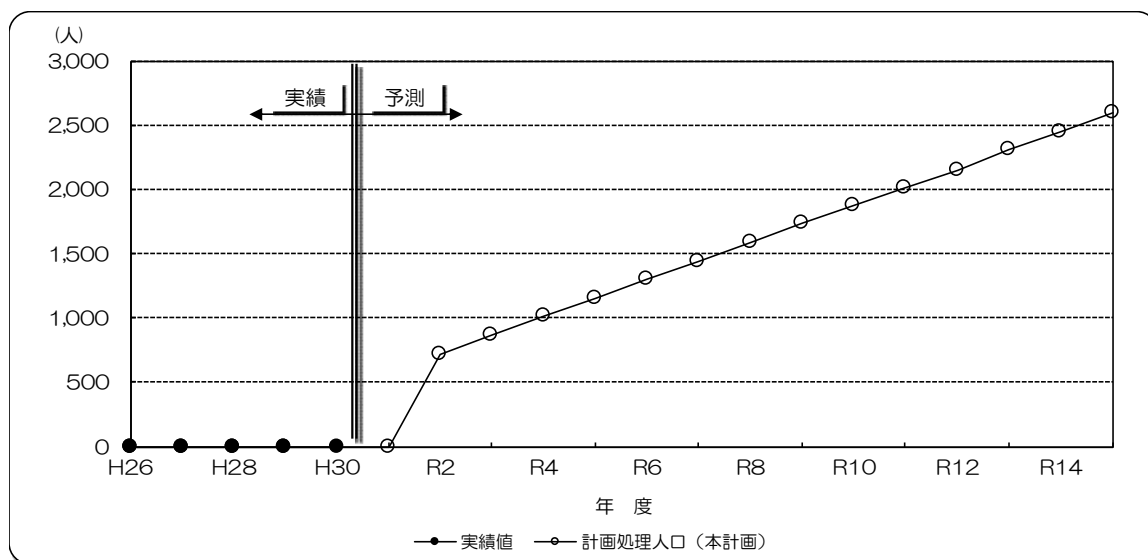


図22 公共下水道人口の予測

## 第5節 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

### （定義）【第二条】（抜粋）

この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

- 一 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物をいう。

### （国民の責務）【第二条の四】

国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

### （事業者の責務）【第三条】

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

#### ※廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

第二条（産業廃棄物）法第二条第4項第一号の政令で定める廃棄物は次のとおりとする。（以下省略）

### （国及び地方公共団体の責務）【第四条】（抜粋）

市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

4 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

## 第6節 用語の説明

### あ 行

#### ○委託業者

市の委託を受け、一般廃棄物の収集運搬を行う業者です。

#### ○一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物であり、主に家庭から生じる廃棄物を示します。事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物は事業系一般廃棄物となります。

#### ○エコショップ

資源の節約、リサイクル活動、環境保全型商品の販売など「環境にやさしい」いろいろな活動を行っている小売店、事業所、団体、企業などです。エコショップの認定については、県が行っています。

#### ○エコバッグ

買い物をするときに持参するバッグのことで、販売店が渡すレジ袋を利用しないことで、資源の節約やごみの減量につながります。

### か 行

#### ○家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

関係者（製造業者、輸入業者、小売業者、消費者）の果たすべき義務と、リサイクル義務の対象となる機器（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン）を規定し、有用な部品や材料をリサイクルして、廃棄物の減量化、資源の有効利用を推進する目的で平成10年（1998年）に制定された法律です。

#### ○環境基本法

平成5年（1993年）に制定された環境に関する分野について国の政策の基本的な方向を示す法律です。基本理念として「環境の恵沢の享受と継承」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」、「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」の3つが定められており、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境の保全に係る責務を明らかにしています。

#### ○許可業者

市の許可を得て一般廃棄物ごみの収集運搬を行う業者のことです。

#### ○グリーン購入

製品等を購入する際、品質や価格だけでなく、環境に配慮したものを優先して購入する取り組みです。

#### ○グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）

循環型社会の形成のため、製品やサービスを購入する際に環境のことを考え、リサイクル製品やエコ製品等の環境に配慮した製品を率先して購入することを推進するための法律です。また、環境に配慮した製品を総称して、グリーン製品、グリーン商品といいます。

#### ○建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）

一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けるとともに、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度などを設けることにより、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的として平成12年に制定された法律です。

#### ○公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域のことです。

#### ○小型家電リサイクル法

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するために制定された法律で、平成25年4月1日に施行されました。

#### ○戸別収集方式

各地域のごみステーション（集積場）からではなく、各戸から直接ごみを収集する方式です。

#### ○小松島市衛生組合連合会

衛生思想の普及高揚を図ることで、清潔な小松島市を建設し、理想的環境の実現に努力することを目的とする小松島市内で地区ごとに組織されている地区衛生組合の連合会です。

#### ○ごみについての性状調査

ごみの組成等の実態を把握することにより、廃棄物処理施設の適正な運営を図るための基礎資料を得ることを目的に実施している調査です。調査項目は物理組成（紙・布類、ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類、他合計6項目）、単位容積重量、三成分（水分、灰分、可燃分）、低位発熱量（実測値）です。

## さ 行

#### ○産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいいます。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づき、その適正な処理が図られる必要があります。

#### ○残渣

ごみの中間処理（焼却処理や資源化のためのヤード選別等）において、残ったか

す（焼却灰や資源化不適合物等）のことで。

### ○3010（さんまるいちまる）運動

会食や宴会の時に、『最初の30分間と最後の10分間は料理を楽しむことで食べ残しを減らす』という運動です。

### ○資源循環型社会

限りある資源を有効かつ効率的に利用するとともに再生産を行い、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のことです。

### ○資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）

事業者による製品の回収・再利用の実施などのリサイクル対策強化、製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）、回収した製品からの部品などの再使用（リユース）のための対策を新たに行うことにより、循環型経済システムの構築を目指す法律です。

### ○し渣

し尿や浄化槽汚泥から取り除いた紙類等のごみです。

### ○自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

ごみを減らし、資源を無駄遣いしないリサイクル型社会を作るために、自動車のリサイクルについて自動車の所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律です。

### ○集団回収

自治会、市民団体（PTA、子供会）等の団体が、古紙類、金属類及びびん類の資源を回収し、資源回収業者に引き取ってもらう活動のことです。

### ○循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄社会に変わるものとして、資源やエネルギーを循環的に利用する社会形成を目指した概念です。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等になることを抑制すること、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用すること、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

### ○循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成についての基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律です。

### ○浄化槽

生活排水のうち、し尿と台所や風呂等の雑排水を併せて処理ができる浄化槽です。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を「みなし浄化槽」といいます。

### ○浄化槽汚泥

浄化槽あるいはみなし浄化槽の清掃時に引き出される汚泥のことです。

### ○食品リサイクル法

食品の売れ残りや食べ残しといった食品廃棄物について、国、地方公共団体、事業者、消費者各主体の役割に応じた再生利用等の実施、食品関連事業者に対して具体的な基準に従った再生利用の実施を定めた法律です。

### ○食品ロス

売れ残りや食べ残し、期限切れ食品など、本来は食べることができた食品が廃棄されることです。

### ○新学校版環境ISO

従来为学校における節電・ごみ分別・リサイクル活動などに継続的に取り組むとともに、これらの取り組みを地域に広げ、児童・生徒が地域に出向いて、環境美化活動や自然観察などの体験活動を積極的に行い、学校における環境学習で学んだことを家庭や地域にも波及させていくことを目的とするものです。

### ○ステーション方式

行政に申請がなされた地域においてステーションを設置し、地域がとりきめたごみステーションでごみを収集する方式です。

### ○3R

廃棄物等の発生抑制（リデュース【Reduce】：切り詰める、縮小する、減らすという意味で、消耗品等を最後まで使い切るなどごみの発生を抑制すること）、再使用（リユース【Reuse】：一度使用された製品を、そのまま、もしくは製品の一部品をそのまま再度利用すること）、再生利用（リサイクル【Recycle】：資源として再び利用すること）の3つの頭文字を取り『3R』としています。

## た 行

### ○ちゅう芥類

台所から出る野菜のくずや食べ残しなどのごみです。

### ○低位発熱量

ごみの燃焼により得られる熱量です。ごみ処理施設の設計の基準となる数値です。

### ○低炭素社会

社会に多大な影響をもたらす地球温暖化の緩和を目的として、その原因である温室効果ガスのうち、大きな割合を占める二酸化炭素の排出を抑えた社会のことをいいます。

## な 行

### ○熱回収

廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し、廃棄物発電をはじめ、施設内の暖房・

給湯、温水プール、地域暖房等に利用することです。

### ○農業集落排水施設

農村地域における生活排水、農業排水の汚濁を防止し、生活環境、農業生産環境を改善するために、し尿及び雑排水の排水処理をまとめて行う施設です。

## は 行

### ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制等を内容とします。

### ○1人1日あたりのごみ排出量（g/人・日）

1人が1日あたりに排出するごみの量です。

### ○フードバンク

安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などから寄贈していただき、必要としている施設や団体等に無償で提供する活動です。

### ○不法投棄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反し、適正な処理・処分を行わず、定められた処分場以外に廃棄物を投棄することです。

### ○ペーパーレス化

事務所内の文書、書類、帳票類の電子化を進めてパソコンなどでファイルとして閲覧できるようにすることで、業務効率を改善しようという取り組みのことです。

## ま 行

### ○みなし浄化槽

生活排水のうち、台所や風呂等の雑排水を除くし尿のみを処理する浄化槽です。現在、みなし浄化槽の新設は、浄化槽法で禁止されています。

## や 行

### ○容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、生活系ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造するまたは販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実

施する、という役割分担を定めた法律です。

## ら 行

### ○ライフサイクルコスト

建設物の経済性を初期投資のコストのみならず維持、管理、更新、解体、廃棄にかかるコストも含めてライフサイクル全体で見えていくことです。

### ○ライフスタイル

社会的、文化的、経済的条件のもとで示す生活様式のことです。

### ○リサイクル率

排出されるごみの処理量に対し、資源化されたごみの割合のことをいいます。

### ○リターナブル

再使用するために返却・回収ができることを意味します。リユースは、びんなどの容器を洗浄、消毒して何度も使うことをいいます。

## 第7節 審議経過

日 時	内 容
令和元年 7月31日（水） 13:30～	第1回 会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 策定会議設置要綱の一部改正（案）</li> <li>・ 前計画の概要説明</li> <li>・ 主要項目の実績推移</li> <li>・ アンケート調査（案）の提示</li> </ul>
8月16日（金）～ 9月 6日（金）	アンケート調査の実施 （市民・事業所）
10月 2日（水） 13:30～	第2回 会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アンケート調査の結果</li> <li>・ 計画の施策について</li> <li>・ ごみ排出量の推計及び主な目標数値について</li> </ul>
11月 20日（水） 13:30～	第3回 会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本計画（素案）提示</li> <li>・ アンケート集計結果の追加報告</li> <li>・ パブリックコメントの実施報告</li> </ul>
12月 11日（水）	市議会12月定例会議（所管委員会）で報告
令和2年 1月 7日（火）～ 1月 28日（火）	パブリックコメントの実施 （意見提出なし）
2月 12日（水） 13:30～	第4回 会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本計画（素案）承認</li> <li>・ パブリックコメントの実施結果</li> <li>・ 概要版について</li> </ul>

## 第8節 小松島市一般廃棄物処理基本計画策定会議設置要綱

### (設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3の規定に基づく基本計画（以下「一般廃棄物処理基本計画」という。）の策定及び変更を行うため、小松島市一般廃棄物処理基本計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 策定会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 一般廃棄物処理基本計画に関する事項について調査検討を行うこと。
- (2) 一般廃棄物処理基本計画の素案を市長へ提出すること。

### (組織)

第3条 策定会議は、委員11人以内で組織する。

2 策定会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者又は行政改革に関わる活動等の経験を有する者
- (2) 一般廃棄物処理に関する事業に従事する者
- (3) 環境衛生、消費者行政又は商工業に関わる者
- (4) 廃棄物処理施設等施設所在地の地元関係者
- (5) 関係官公庁の職員
- (6) 前各号に定める者のほか、市長が必要と認める者

### (委員長及び副委員長)

第4条 策定会議に、委員長及び副委員長を1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、一般廃棄物処理基本計画が策定されるまでの期間若しくは一般廃棄物処理基本計画の変更が終了するまでの期間とする。ただし、一般廃棄物処理基本計画に定められた進行管理に係る分析等については、必要に応じて市長が委員を委嘱・招集するものとする。

### (会議)

第6条 策定会議の会議は委員長が招集し、会議の議長は委員長があたる。

### (意見の聴取)

第7条 策定会議は、必要があると認められるときは、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

### (庶務)

第8条 策定会議の庶務は、市民生活課及び環境衛生センターにおいて処理する。

### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年11月11日から施行する。
- 2 第6条の規定に関わらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれた会議は市長が招集する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行し、令和元年7月31日から適用する。

**小松島市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）**

発行：徳島県小松島市  
〒773-8501  
徳島県小松島市横須町1番1号

TEL：0885-32-2147

FAX：0885-33-2234

発行日：令和2年3月

編集：小松島市市民環境部市民生活課